

平成22年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成22年 6 月 16 日 開会

平成22年 7 月 9 日 閉会

} 24日間

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程	9
1. 開会日に応招した議員	11
1. 6月17日に応招した議員	11

○第1号（6月16日）

1. 開会年月日時	13
1. 議事日程	13
1. 本日の会議に付した事件	13
1. 出席議員	14
1. 欠席議員	14
1. 説明のため出席した者の職、氏名	15
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	15
1. 開 会	15
1. 新事務局長（龍野博基君）の紹介	15
1. 諸般の報告	15
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	16
1. 日程第2 議会運営委員辞任の件	16
1. 日程追加 議会運営委員選任の件	16
1. 日程第3 特別委員辞任の件	16
1. 日程追加 特別委員選任の件	16
1. 日程第4 会期の決定	17
1. 日程第5 那覇港管理組合議会議員の選挙	17
1. 那覇港管理組合議会議員の当選の告知	17
1. 日程第6 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第16号議案まで	17
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	17
1. 人事委員会（竹下勇夫君）の意見	19
1. 先議案件の委員会付託（乙第2号議案及び乙第3号議案）	19
1. 一括議題 { 日程第7 議員提出議案第1号 嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター弾の使用等に関する意見書 日程第8 議員提出議案第2号 嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター弾の使用等に関する抗議決議 }	20
1. 渡嘉敷喜代子さんの提案理由説明	20
1. 採 決	20
1. 議員派遣	20
1. 日程第9 陳情第45号、第50号、第58号、第60号、第65号から第67号まで、第72号から第75号まで、第79号、第80号及び第86号の付託の件	20
1. 委員会付託	21
1. 日程第10 議員派遣の件（第7回九州各県議会議員研究交流大会：沖縄開催）	21
1. 採 決	21
1. 休会の議決	21
1. 散 会	21

○第2号（6月24日）

1. 開議年月日時	23
1. 議事日程	23
1. 本日の会議に付した事件	23
1. 出席議員	23
1. 説明のため出席した者の職、氏名	24
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	24
1. 開 議	24
1. 諸般の報告	24
1. 日程第1 乙第2号議案及び乙第3号議案	24
1. 委員長報告（総務企画委員長）	24
1. 採 決	25
1. 日程第2 陳情第1号の取り下げの件	25
1. 採 決	25
1. 日程第3 代表質問	25
池間 淳君	25
嶺井 光君	35
仲村 未央さん	48
照屋 大河君	53
1. 散 会	58

○第3号（6月25日）

1. 開議年月日時	61
1. 議事日程	61
1. 本日の会議に付した事件	61
1. 出席議員	61
1. 説明のため出席した者の職、氏名	61
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	62
1. 開 議	62
1. 日程第1 代表質問	62
糸洲 朝則君	62
大城 一馬君	71
渡久地 修君	78
玉城 満君	88
1. 散 会	96

○第4号（6月28日）

1. 開議年月日時	99
1. 議事日程	99
1. 本日の会議に付した事件	99
1. 出席議員	99
1. 欠席議員	100
1. 説明のため出席した者の職、氏名	100

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	100
1. 開 議	100
1. 諸般の報告	100
1. 一括議題	100
日程第1 一般質問	
日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案及び乙第4号議案から 乙第16号議案まで	
1. 一般質問・質疑	100
玉城ノブ子さん	100
渡嘉敷喜代子さん	107
崎山 嗣幸君	115
奥平 一夫君	121
前田 政明君	130
瑞慶覧 功君	137
新垣 安弘君	144
1. 散 会	150

○第5号（6月29日）

1. 開議年月日時	153
1. 議事日程	153
1. 本日の会議に付した事件	153
1. 出席議員	153
1. 説明のため出席した者の職、氏名	154
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	154
1. 開 議	154
1. 一括議題	154
日程第1 一般質問	
日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案及び乙第4号議案から 乙第16号議案まで	
1. 一般質問・質疑	154
比嘉 京子さん	154
玉城 義和君	160
西銘 純恵さん	168
当銘 勝雄君	176
嘉陽 宗儀君	185
上里 直司君	194
新垣 清涼君	202
1. 散 会	210

○第6号（6月30日）

1. 開議年月日時	213
1. 議事日程	213
1. 本日の会議に付した事件	213
1. 出席議員	213
1. 欠席議員	214
1. 説明のため出席した者の職、氏名	214

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	214
1. 開 議	214
1. 諸般の報告	214
1. 一括議題	214
日程第1 一般質問	
日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案及び乙第4号議案から 乙第16号議案まで	
1. 一般質問・質疑	214
仲宗根 悟君	215
山内 末子さん	222
赤嶺 昇君	228
平良 昭一君	238
當間 盛夫君	247
吉田 勝廣君	256
中川 京貴君	265
前島 明男君	274
1. 散 会	282

○第7号（7月1日）

1. 開議年月日時	285
1. 議事日程	285
1. 本日の会議に付した事件	285
1. 出席議員	285
1. 説明のため出席した者の職、氏名	286
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	286
1. 開 議	286
1. 一括議題	286
日程第1 一般質問	
日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案及び乙第4号議案から 乙第16号議案まで	
1. 一般質問・質疑	286
吉元 義彦君	286
辻野ヒロ子さん	290
桑江朝千夫君	297
座喜味一幸君	302
照屋 守之君	308
新垣 良俊君	313
浦崎 唯昭君	319
當山 眞市君	321
1. 委員会付託	327
1. 日程第3 乙第17号議案及び乙第18号議案	327
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	327
1. 質 疑	327
前田 政明君	327
1. 委員会付託	330
1. 日程第4 陳情第117号、第124号、第140号、第149号及び第150号の付託の件	330
1. 委員会付託	331

1. 休会の議決	331
1. 散 会	331
○第8号（7月9日）	
1. 開議年月日時	333
1. 議事日程	333
1. 本日の会議に付した事件	334
1. 出席議員	336
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	337
1. 開 議	337
1. 諸般の報告	337
1. 日程第1 乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第5号議案	337
1. 委員長報告（総務企画委員長）	337
1. 採 決	338
1. 日程第2 乙第6号議案から乙第8号議案まで	338
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	338
1. 討 論	339
西銘 純恵さん	339
佐喜真 淳君	340
1. 採 決	341
1. 日程第3 平成22年第1回議会乙第22号議案	342
1. 委員長報告（土木文化環境委員長）	342
1. 採 決	343
1. 日程第4 乙第9号議案、乙第11号議案から乙第16号議案まで	343
1. 委員長報告（総務企画委員長）	343
1. 採 決	344
1. 日程第5 乙第18号議案	345
1. 委員長報告（総務企画委員長）	345
1. 採 決	345
1. 日程第6 乙第10号議案	346
1. 委員長報告（経済労働委員長）	346
1. 討 論	346
渡久地 修君	346
1. 採 決	347
1. 日程第7 乙第17号議案	347
1. 委員長報告（土木文化環境委員長）	347
1. 採 決	348
1. 日程第8 甲第1号議案	348
1. 委員長報告（総務企画委員長）	348
1. 採 決	349
1. 一括議題 { 日程第9 議員提出議案第3号 口蹄疫対策の充実・強化を求める意見書 日程第10 議員提出議案第4号 琉球大学国際沖縄研究所の機能拡充を求 める意見書 }	349
1. 玉城ノブ子さんの提案理由説明	350
1. 採 決	350

1. 一括議題	日程第11 議員提出議案第5号 細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期接種化等を求める意見書 日程第12 議員提出議案第6号 保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書	350
1. 赤嶺	昇君の提案理由説明	350
1. 採 決		351
1. 一括議題	日程第13 議員提出議案第7号 米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める意見書 日程第14 議員提出議案第8号 米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める決議	351
1. 渡嘉敷喜代子さんの提案理由説明		351
1. 採 決		351
1. 日程第15	陳情第77号	351
1. 委員長報告（総務企画委員長）		352
1. 採 決		352
1. 日程第16	陳情平成20年第80号、同第84号、陳情平成21年第39号、同第182号、同第183号、同第211号、同第212号、陳情第54号、第63号、第64号、第87号から第90号まで、第107号から第116号まで、第118号、第119号、第125号、第131号から第136号まで、第144号及び第148号	352
1. 委員長報告（経済労働委員長）		352
1. 採 決		352
1. 日程第17	陳情平成21年第163号、同第167号、同第207号、同第208号、陳情第21号、第22号、第58号、第60号、第65号から第67号まで、第72号、第73号及び第75号	352
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）		352
1. 採 決		352
1. 日程第18	議員派遣の件（平成22年度沖縄県議会議員北米等派遣）	352
1. 採 決		353
1. 日程第19	閉会中の継続審査の件	353
1. 採 決		353
1. 閉 会		353

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	355
1. 議員提出議案	387
1. 諸般の報告	397
1. 議案付託表	399
1. 委員会審査報告書	401
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	413
1. 議会運営委員辞任一覧表	427
1. 議会運営委員選任一覧表	429
1. 特別委員辞任一覧表	431
1. 特別委員選任一覧表	433
1. 議員派遣の件	435
1. 陳情文書表	437
1. 議案等処理一覧表	489

平成22年第2回沖縄県議会（定例会）会期日程				
			会期24日間	自 平成22年6月16日 至 平成22年7月9日
	月 日	曜日	日 程	備 考
1	6月16日	水	本 会 議 （会議録署名議員の指名） （議会運営委員辞任の件） （特別委員辞任の件） （会期の決定） （那覇港管理組合議会議員の選挙） （知事提出議案の説明） （議員提出議案の説明、採決） （議員派遣の件） 委 員 会（先議案件審査）	先議案件付託 請願・陳情付託
2	17日	木	議案研究	
3	18日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	19日	⊕	休 会	
5	20日	Ⓜ	休 会	
6	21日	月	委 員 会（議会運営委員会）	一般質問通告締切（正午）
7	22日	火	議案研究	
8	23日	Ⓢ	休 会	慰霊の日
9	24日	木	本 会 議（先議案件委員長報告、採決） （代表質問）	
10	25日	金	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限 （常任委）
11	26日	⊕	休 会	
12	27日	Ⓜ	休 会	
13	28日	月	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限 （特別委）
14	29日	火	本 会 議（一般質問）	
15	30日	水	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
16	7月1日	木	本 会 議（一般質問）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
17	2日	金	委 員 会（常任委員会）	
18	3日	⊕	休 会	
19	4日	Ⓜ	休 会	
20	5日	月	委 員 会（常任委員会）	
21	6日	火	委 員 会（常任委員会）	
22	7日	水	委 員 会（特別委員会）	
23	8日	木	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
24	9日	金	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

高 嶺 善 伸 君
玉 城 義 和 君
上 原 章 君
島 袋 大 君
中 川 京 貴 君
桑 江 朝千夫 君
平 良 昭 一 君
仲 村 未 央 さん
照 屋 大 河 君
渡久地 修 君
瑞慶覧 功 君
新 垣 清 涼 君
吉 田 勝 廣 君
當 山 眞 市 君
吉 元 義 彦 君
座喜味 一 幸 君
佐喜真 淳 君
玉 城 満 君
仲宗根 悟 君
崎 山 嗣 幸 君
西 銘 純 恵 さん
奥 平 一 夫 君
山 内 末 子 さん
前 島 明 男 君

新 垣 良 俊 君
仲 田 弘 毅 君
照 屋 守 之 君
辻 野 ヒロ子 さん
嶺 井 光 君
赤 嶺 昇 君
当 銘 勝 雄 君
渡嘉敷 喜代子 さん
前 田 政 明 君
玉 城 ノブ子 さん
比 嘉 京 子 さん
新 垣 安 弘 君
金 城 勉 君
糸 洲 朝 則 君
翁 長 政 俊 君
浦 崎 唯 昭 君
池 間 淳 君
新 垣 哲 司 君
具 志 孝 助 君
當 間 盛 夫 君
新 里 米 吉 君
嘉 陽 宗 儀 君
大 城 一 馬 君

6 月17日に応招した議員

上 里 直 司 君

平成22年 6 月16日

平成22年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成22年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 1 号）

平成22年6月16日（水曜日）午前10時1分開会

議 事 日 程 第 1 号

平成22年6月16日（水曜日）

午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員辞任の件

第 3 特別委員辞任の件

第 4 会期の決定

第 5 那覇港管理組合議会議員の選挙

第 6 甲第 1 号議案及び乙第 1 号議案から乙第16号議案まで（知事説明）

第 7 嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター弾の使用等に関する意見書

{	渡嘉敷喜代子 さん	中 川	京 貴 君	}	提出 議員提出議案第 1 号
	桑江朝千夫 君	吉 元	義 彦 君		
	具志 孝助 君	照屋	大河 君		
	前田 政明 君	上原	章 君		
	新垣 清涼 君	玉城	満 君		
	山内 末子 さん	吉 田	勝 廣 君		
	玉城 義和 君				

第 8 嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター弾の使用等に関する抗議決議

{	渡嘉敷喜代子 さん	中 川	京 貴 君	}	提出 議員提出議案第 2 号
	桑江朝千夫 君	吉 元	義 彦 君		
	具志 孝助 君	照屋	大河 君		
	前田 政明 君	上原	章 君		
	新垣 清涼 君	玉城	満 君		
	山内 末子 さん	吉 田	勝 廣 君		
	玉城 義和 君				

第 9 陳情第45号、第50号、第58号、第60号、第65号から第67号まで、第72号から第75号まで、第79号、第80号及び第86号の付託の件

第10 議員派遣の件（第7回九州各県議会議員研究交流大会：沖縄開催）

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議会運営委員辞任の件

日程第 3 特別委員辞任の件

日程第 4 会期の決定

日程第 5 那覇港管理組合議会議員の選挙

日程第 6 甲第 1 号議案及び乙第 1 号議案から乙第16号議案まで

甲第 1 号議案 平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 乙第3号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 乙第4号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
 乙第5号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
 乙第6号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
 乙第7号議案 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
 乙第8号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 乙第9号議案 工事請負契約について
 乙第10号議案 指定管理者の指定について
 乙第11号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
 乙第12号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
 乙第13号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
 乙第14号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について
 乙第15号議案 専決処分の承認について
 乙第16号議案 専決処分の承認について

日程第7 嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター弾の使用等に関する意見書

日程第8 嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター弾の使用等に関する抗議決議

日程第9 陳情第45号、第50号、第58号、第60号、第65号から第67号まで、第72号から第75号まで、第79号、第80号及び第86号の付託の件

日程第10 議員派遣の件（第7回九州各県議会議員研究交流大会：沖縄開催）

出席議員（46名）

議長	高嶺善伸	君	24番	前島明男	君
副議長	玉城義和	君	25番	新垣良俊	君
1番	上原章	君	26番	仲田弘毅	君
2番	島袋大	君	27番	照屋守之	君
3番	中川京貴	君	28番	辻野ヒロ子	さん
4番	桑江朝千夫	君	29番	嶺井光	君
5番	平良昭一	君	30番	赤嶺昇	君
6番	仲村未央	さん	31番	当銘勝雄	君
7番	照屋大河	君	32番	渡嘉敷喜代子	さん
8番	渡久地修	君	33番	前田政明	君
9番	瑞慶覧功	君	34番	玉城ノブ子	さん
10番	新垣清涼	君	35番	比嘉京子	さん
12番	吉田勝廣	君	36番	新垣安弘	君
13番	當山眞市	君	37番	金城勉	君
14番	吉元義彦	君	39番	翁長政俊	君
15番	座喜味一幸	君	40番	浦崎唯昭	君
16番	佐喜真淳	君	41番	池間淳	君
17番	玉城満	君	42番	新垣哲司	君
18番	仲宗根悟	君	43番	具志孝助	君
19番	崎山嗣幸	君	44番	當間盛夫	君
20番	西銘純恵	さん	46番	新里米吉	君
21番	奥平一夫	君	47番	嘉陽宗儀	君
22番	山内末子	さん	48番	大城一馬	君

欠席議員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	会 計 管 理 者	米 蔵 博 美 さん
副 知 事	安 里 カツ子 さん	知 事 公 室	饒平名 知 成 君
副 知 事	上 原 良 幸 君	秘書広報統括監	
知 事 公 室 長	又 吉 進 君	総 務 部	新 垣 郁 男 君
総 務 部 長	兼 島 規 君	財 政 統 括 監	
企 画 部 長	川 上 好 久 君	教 育 委 員 会 長	比 嘉 梨 香 さん
文化環境部長	下 地 寛 君	教 育 長	金 武 正八郎 君
福祉保健部長	奥 村 啓 子 さん	公安委員会委員	翁 長 良 盛 君
農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君	警 察 本 部 長	黒 木 慶 英 君
観光商工部長	勝 目 和 夫 君	労働委員会会長	比 嘉 正 幸 君
土木建築部長	仲 田 文 昭 君	人事委員会委員	竹 下 勇 夫 君
企 業 局 長	宮 城 嗣 三 君	代表監査委員	又 吉 春 三 君
病院事業局長	伊 江 朝 次 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	龍 野 博 基 君	主 査	大 城 佳 美 さん
次 長	新 城 博 君	主 査	金 城 悦 子 さん
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君	政 務 調 査 課 長	城 間 正 彦 君
副 参 事 兼 補 佐 課 長	平 田 善 則 君	副 参 事	知 念 正 治 君
主 査	佐久田 隆 君	主 幹	上 原 貴 志 君
主 査	仲宗根 章 君		

○議長（高嶺善伸君） ただいまより平成22年第2回
沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

この際、御紹介いたします。

前事務局長遊佐信雄君が去る3月31日付で退職し、
その後任に龍野博基君が就任いたしました。（拍手）

○議長（高嶺善伸君） 日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案17
件並びに平成21年度繰越計算書、平成22年5月末現在の
平成22年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会
計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、本日、渡嘉敷喜代子さん外12人から、議員提出
議案第1号「嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター
弾の使用等に関する意見書」及び議員提出議案
第2号「嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター
弾の使用等に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別
委員会に付託すべき陳情を除く陳情48件は、お手元に
配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会
に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた公安委員会委員長
安里昌利君は、別用務のため本日、25日、28日、29日
及び7月1日の会議に出席できない旨の届け出があり
ましたので、その代理として本日、25日及び7月1日
の会議に公安委員会委員翁長良盛君、28日及び29日
の会議に同委員会委員幸喜徳子さんの出席を求めまし
た。

また、人事委員会委員長仲吉朝信君は、所用のため
本日、24日、25日及び28日から7月1日までの会議に
出席できない旨の届け出がありましたので、その代理
として本日の会議に人事委員会委員竹下勇夫君、24
日、25日及び28日から7月1日までの会議に同委員会
事務局長岩井健一君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に
より御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

17番 玉 城 満 君 及び

22番 山 内 末 子 さん

を指名いたします。

◆・・・◆

○議長（高嶺善伸君） 日程第 2 議会運営委員辞任の件を議題といたします。

〔議会運営委員辞任一覧表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 6月1日、照屋守之君外2人から、お手元に配付の議会運営委員辞任一覧表のとおり、それぞれ都合により議会運営委員を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

照屋守之君外2人の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員辞任一覧表のとおり、照屋守之君外2人の議会運営委員の辞任をそれぞれ許可することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま照屋守之君外2人の議会運営委員の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、議会運営委員選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 議会運営委員選任の件を議題といたします。

〔議会運営委員選任一覧表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の議会運営委員選任一覧表のとおり、中川京貴君外2人をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員選任一覧表のとおり、議会運営委員に中川京貴君外2人をそれぞれ選任することに決定いたしました。

◆・・・◆

○議長（高嶺善伸君） 日程第 3 特別委員辞任の件を議題といたします。

〔特別委員辞任一覧表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 6月1日、中川京貴君外3人から、お手元に配付の特別委員辞任一覧表のとおり、それぞれ都合により特別委員を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

中川京貴君外3人の特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、特別委員辞任一覧表のとおり、中川京貴君外3人の特別委員の辞任をそれぞれ許可することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま中川京貴君外3人の特別委員の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、特別委員選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、特別委員選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 特別委員選任の件を議題といたします。

〔特別委員選任一覧表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

特別委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の特別委員選任一覧表のとおり、仲田弘毅君外3人をそれぞれ指名いたしましたと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、特別委員選任一覧表のとおり、仲田弘毅君外3人をそれぞれ特別委員に選任することに決定いたしました。



○議長（高嶺善伸君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から7月9日までの24日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から7月9日までの24日間と決定いたしました。



○議長（高嶺善伸君） 日程第5 那覇港管理組合議会議員の選挙を行います。

本件は、本県議会から選出された那覇港管理組合議会議員が辞職したことに伴い、那覇港管理組合同約第8条の規定により、本県議会議員のうちから同組合議会議員1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 那覇港管理組合議会議員には翁長政俊君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました翁長政俊君を那覇港管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました翁長政俊君が那覇港管理組合議会議員に当選されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま那覇港管理組合議会議員に当選されました翁長政俊君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

〔翁長政俊君 起立 会釈〕

○議長（高嶺善伸君） これをもって選挙を終了いたします。



○議長（高嶺善伸君） 日程第6 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第16号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

平成22年第2回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件、条例議案8件、議決議案2件、同意議案4件、承認議案2件の合計17件であります。

まず、甲第1号議案の予算議案について御説明申し上げます。

甲第1号議案「平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」は、沖縄特別振興対策調整費に係る事業のほか、口蹄疫対策など緊急に対応を要する経費について50億9252万2000円を計上しており、これを既決予算額6054億6300万円に加えた改予算額は、6105億5552

万2000円となります。

歳出の主な項目について御説明申し上げますと、投資的経費は8億9559万8000円で、そのうち、普通建設補助事業が観光案内サイン整備事業などで5億3177万4000円、普通建設単独事業は、水産海洋研究センター移転整備事業などで3億6382万4000円などとなっております。

その他の経費は41億9692万4000円となっており、そのうち、物件費は沖縄国際航空物流ハブの活用を推進する事業など17億1708万2000円、補助費等は沖縄観光力強化事業や口蹄疫対策として畜産農家等を支援する緊急対策事業など24億6067万1000円などとなっております。

なお、今回の補正予算の財源は、

国庫支出金 31億3339万6000円

繰入金 19億5912万6000円

となっております。

次に、乙第1号議案から乙第8号議案までの条例議案について御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」は、雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、退職した職員が失業している場合の退職手当の受給資格要件に係る規定等を整備するため条例を改正するものであります。

乙第2号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、育児のための早出遅出勤務等の請求をすることができる職員の範囲を広げるとともに、職員が3歳未満の子を養育するために請求した場合には、時間外勤務等をさせてはならないこととする必要があるため条例を改正するものであります。

乙第3号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、職員について、その配偶者が育児休業をしている場合等においても育児休業等を行うことができるよう条例を改正するものであります。

なお、乙第2号議案及び乙第3号議案につきまして、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

乙第4号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、土壤汚染対策法の一部が改正されたことに伴い、汚染土壌処理業許可更新申請手数料等の徴収根拠を定めるため条例を改正するものであり

ます。

乙第5号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、法人の県民税の規定を整理し、法人の事業税における清算所得課税を廃止するとともに、県たばこ税の税率を改めるため条例を改正するものであります。

乙第6号議案「沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、介護支援専門員再研修実施手数料等の徴収根拠を定めるため条例を改正するものであります。

乙第7号議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が施行されたことに伴い、同法の規定に基づき授業料及び受講料を徴収することとする特別の事由がある場合を定めるため条例を改正するものであります。

乙第8号議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立石川青少年の家及び沖縄県立玉城青少年の家の管理を指定管理者に行わせるため条例を改正するものであります。

次に、乙第9号議案及び乙第10号議案の議決議案について御説明申し上げます。

乙第9号議案「工事請負契約について」は、南北大東地区地上デジタル放送伝送機器製作設置等工事の請負契約の締結について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第1条の規定により議決を求めるものであります。

乙第10号議案「指定管理者の指定について」は、公の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものであります。

次に、乙第11号議案から乙第14号議案までの同意議案について御説明申し上げます。

乙第11号議案「沖縄県人事委員会委員の選任について」は、人事委員会委員1人が平成22年7月15日で任期満了するので、その後任を選任するため地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

乙第12号議案「沖縄県収用委員会委員の任命について」は、収用委員会委員2人が平成22年7月22日で任期満了するので、その後任を任命するため土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

乙第13号議案「沖縄県公安委員会委員の任命につい

て」は、公安委員会委員 1 人が平成22年7月22日で任期満了するので、その後任を任命するため警察法第39条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

乙第14号議案「沖縄県公害審査会委員の任命について」は、公害審査会委員12人が平成22年8月3日で任期満了するので、その後任を任命するため公害紛争処理法第16条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

最後に、乙第15号議案及び乙第16号議案の承認議案について御説明申し上げます。

乙第15号議案「専決処分の承認について」は、地方税法の一部が改正され、平成22年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったため、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

乙第16号議案「専決処分の承認について」は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、平成22年4月1日から施行されることに伴い、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったため、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員。

〔人事委員会委員 竹下勇夫君登壇〕

○人事委員会委員（竹下勇夫君） おはようございます。

人事委員会委員の竹下勇夫でございます。よろしくお願いたします。

ただいま議長から地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

初めに、乙第1号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、雇用保険法の一部改正に伴い、県を退職した職員が失業している場合の退職手当の受給資格要件について所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。

次に、乙第2号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、3歳に満たない子のある職員について、時間外勤務の制限の請求をすることができることとするなど、職員の就業と育児、介護の両立支援等を一層進めるため所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。

次に、乙第3号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正を踏まえ、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、育児休業等の取得要件を緩和し、両親ともに育児休業の取得ができるようにすることなど所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 人事委員会の意見の開陳は終わりました。

○議長（高嶺善伸君） この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、乙第2号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び乙第3号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、両議案については、これより直ちに質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第2号議案及び乙第3号議案については総務企画委員会に付託いたします。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第7 議員提出議案第1号 嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター弾の使用等に関する意見書及び日程第8 議員提出議案第2号 嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター弾の使用等に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
渡嘉敷喜代子さん。

〔議員提出議案第1号及び第2号 巻末に掲載〕

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び第2号の2件につきましては、6月1日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター弾の使用等について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター弾の使用等に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター弾の使用等に関する抗議決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、抗議決議のあて先で在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事及び第18航空団司令官につきましては、その趣旨を要請するために米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見っておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第1号「嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター弾の使用等に関する意見書」及び議員提出議案第2号「嘉手納飛行場への外来機の飛来とクラスター弾の使用等に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま可決されました議員提出議案第2号に関し、提案理由説明の際提出者から、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事及び第18航空団司令官については、その趣旨を要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第2号の趣旨を在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事及び第18航空団司令官に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第9 陳情第45号、第50号、第58号、第60号、第65号から第67号まで、第72号から第75号まで、第79号、第80号及び第86号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情14件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 日程第10 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を第7回九州各県議会議員研究交流大会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明6月17日から23日までの7日間休会といたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明6月17日から23日までの7日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、6月24日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時42分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 玉 城 満

会議録署名議員 山 内 末 子

平成22年 6 月24日

平成22年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成22年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

平成22年6月24日（木曜日）午前10時1分開議

議事日程第2号

平成22年6月24日（木曜日）

午前10時開議

第1 乙第2号議案及び乙第3号議案（総務企画委員長報告）

第2 陳情第1号の取り下げの件

第3 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第2号議案及び乙第3号議案

乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第2 陳情第1号の取り下げの件

日程第3 代表質問

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君
2番	島袋大君	27番	照屋守之君
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君
5番	平良昭一君	30番	赤嶺昇君
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん
8番	渡久地修君	33番	前田政明君
9番	瑞慶覧功君	34番	玉城ノブ子さん
10番	新垣清涼君	35番	比嘉京子さん
11番	上里直司君	36番	新垣安弘君
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	44番	當間盛夫君
20番	西銘純恵さん	46番	新里米吉君
21番	奥平一夫君	47番	嘉陽宗儀君
22番	山内末子さん	48番	大城一馬君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多 君	知事公室	饒平名 知成 君
副知事	安里カツ子 さん	秘書広報統括監	
副知事	上原良幸 君	総務統括部監	新垣 郁男 君
知事公室長	又吉 進 君	財政統括監	
総務部長	兼島 規 君	教育委員会 会長	比嘉 梨香 さん
企画部長	川上 好久 君	教育 長	金武 正八郎 君
文化環境部長	下地 寛 君	公安委員会 会長	安里 昌利 君
福祉保健部長	奥村 啓子 さん	公安委員会 会長	安里 昌利 君
農林水産部長	比嘉 俊昭 君	警察本部 長	黒木 慶英 君
観光商工部長	勝目 和夫 君	労働委員会 会長	平良 宗秀 君
土木建築部長	仲田 文昭 君	労務局 長	
企業局長	宮城 嗣三 君	人事委員会 会長	岩井 健一 君
病院事業局長	伊江 朝次 君	人事局 長	
会計管理者	米蔵 博美 さん	代表監査委員	又吉 春三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	龍野 博基 君	主 査	仲宗根 章 君
次 長	新城 博 君	主 査	大城 佳美 さん
参事兼議事課長	嘉陽 安昭 君	主 査	金城 悦子 さん
副参事兼補佐	平田 善則 君	政務調査課長	城間 正彦 君
課長		副 参 事	知念 正治 君
主 査	佐久田 隆 君		

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた労働委員会会長比嘉正幸君は、所用のため本日、25日及び28日から7月1日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として労働委員会事務局長平良宗秀君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 乙第2号議案及び乙第3号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました乙第2号議案及び乙第3号議案の条例議案2件について、委員会に

おける審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第2号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い関係条例を改正するものである。

主な改正内容は、第1点目に、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務について、配偶者が常態として子または要介護者を養育または介護できるかどうかにかかわらず、職員が請求できることとする。

第2点目として、3歳未満の子を養育する職員から請求があった場合は、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務を免除する規定を新設するとの説明がありました。

本案に関し、早出遅出勤務は、育児を行う職員だけではなく、家族の介護を行う職員も対象となるのかと

の質疑がありました。

これに対し、早出遅出勤務は、家族介護を行う職員も対象となるとの答弁がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正されたことに伴い関係条例を改正するものである。

主な改正内容は、配偶者が育児休業をしている場合でも、育児休業の取得及び育児短時間勤務または部分休業の取得を可能とすることであるとの説明がありました。

本案に関し、育児休業の取得状況はどうなっているか、男性職員、女性職員それぞれの取得率はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、知事部局職員の育児休業取得状況は、平成19年度が180人、平成20年度が163人、平成21年度が178人となっている。平成20年度の県職員全体における男性職員の育児休業の取得は、対象者930人のうち取得者5人で0.5%、女性職員は対象者600人のうち取得者588人で98.0%の取得率となっているとの答弁がありました。

次に、男性職員の育児休業取得を進めるため、どのような取り組みを行う考えかとの質疑がありました。

これに対し、男性職員の育児休業取得を進めるためには、男性職員が育児休業を取得しやすくする環境を整備することが第一であり、そのため子育て応援プラン等を通じての子育てに関する施策の周知徹底やワーク・ライフ・バランスについての研修などにより、職員の意識改革や職場の環境づくりを行う考えであるとの答弁がありました。

次に、育児休業中の給与の支給はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、育児休業中は無給であるとの答弁がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第2号議案及び乙第3号議案の2件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げて御報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第2号議案及び乙第3号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案及び乙第3号議案は、原案のとおり可決されました。

—————◆・・・◆—————

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 陳情第1号の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、陳情者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号の取り下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

—————◆・・・◆—————

○議長（高嶺善伸君） この際、念のため申し上げます。

本日、25日及び28日から7月1日までの6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

—————◆・・・◆—————

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

池間 淳君。

〔池間 淳君登壇〕

○池間 淳君 おはようございます。

自由民主党を代表して代表質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、11月県知事選挙への対応について。

仲井眞知事は、現場主義をモットーに、県経済のさらなる発展のため産業の振興・育成を図り、医療や福祉を充実させ、社会的弱者や子供、高齢者などに対するきめ細かい対応を進め、普天間飛行場移設問題については早期解決を政府に求めてまいりました。そして、公約で掲げた14の目標と170の施策については、そのすべてにおいて着手がなされており、大いに評価

するものであります。

しかしながら、県政最大の懸案事項である普天間飛行場の移設問題については、今後、沖縄県知事としてどのように対応するか、県民の注目するところであります。この問題への対応をめぐり知事の苦悩が続くものと考えますが、一方で、仲井真知事としては、普天間基地の移設については自身で解決したい気持ちが強いと思います。

知事、今後とも県民の先頭に立って頑張ることを期待いたしまして、次の質問をいたします。

本日は、参議院議員選挙の公示が行われました。いよいよ知事選挙の投開票も11月28日と決定をいたしております。11月に行われる県知事選挙への対応について、仲井真知事の率直なお気持ちをお聞かせください。

(2)、鳩山前政権の評価について。

民主党最大の實力者である小沢前幹事長は、選挙に勝つことが最大の目標であり、そのためには郵政民営化法案をたった1日の審議で衆議院で強行採決という常軌を逸した暴挙にさえ出たのであります。

鳩山政権のもとで最も大きな政策であった子ども手当が去る4月から実施され、6月から全国で支給が開始されておりますが、これは明らかに7月の参議院議員選挙対策と言わざるを得ないものであります。子ども手当については、将来の子供たちへの負担増となる莫大な財源問題などが整理されず、無理に数の力で見切り発車しているのは御承知のとおりであります。

次年度以降の財源はめども立たない状況で、今年度同様の膨大な赤字国債に頼らざるを得ないと言われており、鳩山政権の跡を継いだ菅政権は、早くもマニフェストの見直しを行っております。民主党のマニフェストがいかに国の財政の実態からかけ離れたものであったかをみずから認めたものだと思います。しかも、民主党は、無駄を省き財政を見直せば公約に掲げた政策を実現する財政は出てくるとっておきながら、1年もたたないのに菅首相は消費税の導入さえ明言したのであります。我が国の政治・経済が今後どうなるかは菅新政権に引き継がれましたが、我々は今後も注視してまいりたいと思います。8カ月という短期間で幕を閉じた鳩山政権に対し、知事はどのように評価しておられますか、お伺いいたします。

ア、鳩山前政権は、鳩山前首相の発言の軽さや関係閣僚間の意見の不一致、選挙優先ばらまきが目立った。特に、普天間移設問題は迷走に迷走を重ね日米関係を悪化させ、「最低でも県外」との約束を破り辺野古へ回帰する結論を出しました。このような鳩山前政

権に対する知事の御見解を伺います。

イ、子ども手当の支給は将来の子供たちへの負担増となる莫大な財源問題や、支給条件に子供の日本国内居住を義務づけていないことから起こる支給対象の問題を抱えたままスタートしておりますが、本県における対応について伺います。

ウ、高校授業料無償化について、私立高校などの支給対象を日本国内に住所を有する者としているため、日本にある外国人学校の生徒には支給されますが、海外に住む日本人高校生には支給されない矛盾が指摘されております。本県における状況はどうなっておりますか伺います。

エ、農業政策について、米農家を対象に戸別補償制度を導入した一方で、土地改良事業費の大幅削減を実施するとしております。本県農業に及ぼす影響について伺います。

(3)、尖閣諸島領有権問題について。

去る5月27日、鳩山前首相の要請で全国知事会が開かれました。報道によりますと、その席上、東京都の石原知事から鳩山前首相に、尖閣諸島で日中が衝突したら日米安全保障条約は発動されますかとの趣旨の質問をしたのに対し、鳩山前首相は、「施政権は当然日本が有しているが」としながら、「米国は帰属問題は日中間で議論して結論を見いだしてもらいたいということだと理解している」と述べたということであります。とんでもない。これは我が国の首相の発言としては極めて不適切であり、尖閣諸島は国際法上も我が国固有の領土であります。尖閣諸島の帰属問題に対する認識が疑われる発言であります。仲井真知事はこの会議に出席しておりますが、尖閣諸島を管轄する沖縄県知事としての見解を伺います。

ア、5月27日の全国知事会において鳩山前首相は、尖閣諸島の領有権問題について、「米国は帰属問題は日中間で議論して結論を見いだしてもらいたいということだと理解している」と述べております。尖閣諸島に領土問題は存在しないと考えますが、知事の御見解を伺います。

イ、尖閣諸島周辺海域への中国や台湾の調査船や漁船の領海侵犯に対処するため、警備を強化するよう国に要請する必要があると考えますが、県の考えを伺います。

2、普天間飛行場移設問題について。

普天間飛行場の移設問題で迷走に迷走を重ねた鳩山政権が、事実上の辺野古回帰である新たな日米合意を結び、あっさり退陣してしまいました。鳩山首相が辞任にまで追い込まれた最大の要因は、普天間飛行場の

移設問題であることは明白であります。

鳩山前首相は、米国、地元、連立与党の合意を得て5月末までに移設を決定すると明言、さらには移設先について腹案があると言ったり、「辺野古の海に立てば、埋め立てられることは自然に対する冒瀆」と発言するなど、県民の期待を高め続けたのであります。

その結果は、5月4日の仲井真知事との会談で、「すべてを県外というのは現実的に難しい。沖縄に負担をお願いしなければならない」と、これまでの発言を後退させ、5月23日の仲井真知事との2度目の会談では、名護市「辺野古の付近にお願いせざるを得ない」との結論に至った」と、これまでの発言から一変して県内移設を通告いたしました。

このように、鳩山前首相の普天間飛行場の移設問題をめぐる発言は、結果を見れば何の根拠もなく思いつき、場当たり的な対応であったことが明白になったのであります。首相として、トップリーダーとしての信念や見識も見られず、辞任表明で、沖縄の県外に米軍基地をできる限り移す努力をしなければならないとの思いで半年間努力をしてきたと心情を吐露した言葉がむなしく聞こえるほど、沖縄県民に不信と失望を与えたのであります。その責任は、鳩山前首相だけでなく、民主党という党としての責任もあります。日本の安全保障にかかわる重要な問題であるにもかかわらず、党の幹事長を初めとする役員は、内閣、官邸の問題として関心を示さず、内閣と党を挙げてこの問題に対処するという一体感も見られなかったことは言うまでもありません。

菅総理は、普天間飛行場の移設問題について、鳩山前首相が交わした日米合意を踏襲するとしておりますが、我々沖縄県民はこれを断じて許すわけにはいきません。

日米合意は、8月末までの代替施設の位置と工法の検討を完了することとなっているようですが、その前に地元の合意をどのようにするつもりでしょうか。日米合意の実行を急ぐ余り、沖縄県の頭越しに事を進めることは避けるべきであり、地元沖縄の声を聞く耳を持つべきであります。

そこで伺います。

(1)、普天間飛行場の移設先を名護市辺野古崎地区とこれに隣接する水域とする日米合意を菅新政権も踏襲すると表明しましたが、位置、工法等はまだ具体的に示されておられません。現在の状況と県の認識を伺います。

(2)、民主党政権は、みずから普天間飛行場を県外に移設すると約束しながら、それをほごにし、県民の怒

りを買っております。その責任は政府にあると思いますが、県の御見解を賜ります。

(3)、普天間飛行場移設問題は、事実上辺野古回帰という結果になりましたが、埋立許認可権限を持つ知事としてどのように対応するのか、知事の基本姿勢を伺います。

(4)、海兵隊員8000人及びその家族9000人のグアム移転については、「代替施設の完成に向けての具体的な進展にかかっている」とし、訓練移転は、移転先の「適切な施設が整備されることを条件」としております。実際の負担軽減につながるか疑問でありますが、県の見解を伺います。

(5)、報道によれば、名護市辺野古への移設建設の可否のボールは沖縄側にあるとして、知事が明確に反対を表明すれば政府は新たな移設案を検討すると主張しておりますが、そのような主張は既に消えた辺野古陸上案の復活を念頭に置いた仮説としか考えられませんが、知事の御見解をよろしく伺います。

3、基地問題について。

空軍最新鋭ステルス戦闘機F22Aラプター12機が6月から4カ月間、嘉手納基地に一時配備されることで、地元では事実上の常駐化ではないかと怒りの声が上がっております。嘉手納基地にはF22A以外の外来機の飛来も多く、米軍再編に伴う日米合意で嘉手納基地所属のF15戦闘機の本土訓練移転が決められており、本来負担軽減につながるはずが、外来機飛来によりむしろ爆音被害はふえているというのが現状であります。

このため、去る5月31日には嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会が、沖縄防衛局と外務省沖縄事務所に対し嘉手納基地への外来機の飛来の中止を申し入れております。嘉手納町では、特に深夜・早朝の爆音被害により住民生活が根本から破壊されているとして改善を求めておりますが、国の対応は軟弱であり悲観材料だけが目立っているのであります。

その上、米海兵隊岩国基地所属のF18戦闘攻撃機が数度にわたりクラスター弾を積み、沖縄近海の射爆撃場で投下したとの報道がされております。心配であります。クラスター弾は、殺傷能力が高く、非人道的兵器として国際的に全面禁止に向けた動きが進んでいるにもかかわらず、このような集束弾が沖縄近海に投下されることに地元の不安と反発が高まるのは当然であります。政府は、今のところ米側に使用禁止を求める姿勢を示していないようですが、人道的見地から問題が残ると考えますが、知事の見解を伺います。

(1)、米海兵隊岩国基地所属のF18戦闘攻撃機が数

度にわたりクラスター弾を積み、沖縄近海の射爆撃場で投下されていると言われておりますが、県の対応と国の姿勢について伺います。

(2)、空軍最新鋭ステルス戦闘機F22Aが4カ月間、嘉手納基地に一時配備されております。たび重なる配備は事実上の常駐化ではないかと思いますが、県の御見解を伺います。

(3)、キャンプ・ハンセン内で海兵隊レンジにおける実弾訓練が始まっておりますが、流弾の危険性への対応とレンジ4の撤去について伺います。

(4)、日米合同委員会で合意された騒音防止協定と国土交通省航空局の運航マニュアルとの関係について。また、二重基準との指摘についてはどうか伺います。

(5)、知事は、北部訓練場のヘリパッド移設予定地を視察しましたが、その感想と今後どのように国に対して対策を求めているのか伺います。

4、離島・過疎地域の振興について。

本県の離島地域は小規模で狭隘な地域が多く、地理的・自然的条件から来る不利性により自立的発展のための基盤整備がおくれ、本島に比べ多くの格差が存在しております。その上、地域活性化の中核となる若者の島外への慢性的な流出により人口の高齢化が進行し、地域経済や社会活動の停滞を招いております。県や国による離島振興策に係る各種施策の実施により以前のような厳しい状況は緩和されてまいりましたが、社会資本の整備や若者の定住促進など、課題は山積しております。我が県は、多くの過疎地域を抱えており、過疎地域との振興を図ることも県政の大きな課題となっております。

このような過疎地域に対する支援対策の柱となるのが改正過疎地域自立促進特措法であります。同法は1970年に制定され、これまで3回、10年ごとに議員立法で延長されてきており、今回も改正法が成立し6年間の延長が決まりました。これまで過疎法による予算は80兆円以上に達しているようではありますが、本県の過疎地域を含め、今日まで過疎化が改善された例はないようであります。その反省から、今回の改正では従来の道路や港湾などの社会基盤施設などハード面から、医師や地域交通の確保などソフト事業に拡大しており、より地域にとって有利となっております。今後は、地域住民が何を必要としているか、施設はつくったが維持管理に長期の財政負担がかからないかなど、根本的な見直しが求められていると考えます。県においては、本県離島の多様な特色を生かした振興策の過疎地域の抜本的な対策を戦略的・戦術的に実施していくことが求められていると考えます。

そこで伺います。

(1)、2010年度で重点的に実施する離島振興策の主な事業について伺います。

(2)、離島航空の就航便燃料税や航空運賃の軽減措置と離島航路への補助制度の拡充について伺います。

(3)、改正過疎地域自立促進特措法が成立し6年間の延長が決まったが、本県過疎市町村における自立に向けた支援策について県の基本的な考えを伺います。

(4)、改正過疎特措法による支援策のあり方について、過疎市町村にとって施設整備にかかる維持管理費が長期の財政負担につながることが懸念材料となっておりますが、県の対策を伺います。

(5)、改正過疎特措法は、医師や地域交通の確保などソフト事業へも拡大しましたが、県が実施している医師確保のための医学部生等への奨学金貸与制度の活用について伺います。

(6)、自衛隊による急患空輸について、離島における急患空輸体制の整備を図る観点から制度的位置づけが必要ではないかと思いますが、知事の御見解を賜ります。

5、口蹄疫防疫対策について。

口蹄疫の怖さは、去る4月20日に宮崎県で感染が確認され瞬く間に宮崎県内に拡大し、宮崎牛ブランドを支える貴重な種牛を含め数万頭の牛や豚が殺処分されたことからもうかがわれます。国内で92年ぶりに発生したと言われた2000年の口蹄疫発生の際には、宮崎県と北海道で740頭の牛が処分されておりますが、今回は農林大臣の外遊など初動のおくれにより前回の100倍以上も対象となっており、けた違いの規模であります。まさに大きな人災であり、政府の責任は重大であります。

口蹄疫が発生した場合、その被害ははかり知れず、県の試算によれば、県内の畜産業や乳業などの関連産業を含め、損害額は640億円にも達するとしており、農家はもちろん行政や地域の負担ははかり知れないものとなります。

このため、我が自民党会派は、口蹄疫の感染力の強さから、本県においても早急な対策が必要であり、県として万全な防疫対策を講じるよう2度にわたって要請をいたしました。県においては、早速今6月定例会に口蹄疫対策関連費として8億3600万円余の補正を措置するなど、水際防止対策を最重要課題として取り組んでいることは評価をするものであります。

県の対策として、特に空港や港における消毒や県内全域の農場周辺での消毒が急がれておりますが、消毒剤は全国的に不足している状況であり懸念されるところ

ろであります。また、口蹄疫については何より風評による被害が心配されます。感染した家畜の肉は決して市場に出回ることではなく、また、仮に食べたとしても人には感染のおそれはないことから、消費者にも冷静な対応が求められます。県においては、水際防止、感染防止などの防疫対策の実施と県民に対する正確・的確な情報の提供が必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、本県は多くの離島を抱え観光客の出入りが多いことから、綿密な水際防止対策が求められます。本県の防疫対策について伺います。

(2)、口蹄疫は感染力が強く、一たん発症例が確認されると一気に県内・島内に蔓延することから早目の対策が求められます。畜産業者に対する指導徹底や関係機関との連携・協力体制は構築されているか伺います。

(3)、殺処分家畜がふえると広大な埋却場所が必要となりますが、本県においてこのような事態への対応は可能かどうか伺います。

(4)、口蹄疫の侵入防止のため、家畜の県外出荷や飼料などの購入先等、新たな輸入ルートの開拓とそれに伴う輸送コスト上昇分に対する助成措置を講じる必要があると思いますが、県の考えを伺います。

(5)、県内でも家畜競り市場が中止されるなど、畜産農家の経営に大きな影響を与えておりますが、その状況と対策を伺います。

(6)、競りの延期等に伴い施設の収容能力を超え緊急的な簡易施設を設置する場合、建設費用の全額補助について県の考えを伺います。

(7)、県及び市町村・農協が独自の対策を講じる場合、地域に裁量権を与えた上で財政を支援することについて県の考えを伺います。

(8)、県民に対する口蹄疫の正しい情報の提供が風評被害対策や消費者の冷静な対応につながると思いますが、県民に対する情報提供はどのように行われておりますか伺います。

6、公共事業について。

中小零細企業が多くを占める県内建設業は公共事業に依存しており、公共事業費の削減は企業の存続に直結する死活問題であります。そのため、県や建設業協会は、これまでも国や県の公共事業の発注の機会の拡大や大型工事の分割発注を要請してきており、国においては一般競争入札の参加資格条件の一部緩和など前進は見られますが十分とは言えず、受注割合はまだまだ50%程度しかないのが現状であります。県内建設業は、本県における基幹産業として県経済を牽引してき

た実績と雇用の受け皿として大きく貢献しており、県経済の振興・発展を図る上で建設業の活性化は不可欠であります。

そこで伺います。

(1)、国の22年度予算で公共事業関係費が削減され、本県の道路や港湾等の社会資本整備が懸念されておりますが、沖縄振興計画が残り2年を切った中で、今後の整備計画はどうなっておりますか伺います。

(2)、全国知事会は直轄事業負担金の廃止を国に要請しておりますが、本県の場合、補助事業の事務費補助も全廃されるため県や市町村で負担がふえるとの指摘もありますが、県の試算はどうなっておりますか伺います。

(3)、県内建設業は国発注の大型工事の分離・分割発注による受注機会の拡大や米軍発注工事のボンド制度の保証金の軽減を求めていると思いますが、県の支援制度の創設について御見解を賜りたいと思います。

(4)、建設業の違約金に係る調停の進捗状況について。

ア、平成20年8月の調停申し立てを受けてから約2年が経過しておりますが、現在の状況はどうなっておりますか。

マスコミ情報では調停成立と報道されておりますが、調停が成立しているのであれば今議会に議案を上程して処理すべきだと思いますが、知事の御見解を賜ります。

7、病院事業について。

病院事業局では、「平成21年度から平成23年度までの3年間を経営再建期間と位置づけ」、「不良債務及び資金不足の解消並びに経営収支の黒字化」という3つの目標を掲げ、経営再建に取り組んでおります。

報道によれば、その初年度である平成21年度の決算見込みは、収支が大幅に改善されているようであります。その陰には、県立病院の医師を初め職員の並々ならぬ努力があったものと推察いたします。

今後ともこれまでの努力を無にすることなく、県民のための病院として病院事業局一団となって、さらなる病院事業の改善に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、次の質問をいたします。

(1)、収支が大幅に改善された主な要因について伺います。

(2)、経営再建計画の進捗状況はどうなっているか伺います。

8、不適正経理問題について。

報道によりますと、県は、昨年の会計監査報告によ

り、平成15年から19年度の5年間で国庫補助事業に係る不適正な経理処理を指摘されております。主に会計事務手続の認識不足による予算流用や事務処理の運用ミスによるものということでありますが、指摘された国庫補助金分は国に返還することになるようであります。

その件について当時の仲里全輝副知事が会見を行い、適正な会計経理の認識が十分でなく、組織のチェック体制を見直し再犯防止に努めるとの知事談話を発表し、謝罪しております。

その後、県は、会計監査の対象とならなかった平成20年度の国庫補助事業及び平成16年度から20年度の県単独事業についても独自に調査を行っており、その結果、総額で5358万3427円の不適正な経理処理及び補助金の目的外使用が判明したということでもあります。

仲井眞知事は、昨年に引き続き多額の不適正な経理が確認されたことは大変残念であり、県民の皆様には深くおわびしますとのコメントを発表しておりますが、その件について伺います。

(1)、昨年、会計監査において指摘された不適正経理問題を受けて、会計監査の対象とならなかった期間の状況を県が独自で調査を行った結果に対する知事の見解を伺います。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

池間淳議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、11月の県知事選挙に係る御質問にお答えいたします。

私は、知事に就任して以来、県民の皆様、そして議員各位の御理解と御協力により、掲げました公約のほとんどは着手できたものと考えております。現段階では、公約実現に向け残る任期に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、鳩山前政権の評価に係る御質問にお答えいたします。

鳩山前総理は、昨年10月の所信表明演説において、官僚依存から政治主導・国民主導へ、また、「コンクリートから人へ」などの方針を掲げ、これまでの政治を改革するとの高い志を持って政権運営に当たってこられたと考えておりますが、政治と金や社会民主党の連立離脱などの問題があったものと認識をいたしております。

鳩山前総理は2度沖縄県に来ておられますが、それなりの思いがあったのではないかと考えております。

しかしながら、普天間飛行場移設問題につきましては、当初「最低でも県外」と発言されたにもかかわらず、5月28日の日米共同発表では「代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する」とされ、県民に大きな失望と怒りを与えたことはまことに遺憾と言うほかございません。

同じく政治姿勢の中で、子ども手当への対応についての御質問にお答えいたします。

子ども手当の費用負担につきましては、平成22年度に限り従来の児童手当分の地方負担が求められておりますが、やむを得ないものと考えております。しかしながら、平成23年度以降の本格的な制度設計に当たっては、費用負担の問題も含め地方と十分協議を行うことを全国知事会と一体となって国に求めているところでございます。

なお、民主党のマニフェストでは、次年度以降の子ども手当については、財源を確保しつつ現行の1万3000円から上積みするとともに、子供にも国内居住要件を課することとしており、県としましては、その動向を注視しているところでございます。

同じく政治姿勢の中で、尖閣諸島の領土問題に係る御質問にお答えいたします。

尖閣諸島は歴史的にも国際法上も我が国の領土であり、この同諸島の領有権問題は存在しないというのが政府の基本見解であります。

全国知事会における鳩山前首相の発言につきましては、後で外務大臣会見で岡田外務大臣が、尖閣の問題は、日本の領土問題ではない。そこは議論の余地なきことと発言いたしております。尖閣諸島は1895年に閣議決定を行い正式に我が国の領土に編入され、石垣市に地番を有する沖縄県の行政区域であります。沖縄県といたしましても、領土問題は存在しないと考えております。

次に、普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、日米共同発表に係る現在の状況と県の認識いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

日米共同発表によりますと、普天間飛行場代替施設の位置、配置及び工法については、本年8月末までに専門家による検討を完了させるとのことです。

県としましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そしてどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。

同じく普天間飛行場問題に係る御質問の中で、民主党政権が県外移設の約束をほごにしたことについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望と怒りを招いております。県といたしましても、地元への理解を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、先ほども申し上げたとおり、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そしてどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。

同じく普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、名護市辺野古への移設の可否についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきましては、多くの方々がさまざまな発言をされておりますが、県といたしましては、辺野古への移設案は極めて厳しいと繰り返し訴えており、県の考えは政府に十分伝わっているものと考えております。

次に、3の基地問題についての中で、ヘリパッド移設予定地の視察についての御質問にお答えいたします。

私は、去る6月7日に東村高江区の代議員との意見交換を行いますとともに、北部訓練場のヘリパッド移設予定地の視察を行ったところであります。

意見交換では、地域の皆様の率直な御意見やお気持ちを伺うことができました。今回いただいたさまざまな意見等を踏まえ、地元東村とも連携をとりながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分配慮するよう求めていきたいと考えております。

次に、口蹄疫防疫対策についての御質問の中で、口蹄疫の侵入防止対策と防疫体制についてという御趣旨の御質問にお答えしたいと思いますが、この5の(1)と5の(2)は関連いたしますので一括して答弁させていただきます。

沖縄県内の口蹄疫侵入防止対策といたしましては、第1に、県外からの家畜導入の自粛、第2に、農場への立入制限、第3に、農家への消毒剤の無料配布などによる消毒の徹底、そして第4に、空港・港湾での靴底消毒や車両タイヤの消毒などを実施いたしております。また、沖縄県口蹄疫防疫対策本部や現地対策本部を設置し、関係機関や団体等と連携をして、口蹄疫侵入防止に係る危機管理体制を強化しているところであります。

同じく口蹄疫防疫対策に係る御質問の中で、競り中

止に伴う農家支援等についてという御質問にお答えいたします。この御質問も5の(4)と(5)は関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

沖縄県における5月及び6月の競り中止に伴う影響額は、家畜の販売収入として約15億1000万円、家畜の飼料費として約1億5000万円、合計で約16億6000万円と試算がされております。このため、農家等に対する支援といたしまして、第1に、家畜の飼料代の補助、第2に、生活資金または運転資金の利子助成などに対し約1億1000万円を予備費で対応いたしております。また、6月補正予算として、第1に、家畜の飼料代の補助、第2に、生活資金または運転資金の利子助成に加えて、新たな輸送ルートの確保のための貨物コンテナ輸送費補助など約8億3600万円を計上し、予備費、補正を合わせて総額約9億4600万円の支援を考えているところでございます。

次に、公共事業に係る御質問の中で、建設業談合事案に係る調停の進捗状況についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

建設業談合事案に係る調停につきましては、今月の21日に那覇簡易裁判所の調停委員会から調停案が提示されております。提示された調停案は、第1に、賠償率は5%とすること、第2に、連帯債務を免除し、A企業には賠償を求めないこと、第3に、分割払いを認めること、第4に、延滞金などの本債務以外の負担を免除することという内容となっております。

調停委員会は、この調停案を申立人と県の主張を聞いた上で、当事者の互譲が得られ、かつ、自治体住民の納得が得られるよう公正公平に留意して策定したとしております。

県では、この調停案を成立させるための議案を今議会に提出することといたしております。

次に、不適正経理に係る御質問の中で、不適正経理の調査結果についての御質問にお答えいたします。

昨年の会計検査院報告において、国庫補助事業に係る事務費の不適正な経理処理が指摘されましたことを受け、沖縄県では、会計検査の対象とならなかった平成20年度の国庫補助事業と、平成16年度から20年度までの県単独事業についても独自に調査を行ったところであります。その結果、総額で5358万3427円の不適正な経理処理及び補助金の目的外使用が判明しました。このように多額の不適正な経理処理が確認されたことは、大変残念なことであり、深くおわび申し上げる次第でございます。

県では、法令遵守の周知徹底、検査体制の強化を図

るなど、再発防止に努めているところであります。

今後とも、職員一人一人が県民全体の奉仕者であるという高い使命を改めて肝に銘じ、適正な経理処理の徹底に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢についての質問のうち、就学支援金の在外日本人生徒への支給についてお答えいたします。

就学支援金は、日本の法律に基づき設置された教育施設で学ぶ生徒の支援が目的であるため、海外に住む日本人高校生には支給されないものと理解しております。

県としましては、法の趣旨に基づき、適切に対応していきたいと考えております。

なお、県内で就学支援金の対象として指定された外国人学校は1校で、現時点において受給資格が認定された生徒は64名であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 知事の政治姿勢の中で、農業農村整備事業への影響についてお答えいたします。

国は、平成22年度予算の概算決定において、「コンパクトから人へ」の予算編成の基本方針のもと、農業農村整備関係予算を前年度に対し全国で37%、沖縄で39%と大幅に削減しております。そのため、平成22年度の農業農村整備予算の確保について、去る12月に国に対し要請したところであります。

このような中、国は新たに農山漁村地域整備交付金を創設し、農業農村整備関連予算を前年度に対し全国で63%、沖縄で75%を確保しております。関係市町村は、継続地区の予算の確保や新規地区の採択について懸念をしております。そのため、農業農村整備事業の実施においては、円滑な事業執行を図るため、平成22年度完了地区と新規採択地区への予算確保を優先的に行っております。

県としましては、農業生産基盤の整備を計画的に進めるため、平成23年度の農業農村整備予算の確保について、市町村、JAと連携し、去る6月17日に国に対し強く要請をしているところであります。

次に、口蹄疫防疫対策についての中で、埋却場所の確保、簡易施設建設費用の全額補助、地域独自対策への財政支援及び風評被害対策についてお答えいたしま

す。一括してお答えいたします。

口蹄疫が発生した場合、家畜伝染病予防法に基づき、感染拡大を防ぐため疑似患畜等の殺処分と埋却・焼却等が行われます。埋却地の確保につきましては、農家の所有地も含め、県有の未利用地について関係機関と連携し取り組んでいるところであります。また、家畜の簡易施設建設費や県・市町村等が独自に講じている対策費及び風評被害防止対策等については、去る6月17日に市町村・JA等と連携して特別交付税措置を含む十分な財政措置を講じるよう、国に要請しているところであります。

なお、風評被害防止対策としては、国の食品安全委員会は「口蹄疫は、人が感染することはなく、仮に口蹄疫にかかった家畜の肉を食べたり牛乳を飲んだりしても人体に影響はありません。」とする風評被害防止対策の見解を発表しております。

県としましては、その見解を踏まえ、新聞、テレビ、県ホームページ等に掲載して、県民に正確に情報を提供しているところであります。

次に、公共事業の拡充等についての中で、農林水産部所管の補助事業に係る事務費廃止の影響についてお答えをいたします。

国直轄事業の維持管理に係る県負担金については、平成22年度から原則廃止され、同時に公共事業に係る県や市町村の事務費も廃止されております。県や市町村の事務費廃止に伴う影響額は、県営事業で約8億円、団体営事業で約1億円と試算されております。これらの事務費については、県や市町村の単独で予算計上することになりますが、一般公共事業債の適用を受けることになっており、後年度の地方財政措置の対象となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢についての中、尖閣諸島周辺海域への領海侵犯についての御質問にお答えします。

尖閣諸島周辺海域への中国や台湾の調査船や漁船の領海侵犯は、県民に大きな不安を与えるものであり、非常に憂慮すべき事態であります。

領海侵犯は、国家主権にかかわる重要な問題であり、国において県民に不安を与えないよう、安全確保に万全を期すための適切な対策を講じていただく必要があります。

沖縄県としてもこれまでに政府や衆議院外務委員会等に対し、適切な対策を講じていただくよう要望して

おり、今後とも機会をとらえ安全確保に万全を期すよう、国に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 4月1日付で知事公室長を拝命いたしました又吉でございます。精いっぱいやらさせていただきますので、御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは池間淳議員の普天間飛行場移設問題につきまして、埋立許可権限を持つ知事の対応についてお答えいたします。

普天間飛行場移設問題について、今後の政府の対応としては、8月末までの専門家による代替施設の位置、配置及び工法に関する検討、日米安全保障協議委員会での合意等が行われるとされております。

政府から知事に対して埋立承認願書が提出されるのは、これらの手続を経た後となっており、現時点では移設案を受け入れることは極めて厳しいというのが県の考えでございます。

次に、グアム移転及び訓練移転による負担軽減についてとの御質問にお答えをいたします。

日米共同発表で示された沖縄の負担軽減策については、具体性に乏しく、県としては、今後、日米両政府において、具体的かつ実効性のある負担軽減策及びその道筋が示される必要があると考えております。

次に、基地問題についての御質問で、クラスター弾についての御質問にお答えいたします。

クラスター弾の使用について県の照会に対し、米軍は、運用上の理由から詳細については答えられないと回答しております。また、外務省は、米国はクラスター弾に関する条約を締結しておらず、条約上の義務は課されない。我が国も米軍による使用等を禁止する義務を負っていないとの見解を示しております。

県としましては、世界的な使用禁止の流れの中で、我が国もいわゆる「クラスター弾に関する条約」を批准していることから、米軍によるクラスター弾の使用はやめるべきであると考えております。

次に、F22Aの一時配備についての御質問にお答えいたします。

県は、今回のF22Aの展開については、あくまでも一時的なものであるとの説明を受けておりますが、米軍は、これ以上、地域住民の負担が増加しないよう万全を期すべきであると考えております。

最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、外来機の飛来が相次いでおり、依然として目に見える形での負担軽減

が図られているとは言えない状況でございます。そのため、今回のF22A一時配備の通知があった5月21日、県は米軍及び日米両政府に対し、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減を図ること及び演習・訓練内容等の公表を強く要請したところでございます。

次に、キャンプ・ハンセン内の実弾訓練及びレンジ4の撤去についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局によれば、米軍から、キャンプ・ハンセン内レンジ4の代替施設を5月10日から使用する旨の連絡を受けたとのことでありました。

沖縄防衛局は、当該施設の安全対策は、1点目として、射撃用建物内においては、所定の方向以外に飛ぶ弾丸を遮断し、確実に捕捉するため、標的の後方に高密度ゴム製の弾丸トラップ等を使用する、2点目として、射撃用建物内での射撃を除く他の射撃は、着弾地の方向以外には一切行わない、3点目として、同訓練場の各施設を着弾地の方向に向けて配置する、4点目として、訓練実施中に安全管理専門の担当官を配置すると説明しております。既存のレンジ4の施設については撤去の予定はなく、今後、在沖米海兵隊が管理し、実弾射撃は行われずとしております。

県としましては、これまでの経緯や地元の懸念を踏まえ、米軍は、安全対策を徹底するなど、住民の安全に最大限の配慮をすべきであると考えております。

次に、航空機騒音規制措置と運航マニュアルについての御質問にお答えいたします。

米軍施設の運用時間について、政府は、照屋寛徳衆議院議員の質問主意書に対し、「普天間飛行場が平日午後11時まで、嘉手納飛行場が24時間運用できることについて、日米合同委員会を含め、日米両政府間で合意した事実はなく、嘉手納飛行場及び普天間飛行場に係る米軍の運用については、日米地位協定及び航空機騒音規制措置に基づき、適切に行われていると認識している。」と答弁しております。また政府は、「社団法人日本航空機操縦士協会発行の運航マニュアルに記載されている米軍施設の運用時間が具体的に何を意味しており、また、いかなる情報に基づくものであるか等について承知していない。」と答弁しております。

いずれにしても、県としては、日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用により、航空機騒音の軽減を図るよう引き続き求めていく考えでございます。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、自衛隊による急患空輸の制度的位置づけについての御質問にお答えいたします。

離島からの急患搬送は、陸上自衛隊及び第11管区海上保安本部の協力を得て実施しております。

陸上自衛隊は、主に宮古島、石垣島及び本島周辺離島からの搬送を担っており、災害対策基本法第68条の2に基づく市町村の自衛隊派遣要請の要求及び自衛隊法第83条に基づく県知事からの災害派遣要請により搬送を実施しております。

県としましては、陸上自衛隊及び第11管区海上保安本部などの関係機関の協力のもと、引き続き急患搬送体制の充実強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、平成22年度の離島振興に係る主な事業についてお答えします。

平成22年度の離島振興に係る主な事業は、交通体系の整備として、新石垣空港整備事業や伊良部架橋整備事業、医療の確保対策として、新宮古病院施設整備事業、離島地域の情報通信格差を是正するため、南北大東島における地上デジタル放送推進事業及び産業基盤の整備として南大東漁港の整備などが挙げられます。

県としては、離島振興を県政の重要課題と位置づけ、引き続き生活環境基盤の整備や地場産業の育成に取り組み、離島地域の活性化を図っていきたいと考えております。

次に、離島航空運賃の軽減措置及び離島航路補助制度についてお答えいたします。

離島航空路線については、航空機燃料税、着陸料及び航行援助施設利用料の軽減により運賃の低減化が図られております。さらに、離島住民については、県管理空港の着陸料の軽減措置により割引運賃制度が実施されております。離島航路については、国や市町村と協調して厳しい経営環境にある離島航路の欠損額を補助し、その維持確保に努めております。

県としましては、国や市町村と連携してこれまでの施策を推進するとともに、「小規模離島空路利用活性化事業」の実施など新たな施策の展開を図ってまいります。また、さらなる制度の拡充を国に求めてまいりたいと考えております。

次に、改正過疎法に基づく過疎地域の市町村への支援策についてお答えいたします。

本県の過疎地域においては、過疎地域自立促進特別措置法に基づく各種事業の実施により、道路やごみ処理施設等の生活基盤の整備について一定の成果を上げてまいりました。しかしながら、学校施設の整備のお

くれや医師不足等、依然として解決すべき多くの課題が残されております。

改正過疎法においては、過疎対策事業債の対象事業が地域医療の確保や住民の身近な生活交通の確保等を図るためのソフト事業へと広げられることなど支援策の拡充が図られております。

県としましては、過疎地域の市町村が改正過疎法の制度を有効に活用し、自立に向け計画的に取り組めるよう、今後市町村において策定される自立促進計画に係る協議等の各段階において、市町村の意向を踏まえ、積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、施設整備に係る長期の財政負担についてお答えいたします。

過疎地域の市町村は、過疎地域自立促進計画に基づき、過疎対策事業債を活用して公共施設等の整備を行っております。

過疎対策事業債は、後年度の元利償還に要する経費の70%が地方交付税で措置される有利な財源であります。本県過疎地域の市町村はその多くが厳しい財政状況にあり、事業の実施に当たっては、初期の建設費だけではなく、将来の維持管理費や公債費の負担も十分考慮する必要があります。このため、県としましては、市町村が過疎地域自立促進計画を策定する際の協議において、後年度の財政負担を考慮し、適切に助言をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、医師修学資金貸与事業の活用状況についてお答えします。

県におきましては、平成19年度から、将来、離島等の医療機関に従事する意思のある医学生及び特定診療科を専攻している研修医に対し修学資金を貸与し、研修修了後に一定期間、県内の離島等の医療機関で勤務してもらうこととしております。平成21年度からは、琉球大学医学部の地域枠の医学生に対しても同修学資金を貸与しております。

これまでの貸与者の実績は、平成19年度が15人、平成20年度が23人、平成21年度が24人、平成22年度が26人となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 公共事業の拡充等に

についての御質問で、今後の社会資本整備計画についてお答えいたします。

沖縄県においては、沖縄振興計画に基づき県民生活の安定向上と産業経済の持続的発展を図るため、その基盤となる社会資本整備を推進してきたところであります。

県としましては、引き続き、産業の振興と国際交流拠点の形成を支援する空港・港湾の整備や都市部の交通渋滞の緩和を図るための体系的な道路網の整備などを着実に推進していきたいと考えております。

同じく公共事業の拡充等についての御質問で、土木建築部所管の補助事業に係る事務費廃止の影響についてお答えいたします。

国直轄事業の維持管理に係る負担金については、平成22年度から原則廃止され、同時に公共補助事業の事務費の補助金についても全廃をされました。ちなみに平成21年度で比較しますと、維持管理に係る負担金は約3億7000万円で、一方、事務費は約23億円となっております。その差額は約19億3000万円となっております。

同じく公共事業の拡充等についての御質問で、国発注工事の分離・分割と米軍発注工事に係るボンド等の支援制度についてお答えいたします。

国発注工事の地元企業への受注機会の拡大については、国関係機関へ要請を行っており、その結果、入札参加資格要件の緩和や分離・分割発注を行うなど、県内企業の受注機会の拡大が図られております。今後ともあらゆる機会を通して要請を行っていききたいと考えております。

また、米軍発注工事に係るボンド等の支援制度については、現在、関係部局で構成する「米軍発注工事に係るワーキンググループ」において、米軍発注機関や金融機関、建設業界等からの情報収集、受注に当たっての課題の整理を進めているところであり、これらをもとに県として対応可能な支援策の検討に取り組んでまいります。

その他の県の取り組みとしましては、昨年度から建設業者向けに「米軍工事受注契約拡大セミナー」を実施しており、今年度もセミナーの開催回数をふやすなど積極的に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 4月1日付で沖縄県病院事業管理者に就任いたしました伊江でございます。一言ごあいさつさせていただきます。

私は、医学部卒業後、県立中部病院の研修医を振り

出しに36年間、沖縄の県立病院事業に従事してまいりました。最後の11年間は、離島の中核病院の院長として離島医療の厳しさ、困難さ、そして同時にやりがいと楽しさも体験させていただきました。

県立病院再建計画の2年目に当たる本年度は、再建計画を策定し推進された知念清前病院事業管理者の後を継いで、県立病院事業の健全化に微力ながら尽力したいと考えておりますので、今後とも皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは病院事業について、収支改善の主な要因についてお答えいたします。

平成21年度の決算見込みでは、総収益約440億3400万円に対しまして、総費用約433億4700万円となり、差し引き約6億8700万円の純利益となっております。前年度の純損失約22億2200万円と比較すると約29億1000万円の改善となっております。診療報酬上の各種加算の新たな取得や、薬品費の縮減プロジェクトなど、収益・費用両面での改善の取り組みと一般会計からの支援の強化により、収支が大幅に改善したものと考えております。

経営再建計画の進捗状況についてお答えいたします。

経営再建計画で掲げた3つの目標のうち、不良債務の解消については、公立病院特例債の活用により平成20年度において達成しております。経常収支の黒字化については、平成21年度において約7億4000万円の経常黒字となり、計画より早期に達成できる見込みであります。約100億円の資金不足の解消に向けては、平成21年度末で資金不足額10億8000万円となっており、計画より大幅に削減が進んでおります。

このように、平成21年度は経営再建計画初年度として経営再建が着実に進捗している状況であり、今後とも計画の達成に向けて全力で経営改善に努めてまいります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 自民党の嶺井光でございます。

きのうは、沖縄全戦没者追悼式がありました。菅総理の言葉に耳を疑いました。基地負担に対するお礼、あるいはアジアの安全が守られているということで感謝とか、結局、沖縄へ基地を固定化したいという菅総理の本音が透けて見えるような気がいたしております。

す。

この関連で、議事課と執行部に事前に申し入れをしてありますので、1点だけ知事の所見を伺いたいと思っております。

参議院議員の喜納昌吉民主党沖縄県連代表の著書の中で、菅総理——当時副総理だったんですけども——基地問題はどうにもならない。もうタッチしたくないと、こういうふうなことを言ったということが記述されております。ところが、きのうは米軍基地の負担軽減等について、真剣に取り組む、あるいは地元の声に耳を傾けるとか、こういうことを言っております。

振り返ってみると、去年の鳩山前総理もそうでありました。言葉が軽い。「最低でも県外」と言ってきました。このことで沖縄県民は大きな期待をした。ところが、結果的に辺野古へ回帰してきた。大きな失望に変わっております。

このように菅総理のこの基地問題発言の変遷を見えますと、つまり民主党のこの言葉の軽さという意味で去年の政権交代からマニフェストがほとんど守られてない。きのうの菅総理のこの発言等も含めて、私は全く信用できないというふうに感じております。こういうことに対する知事の御所見をまず伺いたいと思っております。

きょう、参議院選挙の公示がされました。これは私、3つぐらいます大きな争点があるかなというふうにとらえておりますけれども、去年の政権交代以来、数々のマニフェスト違反、あるいは普天間問題などで迷走を繰り返してきた民主党政権をどう評価するか。あるいは、無駄の削減ですべての財源を捻出すると言っていた。ところが、菅総理は消費税増税で穴埋めをするという方向転換をしている。これに賛成であるのか否か。あるいは、国会での十分な政策議論もなく、政治と金の問題も数の力で封殺。民主党の強引な国会政権運営、これに賛成なのか否か。これら等々が問われる選挙だと思っております。

民主党は、選挙区に候補者を出しておりませんが、比例があります。枝野幹事長は、この選挙の結果を重く受けとめると、こういうことも言っております。そういう意味では我が沖縄県、県民、しっかりした判断をこの選挙ですべきだというふうに感じております。

それでは、通告の質問に入ります。

まず、本県経済の将来展望についてであります。

2030年の沖縄の将来像を描いた本県として初めての長期構想「沖縄21世紀ビジョン」が策定されました。仲井真知事は就任以来、「沖縄を発展させるには、私

たちが自から考え、実行し、責任を負うという強固な気概が不可欠」だと強調してされました。「沖縄21世紀ビジョン」はまさにその気概を現実化するものであり、「おきなわ力」が試されるものであると考えます。

本県は、3次にわたる沖縄振興開発計画により総合的な施策が展開され、道路、港湾、教育施設などの整備は復帰時に比べ格段の向上を見せております。この3次30年の振興策は、本土との格差是正に主眼が置かれていたことで社会資本の整備は大きく進んだのでありますが、一方で自立の欠如、国に対する財政依存度を高めたとの反省から、平成14年に策定された現沖縄振興計画は、沖縄の特性を生かした自立に向けた創造型の振興策へと転換したのであります。

しかし、振興計画期間も残り2年となった現在、長引く我が国経済の不況や世界的金融危機などの影響もあり、自立に向けた県経済の発展の足がかりがつかめていないのが現状であります。これからの世界経済は、アジアを中心に展開されるとされており、沖縄の地理的特性が注目され、今後の発展の可能性を高めております。本県が経済の自立を目指す上でアジアとの交流は重要な要素となってくると思われ、その意味で産・学・官の一体となった取り組みが必要であり、県民一人一人に未来を切り開くという気概が求められていると思います。「沖縄21世紀ビジョン」の基本理念を理念のまま終わらせることなく、いかに実現させるかが重要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、2030年の沖縄の「あるべき姿」、「ありたい姿」とは経済が自立した姿と考えるが、その実現のための道筋を具体的実施計画においてどのように描いていくか伺います。

(2)、沖縄の「あるべき姿」として今後予想される大規模基地返還とその跡地利活用を県土の再編にどのようにつなげていくか、県の考えを伺いたい。

(3)、2030年の沖縄の「あるべき姿」と沖縄単独道州移行に向けた制度設計との整合性はどうか。

(4)、「沖縄21世紀ビジョン」で沖縄の将来像を描きながら、一方で10年後には財政収支で大幅な収支不足が見込まれるとしております。計画の実効性に問題はないか。

(5)、県財政の将来を展望する上で一括交付金のあり方は重要になると考えるが、県が考える沖縄振興一括交付金（仮称）について、そのねらいを伺いたい。

2、ポスト沖縄振興計画について。

本土との格差是正を基調とするキャッチアップ型の

振興計画から、沖縄の特性を生かしたフロンティア創造型の振興策への転換を目指しスタートした現沖縄振興計画は、2011年度に期限が終了します。これまで振興計画に基づく施策を着実に実施したことにより、観光の大幅な伸びや情報通信関連産業が高い集積を見せ、泡盛や健康食品、おきなわブランドとして定着した農水産物の県外出荷なども堅調な推移を見せるなど、大きな成果も上げております。

しかしながら、このような成果の背景には特別措置や高率補助などの沖縄特例の支えがあったことを忘れてはなりません。本県の振興策は、振興計画に基づく施策と高率補助等の特例が合わされて大きな効果を発揮しているのです。いまだに雇用吸収力のある企業の立地のおくれや、中小零細企業が90%以上を占める産業構造、本土との所得格差、若者を中心とした高い失業率など、依然大きな課題を抱えております。

このような本県の経済の現状から、2年後の新たな振興計画の策定は不可欠であり、「沖縄21世紀ビジョン」と連動させた新たな振興計画の策定に向け、あらゆる角度から検討・議論が求められると考えます。

以下、伺います。

(1)、2011年度に期限切れとなる沖縄振興計画の総点検について、総括と今後への課題等をどのように分析しているか。

(2)、沖縄振興計画の総点検と反省を受けて、自立型経済の構築に向けた基盤整備の具体的施策を新たな振興計画にどのように反映させていくか伺います。

(3)、新たな振興計画においても高率補助制度の維持は必要と考えるが、一括交付金導入との両立は可能であるか伺いたい。

(4)、復帰特別措置法に基づく揮発油税の軽減措置延長や酒税軽減措置の延長の再延長について、県の基本的な考えを伺いたい。

(5)、本県の離島県としての地理的不利性の克服は、県経済の自立を図る上で不可欠であります。現振興計画においても解消されておられません。新たな振興計画を策定する上でどのように検証し解消策を打ち出していくか。

3、産業振興について。

(1)、観光振興対策について。

長く低迷が続いた国内経済もようやく上向きに転じ、ことしのゴールデンウィークには国内・海外への旅行者増で観光業界も活気を取り戻したようです。観光は本県の基幹産業であり、自立型経済構築の柱であります。景気など外的要因に左右されない観光地づくりが大きな課題であります。これまでの観光の

あり方を根本から見直し、新たな観光戦略を構築することが求められていると考えます。

以下、5点伺います。

ア、県が発表した2009年度の県内入域観光客数は、前年度比で4.1%、24万4300人減少しており、観光客1000万人誘致の目標達成には、景気などの外的要因に左右されない観光施策の根本的な見直しが必要と考えるが、県の基本戦略を伺いたい。

イ、国内観光客が減少する中、海外からの観光客は3.9%も増加しております。その要因の分析と今後の海外観光客誘致対策について伺いたい。

ウ、県は海外からの観光客誘致の強化に取り組んでおりますが、語学力にたけた観光人材の育成など受け入れ環境の整備はどうなっているか。

エ、滞在日数の長い企業などの研修・報奨旅行やスポーツキャンプ・合宿などの誘致について、県の取り組み状況を伺いたい。

オ、観光庁が検討を進めている休暇取得分散化について、本県観光に与える影響を県はどのように分析しているか。

(2)、情報通信産業の立地集積について。

自立経済の構築を目指す本県にとって、情報通信関連産業の立地集積は県経済を牽引する重点産業として地域経済や雇用の改善に大きな効果を上げております。しかし、本県についてはコールセンターの集積は相当程度進んでおり雇用創出に大きな成果を上げておりますが、ソフトウェア開発やコンテンツ制作分野などに課題があると言われていたようです。そのため、情報通信にかかわる人材確保・育成は不可欠であり、県内企業の多くが高度なIT技術を有する人材の育成・確保を初め、高度人材の育成、各種研修事業の充実を県に求めています。自立経済の構築を図るには、情報通信関連産業のさらなる立地集積が必要であり、残り2年となった沖縄振興計画のもとにおける施策の確実な実施と展開が必要であります。

以下、伺います。

ア、IT津梁パークの整備状況はどうなっているか。また、今後の整備に向けた予算獲得について伺いたい。

イ、高度情報通信産業の集積を図る上で、高度な業務を担う核となる人材の育成が重要であるが、県の情報産業核人材育成支援事業について、これまでの成果と今後の計画を伺います。

(3)、農林水産業の振興について。

亜熱帯気候という本県の優位性を生かした産地形成を図り、高品質で安心・安全な農産物の生産供給体制

の整備と、本県に特化したおきなわブランドの確立が必要であります。ゴーヤーやサヤインゲン、マンゴーなど戦略品目として定着しておりますが、これらは県外産地の参入もあり、産地間競争が激化しており、おきなわブランド品目であっても安心できないのが現状であります。県に対しては、沖縄振興計画に基づく農林水産施設の施策の確実・的確な実施を望むものでありますが、本県農業の持続的な発展、農業経営の安定・活性化を図るには、何より農業従事者の確保が重要であり、特に若年層の農業回帰が緊急な課題と考えるのであります。

そこで伺います。

ア、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化を図るため、平成23年度までの数値目標を掲げているが、推進状況と目標達成を図る上での課題・問題点は何か。

イ、県産農産物の消費拡大を図るため、地産地消や食育の推進が重要であります。県の具体的実施事業とその成果について伺いたい。

ウ、県が1994年から久米島で実施してきた芋類の特殊病害虫アリモドキゾウムシの根絶事業で根絶宣言のめどがついたようであります。県の努力を評価し、これまでの経緯と今後に向けた取り組みを伺います。

エ、県内の農業部門への新規参入を促進することが農業後継者を確保する上で重要と考えられます。県では、今年度から新規事業の「農でグジョブ推進事業」に取り組んでおります。その具体的取り組み内容と推進体制はどうなっているか。

オ、沖縄の青い海とヤンバルの亜熱帯の森は他県にはない観光資源であり、地域の農林水産業の活性化につながることを期待できます。国頭村安波地区での体験・滞在・交流施設の整備が推進されつつありますが、導入事業名と全体事業規模はどのぐらいか。また、施設整備後の滞在・宿泊者数の目標はどのぐらいか伺います。

カ、地球環境に優しい太陽エネルギーを利用した施設は、今後普及が進むものと期待され、特に沖縄県は適地と思われます。南城市玉城においては、農業集落排水処理施設で活用されているようであります。太陽光発電設備の環境への効果はどれぐらいか。また、今後も同様な施設整備の計画はあるのか伺います。

キ、本県の漁港漁場法に基づく漁港は88港あります。南大東漁港は珍しい掘削工法で整備され、マグロやソデイカの漁場として、また避難港として貴重であります。現在、北大東村でも漁港整備が進み、離島振興上も推進すべきであります。南大東漁港の整備状況

とその整備効果はどうか。北大東漁港についての整備計画はどうなっているか伺います。

4、福祉・保健問題について。

(1)、児童虐待について。

去る6月1日、沖縄市において生後3カ月の乳児を虐待の上、死亡させたとして父親が逮捕される事件が起きております。虐待を受ける子供は、虐待を受けても親から逃げることもできず、みずからを守るすべがありません。そのため、2008年に改正された児童虐待防止法は、自治体の責任や権限を強くし、虐待のおそれのある家庭への強制的立ち入りができるようになっております。国も積極的な対応を打ち出しており、市町村、学校や警察などの関係機関と連携・強力体制を強化し、地域を含めた取り組みが必要であると考えます。

4点について伺います。

ア、児童虐待は全国的に増加傾向にあり、本県の児童虐待の相談件数の推移と死亡事件の件数について伺います。

イ、児童虐待防止法は、虐待のおそれのある家庭への強制的立ち入りを認めるなど自治体の権限を強化しております。県の児童虐待防止対策について伺います。

ウ、児童虐待防止のためには行政、児童相談所と学校や保育所との緊密な連携が重要であります。本県における協力体制はどうなっているか伺います。

エ、経済的に苦しい状況に対するはけ口として児童虐待に結びつくとの指摘もあります。このような家庭に対する地域の支援や行政の積極的なかわりが必要と考えるがどうか。

(2)、子育て支援対策について。

全国で認可保育所への入所を待つ待機児童が2009年10月現在で4万6000人余となり、2001年度以降最大となったようであります。本県は、認可保育所に入れないう児童が認可外の保育所にほぼ同数入所しており、それでも2700人もの待機児童が存在します。少子化対策は喫緊の課題であり、慢性的な保育サービスの不足を解消することが急がれております。国においても、「子ども・子育てビジョン」で今後5年間でゼロから2歳児の保育サービス利用者を、現在の24%（75万人）から35%（102万人）に引き上げる目標を掲げております。この目標が達成されれば、待機児童の解消は飛躍的に進展すると思われれます。それでも財源の問題があります。国による財源措置が今後も続くのか、一義的に保育所設置の義務を負う市町村の財政問題をいかにクリアするかであります。国や県の将来を見越

した大局的な観点からの支援が必要であると考えます。

そこで伺います。

ア、本県の待機児童は全国と比べても高い状況にあるが、現状をどのように分析しているか。また、国の支援策を活用した具体的施策と実績について伺いたい。

イ、待機児童解消のため、老朽化した保育所の建てかえを支援する「安心こども基金」による保育所整備計画と11年度以降の計画と資金補助はどうか。

ウ、認可外保育所の認可化を促進する県保育所入所待機児童対策特別事業基金について、認可化の目標数と現在までの実績、活用する上での問題点等について伺います。

エ、政府は、認可外保育所を保育ママ事業として活用する支援策を検討しているようであります。そのねらいと待機児童解消への効果について伺います。

(3)、高齢者福祉について。

ア、特別養護老人ホームの入所待機者が増加傾向にあります。県の対応について伺います。

イ、介護従事者の確保が急がれておりますが、処遇改善を含めた対策を伺います。

(4)、県内国民健康保険の財政問題について。

平成20年度の医療改正により、負担の公平化や透明性が増し、市町村国保財政の好転が期待されましたが、全国的には一定の効果は見られたものの、本県においては逆に急激な悪化を見せているようであります。本県の場合、他府県に比べ全人口に占める65歳から74歳の前期高齢者の比率が低く、前期高齢者の交付金額算定に不利に働いているようであります。このような状況に対応するため、ほとんどの赤字市町村は次年度の予算から前借りに当たる繰り上げ充当か、一般会計からの繰り入れにより財政補てんをしているということであります。このように市町村独自の国保財政健全化だけでは限界があり、国や県の制度的欠陥の見直しや積極的な支援が必要であると考えます。

そこで伺います。

ア、赤字市町村は前期高齢者の財政調整制度に係る算定方法や一般会計からの繰り入れによる運営を余儀なくされている国保制度の見直しを求めているが、県の考えを伺いたい。

イ、市町村の国保財政の厳しい現状から、国・県の抜本的な財政措置を含めた対策が必要と考えるが、県の認識を伺いたい。

5、教育・文化の振興について。

(1)、教育指導体制の充実について。

学校における教育活動は、児童生徒一人一人がこれから迎えるであろう社会生活に備え、みずからの力で主体的に対応できる資質や能力を養い、みずから学びみずから考える力をはぐくむことが重要であります。そのためには教育指導体制の充実には市町村や教育現場から大きく期待をされております。市町村の主体的な教育行政を進めるとしても、島尻教育事務所の廃止を検討しているようであるが、指導業務は教育事務所の力に負うところが大きく、むしろ充実強化すべきだと考えております。教育事務所の廃止統合は教育を軽視するものであり、絶対に容認できません。資源の少ない我が国、人材が資源と言っても過言ではありません。また、本県の真の自立は人材育成なくしてはないと思っております。

そこで4点について伺います。

ア、新沖縄県行財政改革プランで教育事務所のあり方を検討するとしております。どのような方向性を考えているのか。

イ、島尻教育事務所の廃止を検討しているようだが、教育行政の弱体化によるきめ細かな指導体制を危惧するものであります。むしろ教育事務所は充実を図るべきであると思うが、見解を伺います。

ウ、学校、地域が連携して学力向上に取り組んでいる中で教育事務所のあり方を一方的に見直すのは、地域の教育に対する士気を無視するものではないか、見解を伺います。

エ、日々の教育活動に真剣に取り組んでいる学校現場の意向はどのように反映されているか。

(2)、学習環境の整備について。

本県は、教育総合計画の基本指針となる「沖縄県教育長期計画」を策定し、「個性豊かで活力ある県づくりのため、その基盤となる人材育成に努める」としてしております。時代に合った教育方針の確立と積極的な教育改革の推進を通して子供たちの個性が発揮できる教育環境の整備を求めるものであります。

以下、5点伺います。

ア、県内小中校における35人以下の学級について、本県の現状と全国との比較を伺いたい。

イ、高校授業料の無償化に伴う私立高校生を対象に支給する予定の就学支援金について、本県はどのように対応するのか。

ウ、発達障害児の障害に合った指導が受けられる通級指導について、本県における対象児童数と通級指導を実施している学校数、実際に指導を受けている児童数について伺いたい。

エ、自閉症・情緒障害特別支援学級の増設や相談窓

口の設置について、教育長の考えを伺いたい。

オ、公立小中校の老朽校舎改築について、これまでの実績と沖振法に基づく高率補助が切れる23年度までの改築目標の達成は可能であるか伺いたい。

6、陸上交通網の整備について。

(1)、本県の慢性的な交通渋滞の解消は、21世紀ビジョンの目玉の一つとすべきと考えるが、交通ネットワークを整備する上で鉄軌道の導入見通しについて伺います。

(2)、南部の地域振興に期待が寄せられている南部東道路の早期建設に向けて、県はどのように取り組んでいるか伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの嶺井光君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の嶺井光君の質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嶺井光議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、菅総理の信頼性についてという御趣旨の御質問なんですが、天下の民主党、大きな政党ですから私どもがどうこう言うあれでもないんですが、立派な方々はたくさんおられると思うんですけれども、印象としてこれまでの八、九カ月の感じで恐縮ですが申し上げますと、この了見がわからんといえますかわかりにくいというのが私の実感でございます。

そういうことで、重要な――政府にとっては重要でないのか――沖縄の基地問題が180度がらっと転換されて、恬として恥じないとはいいいませんが、恬としていところは理解に苦しむというか、驚きであるという印象でございます。

次に、沖縄県の経済の将来展望に関する御質問の中で、経済が自立した姿の実現のための具体的実施計画いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」に位置づけられました希望と活力にあふれた豊かな島の実現のためには、産業経済の活動が活発に行われ十分な雇用が確保されている状況が必要であります。

その実現のための推進戦略といたしまして、第1

に、「21世紀の「万国津梁」形成」、そして第2に、「持続的発展の基礎となる地域産業の振興」、第3に、「沖縄新・リーディング産業育成」、第4に、「雇用対策と多様な人材確保」、第5に、「海洋島しょ圏を支える離島力発揮」、第6に、「大規模な基地返還跡地の活用」、第7に、「政策金融の活用」などなどについて具体的に掲げております。これらを踏まえまして、自立経済の筋道や具体的な各種施策のあり方、基本となる期間、10年程度の新たな計画やアクションプランとしての実施計画のあり方など総合的に検討してまいる所存でございます。

次に、ポスト沖縄振興計画についての中で、総点検の総括と課題等についてという御質問にお答えいたします。

沖縄振興計画等総点検では、観光産業の伸びや情報通信関連産業の集積など一定の成果があらわれていることや、社会資本の整備が着実に進み、県民の利便性が向上しているなどの評価がされております。一方で、県民所得や失業率の面ではなお課題が残されており、民間主導の自立型経済の構築は道半ばの状態にあるとの課題も提示されております。

自立型経済構築に向けました主な課題といたしましては、第1に、島嶼県ゆえの交通・輸送コストが高いこと、市場規模の狭隘さなど不利性の克服、第2に、農林水産業や製造業など持続的発展の基礎となります地域産業の戦略的な振興、第3に、観光・リゾート産業や情報通信関連産業のさらなる展開と国際貨物物流、大学院大学等を核とした新たなリーディング産業の創出、第4に、陸海空の総合交通体系を踏まえた社会資本の整備促進、第5に、国の責務としての駐留軍用地の返還促進と跡地開発及び離島の振興などであります。

県では、この総点検の結果を踏まえまして、自立型経済の構築に向けた必要な制度の創設や拡充を国に求めてまいりたいと考えております。そして「沖縄21世紀ビジョン」の実現を図る新たな計画の策定等に取り組んでまいる所存でございます。

同じくポスト沖縄振興計画に関連いたしまして、自立型経済の構築に向けた基盤整備の施策の新たな振計への反映についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今後の社会基盤の整備につきましては、発展のばねとなる戦略的な社会基盤の整備を進める必要があると考えております。具体的には、アジア・太平洋地域の交流拠点形成に向けました空港・港湾の整備、基地跡地の整備、そして鉄軌道を含む公共交通システムの整

備、離島の魅力発揮のための定住環境の整備、自然環境の再生創造整備、教育基盤の整備、保健・医療・福祉サービスの充実のための基盤の整備、農林水産業振興のための戦略的な基盤整備などが挙げられております。

新たな計画の策定に当たりましては、このような自立的発展を見据えた施策を盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

次に、産業振興についての中で、観光客1000万人達成に向けた県の基本戦略についての御質問にお答えいたします。

沖縄県への入域観光客数は、平成22年2月から対前年比で増加に転じております。5月には過去最高を記録するなど順調に回復いたしており、沖縄観光の持つポテンシャルは依然として高いと認識いたしております。

沖縄県では、「多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成の実現」を基本戦略とし、観光客1000万人の達成を目指してまいりたいと考えております。具体的には、「国際的海洋性リゾート地の形成」、「体験・滞在型観光の推進」、「国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化」などに積極的に取り組んでまいります。今後ともこれらの施策を着実に実施し、付加価値の高い観光の推進や、新たな海外市場の開拓により、外的要因に左右されない沖縄観光を確立してまいりたいと考えております。

次に、同じく産業振興に係る御質問の中で、I T津梁パーク整備状況及び今後の整備についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄I T津梁パークの整備につきましては、企業集積の先導的役割を担う中核機能支援施設A棟の供用を平成21年6月に開始をしたところであります。現在5社が入居し、約100名が就業いたしております。また、A棟の約2倍の規模を持ちます中核機能支援施設B棟及びI T関連企業の円滑な進出を支援する企業立地促進センターの供用開始をこし9月に予定をいたしております。I T津梁パーク全体の規模は、今年度中に入居企業数11社、そして就業者数は最大で約800名まで拡大する見込みであります。

県といたしましては、I T津梁パークに進出する企業の誘致に今後も積極的に取り組みますとともに、高度なソフトウェア技術の開発や人材育成への支援など、I T津梁パークの魅力さをさらに高める施策を展開し、高度な情報通信関連産業の集積を実現してまいりたいと考えております。

同じく産業振興に係る御質問の中で、アリモドキゾウムシ根絶事業のこれまでの経緯と今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

久米島におけるアリモドキゾウムシの根絶防除事業は、平成6年度から性フェロモンによります密度抑圧防除、平成10年度から不妊虫放飼法によります本格的な根絶防除事業を実施しているところでございます。現在、久米島のアリモドキゾウムシは県によります防除効果確認調査を実施いたしており、年内には国による駆除確認調査を実施し、発生がなければ来年度には根絶宣言を予定しております。また、イモゾウムシにつきましては、平成14年度から島の一部地域を対象に不妊虫放飼法によります防除を実施いたしており、今後、地域を拡大しながら防除を強化していく計画でございます。

県といたしましては、今後、久米島におけるゾウムシ類の根絶防除事業の成果を踏まえまして、事業規模拡大に向けた技術確立に努め、カンショの産地等に防除地域を拡大する計画であります。

同じく産業振興の中で、「農でグッジョブ推進事業」の取り組み内容いかんという御質問にお答えいたします。

沖縄県では、新規就農者の育成確保を図るため、平成22年度新規事業によります「農でグッジョブ推進事業」を実施いたしております。

事業の推進体制といたしましては、市町村、農業団体、農家代表で構成いたします「沖縄県農でグッジョブ推進会議」を平成22年6月に設立をし、担い手の総合的な対策を推進しているところでございます。具体的な取り組みといたしましては、第1に、農業大学校における実践的研修教育、第2に、新規就農へ誘導するためのサポート講座や夜間講座の実施、第3に、農地を持たない新規就農者に農地を提供した「チャレンジ農場」での農業実践、第4に、耕作放棄地の再生利用によります農地の確保やハウスの整備など、新規参入を促進するため、関係機関と連携をし、研修から就農定着までの支援を強化しているところでございます。

次に、福祉問題に係る御質問の中で、沖縄県の待機児童の現状及び国の支援策を活用した実績についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、全国と比べて待機児童が多く、その解消を図ることが重要な課題と認識いたしております。これまで2つの基金事業を活用した保育所整備や認可化の促進等を図ってまいりました。これらの取り組みの結果、平成21年度は860人の定員増を行い、平成22年

4月1日現在の待機児童数の速報値は1680人で、前年度に比べて208人減少しております。

県といたしましては、今後とも両基金の活用を図りますとともに、「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」の提言を踏まえ、国及び市町村や関係団体と連携をし、待機児童の解消に努めてまいる考えてございます。

次に、陸上交通網の整備に係る御質問の中で、南部東道路の取り組みについてという御質問にお答えいたします。

南部東道路は、平成18年3月に南風原南インターチェンジから南城市つきしろまでの約8キロメートルが地域高規格道路の整備区間に指定され、これまで着工準備調査として予備設計や環境影響調査等を実施してきたところでございます。今後、都市計画決定など所要の手続を進め、平成23年度の本格的な事業着手に向けて取り組んでいきたいと考えております。なお、残るつきしろから知念までの約4キロメートルの区間につきましては、引き続き南城市と連携を図りながら調査を進めてまいる考えてございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 本県経済の将来展望についての御質問の中で、跡地利活用と県土の再編についてお答えいたします。

沖縄県は、戦後、米軍基地に県土の枢要部分を占有されたことにより、生活環境、交通インフラなどさまざまな面でゆがんだ都市構造を余儀なくされてきました。このため、県としては、嘉手納飛行場より南の大規模な基地返還跡地を活用して、軌道系を含む新たな公共交通システムや骨格的道路網の整備による都市交通ネットワークの構築を進めていきたいと考えております。さらに、都市基盤整備による跡地への高次都市機能の配置、産業振興拠点の形成などにより、中南部都市圏の構造のゆがみを是正し、県土構造の再編につなげていきたいと考えております。

次に、2030年の「あるべき姿」と沖縄単独道州移行についてお答えいたします。

沖縄における地域主権と道州制のあり方については、「沖縄21世紀ビジョン」の克服すべき固有課題の中で、自治権の拡大や高い自由裁量のもと、経済発展のための成長のエンジンにつながる制度設計等が重要であると提示しているところであります。また、道州制については、税財政制度の設計、全国知事会の基本

原則、沖縄道州制懇話会の提言等を踏まえる必要があります。これらのことから、沖縄における道州制のあり方については、沖縄の地理的特性、歴史・文化、県民の帰属意識を基本に、離島振興や基地問題など沖縄固有の諸課題の解決、沖縄の発展可能性の追求、「沖縄21世紀ビジョン」の実現の観点から、検討していく必要があると考えております。

次に、ビジョンの将来像を描きながら、10年後には大幅な収支不足が見込まれるが、計画の実行性についてお答えします。

国・地方を問わず厳しい財政状況が続く現状にあって、県民が求める20年後のビジョンの将来像を実現するためには、これまで以上に「選択と集中」による施策・制度の優先順位を徹底し、ビジョンや総点検で示された新たな視点に立ち、島嶼経済の不利性を払拭し、沖縄の潜在力を引き出す諸施策の展開を進め、成長のエンジンを組み込んだ力強い自立経済の構築を目指す必要があります。具体的には、まず基盤整備においては、発展のばねとなる戦略的な社会資本の重点的な整備を図り、産業面では、地域産業の振興、観光・リゾート産業や情報通信関連産業のさらなる展開と新たなリーディング産業の創出を目指すとともに、民間活力の発揮を促す産業支援制度の充実や雇用の拡大につながる新たなビジネスの展開による税源の涵養を図り、これらを支援する政策金融制度の維持・拡充など、主要な政策課題の設定とそのための手法を検討し、活力ある経済社会の構築に取り組む必要があると考えております。

次に、県が考える沖縄振興一括交付金（仮称）のねらいについてお答えいたします。

政府が取り組んでいる一括交付金化は、いわゆる「ひもつき」を排除し、用途を限定しない自由度の高い性格のものを目指しており、このことは全国知事会においても評価されているところであります。また、本県としても、地方みずからが創意工夫を発揮でき、地域の活性化につながるものとして大いに期待をしているところです。しかしながら、一括交付金の配分において人口や面積といった指標で配分された場合、本県が必要とする各種施策を実施するための予算の確保が困難になることが懸念されます。そのため、県としては全国的な制度に基づく予算配分方法とは区分し、沖縄振興特別措置法による「予算の一括計上方式」の継続及び「高率補助制度により措置されている予算の総額確保」を目的に、「沖縄振興一括交付金（仮称）」の創設を求めています。

次に、ポスト沖縄振興計画についての御質問の中

で、高率補助制度の維持と一括交付金の両立についてお答えします。

政府においては、平成23年度よりいわゆる「ひもつき補助金」を廃止して、一括交付金化するとしていますが、制度の具体的内容については現状においてはまだ十分には明らかになっておりません。

県としては、今後の本県振興等に係る財源の確保の観点等から「予算の一括計上方式」の継続及び「高率補助により措置されている予算の総額確保」のため「沖縄振興一括交付金（仮称）」の創設を求めているところです。

次に、新たな振興計画を策定する上での地理的不利性の克服のための検証と解消策についてお答えします。

本県は、広大な海域に多数の離島が存在することや本土から遠隔地にあることから、物流・交流コストが高いこと等の島嶼経済の不利性を有しています。このため、新たな計画の策定に当たっては、今後の自立的発展を見据え、不利性を検証し、物流コストの低減策など競争条件の整備を図るとともに、発展のばねとなる戦略的な社会基盤の整備を図り、本県の豊かな自然環境や伝統文化、豊富な若年労働力、アジアの中心に位置する地理的優位性など、本県の持つさまざまな特性を最大限発揮し、民間主導型の自立型経済の確立を目指し取り組んでまいります。

次に、陸上交通網の整備についての御質問の中で、鉄軌道導入の見通しについてお答えいたします。

県土の均衡ある発展、交通渋滞の緩和、基地跡地の整備、観光振興、環境負荷の軽減を図るためには、鉄軌道の導入を含めた県内公共交通の基本的なあり方を検討する必要があります。

県においては、昨年、中南部都市圏における新たな公共交通システムを調査し、その課題と可能性について整理しております。また、国においても鉄軌道に関する調査が今年度から開始されることになっております。

鉄軌道導入については、県民の利便性が向上する反面、建設コストや維持コスト等の問題もあることから、県では、国が行う調査も参考にしながら、今年度から行う「沖縄県総合交通体系基本計画」の見直しの中でさらなる検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） ポスト沖縄振興計画についての中で、酒税軽減措置の再延長に対する県の

基本的な考え方についての御質問にお答えします。

復帰特別措置法に基づく酒税軽減措置の再延長については、酒造業界と意見交換を継続的に実施しているところであります。酒造業界としては、景気低迷等による出荷数量の減少や県外メーカーとの競争激化など、その経営環境は厳しくなっており、再延長は必要であるとしております。他方、同措置が本土復帰に伴う激変緩和措置であり、平成24年5月末として40年間にわたり継続されていることなど、その制度趣旨等を勘案した場合、再延長については非常に厳しいものがあると認識しております。

県としては、今後、前回延長以降における酒造業界の自立に向けた取り組みや酒造事業者の経営状況及び酒税軽減措置が終了した場合における県民生活や県経済への影響等の検討を行い、同措置に対する県の考え方を取りまとめていく考えであります。

次に、産業振興についての中で、海外からの観光客がふえている要因と今後の対策についての御質問にお答えします。

平成21年度外国人観光客の入域は、チャーター便や不定期クルーズ船の寄港回数増加などで過去最高となりました。今年度は、ビジットおきなわ計画で「沖縄インバウンド強化年」と位置づけ、10カ国語に対応した観光情報サイトの運営、重点地域におけるプロモーションの強化、チャーター便の支援なども行ってまいりたいと考えております。また、成都、タイ、シンガポール、フランスに委託駐在員を新たに配置したほか、香港と上海の事務所に現地スタッフ1名を増員しており、現地での事業展開も一層強化してまいります。

次に、同じく産業振興の中で、外国人観光客の受け入れ環境の整備についての御質問にお答えします。

沖縄県では、外国人観光客の受け入れ環境の整備を図るため、接客方法セミナーやボランティア通訳セミナーの開催、観光関連施設への外国人受け入れアドバイザーの派遣等を行っております。また、平成19年度から沖縄県地域限定通訳案内士制度を導入し、現在63名が登録しております。そのほか、市街地などに多言語表記の観光案内板の設置等を行っております。また、今年度ITを活用した外国人観光客への情報提供やコールセンターによるサポート等を行うモデル事業を実施いたします。

沖縄県としましては、今後も外国人観光客の利便性向上のため、関係団体等と連携して、全県的な受け入れ環境の整備に努めてまいります。

同じく産業振興の中で、MICEの誘致についての

御質問にお答えします。

県では、企業の実施する研修や報奨旅行、またスポーツキャンプや合宿などについては、付加価値の高い旅行と位置づけ誘致に取り組んでおります。企業が実施する報奨旅行（インセンティブツアー）の誘致については、旅行社などとタイアップしたセミナーを開催するほか、ツアーが実施された場合には、大会会場等への芸能派遣などによる支援を行っております。また、スポーツキャンプなどの誘致については、県内外スポーツ大会での沖縄のPRやキーパーソンの招聘など、国内外関係団体への誘致活動を行っているほか、プロ野球キャンプの歓迎ムードの盛り上げなどを行っております。

同じく産業振興について、休暇取得分散化の沖縄観光に与える影響についての御質問にお答えします。

沖縄観光の持続的発展を図るためには、季節変動の少ない通年型の観光を実現していく必要があります。

休暇の取得分散化は、ゴールデンウィークなどの特定時期への集中を緩和し、需要の平準化や高価格や混雑を敬遠していた新たな層の需要開拓など、沖縄観光に幅広い効果が期待されます。一方で、制度の導入により、企業の経済活動や学校現場への影響が懸念されていることから、今後は国の検討状況の推移を見守っていきたいと考えております。

同じく産業振興について、情報産業核人材育成支援事業の成果と今後の計画についての御質問にお答えします。

沖縄県の情報通信関連産業の振興を図るためには、県外から大規模かつ付加価値の高いシステム開発等の業務を積極的に受注することが重要であり、受注業務の中核となる高度なスキルを備えた人材が必要不可欠であります。このため県におきましては、平成19年度から、信頼性・生産性の高いシステム開発やテスト業務を行うことができるプロジェクト・マネジャーやブリッジSE等を育成するため、情報産業核人材育成支援事業を実施しております。平成19年度から21年度までの3年間で399の講座を開設し、延べ4029名が受講しており、企業の即戦力となる人材の育成に大きな効果を上げているものと考えております。

今後とも、県内企業のニーズを把握しながら、より実践的・効果的な核人材育成プログラムを拡充していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 産業振興の中で、農

林水産業振興計画の進捗状況と課題についてお答えします。

農林水産業振興計画における主な指標の進捗状況について、平成23年度の目標値と比較すると、ゴーヤー、菊、マンゴーなどの戦略品目の拠点産地は、142地区に対して、平成21年度までに75地区を認定し、進捗率は53%、農業産出額は1300億円に対して、平成20年度は920億円で進捗率は71%、認定農業者は3000経営体に対して、平成21年度2927経営体で進捗率98%、かんがい施設整備率は49%に対して、平成20年度までの整備率は39%で進捗率80%、圃場整備率は72%に対して、平成20年度までの整備率は52%で進捗率72%、町と村の交流人口は、100万人に対して、平成20年度109万6000人で進捗率110%などとなっております。

農林水産業振興計画の目標達成に向けた課題といたしましては、農業の高齢化の進行、後継者の減少、耕作放棄地、価格の低迷等があります。そのため、県といたしましては圃場やかんがい施設の整備等の生産基盤の整備、耕作放棄地の再生利用による農用地の有効利用と生産の拡大、農業大学校における実践的な教育や新規就農を促進し、就農定着まで一貫した支援を行う「農でグジョブ推進事業」など担い手育成対策の実施、量販店等へのフードアドバイザーやコーディネーター配置による地産地消の推進、海ブドウなど県産水産物ブランドの構築のための「おきなわ型づくり育てる漁業推進事業」の実施など、各種施策・事業を総合的に推進しているところであります。

同じく地産地消と食育の成果についてお答えします。

県においては、地産地消や食育を推進するため、「沖縄県地産地消推進計画」等に基づき、関係機関と連携し、地産地消推進強化事業や県産農産物販売促進事業を実施しております。その成果といたしましては、22市町村における地産地消推進計画の策定、35店舗の「おきなわ食材の店」の登録、親子料理教室及び農業体験の実施、地産地消シンポジウムの開催、ファーマーズマーケットの設置、フードアドバイザーと地産地消コーディネーターの配置などとなっております。

今後とも、「沖縄県地産地消推進計画」等に基づき、県産農産物の消費拡大を図るとともに、平成22年度は地域の特色ある農産加工品の掘り起こしを行い、付加価値を高める食品加工モデルの構築にも取り組んでまいります。

同じく国頭村安波地区の体験・滞在・交流施設につ

いてお答えします。

「やんばるの森」と呼ばれる貴重な亜熱帯の森林資源の魅力を生かし、農林水産業と連携する体験・滞在・交流を進めるには、農村の振興を図る上で重要であると考えております。そのため、国頭村安波地区において平成20年度から平成24年度までに農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により、事業費約2億5000万円で自然環境等活用交流学習施設の整備などを進めております。本施設は、延べ床面積約600平方メートル、宿泊室・調理室など収容人数76名の規模で、年間延べ4000名程度の利用を見込んでおります。

県としては、今後とも農山漁村の資源を活用した都市・農村体験交流活動を積極的に支援してまいります。

同じく太陽光発電の環境への効果、今後の整備計画についてお答えいたします。

南城市においては、平成17年度から18年度にかけて2地区の農業集落排水処理施設に太陽光発電施設を整備しております。

当該発電施設の環境への効果については、平成21年度実績で二酸化炭素排出削減量が約110トン、これを森林面積に換算すると約15ヘクタールで奥武山野球場の約18個分の効果となっております。平成22年度以降の太陽光発電を備えた農業集落排水処理施設整備は、宜野座村ほか4市町を予定しております。

同じく南大東漁港の整備状況と効果及び北大東漁港の整備計画についてお答えいたします。

南大東漁港は平成元年度から整備し、平成12年11月に一部供用開始をしており、平成23年度の完成を目指しているところであります。

南大東漁港の整備効果としては、地元漁船が25隻から34隻に増加したこと、漁船の大型化により陸揚げ量が42トンから98トンに増加したこと、漁船の避難・休憩利用が増加したことなどが挙げられます。また、北大東漁港については、平成21年度に工事を着手しており、平成26年度までに地元漁船等の利用ができるよう整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉問題についての御質問の中の児童虐待について、答弁に入ります前に、今回沖縄市で発生した虐待事件により、昨年に続いて幼い子供の命が奪われたことにつきましては、非常に残念なことであり、改めて亡くなられたお子さんの御冥福をお祈りいたします。

それでは御質問の児童虐待の相談件数の推移と死亡事件の件数についてお答えいたします。

県の児童相談所が処理した虐待相談処理件数は、平成17年度が451件、18年度364件、19年度440件、20年度408件、21年度が435件となっており、年度による増減はありますが、高どまりの状況となっております。また、21年度に市町村が処理した児童虐待相談件数は703件となっており、児童相談所と市町村を合わせた件数では1138件となり、これまでで最も多くなっております。

次に、本県における児童虐待による死亡事件につきましては、平成12年の児童虐待防止法の施行以後5件発生しております。

次に、県の児童虐待防止対策についてお答えします。

児童虐待防止法に基づく虐待防止対策につきましては、児童虐待の通告等を受けた場合の「安全確認」、虐待のおそれがある場合の「立入調査」、これらを行う際の管轄警察署長に対する「援助要請」などを行っております。本県における平成21年度のこれらの対策の実施状況は、安全確認が435件、立入調査が2件、援助要請が4件となっております。また、児童の安全確保のために必要と認められる場合には保護者の同意がなくても虐待を受けた児童を一時保護しており、当該件数については、21年度で105件となっております。

次に、児童虐待防止のための学校や保育所との協力体制についてお答えします。

児童虐待の防止や早期発見のため、市町村では要保護児童対策地域協議会を設置し、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携して取り組んでいるところであります。同協議会の構成員には、学校や保育所等の現場の関係者も含まれるほか、管轄する児童相談所も参加しており、保護や支援を必要とする児童について情報の共有等を図っております。また、今年度からは学校及び保育所から市町村または児童相談所へ、虐待ケースとなっている児童等について定期的な情報提供を行うこととしており、現在、情報提供の具体的な実施方法等について関係機関との調整を進めております。

次に、経済的に苦しい家庭に対する地域の支援や行政の積極的ななかかわりについてお答えします。

県では、生活に困窮している世帯に対する生活保護や、母子家庭等への児童扶養手当の支給、医療費助成などによりこれらの家庭への経済的支援を行っております。

また、児童虐待防止の観点からは、行政の関与や地域の支援を必要とする家庭を早期に把握し、具体的な支援につないでいくことが重要であると考えており、市町村で実施している乳児家庭全戸訪問事業等により支援が必要な家庭を把握し、要保護児童対策地域協議会等を通じて各種支援を行っているところであります。

次に、安心こども基金による保育所整備計画と平成23年度以降の計画等についてお答えします。

平成22年度の安心こども基金を活用した保育所整備については、創設や増改築等による29施設の整備で1020人の定員増を図る予定としております。しかし、同基金による保育所整備の実施期限が平成22年度末となっており、引き続き待機児童の解消を図る上で、平成23年度以降も保育所整備に要する同様な財源措置が必要と考えております。

県としましては、九州知事会等を通じて国へ基金実施期限の延長と十分な財源措置を要望することとしております。

次に、保育所入所待機児童対策特別事業基金の認可化の目標数等についてお答えします。

同基金の活用により平成21年度は1施設を認可化し、60人の定員増を図りました。本基金の施設整備の上限額などの補助要件について、活用しづらい面があるとの意見があり、700万円から3000万円に引き上げを行ったところであります。これにより、平成23年度までに20施設を認可化し、1200人の定員増を図る予定としております。

県としましては、同基金の活用について市町村と連携を図り、認可化の促進に努めてまいります。

次に、認可外保育施設を保育ママ事業として活用する支援策についてお答えします。

今回まとめられた「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」の提言書において、今後の対応の方向性と具体的施策の例として、「認可外保育施設を活用した家庭的保育（保育ママ）の共同実施」が挙げられております。保育需要の増加に対応するため、認可外保育施設の一部を「保育ママの共同実施施設」として位置づけ、「保育ママが複数人集まる形式で家庭的保育を実施することを検討する。」となっております。

県としましては、保育ママの共同実施が待機児童解消策の一つとして考えられることから、実現可能性について国及び市町村や関係団体と協議を重ねてまいります。

次に、特別養護老人ホーム入所待機者への対応についてお答えします。

特別養護老人ホームの入所申込者数は、平成20年11月末時点で3409人、そのうち要介護3から5の高齢者は1630人、さらにその中で介護する者が高齢などで十分な介護ができない世帯は1056人となっております。

待機者解消のための施設サービスとして、平成23年度までに特別養護老人ホームを330床、認知症高齢者グループホームを315床、居住系サービスの特定施設を405床、合計で1050床整備することにしております。

次に、介護職員の確保と処遇改善対策についてお答えします。

介護関係職種の平成20年度有効求人倍率は、全国が2.2倍、沖縄県が0.68倍となっており、介護職員の供給は全国より高い状況にあります。また、平成21年10月から実施されている介護職員処遇改善交付金事業を県内の8割の事業所が実施しており、介護職員の処遇の改善が図られているものと考えております。

なお、同事業は平成23年度までとされておりますが、国は平成24年度以降も介護職員の処遇改善に取り組んでいくとの方針を示しており、沖縄県も九州各県と連携し、介護職員のさらなる処遇改善を国に要望することとしております。

次に、国保制度の見直し及び国・県の財政措置を含めた対策について一括してお答えいたします。

市町村国民健康保険事業は、低所得者層及び高齢者の加入割合が高く、医療費の増嵩に対し十分な保険料収入が確保されにくいという財政面での構造的な課題を抱えていることから、国に対しては、全国知事会等を通して国民健康保険制度の充実強化を要望しております。また、市町村国保を支援するため、国においては、財政基盤強化策が平成22年度から25年度までの4年間継続実施されており、県では、県調整交付金や保険基盤安定制度等に基づき、平成22年度当初予算においては140億2109万6000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育・文化の振興についての御質問で、教育事務所の見直しの方向性についてお答えいたします。

教育事務所の見直しについては、地方分権の進展等に伴う市町村合併の流れの中、市町村において主体的に地域の実情に応じた教育行政を推進していくことが期待されていることを踏まえ、これまでの教育事務所のあり方を検討するものであります。

具体的には、現在教育事務所で実施している事務事

業の見直しを進めるとともに、市町村教育委員会における主体的な行政運営を促進しつつ県の支援体制を見直すものであります。

次に、教育事務所の指導体制の充実についてお答えいたします。

教育事務所の見直し方針においては、各教育事務所の事務事業の見直し等も含め検討することとしております。その中で、那覇教育事務所及び島尻教育事務所の統合も検討することとしております。検討に当たっては、近年、市町村において地域の実情に応じた教育施策が展開されることが一層重要性を増していることから、市町村の自主性を尊重しつつ、引き続き県教育委員会として必要な支援が確保できるよう努めてまいります。

次に、一方的に見直し、現場の意向は反映しないのかについて一括してお答えいたします。

教育事務所の見直し方針は、今後の教育事務所のあり方に関する方向性を示したものであり、具体的な見直しの検討に当たっては、市町村教育委員会等との調整も図ってまいりたいと考えております。

次に、35人以下学級における沖縄県と全国との比較についてお答えいたします。

平成21年度学校基本調査によりますと、県内公立小学校において35人以下となっている学級数の占める割合は84.9%、中学校では49.9%となっております。また、全国状況については、小学校で87.8%、中学校で69.5%となっております。

次に、発達障害児の通級指導等についてお答えいたします。

平成21年10月に実施した県教育委員会の調査によりますと、平成22年度通級指導教室対象児童数は131名であります。平成22年5月1日現在、通級指導を実施している学校数は、小学校26校で、通級児童数は120名となっております。

次に、自閉症・情緒障害特別支援学級の増設と相談窓口の設置についてお答えいたします。

自閉症・情緒障害等に係る特別支援学級の設置につきましては、国の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び沖縄県公立小学校・中学校特別支援学級設置要綱等に基づき、県教育委員会と市町村教育委員会が協議の上、適切な対応に努めているところであります。

情緒障害等に係る相談窓口につきましては、全小中学校や県立総合教育センター、地域の特別支援学校において開設されており、特別支援教育コーディネーターや担当職員が対応をしております。

県教育委員会としましては、関係機関等に相談窓口案内ポスターや理解啓発リーフレット等を配布して周知に努めているところであります。

次に、公立小中学校の老朽校舎改築についてお答えいたします。

公立小中学校の老朽校舎等の改築は、沖縄振興計画に基づき重点的に実施してまいりました。その整備目標は、塩分濃度規制が施行された昭和53年度以降に建築された校舎等の保有率を指標としております。平成13年度の基準年においては、昭和53年度以降の建物が小中学校で83%保有しており、沖縄振興計画が終了する平成23年度末の目標を93%としております。

事業の実績は、計画期間中の平成21年度までに約19万平米の改築を実施し、平成21年5月現在の保有状況は90.4%に改善されております。また、計画終了後は93.5%程度と見込んでおり、目標の93%を達成できるものと考えております。

県教育委員会としましては、引き続き平成24年度以降においても高率補助等の財源措置を要望するため、今後関係部局と調整を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 教育・文化の振興の質問のうち、就学支援金に係る県の対応についてお答えいたします。

私立高校生等に支給される就学支援金は、本人または保護者等からの申請に基づき県が支給を決定し、代理受領者である学校設置者に対し交付することとなっております。

県では、本年度の当初予算に約7億1800万円を計上し、現在支給のための手続を進めているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 先ほどの答弁で答弁漏れがございましたので、おわびして答弁させていただきます。

ポスト沖縄振興計画についての御質問の中で、揮発油税軽減措置及び酒税の軽減措置の延長についての御質問の中で、揮発油税軽減措置の延長についてお答えをいたします。

鉄道網がなく、主要な交通手段が自動車である本県においては、揮発油税の軽減措置が終了することによ

り、特に離島住民を初め県民生活全般に与える影響が大きいことから、延長について関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは、社民・護憲ネットを代表いたしまして質問を行います。

沖縄の負担が変わらなければ、「ヤマトウンチュとウチナーンチュの差別と受け取られても申し開きようもない」、このような言葉を昨日の全戦没者追悼式追悼の辞で、横路衆議院議長が述べられています。

菅内閣が発足した直後の全国世論調査で、米軍普天間飛行場を沖縄県内で移設することに過半数が賛成という結果が出ました。より多数の本土の日本人は、遠く離れた辺境の島である沖縄を、提供さえすればまくらを高くして寝ていられるのだから、最大の利益を確保するためにしょうがない犠牲だと考えているのでしょうか。

24万余りの柱の前で総理から発せられた基地負担のお礼と、同日、アメリカの下院で日米安保条約発効50周年、これを記念して基地を受け入れている沖縄への感謝の決議がなされた。押しつけられた側の痛みを本質的なところで理解をしていないからこそこんな無神経な言葉が出てくるのでしょうか。

本土並みを掲げた復帰の約束はいまだ果たされていません。戦後はまだ終わっていない。繰り返し繰り返し裏切られて、県民は今、また屈辱を味わっています。

政権内において沖縄県民の民意に沿う形での解決を求めた社民党を切ったからといって、問題が消えてなくなるわけではありません。ましてや総理の交代で支持率が回復したからといって、県民が納得するわけではありません。

知事は、繰り返し180度変わったとして民主党の公約撤回、変更を指摘し、県民世論との激しい対立の中で、普天間問題が極めて厳しい情勢にあると発言されています。そのとおりです。ただ、我々がこの議会で知りたいのは、県民が最も聞きたいのは、知事の情勢分析ではありません。県政のトップが、しかも米軍再編に基づく辺野古移設を容認、推進してきた仲井眞弘多知事がこの情勢の変化を踏まえる中、どのような方針を指し示して県民の先頭に立つのか、どんな意思を持って総理に、政府に向き合っているのかということが聞きたいのです。その知事の姿勢をどう評価するかによって、来る知事選への県民の選択が示されるのだ

と思います。

そこで、普天間問題について知事の政治姿勢を伺います。

(1)、鳩山総理の辞任、菅内閣の発足について、沖縄県知事としてどう感じているのか、所見を伺います。

(2)、日米両政府は、米軍再編の着実な実施を再確認し、また、環境影響評価手続及び建設が著しい遅滞なく完了できることを確保できる方法として辺野古に回帰しました。菅首相は、日米合意を実現するため沖縄に理解を求めるとしていますが、知事は、政府による県民への説得作業に期待をされますか。あるいは日米合意の撤回を求めますか。

(3)、参議院選挙沖縄選挙区の候補者は、いずれも県内移設反対を掲げています。日米共同声明について、合意は無効と訴える候補者もありますが、知事はどう考えますか。

(4)、在日米軍の抑止力について、知事の見解を伺います。政府がとりわけ重要性を強調する「海兵隊を含む在日米軍の抑止力」について、共通の認識があるか伺います。

(5)、日米共同声明によりますと、施設の位置、配置、工法の検討は「いかなる場合でも8月末までに完了させる」としています。地元の合意もなく、民意を無視して頭越して検討が進められていることについて、知事は抗議をするのか、黙認するのか伺います。

(6)、知事は、県外がベストだが県内やむなしとしてきました。一連の経過の中でやむなしとは言いがなくなりましたが、知事自身の中に県内移設拒否の選択肢はあるのか伺います。

(7)、普天間飛行場3年閉鎖は実現しませんでした。みずからの公約をめぐる政治責任についてどう考えていますか。また、来る11月の知事選に出馬される意向かどうか伺います。

(8)、昨日の首相との面談について感想を伺います。

また、(9)、同じく先日の駐日米国大使との面談について感想を伺います。

2点目、沖縄振興計画の総点検とポスト振興計画について伺います。

(1)、沖縄県振興審議会の意見書に盛り込まれた特徴的な意見、指摘等を示してください。

(2)、21世紀ビジョンの実現に向けた推進体制をどのように描いていますか。

(3)、県民による主体的な沖縄振興のあり方は、今後、国との間でどのように整理をされますか。

(4)、国に創設を提案した「沖縄振興一括交付金」について、その目的、交渉の進捗について伺います。

3点目、「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」の提言について伺います。

(1)、スタディ・グループの調査結果で浮き彫りとなった課題を示してください。

(2)、沖縄県が先駆的・モデル的に取り組む可能性がある事業とはどのようなものですか。提言を受け、今後、国・県・市町村、また保育者間での取り組み、予算の確保など、今後どのように展開されるか伺います。

(3)、今後の沖縄振興策の中での位置づけについて、沖縄振興審議会の議論に反映させる必要があるとも盛り込まれていますが、その取り組みについて伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、普天間問題の知事の政治姿勢の中で、鳩山総理の辞任、菅内閣の所見についてという御質問にお答えいたします。

鳩山前総理は、政治と金やそして社会民主党の連立離脱などの問題により辞任されたものと考えております。また、普天間飛行場移設問題について、当初「最低でも県外」と発言されたにもかかわらず、5月28日の日米共同発表で「代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する」とされ、県民に大きな失望を与えました。これはまことに遺憾であります。

菅内閣においては、普天間飛行場の移設問題について、県民の納得のいく形で解決策を示す必要があると考えております。

同じく普天間問題に係る御質問の中で、日米共同発表の撤回を求めることはどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で、どちらかといえば唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。

県といたしましても、地元の了解を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そしてどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考え、それを要求しているところであります。

次に、同じく普天間問題に係る御質問の中で、参議院選沖縄選挙区の候補者の主張に係る御質問にお答えいたします。

参議院選挙の各候補者におかれましては、それぞれのお考えに基づき政策を主張されているものと無理解いたしております。いずれにしましても、私としては、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいと考えているところでございます。

同じく普天間問題に係る御質問の中で、頭越して検討が進められることについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、地元の了解を経ずに移設案が決定されたことについて、まことに遺憾であると政府に対して申し上げているところでありますが、今後の検討状況については、政府は頭越してではなく、地元の理解、そして協力を得なければならないことは当然のことであり、まず丁寧かつ十分な説明を行うことを強く申し入れているところでございます。

同じく普天間問題に係る御質問の中で、県内移設拒否の選択肢はあるかという御趣旨の御質問にお答えいたしますが、現時点におきましては、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいというのが私の考えであります。

次に、同じく普天間問題に係る御質問の中で、3年めどの閉鎖状態への公約はどうなったのかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去につきましては、移設協議会やワーキングチーム会合などにおいて政府と意見交換を重ねてきたところでありますが、昨年9月の新政権の発足後は、これらの協議会等は開催されておりません。

県は、総理を初め各大臣との面談など、機会あるごとに普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めており、去る5月23日の鳩山前総理との面談においても、前総理から「普天間飛行場の危険性の除去については、返還までの間、できる限りの措置を講じていきたい」と思っており、今後ともしっかりと取り組んでまいりたい」との発言がございました。

県といたしましては、新内閣におきましても、引き続き積極的にこの問題の解決に取り組んでもらうよう強く要求をし、期待をしているところでございます。

次に、同じく普天間問題に係る御質問の中で、11月の県知事選出馬に係る御質問にお答えいたします。

私は、知事に就任して以来、県民の皆様、そして議員各位の御理解と御協力により、掲げました公約のほとんどは着手できたものと考えております。

現段階では、公約実現に向け、残る任期に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

同じく普天間に係る御質問の中で、菅総理との面談についての感想を聞きたいという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る6月15日及び23日の菅総理との面談におきましては、菅総理から日米共同発表を踏まえつつ、沖縄の基地負担の軽減に取り組みたいとの趣旨の発言がございました。

私からは、今回の日米共同発表はまことに遺憾であり、名護市辺野古への移設は極めて厳しい旨、申し上げました。あわせて事件・事故の発生状況など基地負担の現状を御説明し、大幅な軽減が必要であることを申し上げたところであります。このような県の考えは、総理に十分伝わったものだと考えてもおります。

同じく普天間問題に係る御質問の中で、駐日米大使との面談についての御質問にお答えいたします。

ルース大使の今回の訪問の主な目的は、教育や産業面での交流に関する意見交換であると聞いております。今回の面談では、小渕沖縄教育研究プログラムの継続の確認、そして日米、沖縄、ハワイが協力をしてクリーンエネルギー技術開発を進めること、また、沖縄科学技術大学院大学への期待と協力の申し出などについて意見交換を行ったものであります。有意義なものであったと認識いたしております。

次に、沖縄振興計画の総点検とポスト振計に係る御質問の中で、21世紀ビジョンの実現に向けた推進体制についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向けては、県民、市町村・県の協働体制の構築が必要であります。特に、地域の活動の主体であります地域住民との連携や、企業との協働体制づくりを進めてまいるのがございます。さらに、県におけるビジョンの実現に向けたより効率的な推進体制のあり方について、今後検討をしてみたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間問題に関しまして、抑止力について共通認識があるかとの御質問にお答えをさせていただきます。

政府は、国会答弁におきまして、「抑止力とは、侵略を行えば耐え難い損害を被ることを明白に認識させることにより、侵略を思いとどまらせるという機能を果たすものである」、また、「沖縄に駐留するアメリ

カ合衆国の海兵隊は、抑止力の重要な要素の一つとして機能していると認識している。」との見解を示しております。

抑止力につきましてはさまざまな御意見があり、沖縄県としての公式の考えはまとめておりませんが、県といたしましては、抑止力の議論にかかわらず、過重な基地負担の軽減やさまざまな事件・事故の防止など、米軍基地問題の解決促進が日米両政府において着実に進められることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄振興計画の総点検とポスト振計についての御質問の中で、振興審議会からの特徴的な意見についてお答えいたします。

県振興審議会からいただいた意見は、総数222に上り、そのうち全体に係る意見が42、分野別の意見が180となっております。

県振興審議会では、観光産業の伸びや情報通信関連産業の集積など一定の成果があらわれていることや、社会資本の整備が着実に進み県民の利便性は向上したと評価する声が上がりました。その一方で、約40年にわたる特別措置のもと、自立型経済の構築など所期の目的を達成し得たといえるのか、自立につながる制度の見直しが必要ではないかという意見や、なお広大な米軍基地の存在が沖縄振興を阻害している、諸課題の解決に当たり戦後処理の一環として国の責務と役割を強調する意見などが提起されております。

県では、沖縄振興計画等総点検や県振興審議会からの意見を踏まえ、自立型経済の構築に向けた必要な制度の創設や拡充を国に求めていくとともに、沖縄21世紀ビジョンの実現を図る新たな計画の策定等に取り組んでまいります。

次に、沖縄振興のあり方についての国との整理についてお答えいたします。

県においては、初めての長期構想である21世紀ビジョンを策定し、県民のさまざまな願いをくみ上げた将来の望ましい姿を取りまとめたところであります。また、沖縄振興計画等の総点検の作業を6月中旬に終えたところであり、今後は、県民が望む20年後の沖縄を実現するための基本計画を県民とともに策定し、実施していく必要があります。

実施に当たっては、具体的な政策課題や手法を整理する中で、県民、市町村・県・国のそれぞれの役割分担の整理をしながら、着実に政策が展開できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、沖縄振興一括交付金の目的、交渉の進捗についてお答えいたします。

沖縄県では、政府が進めているひもつき補助金から自由度の高い一括交付金化への制度の見直しに対して、全国的な制度に基づく予算配分方法とは区分し、「予算の一括計上方式」の継続及び「高率補助制度により措置されている予算の総額確保」を目的に、「沖縄振興一括交付金（仮称）」の創設を求めています。

なお、5月17日に地域主権戦略会議へ同交付金の創設について県の考えを伝えたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」の提言における課題についての御質問にお答えします。

本県では、他県と比べて待機児童と認可外保育施設入所児童が多く、待機児童の解消と認可外保育施設の認可促進及び入所児童の処遇向上が大きな課題であります。

今回のスタディ・グループの調査結果によって改めてそれらの課題が整理され、その解決の方向性について国及び県が認識を共有できたものと考えております。

次に、先駆的・モデル的に取り組む可能性がある事業及び今後の展開についてお答えします。

提言書においては、待機児童の多い沖縄県において先駆的・モデル的な事業として、小規模な認可外保育施設の認可促進事業や認可外保育施設を活用した家庭的保育（保育ママ）の共同実施事業を挙げております。

県としましては、保育ママの共同実施などが待機児童解消策の一つとして考えられることから、実現可能性について国及び市町村や関係団体と協議を重ねてまいります。

次に、今後の沖縄振興策での取り組みについてお答えします。

スタディ・グループの提言においては、認可外保育施設に対する支援や待機児童対策基金の平成24年度以降の継続の検討等については、今後の沖縄振興策の議論の中で検討していくものとされております。

「沖縄振興計画等総点検報告書」においては、待機児童解消の対策として、認可外保育施設利用児童数が多いことや5歳児の預かり保育の問題等、本県の独自性に着目した特例的な対応が求められているとしてお

ります。

県としましては、そのことも踏まえ、「新たな沖縄の振興に向けた基本的な考え方（案）」に反映させるよう国及び市町村や関係団体と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 知事、冒頭の普天間問題の知事の政治姿勢の中で、知事は恐らくその日米合意の撤回を求めるとおっしゃるのかなというふうに思ったんですね。というのは、これだけ極めて厳しいということをおっしゃり、頭越しであるという批判をされて、そして今まさに知事自身がその選対本部長をお務めになるその候補者も繰り返し繰り返し日米合意は無効だと、断固反対、国に対して強くそのことを突きつけていくんだということをおっしゃっているものですから、私はその先頭に立つ知事も当然同じような考え方であるのだというふうに思っておりました。それでその日米合意の撤回を求めるんですかということをお聞きしました。ましてや、国が県民を分断し、その賛成を取りつけることを期待するということをおっしゃることにはならないだろうというふうに思ったからです。もう一度聞きます。日米合意の撤回を求めるのでしょうか。

それから(6)に関連いたしまして、やはり同じく失望をされて、県民の声は極めて厳しいと、繰り返し繰り返し総理に直接おっしゃっている。このことを踏まえるならば、当然県内移設反対、県内移設拒否という選択肢が知事自身の中にあるのだらうというふうに思うわけです。もう一度お尋ねします。県内移設拒否の選択肢というのは知事の中に当然お持ちというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

それから沖縄振興計画、これもやはり知事にお尋ねをいたしたいと思います。

沖縄振興計画は、今まさにその4次目が終了に差し加かって新しいその枠組みをどうつくっていくかというときに、これまで本当にいろんなまだまだ解決し切れない課題、これについては当然国がその責務を負っている沖縄振興という、そのことは強く私は主張してよろしいのだというふうに思います。ただ、今回その一括交付金を県が要望されるに当たっては、やはり国が関与をなささいというその範囲は、特に財源の保障においてこれまでの一括計上を軸としながら、高率の補助をそこにもってきたというこのことの財源保障は求めつつも、これまでのように県が素案をつくって国が認めるとか、財源についても計画を提案してそ

れが交付金を認めてもらうというその手続自体が非常に時間がかかりますし、やはりそれは余りにも国の関与が強過ぎるというふうに思えてならないんですね。ですので、今回のこの一括交付金の要望に当たっては、もちろん単なる交付金を要望しますということではなくて、財源の保障は求めながらもただ国の関与はやっぱりこれまでとは全然違う形で財源の保障にむしろ特化をして、そして21世紀ビジョンをまさしく国がその財源の担保を持って推進をする、そういった基本法なり、国の責務の果たし方というのを求めているのだらうというふうに思いますが、この点についてお考えをお聞かせください。

そしてスタディ・グループ、待機児童のことです。

これもその調査報告の中でも沖縄振興の中に直接的にそれを反映させていく、このこともやはり必要だろうということが今後の課題にも浮かんでいます。この中にも例えばこれだけの役割を果たしている認可外保育園施設に直接的に補助を行う、助成をする、支援をするということがこれまでなかなかできなかった。けれども、これを沖縄振興の枠組みで考えたときにもっと直接的にその役割を評価し、すぐできるその支援のあり方として沖縄振興の枠の中でできないかということをややはり強くこれは求めてほしいと思います。そういう意味では、一定の基準を満たした認可外保育施設に助成をするその検討であるとか、あるいは待機児童対策基金、この解消基金についても当然これは延長を求めながら、もっと使い勝手がいいものにこれも主体的に沖縄振興ととらえてその中に置いていく。こういったことも非常に重要な要求であるし、この4次目の検討の課題をする中でこれをぜひ課題として上げていただきたい、このように思うわけですが、お尋ねをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後3時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村議員の再質問にお答えいたします。

まず第1に、今の日米共同声明の撤回を求めるのかという点でございますが、これは先ほども申し上げましたように、実は鳩山総理の時代もこれがどうしてそこに至ったかという背景、内容、公約との違い、説明を受けておりませんので、そもそも本来はこれは一体何ですかという中身を一回よく説明を聞きたいという

ことを申し上げてあり、菅総理にもその要求を言っています。ですから、それをちょっと受けてから、もう一度考えてみたいというふうに考えております。

それから県内移設の選択肢はあるのかという御質問だと思いますが、これは一般的な話で申し上げますと、県内移設というものは本来そう望ましいものではないと無論思っておりますが、いろんな形で県内移設条件つきといいますか、そういうものが既にいろいろやられているという面もありますから、これは特にこの普天間基地については、私は県内移設は事実上不可能に近い状況に今なりつつありますが、将来出てくる議論は固定化という議論は当然出てくることだと私は思っております。ですから、拒否の選択肢はあるかという御質問については、あるとも言えるし、ちょっとそれはいろんな状況を踏まえての答えになることあり得るべしというふうに考えております。

それから3番目のこの次の沖縄振興計画の中で、この一括交付金についての御提案は非常に結構だと思いますから、そういう方向でぜひ議員各位のアドバイスもいただきながら、次の振興法なり振興計画に反映させていくべきだと考えております。いい御提案だと思っております。

さらに次のスタディ・グループにつきましては、当時の大臣が随分よく勉強していただいていた成果を出していただいていると思います。ですから、認可外保育園についての直接補助というのはなかなかごくごく少額でしかできなかったんですが、次の振興計画の大計の中でおっしゃった御提案の可能性は徹底的に追求していきたいと思います。これもまた議員のいろんなアドバイス、それから御指導をいただきたいと思います。

先ほどの基金について今の関連でということの答弁でよろしゅうございますかね。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 知事、鳩山総理から説明を受けていない、聞きたい。菅総理からも聞きたい、受けていないと。受けていないのにその合意がなされたこと、受けてもいないのに頭越して工法の検討の期限まで切られていることというのが問題であるわけですね。それであれば、そんな悠長に説明を受けてからやばりもう一度考えたいということではなくて、今のこのやり方について撤回を求めていくというその立場を明確にされるべきではないのか。また、県内移設拒否という選択肢があるとも言えるとおっしゃったので、ある

というふうを受けとめて、そのまま文字どおり県内移設拒否もあるんですということを強く政府に今こそ、今の知事の失望とあわせて率直に伝えるときではないか。その件についてもう一度お聞きして終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後3時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村議員の再々質問にお答えいたしますが、この悠長と言われる表現には少しがくっと来るわけですが、これは私は悠長とは決して思っておりません。別に、鳩山さんの内閣のころに無論いろんな閣僚――瑞穂大臣も含めて――と私たちはいろんな意見交換をしている中で、基地問題について総理、官房長官ともいろいろやってきておりますが、4月25日の県民大会、5月4日に鳩山さんが見える、23日も見える、28日にはその結論というか共同声明を出す。それからあと31日でしたか辞意を表明され、内閣改造が行われるという、そのばたばたばたばたの中で、実は結果として悠長になった感はあるかもしれませんが、やはり公約と何で180度違うに至ったか、ゼロベースと言いながら何がゼロベースだったのかも含めてちゃんとこれはきちっと聞きませんと、出てきたあれを撤回しろとか、あれは何だと言ってもちょっとこれは初めに受け付けておりませんから、やはり中身を聞いてからにしたいというふうにさせていただきます。申しわけありません、悠長ですが。

そしてまた、拒否の選択肢については先ほど申し上げましたとおり、なかなか基地問題というのも一つの回答をぐっと突き詰めていくというやり方もあろうかと思うんですが、私どもはやはり固定化との問題、いろんなことがこれから政府、特に民主党政権というのはよく我々わからないところもあって、いろんな形でいろんな仕事の仕方が出てくると思います。そういう中で、私先ほど申し上げたような答弁しかできませんが、特に普天間については固定化との問題というあたりはよく頭に入れて対応していくべきだと考えている次第でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 こんにちは。

社民・護憲ネットの代表質問を続けてまいります。照屋大河です。

質問の冒頭、常任委員会の土木文化環境委員会にお

いて行いました視察調査について、所見を述べたいと思います。

まず、5月12日ですが、老朽化が進む那覇市の古島団地に委員会で調査に行きました。今議場でも会派の崎山嗣幸議員が取り上げておりますが、実際現場に行ってその問題の深刻さ、重大さを考えざるを得ない状況でありました。

知事、あるいは土建部長は現地は視察されたんでしょうか。新聞記事にもありますように、コンクリートの瓦れきとともに天井全体が落ちている。（資料を掲示）そして現地に行った委員、だれも渡り廊下の手すり側、外側に沿って歩けないような本当に見てもその傾きがわかるような現場でありました。その団地に住む皆さんは危険と隣り合わせの状態であります。そういう意味では委員長からもあります、県も厳しく指導するよう議会でただしていきたいという言葉もありましたので、土建部長を初めしっかり対応していただきたい。知事におかれましてはぜひ現場を見ていただきたい、要望を申し上げます。

特に、団地に住む皆さんからすれば、この郵住協の協定が交わされた時点において、県の職員がその郵住協の専務として派遣されており、こういう場所に住む現実にある住民にとっては県の責任、自分たちの命は平等じゃないのかと思っても仕方がない状況があると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

そしてその視察の際に判明したことですが、現在の団地所有者のパークレー社から同団地自治会に報告された調査の内容が明らかになったわけですが、2008年に実施した同団地1号棟――先ほど天井が落ちている写真を見せましたが――の耐久度調査で、中程度の地震が来ても倒壊のおそれが十分考えられると結論づけられている。ほかにも調査結果には、コンクリート圧縮強度の平均値が現行の設計基準の強度を大幅に下回り、鉄筋腐食度が5段階評価で最低のグレードファイブの状態と指摘、補修による対応は困難。建てかえの時期は遅過ぎるぐらいで速やかに建てかえるのが望ましいという、その所有者の行った耐久度調査結果にもあるわけです。そんな中に生活しているわけですから、ぜひこれまで4回の協議会、県も含めて行われたようですが、今後強くその問題の解決に力を尽くしていただきたい、お願いを申し上げます。

そして5月20日、21日ですが、伊平屋村、伊是名村へ土木文化環境委員会で行ってまいりましたが、島嶼県沖縄においてやはり離島で生活する皆さんのそこに今生活する厳しさ、土木文化環境委員会にも多くの要請もいただきました。少なくともこの皆さんは、海路

で本島やあるいはその他の地域とつながっているわけで、たくさんの港の整備等の要望もありましたので、ぜひ力強く進めていただきたい。そして空港建設について、同行した嘉陽先輩からもこの議会に携わって長い間この問題の陳情を受けている、いよいよ頑張りたいという決意の表明もありましたし、委員会でもそういう力強く団結を申し上げました。そしてその空港ですが、いよいよ地権者も100%近く同意を得ているということです、これはまた知事、先頭に立ってこの地域の皆さんの希望をかなえる空港建設について力を尽くしていただきたいと要望を申し上げて質問に移りたいと思います。

通告に従い代表質問を行います。

まず米軍基地問題について。

(1)、嘉手納基地の訓練激化について。

ア、嘉手納基地への外来機飛来が後を絶ちません。先月末にはまたしても米ニューメキシコ州ホルマン空軍基地からF22戦闘機が一時配備されております。米本国所属F22戦闘機の沖縄配備はここ数年続いており、昨年は通算で七、八カ月駐留して、もはや常駐機であります。本国に帰還する際は、未明離陸を強行することも安易に予想されます。外来機飛来について実効性ある規制措置を講じるためには、地位協定改定に盛り込むしかないと考えるが、知事の見解について伺います。

イ、嘉手納基地に飛来する外来機が非人道的兵器としてオスロ条約で禁止されるクラスター弾を訓練使用した疑いが極めて強い。オスロ条約を締結していないことから、政府は米軍のクラスター弾使用を認めているが、県の立場はどうか、知事の答弁を求めます。

(2)、去る3月31日、嘉手納ラプコン（沖縄進入管制業務）が日本側へ移管された。空の主権回復ともいうべき嘉手納ラプコン返還は、戦後65年間、空の管制を米軍に握られてきた県民にとって悲願達成であります。移管によって利用客や航空サービスにどのような影響やメリットがあるのか伺います。

(3)番、外務省が行った日米密約に関連して、県が6月9日に照会した4項目について伺います。

ア、外務省から回答があったのか。回答があったのであれば、その内容について伺う。

イ、本県と同様に米軍基地を抱える神奈川県横須賀市は3月16日、長崎県佐世保市は4月5日に外務省に照会している。それに比べて県の照会は非常におくれていると指摘せざるを得ないが、その理由について伺う。

ウ、岡田外務大臣は6月15日の記者会見で、1969年

の沖縄返還決定時に交わされた有事の際の沖縄への核再持ち込みを容認する秘密合意について、現在は効力がないと日米両政府で確認したことを明らかにしております。このことに対する県の見解について伺います。

(4)、在沖米軍が6月12日から開始した午前0時以降の基地外のバーやクラブなどへの立入禁止措置を受けて知事は、飲酒禁止措置は結構なことだが、外務省沖縄事務所が開くワーキングチームの開催でどうなるかまちたいと評価を避けたわけですが、6月14日のワーキングチームを経て米軍施設の飲酒禁止措置に対する知事の見解について伺います。

大きい2番、義務教育未了者に対する行政支援について。

(1)、沖縄戦や戦後の混乱で義務教育を受けられず学齢期を過ぎた人は県内に何人いるのか。県として統計をとっているのかとあわせて伺う。

(2)、公立夜間中学校設立について、対象者の実態調査、設置基準、財政上の課題を踏まえて設置の可否を検討するとの過去の県議会答弁があるが、検討結果について伺う。

(3)、5月10日の衆議院沖縄・北方問題特別委員会で、前原沖縄担当大臣がNPO法人珊瑚舎スコーレへの財政支援を含めて、文科省と沖縄県と早急に相談したいと答弁していますが、その後政府から県に問い合わせはあったのかについて伺います。

(4)、県は、これまで「珊瑚舎スコーレ」と話し合いを持ったことがあるのか。あるならば、直近に接触した日時を明らかにした上で、その際「珊瑚舎スコーレ」からどのような要望があり、県としていかなる回答をしているのかについて伺います。

大きい3番、口蹄疫問題について。

(1)、宮崎県における口蹄疫発生、被害拡大の状況を受け、県は5月、6月と2カ月連続で豚や牛の競りを中止したが、その際の経済損失について伺う。

(2)、県が実施している口蹄疫への防疫体制、ウイルス侵入防止策を伺う。

(3)、防疫体制について、農水省から通知・通達があるか。あるとすれば、どのような内容か伺う。

(4)、万が一、県内で口蹄疫が発生し、宮崎県と同規模で拡大した場合、県内畜産家の被害、経済損失について伺う。また、被害を最小限に抑える対策はシミュレーションできているのか伺う。

(5)、宮崎県での被害拡大を教訓として、県独自の対策、大学の研究機関や一般企業の技術的意見を聞き、速やかに効果的な対応ができるようにすべきと考える

が伺います。

大きい4番、児童虐待について。またも虐待により幼い命が奪われてしまいました。

(1)、県はこの幼児虐待死問題について、去る6月7日に開かれた文教厚生委員会で、新たに県レベルで「要保護児童対策地域協議会」を設置する方針を明らかにしております。児童虐待に関する広域レベルでの協議会設置の目的、ねらいを説明されたい。

大きい5番、障害者権利条例について。

(1)、地域社会で障害者が生きていくということについて。

障害のある当事者は、本人の障害という特性ではなく社会の障壁があるために生きづらさを感じており、また地域の中で生きていきたいと願っている人が多く存在している。県としては、障害のある人が地域で生きていくということについてどのように考えているのか伺う。

(2)、インクルーシブ教育について。

障害のある人が必要な支援や制度がなく、物理的あるいは心理的なバリアが社会に存在しているために十分な教育を受けることができないという声がある。障害のある子供たちと障害のない子供たちがともに教育を受けることができない現状や声を県はどのように考えているのか伺う。

(3)、沖縄県における障害者の権利条例制定を求めて、NPO「うちなーTRY」が約1カ月間の本島縦断で1万4774名の署名を集めている。このことに対する県の受けとめと条例化に対する見解について伺います。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの照屋大河君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の照屋大河君の質問に対する答弁を願います。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 照屋大河議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、米軍基地問題についての中で、嘉手納基地への外来機飛来についての御質問にお答えいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う

一部訓練移転が実施されていますが、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機の一時配備などによりまして依然として目に見える形で負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県といたしましては、これまであらゆる機会をとらえ、騒音を初め周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し強く要請してきており、引き続き軍転協や渉外知事会等と連携をしながら粘り強く取り組んでまいり所存でございます。

次に、口蹄疫問題に係る御質問の中で、家畜競り中止に伴う経済損失及び県の防疫対策についてという御趣旨の御質問ですが、3の(1)と(2)が関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

沖縄県における5月及び6月の競り中止に伴う影響額は、家畜の販売収入として約15億1000万円、家畜の飼料費として約1億5000万円、合計で約16億6000万円と試算されております。

県内の口蹄疫侵入防止対策としましては、第1に、県外からの家畜導入の自粛、第2に、農場への立入制限、消毒の徹底、第3に、空港・港湾での靴底消毒や車両タイヤの消毒などを実施いたしております。また、口蹄疫侵入防止対策や飼料代の補助等農家支援につきましては、予備費で約1億1000万円、6月補正で約8億3600万円、総額約9億4600万円の予算を計上いたしております。さらに、沖縄県口蹄疫防疫対策本部や現地対策本部を設置し、関係機関や団体等と連携をして、口蹄疫侵入防止に係る危機管理体制を強化しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題につきまして、クラスター弾についての御質問にお答えをいたします。

クラスター弾の使用について、県の照会に対し米軍は、運用上の理由から詳細については答えられないと回答しております。

また、外務省は、米国は「クラスター弾に関する条約」を締結しておらず、条約上の義務は課されない。我が国も米軍による使用等を禁止する義務を負っていないとの見解を示しております。

県としましては、世界的な使用禁止の流れの中で、我が国もいわゆる「クラスター弾に関する条約」を批

准していることから、米軍によるクラスター弾の使用はやめるべきであると考えております。

次に、嘉手納ラプコンについての御質問にお答えをいたします。

本土復帰以来、長期にわたり米軍による進入管制業務が実施されてきた中で、平成11年には嘉手納ラプコンのレーダー故障による航空機の欠航など、民間航空に大きな影響を及ぼす故障が7回発生いたしました。進入管制業務が日本側に移管され、日本政府は、レーダーが二重化されるなど安定した運用ができるとしており、民間機の円滑な定期運航や安全性の確保が図られるものと考えております。

次に、いわゆる密約について、外務省からの回答及び照会時期につきまして一括してお答えいたします。

本県が6月8日に行った照会に対する回答について外務省へ確認したところ、現在、精査中とのことであります。

これまでの経緯といたしましては、去る3月9日、外務省からいわゆる密約問題に関する有識者委員会の調査報告書の内容について、県に対して説明がございました。

県といたしましては、日常的に原子力潜水艦が寄港している現状等を踏まえ、県民に大きな不安を与えている内容等について累次口頭で照会等を行ってまいりましたが、改めてその内容を整理し県民に公表する必要があると考え、今般、正式に文書にて照会を行ったものでございます。

次に、有事の際の沖縄への核再持ち込みについての見解につきましてお答えをいたします。

県としましては、いかなる理由があるにせよ沖縄への核持ち込みはあってはならないと考えております。

いわゆる有事の際の沖縄への核持ち込みに関する密約について、日米両政府が現時点で有効ではないと確認したことについては、当然のことと考えております。

次に、米軍の新しい再発防止策の評価についてお答えをいたします。

去る6月11日、ロブリング在日米軍沖縄地域調整官から、沖縄に駐留する全米軍人について、午前0時から午前5時までの間における基地外の酒類提供施設への出入り禁止、巡回パトロール範囲の拡大、新規配属隊員向け教育の対象範囲拡大など、米兵による事件・事故の再発防止策が発表されました。

県は、米軍基地に起因する事件・事故は1件たりともあってはならないと考えていることから、当該措置の検証を含めまして実効性のある再発防止策が講じら

れるべきであり、今後、その効果を見きわめてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは義務教育未了者に対する行政支援についての御質問で、学齢期を過ぎた人の人数についてお答えいたします。

平成12年度の国勢調査によりますと、義務教育未修了者で沖縄戦や戦後の混乱で義務教育を受けられず学齢期を過ぎた人は、約1300人いると思われます。

次に、公立夜間中学校の設置についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、平成18年から20年にかけて各市町村教育委員会やマスコミを通して対象者の実態把握に努めてまいりました。その結果、41市町村中、2村は確認ができましたが、残りの市町村につきましては、当時の資料が残っていないことや個人情報の関係上、調査が難しいとの理由で実態把握は困難な状況であります。また、各市町村教育委員会へも対象者等からの設置の要望はなく、設置の動きもないことから、現時点では公立夜間中学校設立の予定はないものととらえております。

次に、珊瑚舎スコーレに係る政府からの問い合わせについてお答えをいたします。

内閣府や文部科学省から電話やメールを通しての問い合わせがあり、6月初旬には内閣府担当者が来庁し、沖縄県のこれまでの対応や珊瑚舎スコーレへの財政的支援の方法等について情報交換を行いました。

次に、珊瑚舎スコーレとの話し合いについてお答えいたします。

珊瑚舎スコーレとは6月1日までに3度、情報交換を行いました。珊瑚舎スコーレからは、学習権の保障や財政的な支援等の要望があります。

県教育委員会としましては、これまで卒業証書の授与や定時制高校受検資格の特例措置を行ってまいりました。

財政的支援については、現行の制度上、厳しいものがあると考えております。しかしながら、戦中戦後の混乱期の中で義務教育を受けることができなかった方に対し学ぶ機会を提供することは大切なことだと認識しており、国や関係部局等とどのようなことができるか、情報交換をしていきたいと考えております。

次に、障害者権利条例についての御質問で、インクルーシブ教育についてお答えいたします。

障害の有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個

性を尊重し合える共生社会の実現を目指し、障害のある子供たちが障害のない子供たちとともに学び合う機会を設けることは重要であると考えます。

県教育委員会としましては、学校教育において障害の有無にかかわらずともに活動することが幼児・児童生徒の社会性や豊かな人間性の育成につながることから、地域や学校、障害の状態に応じてともに学び合うための交流及び共同学習を積極的に推進しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 口蹄疫問題の中で、口蹄疫の防疫体制の国からの通知等についてお答えいたします。

宮崎県での口蹄疫発生以降、国からは家畜の健康観察や消毒の徹底、早期の診断及び殺処分、発生に備えた体制整備等に関する通知があります。また、口蹄疫が発生した場合に、国の「口蹄疫防疫指針」に基づき県に口蹄疫防疫対策本部と発生地に現地対策本部を設置し、関係機関・団体等と連携して交通遮断、殺処分、埋却及び消毒の実施等迅速に防疫対策を講じることとしております。

同じく口蹄疫発生による影響、被害を最小限に抑えるための対策についてお答えいたします。

沖縄県内で口蹄疫が全県を対象に発生した場合、畜産関連産業への波及を含む損失額は約640億円になるものと試算されます。それ以外に観光関連産業等にも影響があるものと考えております。また、県内での口蹄疫の被害を最小限に抑えるためには、発生農場における迅速な消毒、殺処分、埋却処分等、初動防疫が重要であると考えております。このため、家畜伝染病予防法や口蹄疫対策特別措置法に基づき、沖縄県口蹄疫防疫対策本部や現地対策本部を立ち上げるとともに、迅速な診断、殺処分・消毒の実施、埋却場所の確保など、迅速に対応するための防疫シミュレーションをしております。

同じく宮崎県の状況を踏まえた県内の効果的な対応についてお答えいたします。

県といたしましては、宮崎県での口蹄疫発生を踏まえて、ウイルス学を専門とする獣医師で構成する口蹄疫侵入防止対策専門検討チームを設置して、宮崎県の発生状況や侵入防止対策について検討を行うとともに、畜舎消毒や異常家畜の早期通報、空港、港湾や家畜運搬車両等の消毒体制の構築を行っております。さらに、国の動物検疫所や沖縄県獣医師会及び学識経験

者等と連携して、侵入防止対策を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 児童虐待についての御質問の中の、広域レベルでの協議会設置の目的、ねらいについてお答えいたします。

「要保護児童対策地域協議会」については、現在、31市町村で設置されておりますが、県としては、すべての市町村での設置に向けて取り組んでいるところであります。また、協議会設置済みの市町村においても、その機能を十分に活用できていないなどの課題があると考えております。

虐待の未然防止、早期発見のためには市町村協議会を活用した関係機関の緊密な連携が必要であり、県としてもその活動を支援する役割があると考えております。このため、県レベルでの「要保護児童対策地域協議会」を設置し、県協議会やその構成機関を通じて市町村協議会の活動を支援するほか、広域での連携の仕組みづくりや児童虐待防止のための広報啓発の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、障害者権利条例についての御質問の中の、地域社会で障害者が生きていくことについての御質問にお答えいたします。

「すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。」こと、また、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。」ことについては、障害者基本法が明確に定めているところであります。

県では、同法に基づき策定した「第3次沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～」において、「障害者が真に地域社会の一員として平等に暮らし、自立し安心して生活することができるように障害者の権利擁護を推進」することを基本的な考え方として諸施策を推進しております。

次に、障害者権利条例についてお答えします。

障害者の権利条例制定を進める市民団体は、障害者が安心して生きられる社会は、すべての人にとって豊かで安心した社会であり、その地域社会づくりの実現を活動目的としており、県としましても賛同するところであります。

条例の制定に当たっては、条例制定の目的を明確にするとともに、差別行為の定義や法実効性などについて慎重な検討と十分な議論が必要であると考えてい

ます。

県としましては、今後、国が検討を進めている障害者基本法の改正、障害者差別禁止法の制定の動向などを踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 福祉保健部長にもう一度、障害者権利条例について。

「うちなーTRY」の行動について、署名活動について、同じピンクのおそろいのTシャツを着て、最終日に立ち会いましたが、県も賛同すると。そういう意味では団体として条例案を整えているようです。しっかり話し合いをして、今、お話ししていたように前向きに前向きに取り組んでいただきたいということを要望申し上げます。

それから珊瑚舎スコーレの件ですが、戦後65年、昨日は慰霊祭もありましたが、1300人の方が学齢期を超えて未了であるということで、教育長は、県として財政支援については厳しいと。しかし、戦後処理の問題としてしっかり国の責任を求めている、この意欲ある人たち、あるいはそれを支える団体の皆さんに対して十分に活動ができるような対策を強く強く政府のほうに、国のほうに求めていると思いますので、これも要望申し上げます。

それから嘉手納の問題について、これは昨年も長期にわたる駐留があったと、飛来してですね。同じような答弁が繰り返される、粘り強く求めていきたい。知事公室長からありましたように、照会をしても運用上の理由から明らかにできない。政府としては使用についても義務は課されない。そういう政府に対して、基地が75%も集中し訓練などが行われる沖縄県、公室長、冒頭に就任のあいさつがありましたが、何回も何

回も繰り返し同じような質問に対してこのような答弁をするということではなくて、しっかり県として主体的にその負担軽減が実効性あるような対策をやっていたきたい。先日、要請・抗議に行ったときに申し上げましたが、その強い決意を聞いて質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時4分休憩

午後4時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 嘉手納基地の負担軽減につきましてお答え申し上げます。

ただいま議員から御指摘のありましたように、県におきましては累次にわたりまして嘉手納の騒音の軽減、危険性の軽減と負担の軽減ということを申し入れているところでございますけれども、現時点では負担が軽減されているとは言えない状況でございます。したがって、県といたしましては、先般の首相との面談でも強く申し入れたところでございますが、軍転協や渉外知事会等のあらゆる機会を通じて、実効のある危険性の除去、負担の軽減を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時6分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 玉 城 満

会議録署名議員 山 内 末 子

平成22年 6 月25日

平成22年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成22年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

平成22年6月25日（金曜日）午前10時0分開議

議事日程第3号

平成22年6月25日（金曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸	24番	前島明男	君
副議長	玉城義和	25番	新垣良俊	君
1番	上原章	26番	仲田弘毅	君
2番	島袋大	27番	照屋守之	君
3番	中川京貴	28番	辻野ヒロ子	さん
4番	桑江朝千夫	29番	嶺井光	君
5番	平良昭一	30番	赤嶺昇	君
6番	仲村未央	31番	当銘勝雄	君
7番	照屋大河	32番	渡嘉敷喜代子	さん
8番	渡久地修	33番	前田政明	君
9番	瑞慶覧功	34番	玉城ノブ子	さん
10番	新垣清涼	35番	比嘉京子	さん
11番	上里直司	36番	新垣安弘	君
12番	吉田勝廣	37番	金城勉	君
13番	當山眞市	38番	糸洲朝則	君
14番	吉元義彦	39番	翁長政俊	君
15番	座喜味一幸	40番	浦崎唯昭	君
16番	佐喜真淳	41番	池間淳	君
17番	玉城満	42番	新垣哲司	君
18番	仲宗根悟	43番	具志孝助	君
19番	崎山嗣幸	44番	當間盛夫	君
20番	西銘純恵	46番	新里米吉	君
21番	奥平一夫	47番	嘉陽宗儀	君
22番	山内末子	48番	大城一馬	君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多	君	総務部長	兼島規	君
副知事	安里カツ子	さん	企画部長	川上好	久
副知事	上原良幸	君	文化環境部長	下地寛	君
知事公室長	又吉進	君	福祉保健部長	奥村啓	子

農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君
観光商工部長	勝 目 和 夫 君
土木建築部長	仲 田 文 昭 君
企業局長	宮 城 嗣 三 君
病院事業局長	伊 江 朝 次 君
会計管理者	米 蔵 博 美 さん
知事公室	饒平名 知 成 君
秘書広報統括監	
総務部	新 垣 郁 男 君
財政統括監	
教育委員会	比 嘉 梨 香 さん
委員	
会長	

教 育 長	金 武 正八郎 君
公安委員会委員	翁 長 良 盛 君
警察本部長	黒 木 慶 英 君
労働委員会	平 良 宗 秀 君
事務局	
人事委員会	岩 井 健 一 君
事務局	
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	龍 野 博 基 君	主 査	佐久田 隆 君
次 長	新 城 博 君	主 査	仲宗根 章 君
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君		
副参事兼課長	平 田 善 則 君		

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第 1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲 朝則君 おはようございます。

ワールドカップ決勝トーナメント進出おめでとうございます。（拍手）

それでは公明党・県民会議を代表して、質問をいたします。

最初に、知事の政治姿勢から伺います。

今月 8 日、菅直人政権が誕生しました。昨年の衆院選で民主党政権は、月額 2 万 6000 円の子ども手当支給やガソリン暫定税率の廃止、普天間飛行場の県外移設などを公約しました。しかし、実際に政権獲得後、こうした公約は何ひとつ実現できていません。つまり民主党政権は選挙詐欺によって国民をだまし、政権を獲得したわけであります。この事実は決して消えるものではなく、首相の顔を取りかえることによって、その選挙詐欺容疑から逃れられるものではありません。

鳩山前首相は、退陣理由として「政治と金」、そして「普天間問題」を挙げましたが、首相交代によって何が解決したのでしょうか。しかも、首相交代劇によって国会はロスタイムを生じましたが、延長することなく閉幕しました。国民無視であり、支持率の高いうちに選挙をやりたいという逃げの内閣である

ことは、だれの目にも明らかであります。

さて、菅首相は、さきのマニフェスト発表の中で、「自民党の 10% を目安に消費税を引き上げる」と断言しました。不況下で消費税増税に言及するという経済音痴ぶりにはあきれざるばかりであります。未曾有の少子・高齢社会の到来によって、近い将来、消費税の引き上げは避けられないでしょう。しかし、それには前提条件があるはずで、デフレ克服と国の無駄削減です。そして増税論議の前に社会保障の将来像を示すことが何よりも先決であります。しかも、首相は、各政党に対して財政再建論議のための超党派による議論を呼びかけていますが、これは順序が逆さまで。まず民主党政権は、マニフェストの破綻と選挙詐欺を国民におわびし、しかる後に財政論議を始めるべきだと主張いたします。内閣支持率が 50% 台と高いながらも、微減傾向にあるのは当たり前ではないでしょうか。今後、菅政権は普天間問題などに対する姿勢次第では、微減どころか急降下ということも十分あり得ます。

仲井真知事は、沖縄県民の圧倒的な意思である「県外・国外移設」を尊重し、強い決意を持って政府と交渉に臨むべきであります。

ここで伺います。

(1)、菅内閣に対する評価、菅総理に会われての感想、沖縄の課題解決への手ごたえ等について伺います。

(2)、普天間飛行場の移設について、県民世論や県議会の決議は、国外・県外移設であります。知事は、こ

れまでも県外移設がベストであると言ってこられました。この際、国外・県外移設を明確に発信するべきであると考え、知事の所見を伺います。

(3)、知事就任4年目を迎えられて選挙公約と取り組みについて伺います。例えば達成感、特徴的なこと、課題等々さまざまあると思いますが、知事の率直な思いを伺います。

(4)、県民参画と協働のもとに策定された「沖縄21世紀ビジョン」は、沖縄の将来、おおむね2030年の「あるべき姿」、「ありたい姿」を描いた基本構想であり、「にぬふぁ星（北極星）」のような道しるべとなる長期ビジョンとして策定されました。よって、構想実現に向けて県民一体となった取り組みが必要であり、県民の理解と賛同が大事である。いわゆる県民との協働作業を行う上で、知事のリーダーシップが求められ、構想実現へ向けた知事の決意あるいは考えを伺います。

(5)、今後の取り組みで、実現へ向けた計画策定、事業計画等、2030年までの工程等について概要説明をお願いします。

(6)、県民ニーズと行政の対応の目安となる5年ごとの「県民選好度調査」が発表されました。それによりますと、「老後に不安のない年金」や「失業の不安の解消」、「収入の着実な増加」、「十分な貯蓄ができること」などが県民生活のニーズの上位を占めている。基地問題は基地の返還、犯罪や事故の根絶、日米地位協定の改定などが上位を占め、環境保全と経済振興の優先順位では環境優先派の59.9%が経済振興派の39.4%を大きく上回っている。基地、雇用、環境、経済振興等課題は長年我が県の重要課題であり、これらの課題はそれぞれ関連しており、同時並行で課題解決を図らねばならない。加えて医療、福祉、教育等、県民ニーズは多岐にわたっており、21世紀ビジョンにも反映されているものと考えております。知事の「県民選好度調査」に対する感想と今後の行政運営について伺います。

2 番目に、基地問題対策。

普天間飛行場の移設先について、民主党政権はマニフェストの中で、さきの日米合意を踏襲する考えを明白にしました。前鳩山政権は「最低でも県外」との約束をほごにしました。これは多少の努力と勉強の結果、公約履行が困難だとの結論に至ったわけですが、菅政権は政権のスタートと同時に基地の押しつけを明言しているわけですから、鳩山政権以下ということですから。政権が変わったからといって、地元合意なき日米合意があり得ないのは当然です。首相の退陣によって

沖縄県民の免罪符が与えられると思っているのであれば、大きな間違いです。現状では、普天間飛行場の固定化という最悪の事態も予測されます。

そこで伺います。

(1)、普天間基地の危険性除去は喫緊の課題であり、知事も3年以内の閉鎖状況を目標にしてきた。よって、米軍の訓練中止等、危険性除去への取り組みについて伺います。

(2)、日米安保に基づく基地負担を全国民が認識しなければならないとの意識は徐々にできつつあると考える。したがって、全国知事会やマスメディア等あらゆる手段を駆使して、沖縄の過重な基地負担の軽減と日米地位協定の見直しを訴えることについて伺います。

(3)、嘉手納以南の基地の返還は、沖縄の県土利用の構造を再編するチャンスであるばかりか経済振興にも大きく寄与するものとする。その取り組みについて伺います。

(4)、大規模な基地返還跡地開発について、新たな仕組みの必要性等について伺います。

(5)、国連機関、国際機関の誘致による国際貢献について。

(6)、米軍基地の総点検調査を実施し、基地の整理縮小・返還への実施工程策定を提案し、知事の所見を伺います。

3、医療・福祉行政。

(1)、子宮頸がん対策について。

年間約1万5000人の女性が発症し、約3500人が亡くなっていると推計されている。このがんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）と呼ばれるウイルス感染が主な原因と言われている。したがって、検診によりがんになる前の状態（前がん病変）を発見することができる。こうしたことから、ウイルスに効くワクチン接種と定期検診によって発症を防ぐことが可能で、予防できる唯一のがんと言われている。公明党は、これまで予防ワクチンの早期承認やがん検診の無料クーポン券の配布などの実績を上げてきましたが、去る5月31日に参議院に提出した予防法案には、山口代表も言っているように、「人道的な見地からの法案」であり、早期の成立を期待するとともに子宮頸がん撲滅に向け、以下の質問をいたします。

ア、予防ワクチン接種の全額公費助成について。

イ、無料検診クーポン券配布事業の継続と恒久化のための予算拡充について。

ウ、子宮頸がん予防法の制定について。

エ、教育現場（学校）及び県民への普及啓発を促進することについて。

オ、県民への普及啓発として、10月の「乳がん月間」を「女性特有のがん月間」として、子宮頸がんも入れて「無料クーポン券の完全活用&完全消化」に向けて、全県民を挙げて取り組むことについて伺います。

(2)、日本ではヒブワクチンの認可がおくれ、2008年12月に任意接種（有料）が一般的に可能となりました。しかしながら、接種費用が高額なため、ヒブワクチンの接種が普及していない状況にあります。公費助成によってヒブワクチン接種を政策的に推進できないか伺います。

(3)、発達障害児の支援について最も重要とされている早期発見・早期支援を行うためには、発達障害児の実態把握が大事であると考え、その取り組みと実績について伺いたい。発達障害児支援システムを推進する上で課題となるもの、人材育成、関連機関との連携等、具体的に御説明願いたい。

(4)、環境ホルモンが胎児や子供に与える影響について、危機感を持って当たる必要があるとのことで、公明党の推進で国内10万人の母親とその子供を対象にした長期的な疫学調査「子どもの健康と環境に関する全国調査」が今年度からスタートしましたが、本県における取り組みについて伺いたいと思います。

(5)、人命を尊重し、安心・安全な暮らしを確保するためにも、平成18年に制定されたがん対策基本法の趣旨を踏まえ「沖縄県がん対策推進基本条例」の制定が望まれますが、県の取り組みと考えを伺います。

(6)、昨年5月に改正された高齢者居住安定確保法では、介護サービスを含む生活支援施設と一体となった「高齢者向け優良賃貸住宅」いわゆる「高優賃」の供給促進が盛り込まれ、「高優賃」の整備費に対する国の補助が拡大されましたが、高齢者居住安定確保計画の策定について県の考え及び取り組みについて伺います。

(7)、視覚障害者の情報取得の切り札として期待されている「音声コード」の普及は十分に進んでいないのが実態だが、県の取り組みについて伺います。

(8)、公明党は福祉の党として、これからの21世紀の新たな社会問題に対応するため、「新しい福祉」を提案しています。いわゆる社会保障制度の抜本的な充実を図る「新しい生活保障」、生活の安定に直結する雇用保障の確立に向けた「新しい雇用保障」、うつ病など現代の社会問題に対応する「新しいヒューマンケア」の三本柱について、知事の所見を伺います。

4、農林水産行政。

口蹄疫被害が宮崎県の畜産農家を苦しみのどん底に

突き落としています。

まず明確にしたいのは、口蹄疫が鳩山政権の鈍い対応による人災だということです。これは初動態勢のまずさが原因です。10年前に宮崎県と北海道で口蹄疫が発生したとき、緊急対策を迅速に実行し、1カ月半で終息、735頭の殺処分にとどまったのに対し、今回は2カ月で20万頭です。赤松前農水相の外遊中に爆発的に被害は拡大し、対策本部の設置も発生から約1カ月後というありさまでした。公明党は、4月23日に党県議団が県に対策を要請し、同29日には党対策本部が現地調査を行っています。さらに、赤松農水相が外遊中の5月10日に2回目の現地調査を行い、12日に政府に対し1000億円規模の予算確保を要望、5月25日に独自の口蹄疫対策特別措置法案を国会に提出、民主・自民両党に呼びかけ、28日間のスピード成立をリードいたしました。

我が県においても、5月24日、他党に先駆けて県に対し水際対策の強化や農家への支援策を求める要請を行いました。離島県であるがゆえに、感染があれば即壊滅的な被害のおそれがあり、決して油断してはならないと思います。

そこで質問します。

(1)、口蹄疫の侵入防止対策、農家支援について。

ア、空港・港等に消毒マットを設置するなど、官民一体の水際対策を徹底し、ウイルスの侵入を防ぐこと。

イ、異常な家畜の早期発見、早期通報、衛生管理の徹底など関係機関と連携を密にし対策を強化すること。

ウ、口蹄疫の影響による県内畜産農家への相談窓口の体制強化を図ること。

エ、経済的負担が生じた畜産農家への経営支援を図ること。

オ、食肉への風評被害防止を図ること。

カ、侵入防止対策費や緊急を要する農家支援は予備費を活用し、不足分は補正予算で対応を講じること等について伺います。

(2)、種雄牛候補の育成など、肉用牛改良の一翼を担ってきた石垣市の名蔵牧場の利活用について伺います。

先島の子牛生産振興のためにも名蔵牧場を家畜研究センターの石垣支場として拡充強化できないか県の考えを伺います。

(3)、南北大東島の畜産振興対策について伺います。

離島農業の基本はさとうきびと畜産、なかんずく牛の両立であると考えます。さとうきびの島である南北

大東の畜産が停滞しているが、その要因、課題は何か。その対策について県の考えを伺います。

(4)、黒糖販売対策について伺います。

小さな離島は黒糖の生産で生計を立ててきた。しかしながら、近年、安価な外国製品の輸入や加工糖普及によって黒糖が売れなくなっている。離島の生産農家にとっては死活問題となり、黒糖の販売対策が急がれる。黒糖販売の実態と今後の対策について、県の考え及び御説明を伺います。

5番、文化芸術振興について伺います。

(1)、東町の郷土劇場が閉鎖された後、関係者の間では同様の郷土劇場の設置の声が高まっており、陳情も提出されております。郷土芸能の振興、促進の観点からも県立郷土劇場の建設は必要と考え、これまで何度か取り上げてきましたが、県の取り組みについて伺います。

(2)、空手の殿堂構想についてもこれまで何度か取り上げてまいりました。5000万人とも言われる世界のKARATE—MANたちが沖縄にはせる思いというのは強いものがあります。したがって、空手発祥の地にふさわしい空手の殿堂構想は、沖縄伝統文化の価値を高め、沖縄空手の真髄を世界に発信する意義あることと考え、県の取り組みについて所見を伺います。

最後に、離島振興について伺います。これまでたびたび陳情とかあるいはいろんな要望が離島から出されてきた古くて新しい課題でございます。

(1)、学生寮を備えた離島会館建設でございますが、これは離島住民の負担軽減のみならず、情報交換や離島間の連帯へとつながり、離島振興及び人材育成の拠点として大変重要な役割を果たすものと考えます。県の取り組みについて伺います。

(2)、離島住民のライフラインの一つである水道事業の格差是正は、ユニバーサルサービスの視点からしても島によって水道料金や水の質が変わるということは納得できません。こうした島の素朴な思いを解決してあげるためにも、例えば水道事業の一元化による格差是正はできないのかどうか、県の考えを伺います。

以上で代表質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

糸洲議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、菅内閣に対する評価という御趣旨の御質問にお答えいたします。

菅総理は、6月11日の所信表明演説において、「信頼回復による再出発」、そして「改革の続行」、「経

済・財政・社会保障の一体的建て直し」などを掲げ、政権運営に当たるとしております。また、沖縄については、米軍基地の負担軽減と危険性除去に一層真剣に取り組み、沖縄経済の真の自立と持続的な発展のために全力を尽くすと述べております。

菅総理には、基地問題の解決、そして沖縄振興の着実な推進に向け強いリーダーシップを持って取り組まれることを期待いたします。

同じく知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の国外・県外移設に係る御質問にお答えいたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声ますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県としましても、地元の了解を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そしてどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、選挙公約の取り組み状況いかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、知事就任以来、雇用の創出・拡大や企業誘致など産業振興に取り組みますとともに、県民福祉の向上や過重な基地負担の軽減など、沖縄が抱える諸問題の解決に全力で取り組み、あらゆる面で施策を展開してまいりました。これまでに沖縄県中小企業振興条例の制定、そしてドクターヘリの導入による救急医療体制の整備、離島地区のブロードバンド環境の整備、沖縄国際アジア音楽祭の開催等について実現してまいりました。また、「沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）」の展開、そしてIT津梁パークの整備、情報通信関連産業の集積など、雇用拡大と産業振興に取り組みますとともに、大学院大学の設置推進、那覇空港拡張整備促進、国際物流拠点の形成に向けた那覇空港ターミナル地区の整備促進など、各種基盤整備の促進を図っております。さらに、保育所入所待機児童の解消対策を初め畜産・園芸作物、おきなわブランド産地の育成など農林水産業の振興、そして新石垣空港建設・伊良部架橋などの離島・過疎地域の振興、県立病院の経営健全化に向けた取り組み、その他多くの施策につきましても事業化するなど諸問題の解決に向けまして着実に前進していると考えているところでございます。

今後とも県民福祉の向上、そして県勢発展のための

産業振興、雇用情勢の改善や基地問題解決などの課題に全力で取り組んでまいっている所存でございます。

同じく政治姿勢の中で、「沖縄21世紀ビジョン」の実現のための決意についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」は、県内全市町村における討論会、そして県民アンケート等をもとにおおむね20年後のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性を示すもので、県民とともに初めて策定した長期構想であると考えております。このビジョンは、高校生などの若い人々やお年寄りの方々、そして都市地域の方や離島に住む皆様、そうした多様な県民の願いが込められたものであると考えます。このビジョンの実現に向けましては、これまでの沖縄振興の実績を踏まえながら、新たな施策の展開や制度の構築を図り、県民と力を合わせ全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、基地問題対策に係る御質問の中で、普天間飛行場の危険性除去への取り組みいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去につきましては、移設協議会やワーキングチーム会合などにおいて政府と意見交換を重ねてきたところでありますが、昨年9月の新政権発足後は、これらの協議会等は開催されていません。

県は、総理を初め各大臣との面談など機会あるごとに普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めており、去る5月23日の鳩山前総理との面談においては、前総理から、普天間飛行場の危険性の除去については、返還までの間であれ、できる限りの措置を講じていきたいと思っており、今後ともしっかり取り組んでまいりたいとの発言がありました。

県としましては、新内閣におきましても引き続き積極的にこの問題の解決に取り組んでもらえるものと期待をしているところでございます。

次に、同じく基地問題に係る御質問の中で、基地問題を訴えることについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、去る5月27日の全国知事会において、全国の知事に対し、沖縄の過重な基地負担の現状を訴え、理解を求めたところであります。また、本年は日米安全保障条約改定50年目という節目の年であることから、県としましては、シンポジウムの開催や県の広報媒体の活用など、沖縄県の過重な基地負担の軽減を図るため情報発信等を強化してまいりたいと考えております。さらに、渉外知事会等とも連携を強化し、日米地

位協定の見直しについて積極的に日米両政府に対し働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

次に、医療・福祉行政に係る御質問の中で、新しい福祉の提案についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

公明党は、年金・医療・介護の充実に加え、うつなどの心の病、貧困や不安定雇用といった新たな社会問題に対応するため「新しい福祉」を提言されておられます。「新しい生活保障」、「新しい雇用保障」、「新しいヒューマンケア」の3つの柱を掲げ、それぞれで安心の国民生活を実現するための政策を提案されております。

健康福祉社会の実現、雇用情勢の改善に取り組んでいる県政にとりましてはいずれの御提案も大変心強いものであり、その実現に力を尽くしていただきたいと願っております。

次に、農林水産行政に係る御質問で、口蹄疫に対する防疫対策及び農家の相談窓口についてという御質問ですが、恐縮ですが、4の(1)のアとイとウは関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

沖縄県内の口蹄疫侵入防止対策といたしましては、第1に、県外からの家畜導入の自粛、第2に、農場への立入制限、消毒の徹底、第3に、空港・港湾での靴底消毒や車両タイヤの消毒などを実施いたしております。

畜産農家に対しましては、畜舎の消毒や異常家畜の早期通報などにつきまして徹底するとともに、家畜保健衛生所等に口蹄疫に関する相談窓口を設置し、農家からの営農相談に対応しているところでございます。また、約5000戸の農家を対象に消毒の徹底やえさ代等の支援についての文書を発出いたしております。さらに、沖縄県口蹄疫防疫対策本部や現地対策本部を設置し、関係機関や団体等と連携して口蹄疫侵入防止に係る危機管理体制を強化いたしているところでございます。

次に、文化芸術振興についての中で、県立郷土劇場の建設についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄の文化・伝統芸能の振興を図る上で、郷土劇場は重要なものと認識をいたしております。このため、昨年度から「沖縄県伝統芸能公演事業」を実施し、本年度はさらに同事業を充実する観点から、予算も大幅にふやし実施することといたしております。今後、同公演などの実績を踏まえて劇場のあり方の調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、実現に向けた計画策定、事業計画等2030年までの工程等についてお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」においては、「県民のめざすべき将来像」として、「自然・環境・文化」、「安全・安心」、「産業・雇用」、「国際交流」、「人材育成」の5つの分野の目標と、基地跡地、離島など解決すべき4つの課題が設定されています。

「沖縄21世紀ビジョン」で設定した目標の実現や課題の解決に向けた施策等については、新たな計画において具体的に盛り込むとともに、国の責務に基づき実施すべき制度や施策についても、新たな法制化も含めて国に求めてまいります。

2030年までの工程の想定としては、現行計画後の新たな計画を「沖縄21世紀ビジョン」実現の前期10年基本計画として、そしてその後の10年計画は後期基本計画としてそれぞれ位置づけ、ビジョンの実現につなげていきたいと考えております。また期間3年から5年程度のアクションプランのあり方についても検討してまいりたいと考えております。

次に、「県民選好度調査」に対する感想と、今後の行政運営についてお答えいたします。

今回の調査では、県民はこれまでと同様に、年金や失業に対する関心が高く、老後の生活や将来の雇用への不安を厳しく受けとめていることが示されています。また、暮らしの中で行政に力を入れてほしいものとして、「医療と保健」、「労働・雇用」が上位となっており、これらの施策の重要性を再認識したところです。

県としては、今回の調査結果を現行の沖縄振興計画後の新たな計画を初めさまざまな計画の策定などに活用し、県民のニーズに合ったきめ細やかな施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、基地問題対策についての御質問の中で、大規模な基地返還跡地開発と新たな仕組みについてお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の大規模な基地返還跡地開発については、「沖縄21世紀ビジョン」においても、基地返還跡地の有効利用と県土構造の再編を自立経済構築の大きな柱として取り組むこととしております。

県としましては、今後の大規模な跡地利用を円滑かつ最適に進めるため、基地返還に伴う環境浄化、地権

者の負担軽減策、事業実施主体の確立など諸問題の解決に向けた特別立法を含む新たな仕組み・法制度の創設を図る必要があると考えております。

次に、国連機関、国際機関の誘致についてお答えいたします。

県では、これまでに沖縄の特性を考慮した国際貢献機能やその拠点形成の可能性等について検討を進めてきたところであります。国連機関の誘致については、課題として国がその方針を持っていないことや、財政的な問題などがありますが、県としましては、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げた国際貢献・協力機能の導入促進の観点からも、引き続き国際機関等の誘致の可能性を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題につきまして、嘉手納以南の基地返還の取り組みについてお答えいたします。

去る5月28日の日米共同発表において、嘉手納以南の施設・区域の返還につきましては、再編の実施のための日米ロードマップに従って着実に実施されることを確認し、加えてキャンプ瑞慶覧のインダストリアル・コリドー及び牧港補給地区の一部が早期返還における優先分野であることを決定したとされておりますが、これまでのところ、政府から具体的な説明はありません。

県としましては、嘉手納飛行場以南の米軍施設・区域の返還につきましては、米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実に実施されるよう、日米両政府に強く求めてまいりたいと考えております。

次に、基地の整理縮小及び返還に係る実施工程の策定についての御質問にお答えをいたします。

沖縄県には戦後65年を経過した今なお広大な米軍基地が存在し、SACOや再編協議の合意に基づく大規模な基地の返還が実現した後も、依然として過重な基地負担が続く状況にあります。

沖縄県は、21世紀ビジョンにおきまして、「基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理・縮小を進める。」としており、その実現に向けては、県の基本的な方針を示す必要があると考えております。

御質問にあります基地の整理縮小及び返還に向けた実施工程の策定につきましては、貴重な御提言として承りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉・医療行政についての御質問の中の、子宮頸がん予防ワクチンの全額公費助成についてお答えします。

感染症の予防接種は市町村の業務となっており、公費負担の対象となる疾病については、予防接種法で定期接種となっております。現在、子宮頸がん予防ワクチンは同法の定期接種となっていないことから、県としては、全国衛生部長会を通じて同ワクチンの有効性等の評価を早急に行い、必要な公的支援や多くの国民が接種できるよう国に要望しているところであります。

次に、無料クーポン券事業の継続と予算拡充についてお答えします。

乳がん及び子宮頸がんの無料検診クーポン券の配布については平成21年度から開始された事業であります。事業開始の初年度は全額国庫負担事業として実施されておりましたが、今年度は国が2分の1、市町村2分の1負担で実施されております。国は、来年度の国庫負担による事業継続について特に明言しておりませんが、県としては、全国衛生部長会を通して国庫負担による事業継続を要望しているところであります。

次に、子宮頸がん予防法の制定についてお答えします。

子宮頸がんは、日本では年間約8500人が発症し、約2500人が死亡しております。近年、20代や30代の若年層で増加傾向にあり、その対策の強化が求められております。そのような中、「子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案」が前の国会に提出されたところですが、成立には至りませんでした。今後、国の動向を見守っていきたいと考えております。

次に、県民への普及啓発についてお答えします。

子宮頸がん対策については、その予防及び早期発見、早期治療が重要であることから、県では検診受診率の向上のため、講演会やパンフレットの配布等の普及啓発を行っています。昨年度は、沖縄本島及び宮古・八重山地区において乳がん、子宮がんに関する講演会やパネル展を実施したところです。また、特に今年度は琉球大学医学部附属病院に設置されているがん診療連携協議会において、教育現場を対象とした子宮頸がんに関する普及啓発も計画しており、県では当該協議会と協働して普及啓発の取り組みを進めているところであります。

次に、「乳がん月間」を「女性特有のがん月間」とし、子宮頸がんを含めた取り組みを行うことについて

お答えします。

10月の「乳がん月間」は、乳がんに関する啓発運動を全国的に展開している民間団体により実施されており、11月の「子宮頸がん月間」は、財団法人日本対がん協会により実施されております。

乳がん及び子宮頸がん対策については、女性特有のがん対策としての視点も大切であります。実施方法等について関係団体の意向に配慮した取り組みが必要と考えます。県では、無料クーポン券の活用を含め、女性特有のがんに関する普及啓発について市町村及び医師会、その他関係団体等と連携しながら、今後とも取り組みを進めてまいります。

次に、ヒブワクチン接種の助成についてお答えします。

主に新生児から5歳以下の小児に見られる細菌性髄膜炎は、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型が最も多い原因とされていますが、それを予防するヒブワクチンは、2008年12月から日本においても接種可能となっております。しかし、現在のところ同ワクチンは、予防接種法に基づく公費負担の対象となる定期接種となっていないことから、県としては全国衛生部長会を通じて同ワクチンの有効性等の評価を早急に行い、必要な公的支援や多くの国民が接種できるよう国に要望しているところであります。

次に、発達障害児支援対策についてお答えします。

発達障害児（者）の支援につきましては、発達障害児（者）のライフステージを通じ一貫した支援を受けられる体制の構築が重要であります。そのため県では、昨年8月、県及び市町村等関係機関が連携した支援を行うための「沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画」を策定しております。また、11月には、地域において発達障害児（者）に対する支援体制を担う人材確保を図る観点から「沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画」を策定し、現在両計画に基づく取り組みを進めているところであります。

次に、エコチル調査についてお答えします。

エコチル調査とは、子供の健康に対して環境要因、特に化学物質が与える影響を明らかにし、子供が健やかに育つ環境の実現を目指して行われる全国調査であります。実施体制として環境省が企画・立案し、国立環境研究所が実施機関として指定を受けた全国15カ所のユニットセンターの協力を得て実施する調査と聞いております。

調査は、妊婦に対して妊娠初期に調査の意義を十分に説明し、同意の得られた妊婦を登録し、血液、母乳等についての化学物質などの分析と、子供が13歳にな

るまで発育、発達について追跡する調査事業です。沖縄では、琉球大学がユニットセンターの指定を受け、宮古島市を対象地域として実施に向けての調整が行われているところです。

「沖縄県がん対策推進基本条例」についてお答えします。

県におきましては、がん対策基本法に沿って、平成20年3月に「沖縄県がん対策推進計画」を策定し、総合的かつ計画的ながん対策の推進を図っているところであります。さらに、平成21年12月にはアクションプランを策定し、各実施主体が具体的に取り組む内容を示したところであります。このような中で、がん条例の制定についてはその必要性を含め総合的に検討することとしております。

県としましては、今後とも県計画及びアクションプランを着実に実施し、予防から医療提供に係る適切ながん対策の充実強化を図っていくこととしております。

次に、音声コードの普及等についてお答えします。

視覚障害者に対する情報バリアフリーの促進につきましては、臨時特例基金を活用した視覚障害者等情報支援整備事業があります。同事業では、市町村の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備、音声コード普及のための研修等に係る費用が補助対象となっており、平成21年度は、宜野湾市が同事業で情報支援機器を整備しております。

県としては、引き続き音声コードの普及を含め視覚障害者に対する情報バリアフリーの促進に努めていきたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中の、離島の水道事業の格差是正についてお答えします。

離島地域の水道事業につきましては、これまで高率補助による施設整備や交付税措置等により支援を行ってきたところでありますが、依然として本島地域と比べ水道料金などの格差があります。

そのため県としましては、沖縄21世紀ビジョンで、水道のユニバーサルサービスの向上に向け水道広域化に取り組むこととしており、その実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは医療・福祉行政についての御質問で、子宮頸がん予防の普及啓発についてお答えいたします。

児童生徒が生涯にわたって心身ともに明るく健やか

な生活を送るため、学校における健康教育の充実を図ることは重要であります。

県教育委員会としましては、琉球大学医学部附属病院長を初め専門医師で構成する沖縄県がん診療連携協議会と連携し、感染症の一つである子宮頸がんの学校への情報提供や普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、文化芸術振興についての御質問で、空手の殿堂構想についてお答えいたします。

沖縄を発祥の地とする空手道は、沖縄が世界に誇る伝統文化の一つであり、その継承・発展に努めることは重要なことであると認識をしております。

空手の殿堂構想については、基本的なコンセプト、用地や建設費の確保、管理運営主体などの課題があることから、今後関係団体等の意見を聴取しながら関係部局と連携し、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問で、学生寮を備えた離島会館の建設についてお答えいたします。

離島出身の生徒が安心して学習や生活ができるよう支援することは大切なことと考えております。

現在、県立高等学校11校に寄宿舎を設置し、離島出身の生徒の入寮を優先した配慮を行っております。学生寮を備えた離島会館の建設については、事業主体や用地・建設費の確保、管理運営などの課題があります。

県教育委員会としましては、離島出身の生徒の入寮について、他の学校の寄宿舎にも入寮できるシステムづくりで対応しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 医療・福祉行政について、高齢者居住安定確保計画の策定についてお答えいたします。

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に定める本県の「高齢者居住安定確保計画」については、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定めた基本方針に基づいて平成23年度に策定することとしております。この計画において、県内の高齢者に対する賃貸住宅や老人ホームの供給の目標及びその達成のために必要な事項などを定めることとなっております。

計画の策定に当たっては、住宅部局と福祉部局が共同して住宅と老人ホーム、福祉サービスの組み合わせによる適切な計画を策定する必要があり、今後、市町村との連携を図りながら取り組んでまいりたいと考え

ております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産行政の中で、畜産農家の支援と口蹄疫侵入防止対策について一括してお答えいたします。

口蹄疫の侵入防止対策や農家支援としては、消毒剤や消毒機材などの整備、家畜の飼料代の補助、生活資金または運転資金の利子助成などに対し、約1億1000万円を予備費で対応しております。また、6月補正予算として、消毒剤や消毒機材などの整備、家畜飼料代の補助、生活資金または運転資金の利子助成、出荷遅延による肉用牛の価格差補てん、新たな輸送ルートの確保のための貨物船コンテナ輸送料の補助などで約8億3600万円を計上し、予備費、補正を合わせて総額約9億4600万円の支援を考えております。

同じく食肉への風評被害防止対策についてお答えいたします。

食肉への風評被害防止対策としては、国の食品安全委員会は、口蹄疫は、「人が感染することはない、仮に口蹄疫にかかった家畜の肉を食べたり牛乳を飲んだりしても人体に影響はありません」とする風評被害防止対策の見解を発表しております。

県としては、その見解を踏まえ、新聞、テレビ、県ホームページ等に掲載して、県民に正確に情報を提供しているところであります。また、万全な口蹄疫防疫対策や農家支援、風評被害防止対策等について、去る6月17日に市町村、JA等と連携して、特別交付税措置を含む十分な財政措置を講じるよう国に強く要請しているところであります。

同じく石垣市名蔵牧場の利活用についてお答えいたします。

石垣市名蔵にある肉用牛改良施設では、本県の優良種雄牛を造成するため、候補牛の生産・育成、候補牛の産肉能力検定の実施、検定結果に基づく優良種雄牛の選抜などを行っております。これまで全国トップクラスの産肉能力を有する北福波や茂隆平等の優良種雄牛が造成されるなど、肉用牛振興に大きく貢献しております。

今後とも石垣市名蔵の肉用牛改良施設については、種雄牛造成のための施設として活用していきたいと考えております。

なお、石垣市名蔵の肉用牛改良施設を畜産研究センターの中に位置づけることについては、関係部局と検討していきたいと考えております。

次に、南大東村及び北大東村の畜産振興対策についてお答えいたします。

南大東村及び北大東村の畜産の生産状況は、平成21年の家畜飼養頭羽数調査によりますと、南大東村では、肉用牛が3戸で761頭、ヤギが14戸で115頭となっております。また、北大東村では、採卵鶏が1戸で500羽、ヤギが28戸で120頭となっております。

両村の畜産振興につきましては、さとうきびの生産拡大や地力増進を図る観点から重要であると考えており、今後地元からの要望を踏まえて検討していきたいと考えております。

同じく黒糖の販売対策についてお答えいたします。

黒糖を取り巻く環境は、近年の経済不況のもとで輸入糖や再製糖との競合により厳しい販売状況となっております。このため、県としては、JAや黒砂糖工業会、町村等で構成する「沖縄県含みつ糖対策協議会」で、毎年5月10日を「黒糖の日」として制定し、販売促進対策の強化を図っているところであります。

具体的な取り組みとしては、「黒糖の日」の関連行事として、「機能性豊かな黒糖の可能性について」など講演会やシンポジウムの開催、沖縄黒糖の効能紹介、新製品開発等の沖縄黒糖PRのプロモーション活動、県外大手黒糖ユーザーとの情報交換、講演会の実施、ファーマーズマーケット及び黒糖生産町村での販売促進、美ら島沖縄総体への黒糖贈呈によるPRなどに取り組んでいるところであります。

さらに、沖縄産含みつ糖の抜本的な経営安定対策や黒糖と輸入含みつ糖及び再製糖との表示区分の明確化を図るよう、町村、JA、黒砂糖工業会等の関係機関と連携し、国に要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲 朝則君 答弁ありがとうございました。

何点か要望並びに質問――要望にとどめたいと思いますが――例えば農林水産行政の中の南大東、北大東の畜産振興についてでございます。

ここは、私はやっぱり離島、島々というのはさとうきびと牛、あるいはヤギ、こういう畜産との両立が一番農業振興の上で大事だと思っております。さとうきびの島であるこの南・北の大東島が、畜産が非常に停滞している。これはいろいろ条件が悪くて、例えば輸送費が高いとかあるいは競り市場がないために本島に持ってきて競りに出す、そこで買ったたかるとか、いろんなそういうこれまでの経緯等がありまして、例えば牛に例えて言うならば、なかなかそこら辺のが進

まないと。であれば、あれだけのさとうきびの梢頭部だとかあるいはバガスを活用したまず畜産の振興を進めた上で、競りについては、例えば南部あたりに、あるいは本部あたりでもいいです。そのどこの市場に出すかで決まりますが、そこで畜舎や簡易牧場もつくって、競りの一月前とか、あるいは2週間ぐらいの間そこで仕上げて出すとか、そういう政策的に誘導しなければ、なかなかああいう南北大東で畜産業を振興させていくということにはならないと思うんです。

ぜひともこれは行政が、あるいは政治が政策的にリードをしなくてはならないと、こういう観点でこの質問をしておりますので、ぜひともそこら辺は御検討いただきたい。答弁があれば伺いたいと思います。

それと教育長、先ほど学生寮を備えた離島会館の質問に対する答弁ありがとうございます。これまでの答弁の域を出ておりませんが、私も沖縄工業の寮生でございますから、寄宿舎のあるいは寮のそういうありがたさというのはわかりますが、その学校だけでなく、やっぱり親御さんというのがおりまして、最近では、高校進学のために例えば片方の親が那覇に出てくるとか、あるいは宮古本島に出てくるとかそういう形で子供を育てるために苦勞しておられる。したがって、そこに学生寮を備えた会館という、単なる学生寮だけじゃなくて離島の情報交換とか、あるいはまたいろんな情報発信をしたり、そういう場所としての離島の拠点的なものをぜひともつくっていただきたい。こういう趣旨だと思うんですよ。

したがって、教育あるいは勉学の面、もう一つは離島振興の観点からですから、これは教育庁だけではなくて例えば農林水産部もあるでしょうし、あるいは観光商工部とかいろんなそういう関係する部局に集まっていたいて、離島振興の観点からという視点で今後検討いただければと思います。よろしく願います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 今の糸洲議員の再質問に関連いたしまして、特に両方とも離島における、特に南北大東の畜産のお話、そして御提案、そして2番目の離島会館といいますか学生会館、このお話は両方とも離島振興に係る話であり、次の沖縄振興計画にはちょ

うど離島対策というのは大きな政策になると思われるので、そういう中で無論検討はしていきたいと思いますが、まずこの1番目の畜産については、南北大東、特に離島における畜産をやりたいという農家の意欲があれば、やりようは御提案の方向であり得ると思っております。

ですから、これはもう少し詰めさせていただければと思います。

それから第2の学生会館について、私も南大東にもう知事になった直後にお邪魔したときからお話があり、なかなか私のほうでもこれまで手をつけることができなかった課題でもあり、これもやりようで可能だと私は思っておりますから、きょうの御提案を受けて前広にというか前向きに対応してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 こんにちは。

社大・結を代表いたしまして代表質問を行いたいと思います。

まず最初に、知事の政治姿勢についてでございます。

戦後初の本格的な政権交代が実現し、県民に期待を持たせた鳩山政権は、もろくも崩壊いたしました。普天間基地は「最低でも県外」という約束を翻し、辺野古に回帰したことに大きな怒りを持つものであります。地元の頭越しの日米共同声明は、断じて許されるものではありません。アメリカの恫喝にひれ伏した行為は、沖縄差別、切り捨てであり、県民の尊厳を踏みにじるものであります。

鳩山総理の無責任な政権投げ出しによって菅政権が誕生しましたが、これまた早々に日米合意踏襲を表明し、あげくに就任の所信表明で、沖縄の過重な基地負担に「感謝の念を深める」、そして6月23日の沖縄全戦没者追悼式においての「お礼」発言は、県民のさらなる怒りとひんしゅくを買っています。

さて、菅総理は、今回の参議院選挙で消費税引き上げを明言しましたが、行政の無駄、官僚の天下り、思いやり予算、高所得者や大企業優遇の税制改革、格差社会の解消、改善にまず取り組むべきであり、消費税引き上げには到底国民の理解が得られません。我が会派は、断固反対をあらわすものであります。

ところで、唐突な消費税引き上げ表明は、参議院選挙で「普天間問題」、「政治と金」問題から国民の目をそらすという争点ばかしの感が否めません。

以下、質問に入ります。

(1)、鳩山前総理8カ月間の迷走と政権投げ出しについて知事の所見をお伺いします。

(2)、菅新内閣が6月8日に発足し、再任された前原沖縄担当相に指示した内容について政府関係者から、基地問題と振興策のリンク論復活そのものの報道がありますが、知事の所見を伺う。

(3)、菅総理の所信表明演説の中で、沖縄の過重な基地負担に対し「感謝の念を深める」と発言しています。知事の所感をお伺いします。

2、基地問題につきまして。

県政史上歴史に残る4・25県民大会での9万人余の怒りの声は、日米両政府を震撼させたのではないのでしょうか。ところで、仲井眞知事はぎりぎりまで出席をちゅうちょし、大会の趣旨である普天間基地の県内移設反対も明言しませんでした。そして、5月28日の日米共同声明後も県内市町村長が明確に県内移設反対、国外・県外へと表明する中で、知事発言は極めて抽象的、第三者的であり、沖縄県知事として当事者意識がないと私どもは認識をせざるを得ないのであります。

質問いたします。

ア、辺野古移設を決めた日米合意につきまして、知事は明確に撤回を求め、県内移設反対を表明すべきではないか。

イ、菅総理の所信表明演説で日米合意履行を受け、知事は県民の納得が要ると述べています。県民の納得を得るための策とは何でしょうか。

ウ、岡田外相は、沖縄が受け入れを拒否した場合、普天間は固定化される。さらに8月末までに工法や位置を決めることについても地元の理解が得られない場合でも決定すると発言しています。知事の所見をお伺いします。

日米地位協定見直しの進捗状況について説明を求めます。

次に、基地の負担軽減についてでございます。

ア、新政権は、普天間問題と基地の負担軽減を同列に位置づけています。知事の所見を伺います。

イ、県が求めている負担軽減について、国は具体的にどう対応しているか進捗状況をお伺いいたします。

高江ヘリパッド問題についてでございます。

質問いたします。

ア、知事は、ヘリパッド建設予定地を視察し区民と意見交換をされました。所感をお伺いします。

イ、政府に建設中止を求めるべきではないかと考えますがどうでしょうか。

次に、口蹄疫問題についてでございます。

宮崎県での口蹄疫の感染拡大は大きな混乱となり、全国的に問題となっています。本県でも家畜競り中止等で生産者の経営が逼迫している現状であります。また、観光客の出入りが多い沖縄では万全な水際対策が重要であります。さらに、万が一口蹄疫が県内で発生した場合、観光産業などへの影響による県経済への多大な影響ははかり知れません。

以下、質問いたします。

(1)、沖縄県内での未然防止策は万全か。

(2)、県内での発生を想定した場合の県経済に及ぼす影響はどうでしょうか。

(3)、県内家畜競り市が休止しているが、波及も含め損失の試算はどうなっているか。また、再開の判断について県の見解を問います。

(4)、生産者支援について県の対応策を問います。

(5)、宮古、八重山を初め各市町村会から支援の要請が県及び県議会へ寄せられています。対応についてお伺いいたします。

(6)、県は、補正予算として8億円を計上していますが、予防体制、生産者支援は十分と認識していますか。

次に、沖縄振興策についてでございます。

(1)、沖縄振興計画総点検について。

2012年3月で期限を迎える沖縄振興計画の総点検について質問いたします。

ア、進捗状況と現時点における主な課題について示していただきたいと思います。

イ、新たな沖縄振興に係る策定計画のスケジュールをお伺いします。また、これまで4次にわたる振興計画を経ても県民所得や失業率の改善はできていません。これらは新振興計画にどう反映されるのでしょうか。

ウ、21世紀ビジョンに盛り込まれた県議会の提言は、新たな沖縄振興計画にどう反映されるか。

(2)、「沖縄21世紀ビジョン」についてでございます。

2030年以後の沖縄の将来像を描く「沖縄21世紀ビジョン」について質問いたします。

ア、ビジョン実現に向けて、すべての県民が課題と目標を共有しながら取り組みを進めるとして「県民・市町村・県の協働体制」、「国と県の役割」、「ビジョン実現に向けた計画づくり」を示していますが、具体的な説明を求めます。

イ、ビジョン実現に向けた基本計画、実施計画の策定スケジュールについてお伺いいたします。

(3)、新たな公共交通システムにおける鉄軌道及びL

R T導入について、県の考え方と取り組みについてお伺いいたします。

次に、福祉行政についてでございます。

(1)、児童虐待について。

またもや幼い命が暴力によって失われました。2009年6月、石垣市の事件の教訓が生かされず残念な事態であります。

以下、質問いたします。

ア、沖縄市で発生した乳児虐待死及び女児虐待事件が防止できなかった背景と原因をお伺いいたします。

イ、再発防止の徹底が求められていますが、県と市町村の対応についてお伺いいたします。

ウ、県内で2009年度の児童虐待相談件数は過去最多の1138件となっています。その原因についての認識をお伺いいたします。

次に、観光行政についてでございます。

台湾・沖縄交流事業についてでございます。

去る3月28日から31日まで、私ども社大・結会派全員で台湾視察に行っておりましました。花蓮市長や花蓮議会議長、そして台湾政府の外交、交通観光要人等と意見交換を行いました。台湾側から沖縄県との観光、経済、人的交流など要望が寄せられました。

以下、質問いたします。

ア、県内企業の台湾進出の状況と県の支援策についてお伺いいたします。

イ、台湾からの企業誘致状況と県の支援策についてお伺いいたします。

ウ、観光交流（修学旅行を含む）事業の現状と支援策についてお伺いいたします。

エ、八重山諸島と台湾東部（花蓮・宜蘭・台東）の交流事業の現状と成果をお伺いいたします。

次に、外国人の誘客についてでございます。

他府県では外国人誘客を本格的に取り組み、功を奏しています。本県における対応はまだまだではないでしょうか。

以下、質問いたします。

ア、6月補正予算で約15億円が計上されていますが、内容と見込まれる成果をお伺いいたします。

イ、外国人誘客に必要な環境整備等について、県の認識と対応をお伺いいたします。

以上、質問をいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 大城一馬議員の御質問に答弁させていただきます。

まず知事の政治姿勢の中で、鳩山前総理の評価いか

んという御趣旨の御質問にお答えいたします。

鳩山前総理は、昨年10月の所信表明演説において、官僚依存から政治主導・国民主導へ、そして「コンクリートから人へ」などの方針を掲げ、これまでの政治を改革するとの高い志を持って政権運営に当たっておられましたが、「政治と金」や社会民主党の連立離脱などの問題があったものと認識いたしております。

鳩山前総理は2度沖縄に見え、そして沖縄に対する思いはそれなりのものがあったのではないかと拝察いたします。しかしながら、普天間飛行場移設問題につきましては、当初「最低でも県外」と発言されたにもかかわらず、5月28日の日米共同発表で「代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する」とされ、県民に大きな失望を与えたことはまことに遺憾と言うしかありません。

次に、基地問題に係る御質問の中で、普天間飛行場の県内移設反対についての御質問にお答えいたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突と思われるほどのあり方で、県民の間に大きな失望を招いております。県としましては、地元の詳細を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そして、どのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えているところであります。

同じく基地問題に関連して、県民の納得を得ることについての御質問にお答えいたします。

政府は、日米合意に至った経緯等について丁寧かつ十分な説明を行い、県民の納得を得るとともに、県民の目に見える形で基地負担の軽減に取り組んでもらう必要があると考えております。

同じく基地問題の中で、岡田外相の発言に係る御質問にお答えいたします。

岡田外務大臣は6月9日の記者会見において、沖縄の理解を求める努力はしなければならないが、8月末までにその理解を得なければ前に進まないということではない、そして沖縄が受け入れがたいというときには前に進めなくなり、現状が固定化されるという趣旨の発言をしております。

県としましては、この問題の解決に当たっては、政府は頭越しではなく地元の理解、そして協力を得なければならないことは当然のことであると考えております。また、この問題の原点は、そもそも普天間飛行場

の一日も早い危険性の除去であり、政府に対し、同飛行場が現状のまま固定化されることは断じて容認できないことを強く訴えてまいります。

次に、同じく基地問題の中で、高江区民との意見交換に係る御質問にお答えいたします。

私は、去る6月7日に、東村高江区の代議員との意見交換を行いますとともに、北部訓練場のヘリパッド移設予定地の視察を行ったところであります。意見交換では、地域の皆様の率直な御意見やお気持ちを伺うことでございました。

今回いただいたさまざまな意見等を踏まえ、地元東村とも連携をとりながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分配慮するよう求めていきたいと考えているところでございます。

次に、観光行政に係る御質問の中で、観光関連の6月補正予算の内容と見込まれる成果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成22年度6月補正予算におきまして、誘客プロモーションや観光客受け入れ体制の整備、新たな観光メニューの開発に係る経費として約15億円を計上しております。このうち、外国人誘客につきましては、海外の未就航地からのチャーター便の支援や上海万博を活用した誘客プロモーションなどを実施することといたしております。また、外国人観光客の受け入れ体制整備として、ITを活用しました観光情報の提供や多言語案内サインの整備、そして民間公募型のイベントや新たな旅行商品の開発など、これらを盛り込んでございます。これらの事業を進めることによりまして、受け入れ環境の整備が図られ、外国人観光客の増加につながるものと期待しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題と振興策のリンク論につきましての御質問にお答えをいたします。

去る6月8日の記者会見におきまして、前原沖縄担当大臣は、基地問題による沖縄県民の負担の軽減を常に念頭に置きながら、沖縄の魅力や特性を最大限に生かし、沖縄の自立と発展を支援する旨の指示を菅総理から受けたと発表しております。

県は、その発言の趣旨については承知しておりませんが、基本的に沖縄県の振興策は基地問題とは別であると考えており、現時点においては、米軍基地問題と沖縄の自立支援を議論する以前に、政府は、名護市辺

野古への移設案に至った経緯等について合理的な説明を行うべきであると考えております。

次に、菅総理の「感謝の念を深める」との発言につきましての御質問にお答えいたします。

第二次世界大戦後、沖縄は日本本土と切り離され、27年間にわたって米国の施政権下に置かれ、その間、民有地の強制接収などによって広大な米軍基地が形成されました。本土復帰後38年を経過した現在もなお、国土面積の0.6%にすぎない本県に在日米軍専用施設面積の約74%が集中し、沖縄県民は過重な基地負担を背負い続けております。

菅総理におかれましては、まず歴史的な背景を含む沖縄県の現状について十分に理解を深めていただき、県民の目に見える形で基地問題の解決に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、日米地位協定の見直しの進捗状況についてお答えいたします。

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から50年が経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわなくなっていることから、沖縄県におきましては11項目にわたる抜本的な見直しを要請しているところでございます。

昨年11月、渉外知事会副会長として知事が訪米した際には、米政府機関等から環境問題について前向きに検討したい旨の発言があり、一定の前進があったと考えております。また、政府は「日米地位協定の改定を提起する」との姿勢でございます。

県としましては、ことしは日米地位協定制定50年の節目の年であり、渉外知事会とも連携をしながら、引き続き粘り強く地位協定の見直しに向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、普天間問題と基地の負担軽減の位置づけについての御質問にお答えをいたします。

県におきましては、これまで政府への要請や全国知事会議、知事訪米など、あらゆる機会をとらえて沖縄の過重な基地負担の軽減やさまざまな事件・事故の防止など米軍基地問題の解決促進を訴えてまいりました。

県としましては、沖縄の基地負担の軽減は普天間飛行場の移設問題の進捗にかかわらず、日米両政府において着実に実施されるべきものであると認識しております。

次に、県が求めている負担軽減の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

県は、これまで軍転協とともに米軍基地等に起因す

る諸問題を解決するため、日米両政府及び米軍等に対し累次にわたる要請を行ってまいりました。これに対し、政府から去る5月31日付文書で、平成21年10月に軍転協として要請した事項に対する回答が示されたところでございます。現在、軍転協会員市町村と連携し、回答内容等について精査しているところであり、県としては、その結果を踏まえ適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、高江ヘリパッドの建設中止についての御質問にお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドにつきましては、SACO最終報告におきまして、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としてはSACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

県としましては、国による環境調査の結果や関係する市町村の意向等も踏まえながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分配慮すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 口蹄疫問題の中で、口蹄疫の未然防止策、発生した場合の影響、競り中止の損失及び競り再開について一括してお答えいたします。

沖縄県内の口蹄疫侵入防止対策としては、県外からの家畜導入の自粛、農場への立入制限、消毒の徹底、空港・港湾での靴底消毒や車両タイヤの消毒などを実施しております。また、沖縄県口蹄疫防疫対策本部や現地対策本部を設置し、関係機関や団体等と連携して口蹄疫侵入防止に係る危機管理体制を強化しております。

沖縄県内で口蹄疫が全県を対象に発生した場合、畜産関連産業への波及を含む損失額は約640億円になるものと試算されます。それ以外に観光関連産業にも影響があるものと考えております。

県内における5月及び6月の競り中止に伴う影響額は、家畜の販売収入として約15億1000万円、家畜の飼料代として約1億5000万円、合計で約16億6000万円と試算されます。

家畜競りの再開につきましては、宮崎県での口蹄疫の防疫措置状況、鹿児島・博多港での消毒体制の構築、九州各県での競りの開催状況などを踏まえ、7月の競り再開に向けてJAや畜産関係団体、市町村等と

調整していきたいと考えております。

次に、生産者等への支援対策、予防体制、市町村からの要請について一括してお答えいたします。

口蹄疫の侵入防止対策や農家支援としては、市町村等からの要望等も踏まえ、消毒剤や消毒機材などの整備、家畜の飼料代の補助、生活資金または運転資金の利子助成などに対し約1億1000万円を予備費で対応しております。6月補正予算としては、消毒剤や消毒機材などの整備、家畜の飼料代の補助、生活資金または運転資金の利子助成、出荷遅延による肉用牛の価格差補てん、新たな輸送ルートの確保のための貨物船コンテナ輸送料の補助などで約8億3600万円を計上し、予備費、補正を合わせて総額約9億4600万円の支援を考えております。今後とも口蹄疫の発生状況等を踏まえ、9月補正予算の検討もしていきたいと考えております。さらに、万全な口蹄疫防疫対策や農家支援等について、去る6月17日に市町村、JA等と連携し、国へ強く要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄振興策についての御質問の中で、総点検の進捗状況と主な課題についてお答えいたします。

沖縄振興計画等総点検については、6月15日に県振興審議会から意見の建議をいただいたところであります。

総点検で提起された主な課題として、島嶼県ゆへの交通・輸送コスト高、市場規模の狭隘さなど不利性の克服、農林水産業や製造業など持続的発展の基礎となる地域産業の戦略的な振興、観光・リゾート産業や情報通信関連産業のさらなる展開と国際貨物物流、大学院大学等を核とした新たなリーディング産業の創出、陸海空の総合交通体系を踏まえた社会資本の整備促進、国の責務としての駐留軍用地の返還促進と跡地開発及び離島振興などがありました。

次に、新たな計画策定のスケジュールと県民所得や失業率の改善策の振興計画への反映についてお答えします。

新たな計画については、ことし3月に策定した「沖縄21世紀ビジョン」や6月の総点検の建議を踏まえて、今年度末ごろには基本的な考え方を整理することとしております。

総点検では、社会資本の整備の進展や本県経済を牽引する産業として、観光産業の伸び、情報通信関連産業の集積などが評価されたところであります。一方、

若年者を中心とした雇用対策や県民所得の向上など取り組まなければならない課題も提示されました。これらの課題を踏まえ、自立型経済の構築に向けた必要な制度の創設や拡充を検討していくとともに、「沖縄21世紀ビジョン」の実現を図る新たな計画の策定等に取り組んでまいります。

次に、ビジョンに盛り込まれた県議会の提言の新たな沖縄振興計画への反映についてお答えします。

「沖縄21世紀ビジョン」の策定に当たっては、沖縄県振興審議会における審議や県議会特別委員会における審議、県議会の議決に基づく要請により修正を行うなど集約を図ってまいりました。

県議会の決議の主なものとしては、「米軍基地の現状や過重な基地負担の状況等について、正確に記述するとともに、基地のない沖縄を目指すことを明記すること。」、「少子化対策を含む子供を取り巻く社会環境等の諸問題や教育、人材育成について、重要な項目として位置づけ、記述すること。」、「戦後処理の一環である不発弾処理に係る諸課題等については、国の全面的責任で早期解決を図るよう明記すること。」などがありました。

今後、新たな計画については、「沖縄21世紀ビジョン」の実現を図ることを基本に、県民の意見や沖縄県振興審議会での調査・審議、県議会の提言等を踏まえ、作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、「沖縄21世紀ビジョン」の県民・市町村・県の協働体制等についての具体的な説明についてお答えします。

「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向けては、すべての県民が課題と目標を共有しながら取り組んでいくため、県民・市町村・県の協働体制の構築が必要です。特に、地域の活動の主体である地域住民との連携や、企業との協働体制づくりを進めていく必要があります。また、市町村においても市町村と県、あるいは市町村相互の適切な役割分担と連携のもと、地域で解決すべき課題は地域で解決できるよう体制を構築することが求められています。

国と県の役割については、基地跡地の利用や離島の振興など国の責務として担うべき課題の整理を通し、適切に対応していく必要があります。ビジョンの実現については、このような県民等との協働体制のもと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ビジョン実現に向けた基本計画、実施計画のスケジュールについてお答えします。

「沖縄21世紀ビジョン」における目指すべき将来像の実現のため、ビジョンのもとに期間10年程度の基本

計画を策定し、さらに、その基本計画のもとに具体的な施策・事業を整理した期間3年から5年のアクションプランとしての実施計画を策定することとし、県民が求める20年後の将来像の実現に向けて施策の展開を図っていくこととしております。

次に、鉄軌道及びLRTの導入についてお答えします。

県土の均衡ある発展、交通渋滞の緩和、基地跡地の整備、観光振興、環境負荷の軽減を図るためには、鉄軌道の導入を含めた県内公共交通の基本的なあり方を検討する必要があります。県においては、昨年、中南部都市圏における新たな公共交通システムを調査し、その課題と可能性について整理しております。また、国においても鉄軌道に関する調査が今年度から開始されることとなっております。

鉄軌道導入については、県民の利便性が向上する反面、建設コストや維持コスト等の問題もあることから、県では国が行う調査も参考にしながら今年度から行う「沖縄県総合交通体系基本計画」の見直しの中でさらなる検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉行政についての御質問の中で、沖縄市における乳児虐待死事件等が防止できなかった背景と原因についての御質問にお答えします。

5月末に発生した乳児虐待死亡事件につきまして、現在調査中ですが、現時点では、当該世帯との関係があった市町村及び医療機関において、世帯の状況や虐待のリスクを十分に把握できなかったことが事件を未然に防止できなかった主な要因と考えられます。なお、この事案については、今後の検証作業の中で原因や問題点等について明らかにしてまいりたいと考えております。また、6月に発生した女児虐待事件については、母親からのDV相談を受けた沖縄警察署と女性相談所及びコザ児童相談所の連携により女児を保護したものであります。

次に、再発防止のための県と市町村の対応策についてお答えします。

今回のケースのような児童虐待を未然に防止するためには、子供にかかわりを持つ関係者や地域住民が問題に気づき、いかに迅速に市町村や児童相談所等の専門の窓口につないでいくかが課題であると考えております。そのためには、これまで以上に関係機関の連携強化や地域住民の関心を高める取り組みが必要であ

り、引き続き市町村における要保護児童対策地域協議会の設置促進及び活性化に努めるとともに、県レベルでの協議会を設置し、市町村協議会の支援や広域での連携の仕組みづくり、児童虐待防止に関する広報啓発の強化に取り組んでまいります。

次に、児童虐待相談件数が過去最多となっている原因についてお答えします。

平成21年度において市町村を含めた児童虐待相談処理件数がこれまでで最も多くなっていることにつきましては、平成17年度からすべての市町村において児童相談の窓口が設置され、それが定着してきていることが要因の一つとして考えられます。このほかに「子ども虐待ホットライン」の開設により24時間体制で電話相談を受理できるようになったことや、虐待防止のための広報、事件発生時の報道等を通じて県民の関心や認識が高まったことなどにより、虐待事案の掘り起こしが進んでいるものと考えられます。しかしながら、死亡事件などの重篤な事例の発生も続いており、家庭における養育力の低下や、地域で子育てを支える機能の低下が進んでいることについても重要な要因として受けとめております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政について、県内企業の台湾進出の状況と県の支援策についての御質問にお答えします。

台湾への県内企業の進出状況は、沖縄県産業振興公社台北事務所の調べによりますと、飲食関係、県産品販売、貿易関係などの8社となっており、さらに現地法人との提携等で事業を実施している事業者が3社あります。沖縄県では、産業振興公社台北事務所を通して県産品の販路拡大を目的とした見本市や物産展への出展支援、現地企業とのマッチングを行うなど企業の進出に関する支援を行っております。今後もさまざまな形で県内企業が台湾及び海外への展開を図られるよう支援を行ってまいります。

同じく観光行政について、台湾からの企業誘致状況等についての御質問にお答えします。

県では、沖縄県産業振興公社を通じて台湾等に海外事務所を設置し、沖縄県の投資環境の広報宣伝や情報収集、また、企業誘致セミナーの開催など企業誘致に努めております。これまで台湾から多くの視察団を案内してきましたが、具体的な進出に至ったのは情報関連企業1社であります。

なお、支援策については、国内外企業を問わず、沖

縄振興特別措置法による所得控除等の税制優遇措置のほか、沖縄県企業立地促進条例による投資固定資産の経費に対する助成措置等があります。

同じく観光行政についての、台湾の観光交流事業の現状と支援についての御質問にお答えします。

台湾からの観光客数は平成21年度約10万人で、沖縄県に入域する外国人観光客の中で最も多く、重点市場として誘客活動を展開しております。

沖縄県では、台湾からの誘客を図るため、チャーター便への支援やメディア関係者の招聘、クルーズ船に対する広告支援などを行っております。また、修学旅行の誘致を図るため、台湾の学校関係者と意見交換を行い、情報収集に努めるとともに、観光庁が台湾で開催する修学旅行説明会へ参加し、沖縄修学旅行の魅力を紹介しているところであり、平成21年度において台湾から1校、48名が沖縄を訪れております。

同じく観光行政の中で、八重山圏域と台湾東部との交流についての御質問にお答えします。

平成21年4月15日に船舶や航空機の定期便の開設や相互往来による「生活圏」構築等を目指す「台湾東部・沖縄八重山諸島観光経済圏 国境交流推進共同宣言」が発表されました。現状について窓口である八重山広域市町村圏事務組合に確認したところ、昨年11月から、復興航空による花蓮―石垣間のチャーター便が週2便運航しております。ことしの3月からは週3便にふえ、5月までの総搭乗者数は約1800名とのことでございます。今後、さらなる交流の拡大に向け、相互に職員派遣を行い、観光・文化・経済産業等、幅広い分野において研修等を実施する予定と聞いております。

同じく観光行政について、外国人観光客の受け入れ環境の整備についての御質問にお答えします。

沖縄県では、外国人観光客の受け入れ環境の整備について重要であると認識しております。そのため、接客方法セミナーやボランティア通訳セミナーの開催、観光関連施設への外国人受け入れアドバイザーの派遣等を行っております。また、平成19年度から沖縄県地域限定通訳案内士制度を導入し、現在63名が登録しております。そのほか、市街地などに多言語表記の観光案内板の設置等を行っております。また、今年度ITを活用した外国人観光客への情報提供やコールセンターによるサポート等を行うモデル事業等を実施し、全県的な受け入れ環境の整備に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 再質問のまず第1点、菅総理の感謝の念発言、お礼発言、かつて歴代総理が国会の中で、あるいはまた追悼式の中でこういう発言があったでしょうか。私は、ないと記憶をしております。知事は、この発言を評価するのかお伺いいたします。

次に、普天間飛行場の問題でありますけれども、答弁では極めて厳しいと、受け入れは極めて厳しい、そういう発言をしております。多くの議員の質問でも、知事はここに来て県内移設反対をしっかりと表明すべきじゃないかということが与野党から問われております。

私は、先ほどの知事及び公室長の答弁の中で、政府から県外移設断念の詳しい説明を受けると。こういう時期ではないと私は思うんです。8月の末には位置、工法は決まってくる。やはり沖縄県が県知事がしっかりと普天間飛行場の県内移設について強い姿勢を表明すべき時期であると私はこのように思っております。さて、このことにつきましてぜひもう一度知事の答弁をお願いしたいと思っております。

さらにまた、私はもう今の日本の政府は当てにできない、信用できない。どんなに沖縄県民があれだけ4・25で強い民意を示した、決意を示したことに對しても日本政府はとんでもない決断をする。私は、やはりここに至っては先ほど申し上げましたように、知事がはっきりと県内移設反対を表明してアメリカ政府にこのことを突きつける。確かに防衛・外交は国の専権事項、いろいろあるでしょうけれども、もうしかしここに至ってはですね、知事、やはりしっかりとアメリカ政府に沖縄の民意を直接突きつける、このことが求められております。だからこそ、ここで今議会でしっかりと知事が明確に日米合意の撤回と、さらにはまた普天間基地の県内移設反対を明確にすべきではないかと思っておりますけれども、改めてもう一度知事の決意をお伺いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの大城一馬君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の大城一馬君の再質問に対する答弁を願います。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 大城議員の再質問にお答えいたします。

まず第1に、菅総理の感謝の言葉を知事はどう思うか、評価するかという御趣旨の御質問ですが、一国の総理の言葉に余り一々評価する、しないとどうこう申し上げるのは失礼かもしれませんが、ただ沖縄の県民としてずっと胸に落ちない、どういう意味かなという感じを持つのが率直な私の感想ですし、むしろ沖縄県が長い間、基地の過重負担であるとか、そして事件・事故であるとか、地位協定の改定とか、基地の整理縮小とかずっと日米両政府に要求・要請してきたことに對して、むしろそれをそのままにしたままで感謝と言われてもいかなものかという感じです。ですから、むしろそういうことにきちっと取り組んでもらえば、むしろ私どものほうから感謝を申し上げたい心境ですらございます。

それから、次に県内移設反対について強い姿勢を表明すべきではないかということで、無論私どもとしては、この間の共同声明については極めて遺憾で、現実問題、あれは極めて極めて厳しいということを申し上げているつもりで、県内移設は不可能に近い難しさですよというのはそういうほとんど表現が違うだけで気持ちは同じに近いものだと私は思っております。

そして、日本政府は当てにならないからアメリカ政府に直接ぶつけてはどうかという御趣旨の御質問ですが、これは御提案としていただいております。

いずれにしても、意見が違ってやり方が違って、やはり自分の国の政府相手にまず要求をし、しっかり取り組んでもらうことを継続して要求していくべきものではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 日本共産党を代表して質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について。

通告後に重要な出来事がありました。事前に連絡していますので、知事の見解を伺います。

菅首相は、「沖縄のご負担が、アジア・太平洋地域の平和と安定につながってきたことについて、率直にお礼の気持ちも表させていただきたい」と述べました。アメリカ下院では、在日米軍を受け入れる沖縄に感謝する決議が提出されたといわれます。どこまで県民の心を踏みにじるのでしょうか。

沖縄の米軍基地は、戦争中に住民を捕虜収容所に収

容しているときに勝手に奪い取ったものであり、国際法にも反する野蛮な行為です。その後も銃剣とブルドーザーで奪い取ったものであり、県民・住民が提供したものではありません。また、県民は基地を受け入れてもいません。強引に押しつけられているのです。下院の決議は同時に、日米合意も確認したといえます。まさに感謝と口で言いながら、再び銃剣とブルドーザーで基地を建設したように、強権で襲いかかろうとしているようなものです。沖縄の苦難の歴史を否定し、沖縄県民を侮辱し愚弄するものであります。このようなまやかしを私たちは断固拒否しなければなりません。アメリカと日本政府が今行すべきは、県民に謝罪し、米軍基地を沖縄から無条件で速やかに撤去することです。知事の見解を伺います。

4・25県民大会には9万人が参加し、知事と41のすべての市町村長や代表が参加しました。知事の見解を伺います。

また、最近の県内世論調査で普天間基地の県内移設反対84%、無条件撤去38%、国外移設36%で、合計74%になります。安保条約について、平和友好条約に切りかえるべきが55%、廃棄すべき14%、合計69%になりました。日米安保の維持はわずか7%となっています。知事の見解を伺います。

日米合意について。

今回の日米合意は、結局、辺野古現行案という自公政権時代の案に逆戻りしました。沖縄への新基地建設押しつけだけでなく、徳之島や全国の自衛隊基地への訓練の移転という基地被害を全国に広げ、米領グアムの基地建設だけでなく基地の維持費まで日本が負担するというもので、自公の案よりもさらに悪くなっています。こんな日米合意は到底認められません。知事は白紙撤回を求めるべきであります。

鳩山首相の政権投げ出しについて。

県民への公約を裏切り、沖縄県民よりアメリカ、米軍の意向を優先させ、県民・国民の批判の前に退陣しました。日米合意を結び、これからも苦しみの根源の基地を押しつけながら無責任きわまりないと思います。知事の見解を伺います。

また、菅新総理は民主党代表選挙で、普天間基地の問題と政治と金について、「二つの重荷を総理自ら辞めることで取り除いていただいた」と述べ、6月11日の所信表明演説では、この2つの問題ははじめがついたと述べました。鳩山退陣でみずからの共同責任を水に流し一件落着にしようとしているもので、沖縄県民、日本国民を欺き愚弄するものであります。知事は、普天間問題は鳩山退陣ではじめがついたと思って

いるのですか。沖縄への基地押しつけは厳然と残っているのではないのでしょうか、見解を伺います。

菅新政権の沖縄への基地押しつけについて。

菅首相は、2001年7月、民主党幹事長時代、沖縄の記者会見・演説で、「海兵隊は即座に米国内に戻ってもらっていい。民主党が政権をとれば、しっかりと米国に提示することを約束する」と述べ、2006年6月1日、民主党代表代行時代には、海兵隊は守る部隊ではありません。地球の裏側まで飛んでいって攻める部隊なのです。沖縄に海兵隊がいる、いないかは、日本にとっての抑止力と余り関係がないことなのです。米軍再編では沖縄の海兵隊は思い切って全部移ってくださいと言うべきでしたと述べていました。

ところが、6月6日のオバマ大統領との電話会談で、日米合意についてしっかりと取り組んでいきたいと誓約をし、所信表明演説では辺野古への新基地建設を何としても実現しなければなりませんと、アメリカへの忠誠を宣言しました。

岡田外相は6月9日の記者会見で、「私は、(沖縄県民の)同意を得るという表現を使っておりません。沖縄の理解を得る努力というものは必要だと思っています。沖縄のみなさんが、これでやむを得ないと思っていただける状況をつくりだすことが重要だということです」と、あからさまに沖縄県民はあきらめなさいというおどしにも似た発言を行っています。

戦後65年も基地を押しつけられ塗炭の苦しみを押しかけてきました。子や孫たちの代まで基地を押しつけられ、苦しめられるのは許せません。知事は、基地のこれ以上の負担をやむを得ないと思うのですか、県民の先頭に立って明確に拒否すべきであります。

今回の日米合意による辺野古現行案への逆戻りは、結局、移設先探しではこの問題が解決できないことを明確に証明しました。私たちは県外・国外移設という条件つきは基地の存在を認める立場に立つものであり、結局ほかに引き受けるところがないから辺野古現行案か、さもなくば普天間は固定化だと、政府に沖縄への基地押しつけ、圧力の口実を与えるものになってしまうと批判してきました。現実にはまさにそのとおり、政府は沖縄に押しつけてきています。無条件撤去こそ普天間基地問題を解決する道です。知事は辺野古移設について明確に反対を表明し、普天間基地は無条件で閉鎖せよとの立場に立つべきです。そして、名護市辺野古の海の埋め立ての認可はしないと明言すべきであります。

普天間第二小学校で米軍機墜落を想定した避難訓練が行われていることを前回の議会で取り上げました。

その後、知事と教育長は学校を視察したとのことですが、見解を伺います。そして、視察後米軍に飛行中止を申し入れましたか。沖縄の子供たちの命を守るためにあらゆる行動を起こすべきであります。知事及び教育委員長、教育長に伺います。

沖縄の基地の機能強化が進められていることについて。

沖縄の負担軽減といって米軍再編で米軍機の訓練の本土への移転が盛り込まれましたが、実際にはF22戦闘機とF18戦闘機などの外来機が飛来しています。アメリカ本国、ハワイ、韓国、日本本土など世界各地から訓練にきていますが、米軍再編以降の実態はどうなっているのか。クラスター弾まで投下しているとのことですが、沖縄の負担軽減どころか基地の機能強化ではないですか。飛来を中止させるために知事はどのような対策をとっているか伺います。

米軍が沖縄や日本に居座る理由は何か。

沖縄の海兵隊は、中東のイラク、アフガニスタンに出撃するなど抑止力でもなく、日本を守る軍隊でもないことをこれまで明らかにしてきました。また、嘉手納基地や普天間基地などはアメリカ本国では存在自体が許されない世界一危険な基地であることも明確です。世界では米軍基地は縮小、撤去の方向に向かっているのに、日本・沖縄では居座り、逆に基地は強化されています。その理由は、アメリカ側に、アメリカは沖縄を同胞の血を流して奪い取った地であるという占領意識があるということ。同時に、最大の理由は、駐留経費の70%から80%を日本政府が負担しているということです。アメリカにとってはアメリカ本国に基地を置いておくより日本に置いておくほうが安上がりだということです。また、日本政府はちょっと圧力をかけるだけで何でも言うことを聞いてくれる。さらに、米兵が犯罪や事件・事故を起こしても日米地位協定で守ってくれるという、いわゆるアメリカ言いなり、日本政府の対米従属の姿勢にあるからではないでしょうか。戦後65年もこのような政治が続いてきましたが、このようなアメリカ言いなりの政治をこのまま続けさせていいのか、こういうことが問われています。知事の見解を伺います。

志位委員長のアメリカ訪問と対米交渉について伺います。

日本共産党の志位和夫委員長は5月に訪米し、アメリカ国務省と会談し、沖縄の実態と県民の願い、沖縄の情勢を率直に伝え、「普天間基地の無条件撤去」を堂々と求めてきました。知事の見解を伺います。

菅首相は沖縄県民や知事を説得すると言っています

が、首相がやるべきは、沖縄県民の合意を得ることは不可能。普天間基地は無条件で撤去すべきと、アメリカのオバマ大統領を説得することではないでしょうか。知事としてこのことについて首相を説得して求めるべきであります。

次期沖縄振興計画について。

これまでの振興計画についての問題点について伺います。

沖縄県の21世紀ビジョンでうたわれた「基地のない沖縄をめざす」ことを次期振興計画でも明確にすること。

天久米軍住宅地が返還されて新都心として発展しています。基地だった場合と返還された町の経済発展についての比較を人口、事業所、従業員数、税金など直近の指標で明らかにしてください。さらに、普天間基地が基地であるがゆえに経済発展が毎年どれだけ妨げられているのかを明らかにしてください。

基地のない沖縄と基地の返還跡地の整備、不発弾処理及び沖縄戦や基地あるがゆえの沖縄経済、まちづくりなどの障害になっていることなど、国の責任で行うことを明確にすべきであります。

基地と引きかえの振興策、いわゆるあめとむちの振興策に絶対にはなりません。

口蹄疫について。

口蹄疫が侵入すれば畜産は壊滅的な打撃を受け、県経済に与える影響ははかり知れません。現時点での被害額と侵入した場合の被害額はどうか。

侵入してからでは遅い。最大級の防止体制で臨むべきであります。

畜産農家への支援を急いで強化することが求められています。答弁を求めます。

アリモドキゾウムシ、イモゾウムシの根絶事業について。

久米島町での根絶に向けた取り組みは、沖縄の農業に大きな展望と光を与えるものになっています。全県的に早く根絶事業を展開すべきです。

琉球芋として沖縄農業、経済発展を目指していくことの推進状況について伺います。

児童虐待防止について。

今回、また児童虐待で幼い命が奪われました。その原因と県及び自治体の対応に不備があったのか。なぜ防げなかったのか。

大きな社会的背景として、介護職などの低賃金・貧困化も指摘されていますが、どう対応するのか伺います。

国民健康保険の無保険の15歳以下の子供が那覇市で

909人もいることがわかりました。全県では4000人近くいるとのことですが、これは法の趣旨にも反しています。病気になっても病院に行けない子供を絶対に出してはいけません。直ちに全県的な実態を明らかにして、県及び教育委員会は直ちに実効ある対策をとるべきであります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地修議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、アメリカと日本政府が沖縄への感謝の意を表したことについてという御趣旨の御質問に答弁させていただきます。

在沖米軍基地は、日米安保条約に基づき日本政府が提供しているものであり、菅総理の発言やアメリカ下院における決議は、沖縄の基地負担の現状に対する理解や今回の日米共同発表が招いた県民の失望に対する認識が不足しているのではないかと考えております。

沖縄県といたしましては、日米両政府において県民の目に見える形で基地問題の解決が図られるよう、強力に取り組むべきであると考えております。

同じく政治姿勢の中で、4月25日、県民大会についての見解いかんという御質問にお答えいたします。

去る4月25日に開催されました県民大会において9万人という多くの方々が集まったことは、沖縄の過重な基地負担を軽減したいという共通の思いのあらわれであり、政府に対して大きなメッセージになったものと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、日米合意の撤回についての御質問にお答えいたします。

沖縄県といたしましては、地元の詳細を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。現在、県は、移設先を辺野古とする日米合意に至った経緯等の説明を行うよう、政府に対し申し入れているところであり、この説明を受けた上で判断してまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、鳩山総理の退陣と菅総理の所信表明演説についての御質問にお答えいたします。

鳩山前総理は2度沖縄に見えましたが、普天間飛行場移設問題について、当初「最低でも県外」と発言されたにもかかわらず、5月28日の日米共同発表で「代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する」とされ、県民に大きな失望を与えたことはまことに遺憾であります。

いずれにしても、普天間飛行場移設問題を初め沖縄県の基地負担の軽減については、菅総理においても引き続きその解決に鋭意取り組んでもらいたいと考えているところでございます。

同じく政治姿勢の中で、普天間飛行場の県内移設に反対することについての御質問にお答えいたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声が増えつつ高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県といたしましては、地元の詳細を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討してきたのか、そしてどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか合理的な説明を行うべきであると考えているところでございます。

同じく政治姿勢の中で、普天間第二小学校視察に係る御質問にお答えいたします。普天間第二小学校視察の見解と、米軍への飛行中止申し入れ、子供たちの命を守るための行動については関連いたしますので一括して答弁させていただきます。

私は、普天間第二小学校の状況を確認するため、去る3月24日に現地を訪れ、同校周辺及び普天間飛行場を視察いたしました。今回の視察により、同校が普天間飛行場に隣接し航空機の離発着経路に近く、危険な環境に置かれているということを改めて認識したところであります。

普天間飛行場の危険性の除去につきまして、県はこれまで機会あるごとに日米両政府に対し強く訴えてきたところであり、県といたしましては、沖縄の将来を担う子供たちの命を守る観点からも、同飛行場の一日も早い危険性の除去が必要だと考えております。

今後とも、具体的方策の提案、実施に向けてさらに検討を加速させるよう、政府に求めていきたいと考えております。

同じく政治姿勢に係る御質問ですが、志位委員長の訪米及び普天間飛行場の無条件撤去についてという御趣旨の御質問ですが、1の(2)のア、(2)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

私は、沖縄県の基地問題につきまして、全国の皆様と一緒に議論をしていただきたいと常々訴えてきたところであり、今回、志位委員長が訪米され沖縄県の現状をアメリカ政府に御説明されたことについては敬意を表したいと思っております。また、普天間基地の無

条件撤去につきましては、一つのお考えであると受けとめておりますが、国会における議論等を通して国政の場においても取り組んでいただきたいと考えております。

次に、アリモドキゾウムシ、そしてイモゾウムシの根絶事業についての御質問にお答えいたします。

久米島町のアリモドキゾウムシ根絶防除事業は、平成6年度から性フェロモンによります密度抑圧防除、平成10年度から不妊虫放飼法による本格的な根絶防除事業を実施しているところでございます。

現在、久米島町のアリモドキゾウムシは、県による防除効果確認調査を実施いたしており、年内には国による駆除確認調査を実施し、発生がなければ来年度には根絶宣言を予定いたしております。また、イモゾウムシにつきましては、平成14年度から島の一部地域を対象に不妊虫放飼法による防除を実施いたしており、今後、地域を拡大しながら防除を強化していく計画でございます。

県といたしましては、今後、久米島町におけるゾウムシ類の根絶防除事業の成果を踏まえまして、事業規模拡大に向けた技術確立に努め、カンショの産地等に防除地域を拡大する計画でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場に係る世論調査についての御質問にお答えをいたします。

沖縄県内では、普天間飛行場の県外移設の実現に期待する声が非常に高まっており、世論調査の結果は、このような県民の期待感を反映したものであると理解しております。

次に、世論調査における安保条約についての見解についてお答えをいたします。

県としましては、日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していると理解しております。また、日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、何より沖縄の社会的安定が不可欠であり、そのためには沖縄県の過重な基地負担の軽減が必要であると考えております。

次に、普天間飛行場の閉鎖と埋め立ての認可についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題について、今後の政府の対応としては、8月末までの専門家による代替施設の位置、配置及び工法に関する検討、日米安全保障協議委

員会での合意等が行われるとされております。政府から知事に対して埋立承認願書が提出されるのはこれらの手続を経た後となっており、現時点では移設案を受け入れることは極めて厳しいというのが県の考えであります。

次に、基地の機能強化に対する見解と外来機への対策への御質問にお答えをいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐることは、米軍再編で合意された一部訓練の移転が実施されたものの、一部訓練移転後も岩国、三沢、韓国・オサン、グアム、アラスカ及び米本土の基地から多数の外来機が飛来しております。外来機の飛来に伴う航空機騒音の増加が常態化し、さらに演習・訓練内容等が公表されないことから周辺住民に不安を与え、依然として目に見える形での負担軽減が図られているとは言えない状況であります。

外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、県としましては、米軍及び日米両政府に対しあらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減を図ること及び演習・訓練内容等の公表を強く要請したところであります。

次に、政府の対米姿勢についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県民は、戦後65年にわたって過重な基地負担を背負い続けており、基地問題の解決を強く望んでおります。菅総理は所信表明演説の中で、日米同盟を外交の基軸とし、今後も同盟関係を着実に深化させるとともに、沖縄の負担軽減を図るといった趣旨の発言をされております。

県としましては、県民の目に見える形で基地問題の解決が図られるよう、日米両政府において強力に取り組むべきと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長 比嘉梨香さん登壇〕

○教育委員会委員長（比嘉梨香さん） それでは渡久地議員の知事の政治姿勢についての御質問で、子供たちの命を守るための行動についてお答えいたします。

子供たちが安全・安心に学校生活を送ることができる環境づくりは極めて重要なことでございます。しかしながら、現在、基地周辺で学ぶ児童生徒が危険と隣り合わせの状況であることに私どもも大変心を痛めております。

県教育委員会といたしまして、今後、何ができるのか、関係市町村教育委員会及び関係部局等と情報交換

を行いながら連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは知事の政治姿勢についての御質問で、学校視察後の見解等について一括してお答えいたします。

6月9日に普天間第二小学校を視察し、学校長等から墜落事故を想定した避難訓練や基地被害の実態等の説明を受け、改めてその危険性について強く受けとめたところであります。また、学校における米軍機の墜落事故を想定した避難訓練の実施については、子供たちの命と安全を守る立場にある者として大変心を痛めており、避難訓練をせざるを得ないこと自体が問題であると認識をしております。

県教育委員会としましては、今後、どのようなことができるのか、関係市町村教育委員会及び関係部局等と情報交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険についての御質問で、病院に行けない子供たちの現状及び対応についてお答えをいたします。

子供たちが病気になっても病院に行けないということは大変憂慮すべきことであり、あってはならないことであります。

県教育委員会としましては、すべての児童生徒が必要な医療を受け、健康で安全な学校生活が過ごせるよう、各市町村教育委員会や関係部局等と連携を図りながら、今後どのようなことができるか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、これまでの振興計画の問題点についてお答えいたします。

これまでの沖縄振興計画等による諸施策の実施により、社会資本の整備が着実に進み県民の利便性が向上しております。また、観光産業の伸びや情報通信関連産業の集積など一定の成果もあらわれております。しかしながら、高コスト構造や市場規模の狭隘性など島嶼県の不利益性を克服するには至っておらず、県民所得や失業率の面ではなお課題が残されております。さらに、米軍用地の返還促進と跡地開発、離島の振興などの課題もあります。

県としては、現振興計画後の新たな計画策定に当た

り、自立型経済の構築に向けて必要な制度の創設や拡充を国に求めていくとともに、「沖縄21世紀ビジョン」の実現に取り組んでまいります。

次に、基地のない沖縄を目指すことを次期振興計画で明確にすることについてお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」は、県内全市町村における討論会、県民アンケートの実施等、県民の多くの声を酌み上げた、県民とともに初めて策定した長期構想であります。その策定に当たっては、県振興審議会の審議や県議会において活発な議論をいただき、基地に関する意見等を含め多くの意見をビジョンに反映してきたところであります。新たな基本計画においても県民の幅広い意見等を集約し、計画策定の中で議論してまいりたいと考えております。

次に、那覇新都心地区の経済効果と普天間基地の経済発展の妨げについてお答えします。

那覇新都心地区については、返還前は駐留軍従業員数196名、固定資産税が那覇市に確認したところ約3000万円となっております。返還後の那覇新都心地区の状況について、これも那覇市に確認したところ、平成22年度5月現在の住民基本台帳人口は1万8768人、事業所数、従業員数は平成18年度版事業所統計により、それぞれ976事業所、1万3819人、税収は平成20年度の市課税額が約31億円となっているところです。

次に、普天間飛行場については、平成18年度の「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等検討調査」の、普天間飛行場が那覇新都心地区と同様な発展が見込まれると仮定した場合における産業連関分析では、跡地利用をした場合の税収は市・県・国税の合計で520億円と推計され、また、誘発雇用人数は約3万2000人と見込まれるなど、経済的なポテンシャルの高さについて報告されております。

ただし、これについては周辺市街地への経済的影響や整備への資金の確保、それから返還から収益発現までの時間を要すること等に留意する必要があります。

次に、基地返還跡地開発等の国責任の明確化についてお答えいたします。

基地返還跡地等の整備や不発弾処理等については、沖縄県振興審議会や議会等から国の責務で実施すべきものであるとの御意見をいただいているところであり

ます。県としては、国の責務として実施すべき課題の整理について、新たな計画策定の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、基地と引きかえの振興策についてお答えいたします。

本土復帰以降、沖縄の持つ特殊事情を踏まえ、沖縄の自立的発展に資するとともに豊かな住民生活の実現を図るため、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画が推進され、社会資本の整備の進展や観光産業の伸び、情報通信関連産業の集積など一定の成果があらわれたところであります。

今後、「沖縄21世紀ビジョン」の理念や沖縄振興計画等の総点検の結果を踏まえ、経済の自立を目指すとともに、なお一層の県民福祉の向上を図るための政策を展開していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 口蹄疫の中で、口蹄疫に係る被害額、防止体制、農家支援等について一括してお答えします。

沖縄県における5月及び6月の競り中止に伴う影響額は、家畜の販売収入として約15億1000万円、家畜の飼料代として約1億5000万円、合計で約16億6000万円と試算されます。

沖縄県内で口蹄疫が全県を対象に発生した場合、畜産関連産業への波及を含む損失額は約640億円になるものと試算されます。それ以外に観光関連産業等にも影響があるものと考えております。また、万全な口蹄疫侵入防止対策を強力に推進するため、家畜伝染病予防法等に基づき、沖縄県口蹄疫防疫対策本部や現地対策本部を立ち上げており、迅速な診断、殺処分・消毒の実施、埋却場所の確保等、迅速に対応してまいります。

口蹄疫に係る農家などに対する支援としては、家畜の飼料代の補助、生活資金または運転資金の利子助成などに対して約1億1000万円を予備費で対応しております。また、6月補正予算としては、家畜の飼料代の補助、生活資金または運転資金の利子助成、出荷遅延による肉用牛の価格差補てん、貨物船コンテナ輸送料の補助などで約8億3600万円を計上し、予備費、補正を合わせて総額約9億4600万円の支援を考えております。

県といたしましては、万全な口蹄疫防疫対策や農家支援等について、去る6月17日に市町村、JAと連携し、国へ強く要請しているところであります。

次に、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシについての中で、琉球芋としての呼称の進捗状況についてお答えいたします。

県といたしましては、県産カンショの生産振興を図るため、生産者、市町村、JAなどで構成する「沖縄

県甘しょ生産振興協議会」を平成22年2月に立ち上げ、生産振興や消費拡大に加えて琉球芋と呼称することについても検討をしているところであります。

これまでの協議においては、それぞれの地域において独自のブランド名や商品呼称があるなど、さまざまな意見があります。

県といたしましては、関係機関・団体等と命名の方法等について意見交換などを行い、平成22年度中に呼称の一定の方向性を出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 児童虐待の防止についての御質問の中で、児童虐待死亡事件の原因と県及び自治体の対応についてお答えします。

今回の乳児虐待死亡事件につきましては現在調査中ですが、現時点では当該世帯との関係があった市町村及び医療機関において、世帯の状況や虐待のリスクを十分に把握できなかったことが事件を未然に防止できなかった主な要因と考えられます。

なお、この事案については、今後の検証作業の中で原因や問題点等について明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、介護職員の処遇改善対策についてお答えします。

介護職員の他業種との賃金格差を縮めるため、平成21年10月から実施されている介護職員処遇改善交付金事業を県内の8割の事業所が実施しております。

なお、同事業は平成23年度までとされておりますが、国は平成24年度以降も介護職員の処遇改善に取り組んでいくとの方針を示しており、沖縄県も九州各県と連携し、介護職員のさらなる処遇改善を国に要望することとしております。

次に、国民健康保険についての御質問の中で、15歳以下の無保険の子供の人数及び国民健康保険の適用についての御質問にお答えします。

国民健康保険の運営主体である市町村に照会いたしましたところ、平成22年5月末現在、対象となる15歳以下の子供が3959人いるとの報告を受けております。

資格証明書世帯における子供の国民健康保険の適用については、平成21年4月より中学生以下の子供には6カ月有効の短期被保険者証を交付することとしております。また、本年7月からは当該取り扱いを高校生世代にまで拡大して適用することとしております。

県では、これまで支払い能力がない場合または特別な事情がある被保険者につきましては、生活状況に応

じきめの細かい対応を行うよう市町村に助言してきたところであります。

今後とも、子供のいる世帯につきましては慎重な対応を行うよう助言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡久地 修君 休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 答弁漏れの形になって失礼しました。

今の渡久地議員の御質問の中で、知事の政治姿勢の中で、普天間第二小学校に係る御質問の中で、視察後米軍に飛行中止を申し入れたかという点につきましては、飛行中止は申し入れておりませんが、これまでも危険性の除去という形で具体的方策の提案、実施を政府に加速させるよう申し入れ、求めてきたということで答弁にさせていただきます。

失礼しました。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは渡久地議員の答弁漏れという指摘についてお答えいたします。

視察後米軍に飛行中止を申し入れたかという質問ですけれども、申し入れは行っておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 再質問させていただきます。

基地と沖縄振興について。

海兵隊がイラク、アフガニスタンに出撃して日本の防衛とは関係ない軍隊であるということをこれまで明らかにしてきました。この議場でもアメリカのワインバーガー国防長官が沖縄に駐留する米海兵隊は日本防衛の任務を割り当てられていない、アメリカは日本防衛だけに専念するいかなる部隊も日本に維持していないというようなことも紹介してきました。そして、こういう抑止力という抑止力論のまやかしをやっぱり私たちは打ち破る必要があると思います。

きょう知事に確認したいのは、もう一つ基地がなくなれば沖縄の経済は成り立たなくなるんじゃないかと心配する国民、率直に心配する人もいますし、あるいは意識的にそれを流す人もいますので、これも打ち破

る必要があると思います。実際に基地が返された町の発展を見れば一目瞭然です。先ほど答弁のあった新都心、返還目覚ましく、雇用で70.5倍にふえています。税収が約100倍になっていますね。それから普天間が返されたら、雇用では1459倍になるということです。まさに沖縄の経済の相当これは妨げになっていると言えらると思います。

経営者協会の知念榮治さんが赤旗に登場しまして、沖縄の経済にとって基地依存は相対的に低く、むしろ阻害要因になっている。ですからこれだけの振興策、金を出すから基地を受け入れてくれなんていうことはもう通用しませんということを言っていますね。

そういう意味では阻害要因、ですから知事、基地は沖縄発展の阻害要因なんだということを私は明確に知事も認識する必要があると思いますので、見解をお尋ねします。

次に、米軍機墜落から子供の安全を守ることについて、知事、教育委員長に伺います。

先ほど答弁でまだ申し入れていないということです。宮森小学校で犠牲者の新たな追加刻銘がきょう4時から行われるそうです。先日私、22日、当時5年生で事故に遭った人の案内で宮森小学校の現場を見ました。30日、一番楽しいミルクの時間に墜落しています。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○渡久地 修君 これは当時の写真、先ほど知事には配ってあります。（資料を掲示） 当時の学校の先生の証言集もコピーしていただいて読ませていただきました。本当に胸を打たれる思いがします。

当時29歳、4年1組の担任は、2年生が教室から火をかぶった子供たちが飛び出してくるんです。髪の毛が燃え、洋服が燃え、全部燃え尽きて最後にパンツのひもが燃えている。2人、3人と転がっているんですよ。私はなすすべもなく、どうしていいかわからない。

それから34歳の6年生の担任、「2階から下りた時、私の目に映った光景はまるで地獄、これが、この光景が宮森小学校の校庭なのか。まるで夢を見ている様な状況。教室が燃えている。2年生の教室である。その前を通っていると教頭先生がオーオーと泣いている。燃えている2年生の教室の中から洋服も燃え、髪も燃え、全身炎の固まりになった子供が飛び出してく

たんですよ。私はビックリして、ワァーとその火を消そうと、その子に触れましたら、彼女の背中の皮膚がズルズルと剥けて私の手にくっついていてのです。

私はその子を抱き上げました。2年生ですからできました。「だれかいませんか、この子を助けてください、誰かいませんかー」と叫んだ」と。

それから当時の教頭、37歳、「安全であるべき学校にジェット機が墜落すると言うことは、到底考えられません。日本国内は勿論、世界のどこの国にもないと思います。ところが沖縄県の宮森小学校には墜落したんです。」。

こう述べています。このような状況を絶対繰り返してはならない。そのために教育行政をどうするかということが問われているんです。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○渡久地 修君 そしてこれは6月22日同じ日です。

（資料を掲示） 22日、私が宮森小学校に行ったときの写真、このように飛行機が飛んでいるんです。この日は何の日か。普天間第二小学校では避難訓練が行われているんです、このように。避難訓練を行っている頭上で、飛行機が飛んで先生の声も聞こえない、これが実態なんです。まさに世界一危険な基地、日本の航空法にも連邦航空法にも反している。米軍も世界一危険と認めている。そういったところは直ちに、アメリカ、ヨーロッパでは許されない基地なんです、存在自体が。だから、直ちに飛行を中止せよと。これは知事として、教育委員会として、ぜひ率直にアメリカに通告すべきじゃありませんか。再度お尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 今の渡久地議員の再質問にお答えしたいと思いますが、まず第1に、基地や沖縄の経済発展の阻害要因になっているのではないかとこの御趣旨の御質問に対してですが、一般的に沖縄の米軍基地に係る経済効果といえますか、これは我々で県民総所得計算で5.4%となっており、これは日本復帰した当時よりは、あのときに10数%と言われておりましたから、かなり低くなっております。ですから、こ

の5.4%が大きい小さいかという点は、これは5は5だというふうに思いますし、ただ阻害要因になっているかどうかという点ではいろんな見方があるようでして、やはり特に米軍基地の場合、約1万人の雇用を生んでいる。さらに雇用の労働賃金も含めまして約2200億円強のネットのお金が移転されてきている。これが今申し上げた県民総所得計算上5.4%——これ18年度末だったと思いますが——そういうサイズです。ただ、この阻害しているかどうかという点につきましては、特に普天間の場合は都市部の真ん中であって、交通体系、公共交通システム、そういう面でかなり阻害要因の一つになっているのではないかと我々は考えておりますが、一般論としてすべてがそうかという点では基地の所在地、場所その他によってそれぞれ濃淡がかなりあるものと理解はいたしております。

それから2番目の、アメリカに普天間基地の飛行中止を申し入れるべきではないかという御質問ですね。これについては先ほど申し上げましたように、申し入れは直截にはしておりませんが、普天間基地の移設議論というのはそもそもが基地の一日も早い危険性の除去、したがって移設論ということで長年10数年にわたって起こってきておりますので、この危険性が非常に高いので早急に移設させなければならないというのはまさにこの中止の直接要請という方法もあるかもしれませんが、移設そのものがまさに今議員のおっしゃっている危険性を除去するという観点から始まっておるし、それが原点だと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 渡久地議員の再質問にお答えいたします。

宮森小学校の米軍機墜落事故につきましては、御存じのとおり、アメリカ占領軍下の中、石川市で——現うるま市でございましてけれども——発生した戦後の沖縄で起きた最大の米軍機墜落事故であると認識をしております。

そこで、宮森小学校の米軍ジェット戦闘機墜落事故については、児童11名のとうい命が失われました。事故後50年も過ぎましたが、今でも遺族や関係者の悲しみはいえないことだと思っております。

普天間第二小学校の米軍機等による墜落事故を想定した避難訓練を行う状況にあること、そして子供たちが危険と隣り合わせの環境にあることが、そういう事態こそが異常であると認識をしております。現在、県内では普天間第二小学校のほか5校で避難訓練を実施しているとの報告を受けております。その設置主体で

あります権限とそれから指導責任のある当該市町村教育委員会と、そして関係部局と子供たちの命が脅かされているその憂慮すべき状況をどうするのか、どのようなことができるか、米軍への申し入れも含めまして今後の対応も含めお互いに情報交換をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 米軍に飛行中止を直接言うことができない、本当に私は悲しい思いをしています。

ここにこれは沖縄県土木建築部の違法建築物に対する赤紙です。（資料を掲示） 使用禁止。民間にはそういう赤紙がすぐ張られます。米軍ならなぜ許されるんですか。県として子供たちの命を守るために今どうするかというのが問われているんですよ。だから飛行禁止を通告すればいいんですよ。法的拘束力があるかどうかは別問題、県の意思を明確に示すべきなんです。それをぜひやっていただきたい。

私、ここにかわりに赤紙つくってきました。（資料を掲示） 子供たちと住民の命を守るため学校上空周辺及び住宅上空の飛行禁止、沖縄県。これをぜひ出してください。教育委員会、子供たちの命と安全を守るために学校上空と周辺の飛行禁止、沖縄県教育委員会。これを教育委員会で決議してアメリカに届けて入り口に張ればいいんですよ。聞かなかつたら町じゅう全部張って、130万沖縄県民みんなに配って、私たちの住宅に張ろうじゃありませんか。こういうふうに世論を高めていくことが今求められているんですよ。それを何ですか、直接一言も言えない。こういうような人たちがいて子供たちの命をどうやって守るんですか。このことを言いたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○渡久地 修君 知事、アメリカがなぜ沖縄に居座っているか。ナイ国防次官補はこう言っています。米軍部隊の費用の70%を負担しているのだから、米国内に置くよりも日本に駐留させるほうが費用がかからない、アメリカの議会で証言しました。チェイニー国防長官——当時ですけれども——日本に空母戦闘部隊を維持するほうが米国西海岸で維持するよりも安上がりなのです。これもアメリカ議会ですね。それから駐日米国大使補佐官のケント・カルダー教授、思いやり予

算や基地周辺住民への不満をそらす対策をとっているため、政治的に基地が存在しやすい状況にある。思いやり予算など日本の基地の維持費がなくなれば、米軍にとって日本は基地所在地として魅力がなくなる。

まさにアメリカが日本に居座る理由は、アメリカ本国に置くより安上がりなんです。日本政府の従属的な姿勢にあるんです。その見解を知事にお尋ねしたいと思います。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 渡久地議員の再々質問にお答えしたいと思うんですが、私の見解いかんということですが、これはケント・カルダーさんにしてもいろんな方がいろんな意見を言っておられると思いますし、ただ個人の感覚を言っておられるのか、ちょっとはかりがたいところはないわけではありませんが、思いやり予算があるからいるんだというような言い方をする方も中にはおられるかもしらぬなという気はいたします。ただ、こういう国の最も基本にかかわる防衛と外交にかかわる話について、無論これはいろんな意見とかいろんな議論がこれまで戦後65年にわたっている議論がなされてきております。ですから、そういう中でいろんな方がいろんなことをおっしゃるんですが、今現在の日本の防衛・外交というのは、今おっしゃったような思いやり予算という形で米軍に対応しているというのもこれは事実でありまして、今度の民主党政権で少しそのあたりの重心の置き方が変わっていくかと私も実は期待したところでありますが、これはなかなか幅広い議論と準備が要るなというのが最近の結果で、私ごときも確認といいますか、理解し始めたところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） この件につきましては御質問だと思わなかったものですから、恐縮です。ちょっと答弁させていただきますが、これは議員の熱心な御

提案として受けとめさせていただきます、きょうのところは。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長 比嘉梨香さん登壇〕

○教育委員会委員長（比嘉梨香さん） それでは渡久地議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど渡久地議員からいただいた写真、それから宮森小学校の現場の状況等、声を伺っていて胸が張り裂けそうな思いでございました。

私ども教育委員会が子供たちの教育環境の改善、そして安全確保について今できることをほかの委員や関係機関と話し合いをしながら、御提案いただいたことも含めて検討をして、できることをやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 改革の会を代表いたしまして代表質問をさせていただきたいわけですが、先ほどの間の後に立つのはちょっと厳しいなという感じがしているんですが、いつもどおりにちょっとだけユンタクをさせていただいて、質問に移りたいと思います。

今、やはり沖縄県も含めてなんですが、日本全国、政局が、ウチナーグチで言えばアーサムーサという言葉がもう一番当たっているのではないかなと思っております。このアーサムーサってどういう意味か。無茶苦茶であるとか、どうしようもない、そういう状況なんですね。

そこで毎回、僕は琉歌を詠ませていただいているものですから、ここで今の情勢を琉歌でちょっと伝えてから質問に移りたいと思いますね。

まずは状況説明をしないと理解できない方がいると思いますので。ハトさんが出てきます、おばあさんが出てきます、後は想像してください。「鳩ヤフカンカイ オーバーウチンカイ 内閣ヤカワティ 菅ナトーイビン」。そういうことでございます。今の状況ですよ。これをわかりやすく言えば、「メーヤフカンカイ ナマヤウチンカイ 島ミグルミグル アーサムーサ」ということでございました。どうもニフェーデービル。

早速、質問をさせていただきます。

1、知事の政治姿勢について質問させていただきます

す。

(1)、知事公約である普天間飛行場3年閉鎖についての総括を伺いたいと思います。

(2)、昨年21年1月14日の不発弾事故によって、国の対応そして県の対応もこの不発弾の問題に関しては変わってきたかと思えます。今後の不発弾問題に対する県の対応について伺います。

2、ポスト振興計画について。

(1)、振計後の沖縄県の自立に向けたビジョンを伺いたいと思います。

(2)、振計後の予算配分の方性について伺います。これは従来はコンクリート主体だったのが「コンクリートから人へ」と国が変わっておりますので、その辺をどういうふうに県は受けとめて方向性を決めているのかお聞かせいただきたいと思えます。

3、観光商工関連について。

(1)、2010年度観光客数と傾向について伺う。

(2)、外国人観光客誘客に向けての対策について伺う。

(3)、県の美ら島沖縄大使について伺う。これはどういうことを伺いたいのかといいますと、延べ何人でどういう役割を県のほうからお願いをしているのか。その現状について伺いたいと思えます。

(4)、私たち改革の会でもいろいろと議会で提案させていただきました。視察後の台湾での旅行博でかつて2年前の沖縄の情報誌がそこに置かれていたということ指摘させていただきまして、それ以降、海外向け観光情報誌にどういうふうに県がかかわっているかを伺いたいと思えます。

(5)、台湾交流における「台湾東部・沖縄八重山諸島観光経済圏 国境交流推進共同宣言」についての県の対応を伺います。

(6)、J T A株式会社に対する県の対応について伺う。

(7)、製造業への物流支援について伺う。

4、文化行政について。

(1)、ことし行われましたアジア音楽祭の総括を伺う。

(2)、沖縄国際映画祭の総括を伺う。

(3)、前回も質問させていただいたんですが、今ある組踊、そして古典音楽、そして各種工芸の人間国宝以外の沖縄県における文化——民謡であるとかウチナー芝居であるとかいろんな分野があるわけですが——その分野に関しての今後人間国宝に向けての県の対応について伺う。

(4)、県立郷土劇場について伺う。

先ほども県立郷土劇場の質問がございましたが、これは劇場というよりもそのソフトとして今後県がどういうふうにして県立郷土劇場を運営していこうとしているのかを伺いたしたいと思います。

5、教育福祉行政について。

(1)、沖縄市で発生した児童虐待について県の見解を伺う。

(2)、認可外保育所の割合について伺う。これは認可保育所との割合ですね。

(3)、認可外保育所の給食費助成について伺う。

(4)、学童保育の現状と課題について伺う。

(5)、「美ら島沖縄総体2010」の県全体の取り組み進捗状況について伺う。

これは特に今度6月28日から始まります社会実験、高速道路の無料化に伴っていろんな人たちが時間が読めなくなると思うんですね。この時間が読めなくなると、いろんな大会が地域地域で行われて、かつて甲子園の県予選の決勝である高校がやはり時間が読めなくて途中から生徒がおいて走っていったということもございました。そういう事態が起こらないとも限らないと思っているんですね。国体のころはまだ観光客も今みたいにたくさん来られなかったと思うんですね。そういう中で本当に今この運営が予定どおりいくのか、受け入れ体制しっかりできているのか、その辺の進捗状況をお聞かせください。

6、土木建築行政について。

(1)、鉄軌道導入の進捗状況について伺う。

(2)、磁気探査と建築確認申請について伺う。

(3)、民間に対するアスベスト補助について伺う。

(4)、工事数量内訳明細書——これは県の事業、県発注の工事ですね——は、詳細な内訳で明記すべきだと思うのが対策を伺う。

7、科学技術大学院大学周辺整備事業について。

(1)、沖縄アミークスインターナショナルに対する県費3億9000万の補助の根拠について伺う。

(2)、沖縄アミークスインターナショナルの設立に向けての進捗状況について伺う。

(3)、沖縄アミークスインターナショナル建設における地元受注状況について伺う。

8、環境行政について。

(1)、産業廃棄物処理施設について県の方向性を伺う。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城満議員の御質問に答弁

いたします。

まず第1に、ポスト振計に係る御質問の中で、振計後の沖縄県の自立に向けたビジョンについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

これまでの3次にわたります沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画により、各方面において一定の成果があらわれております。

沖縄県経済は、島嶼経済特有の制約を抱えているものの、域内人口の増加、そして整備されてきた社会資本、魅力あふれる美しい自然、成長著しい中国を初めアジア諸国との距離的近接性、文化的親和性など交流を通してさらなる発展の素地は整いつつあると考えております。振計後の沖縄県の自立に向けたビジョンにつきましては、「沖縄21世紀ビジョン」の将来像の一つとして経済分野を描いた「希望と活力あふれる豊かな島」が基本となります。この推進戦略であります「21世紀の「万国津梁」形成」等の7つの戦略の展開などにつきまして、振計後の新たな計画策定において具体的に検討してまいり予定でございます。

次に、文化行政に係る御質問の中で、沖縄国際アジア音楽祭の総括についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る3月に開催いたしました沖縄国際アジア音楽祭は、台湾や韓国を含む300組、2000人を超えるアーティストが出演をし、県内外から7万人を超える方々に御来場いただきました。それによりまして、アジア各国との交流を深めますとともに、「音楽の島・沖縄」の新たな一面をPRすることができたと考えております。また、県内外の音楽関係者が集い、音楽ビジネス展開の可能性など論議をし、カンファレンス等によりましてネットワーク構築を通じて、新たな音楽産業の創出につなげていきたいと考えているところでございます。

同じく文化行政に係る御質問の中で、沖縄国際映画祭の総括についての御質問にお答えいたします。

第2回沖縄国際映画祭は、「ラフ&ピース」をテーマに、去る3月20日から28日の間、宜野湾市や那覇市を会場に開催されました。開催期間中の観客動員数は、昨年の11万人をはるかに上回る38万人を数えております。また、オープニングセレモニーの模様や、映画祭に関連する番組が数多く放映されたことにより、国内外に沖縄の魅力が広がり、観光誘客への貢献は多大なものがあったと考えております。

同映画祭は、国内外の映画関係者やさまざまなエンターテインメント企業等の交流の場ともなっており、コンテンツビジネスなどの振興につながると期待され

ております。

沖縄県といたしましては、この映画祭が今後も継続・発展するよう関係市町村等と連携をし、できる限りの取り組みをしまいたいと考えております。

同じく文化行政に係る御質問の中で、県立郷土劇場に係る御質問にお答えいたします。

沖縄の文化・伝統芸能の振興を図る上で、郷土劇場は重要なものと認識いたしております。このため、昨年度から「沖縄県伝統芸能公演事業」を実施いたしており、本年度はさらに同事業を充実する観点から、予算も大幅に拡大し実施することといたしております。今後、この公演などの実績を踏まえまして、劇場のあり方の調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、教育福祉行政に係る御質問の中で、「美ら島沖縄総体2010」の取り組み状況に関する御質問にお答えいたします。

「美ら島沖縄総体2010」は、7月28日から8月20日までの24日間、北は国頭村から南は宮古島市、石垣市を含む県内27市町村で28競技が開催されます。登山競技は鹿児島県・宮崎県にまたがる霧島連山で行われます。県外からは約3万6000人の選手・監督などが来県し、県内選手等約2万人の合計およそ5万6000人が参加する大会でございます。

大会に向けましては、全国から来県する選手等の受け入れや総合開会式、各競技の運営準備など順調に進めております。また、市町村におきましても、50日前推進イベントを実施するなど機運も盛り上がっております。県代表選手の活躍に大いに期待いたしますとともに、参加されたすべての皆様にとって沖縄開催が思い出に残るすばらしい大会となるよう万全を期してまいっている所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢について、普天間飛行場の3年めどの閉鎖の総括についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去については、あらゆる方策を検討し、具体的な方法を示すよう政府に求めてまいりました。このような県の主張に対し、政府は、平成19年8月に「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」を発表し、昨年5月21日までに報告書に記載された諸施策をすべて実施したとされております。ま

た、平成20年7月末には、さらなる危険性除去策を検討する実務者レベルのワーキングチームが設置され、政府と率直な意見交換を重ねてまいったところでございます。さらに今年度は、普天間飛行場の場周経路等の客観的データを把握・評価するため、普天間飛行場の継続的な飛行航跡調査が開始されております。

また、県は、総理を初め各大臣との面談など、機会あるごとに普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めており、去る5月23日の鳩山前総理との面談においては、前総理から、普天間飛行場の危険性の除去については、返還までの間、できる限りの措置を講じていきたいと思っており、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいとの発言がありました。

県としましては、新内閣におきましても、引き続き積極的にこの問題の解決に取り組んでいただけるものと考えております。

次に、不発弾対策への質問についてお答えいたします。

不発弾探査につきましては、国・県・市町村、民間で構成する「沖縄不発弾等対策協議会」を通じて、その周知徹底を図っているところでございます。

県としましては、同協議会を通じ、民間地における磁気探査の実施や磁気探査機器の取り扱い講習会の開催等、磁気探査の徹底について、県民や関連団体等へのより一層の周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） ポスト振計についての御質問の中で、振計後の予算配分の方針についてお答えいたします。

本土復帰以降、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画に基づき社会資本の整備や産業振興のための資金が投下され、社会資本の整備の進展や観光産業の伸び、情報通信関連産業の集積など一定の成果があらわれているところであります。

今後は、これまでの成果を踏まえつつ、なお一層の本県の振興・発展が図られるような分野への資金の確保と投下が必要であると考えております。

具体的には、ビジョンに掲げる5つの柱を踏まえ、本県の貴重な資源である自然、歴史、文化の保全・活用、県民生活の安心・安全な基盤整備、地域産業の育成強化と新たなリーディング産業の創出、将来を担う人材の育成、空港や基幹的な公共交通システムなど発展のばねとなる戦略的な社会基盤の整備、交通・輸送

コストなど競争条件の整備、基地跡地や離島の振興など新たな計画策定の中で具体的な施策の検討を進め、選択と集中による優先順位の整理を行ってまいりたいと考えております。

次に、観光商工関連についての御質問の中で、J T A株式に対する県の対応についてお答えいたします。

J T Aの株式の約70%を保有する日本航空は、会社更生法の適用を受け、更生計画を策定しているところでありますが、現在のところJ T Aの株を売却する計画は検討されていないと聞いております。

県としましては、今後の動向を注視し、県民の不利益にならないよう対応を検討していきたいと考えております。

次に、土木建築行政についての御質問の中で、鉄軌道導入の進捗状況についてお答えいたします。

県においては、昨年、中南部都市圏における新たな公共交通システムを調査し、その課題と可能性について整理しております。また、国においても、鉄軌道に関する調査が今年度から開始されることとなっております。

鉄軌道導入については、県民の利便性が向上する反面、建設コストや維持コスト等の問題もあることから、県では、国が行う調査も参考にしながら、今年度から行う「沖縄県総合交通体系基本計画」の見直しの中でさらなる検討を進めてまいります。

次に、科学技術大学院大学周辺整備事業についての御質問の中で、補助の根拠についてお答えいたします。

沖縄アミークスインターナショナルへの建設費に対する県の補助3億9000万円については、沖縄科学技術大学院大学の周辺整備事業の一環として行われるものであります。

当該スクールの設置は、世界最高水準の大学院大学と一体となってベンチャー企業等の立地促進による先端産業分野の雇用創出や科学技術の発信、交流拠点の形成など沖縄の自立発展につながる重要なプロジェクトであり、県として積極的に取り組むべき事業であると考えております。

次に、設立に向けての進捗状況についてお答えいたします。

沖縄アミークスインターナショナルの設立については、平成23年4月の開校に向け、沖縄国際学園設立準備財団において取り組みを進めているところであります。現在、準備財団では、カリキュラム並びに教育プログラムの作成、校長、副校長及び教職員の採用等に取り組むなど、認可申請に向けた準備を着々と進めて

おります。

次に、建設における地元受注状況についてお答えいたします。

校舎建設については、多くの地元業者に入札参加していただくため、地元市町村や準備財団と調整し、建築、電気、機械をそれぞれ3工区、合計9工区に分けて発注する計画で進めております。また、入札についても地元市町村や準備財団と調整し、県と市の入札方法を参考に進めております。

これまでに合計6工区について入札が終了し、入札に参加した業者はすべて地元を含む県内業者であります。入札が終了した6工区の中では、2つの工区が既に契約を済ませております。残りの4工区については、入札が終了し、要件審査を経て最終的な落札者決定を待っているところであります。

県としましては、今後も校舎建設について地元優先発注との考えで準備財団と調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光商工関連についての中で、2010年度の観光客数と傾向についての御質問にお答えします。

沖縄県への入域観光客数は、2009年度は景気低迷や新型インフルエンザの影響を受け、前年度実績を4.1%下回る569万人となりました。2010年度においては、4月は対前年同月比5.2%増の47万1900人、5月は対前年同月比9.9%増の46万5000人と好調に推移しております。特に5月は、外国人観光客の大幅な増加により過去最高を記録しました。

国内客の今後の見通しについては、高校総体の開催や全国エイサー大会など、新たなイベントの開催による需要増加が見込めるものの、円高による海外観光地との競合など一部不安要因もあります。

一方、外国客については、香港からの航空定期便数が増加することや北京や台湾など各方面からのチャーター便が相当数予定されているため、今後も増加傾向が続くものと見込んでおります。

同じく観光商工関連についての、外国人観光客に向けての対策についての御質問にお答えします。

平成21年度の外国人観光客数は、過去最高の24万6000人を記録しました。さらに今年度は、ビジットおきなわ計画で「沖縄インバウンド強化年」と位置づけ、外国人観光客誘致に積極的に取り組んでまいります。

特に中国については、知名度を上げるためテレビドラマや映画のロケ支援のほか、チャーター便の誘致活動を強化したいと考えております。また、台湾については、個人旅行化が進む傾向にあることから、観光事業者と連携してサイクリングやリゾートウエディング、離島観光など多彩な魅力を効果的に発信してまいります。

さらに今年度は、成都、タイ、シンガポール、フランスに委託駐在員を配置したほか、香港と上海の事務所に現地スタッフ1名を増員し、よりグローバルな誘客活動を展開してまいります。

同じく観光商工関連について、美ら島沖縄大使についての御質問にお答えします。

美ら島沖縄大使は、沖縄に深い理解と高い関心があり、本県にゆかりのある者のPR活動を通して沖縄県のイメージアップを図ることを目的に設置しました。現在96名の美ら島沖縄大使がおり、経済や教育、文化等さまざまな分野において沖縄のイメージアップに多大な貢献をしていただいております。

沖縄国際映画祭関係者の美ら島沖縄大使就任につきましても、関係機関と意見交換をしていきたいと考えております。

同じく観光商工関連について、海外向け観光情報誌についての御質問にお答えします。

沖縄県では、外国人観光客を誘致するため英語や中国語など7言語で観光パンフレットを制作し、旅行博や海外事務所で配布するほか、現地の旅行社などに提供しております。また、海外の旅行専門誌やガイドブックなどの県内取材を支援し、観光情報の発信に努めております。昨年より、台湾の企業が沖縄観光情報をテーマとした中国語繁体字の無料配布誌を発行しております。沖縄県も沖縄観光コンベンションビューローを通じて3度にわたって広告出稿したところでございます。このほかにもことし5月には、県内企業が中国本土を対象にした中国語簡体字の無料誌を制作しております。台湾と中国本土とで対象となる市場は異なりますが、海外からの観光客がふえてくる中で民間企業による沖縄情報媒体がふえることは大変喜ばしいことと考えております。民間の情報誌は、県の制作するパンフレットと異なり、広告によって県内消費を促す効果が期待できるなど、相互補完的なものと認識しております。

今後の各種情報誌への支援については、企画内容のほか、配布先や発行部数などを総合的に勘案して検討してまいります。

同じく観光商工関連について、台湾関係の共同宣言

の県の対応についての御質問にお答えします。

平成21年4月15日に、船舶や航空機の定期便の開設や相互往来による「生活圏」構築等を目指す「台湾東部・沖縄八重山諸島観光経済圏 国境交流推進共同宣言」が発表されました。共同宣言を受けて、昨年11月から復興航空による花蓮－石垣間で週2便のチャーター便運航が開始され、現在は週3便に増便となっております。

県の対応としましては、国際チャーター便支援事業による助成金の交付や観光客誘致のための観光セミナー・商談会を実施しました。また、沖縄県産業振興公社台北事務所と石垣市町会が連携し台湾政府へ働きかけ、本年7月29日より与那国空港・石垣空港と台湾を結ぶ飛行経路で、与那国－台湾間が約20分、石垣－台湾間が約4分短縮されることになりました。

県としましては、今後とも地元と連携しながら、台湾と沖縄の交流促進を図っていききたいと考えております。

同じく観光商工関連についての、製造業への物流支援についての御質問にお答えします。

沖縄県では、特別自由貿易地域に立地する企業への物流支援として、国外・県外との搬出入に要する海上物流輸送経費の一部をコンテナ等の単位ごとに補助を行っております。

さらに、本年3月にカボタージュ規制の緩和が特別に認められ、特別自由貿易地域及び自由貿易地域に立地する企業の扱う貨物については、沖縄と本土間の外国籍船による海上輸送が可能となりました。

製造業の物流コスト低減は、本県経済の振興にとって重要な課題であり、現在実施している貨物コンテナの借り上げによる県産品輸送の実証事業の成果等を踏まえ、どのような対応策が有効であるか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは文化行政についての御質問で、人間国宝についてお答えいたします。

人間国宝の認定については、芸能と工芸技術の分野に限られ、重要無形文化財に指定されていることが前提であります。

芸能分野では、重要無形文化財に指定された芸能の技法を高度に体现できる者、芸能または技法を正しく体得し、かつこれに精通している者が認定されます。これまでに能楽、文楽、歌舞伎、組踊等の伝統芸能の方々が認定されております。

その他の分野を新たに加えることは、現行の制度上大変厳しいものがあります。

重要無形文化財や人間国宝の認定等については、文化庁の文化審議会で審議、決定することになっており、民謡などのジャンルを含めてほしいとの要望があることは、同庁にも引き続き伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 教育福祉行政についての御質問の中の、沖縄市で発生した児童虐待についてお答えします。

5月末に発生した乳児虐待死亡事件につきましては現在調査中ですが、現時点では当該世帯との関係があった市町村及び医療機関において世帯の状況や虐待のリスクを十分に把握できなかったことが事件を未然に防止できなかった主な要因と考えられます。

なお、この事案については、今後の検証作業の中で原因や問題点等について明らかにしてまいりたいと考えております。

また、6月に発生した女児虐待事件については、母親からのDV相談を受けた沖縄警察署と女性相談所及びコザ児童相談所の連携により女児を保護したものであります。

次に、認可外保育施設の割合についてお答えします。

本県の平成22年4月1日時点における認可外保育施設数は431カ所で、入所児童数では1万7102人となっております。認可保育所を含めた保育施設全体に占める認可外保育施設数の割合は53.7%、入所児童数の割合は34.1%となっております。平成17年度と比較しますと、入所児童数で2845人、率にして6.8%の減となっております。

次に、認可外保育施設への給食費助成についてお答えします。

認可外保育施設入所児童の処遇向上のため、平成12年度から「新すこやか保育事業」を実施し、児童の健康診断費、調理員の検便費、児童の牛乳代及び米代への助成と、段階的に支援の拡充を図ってまいりました。平成21年度においては、399の認可外保育施設に対し児童の牛乳代及び米代等として9284万8000円を助成したところであります。

次に、放課後児童クラブの現状と課題についてお答えします。

平成21年度の補助対象児童クラブ数は23市町村、

194カ所となっております。

本県の児童クラブは、公立公営より私立民営が多いため、家賃等の負担により経営が厳しいなどの課題があります。このため、学校の余裕教室や児童館等の活用を市町村と連携して促進していきたいと考えております。

その他の課題としては、在籍児童の増加に伴うクラブの大規模化がありますが、平成22年度は4カ所を分割し、大規模化の解消を図る予定としております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木建築行政についての御質問で、磁気探査と建築確認申請についてお答えいたします。

建築基準法の建築確認制度においては、建築主事が審査すべき事項として建築基準関係規定が定められており、磁気探査については審査事項となっております。

同じく土木建築行政についての質問で、民間に対するアスベスト補助についてお答えいたします。

民間建築物の所有者等が行うアスベスト除去等に要する費用について、本県では平成17年度から国の補助制度を活用し、国が3分の1、県と市町村がそれぞれ6分の1の補助を行っており、これまでに3件の実績があります。

今年度も国の補助制度を活用して、市町村と連携し民間建築物のアスベスト改修事業に取り組んでまいります。

同じく土木建築行政についての御質問で、工事数量内訳明細書の詳細明記についてお答えいたします。

土木建築部が発注する工事については、従前から入札参加業者の見積もりが可能となるよう工事設計書における規格及び数量を工事数量内訳明細書に記載して提示しております。なお、工事に使用する施工機械の規格や積算条件等の詳細については、入札参加業者の採用する施工方法に任されていることから、当該明細書に明示しておりません。

しかしながら、入札・契約制度の改正に伴い、より精度の高い見積もりが必要となっていることから、今後当該明細書の記載内容について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 初めての登壇でござ

いますので、答弁の前にごあいさつを申し上げたいと思います。

本年4月1日付で文化環境部長を拝命いたしました下地寛でございます。

文化の振興や安全・安心な県民生活の確保、豊かな自然環境の保全・再生、そして廃棄物等をめぐるさまざまな問題、文化環境行政には多くの課題があると思っております。微力ではありますが、県勢発展のため職責をしっかりと果たしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは環境行政に関連して、産業廃棄物処理施設に関する県の方向性についてお答えいたします。

産業廃棄物の処理につきましては、生活環境の保全と健全な経済産業活動を支えるため適正な処理が不可欠であります。また、島嶼県という地理的特性から、県境を越えた広域処理が難しく、可能な限り自己完結型の処理体制が求められております。

しかしながら、産業廃棄物処理施設については、地域の理解が得にくいため、その立地は厳しい状況にあります。

特に、管理型の最終処分場については、残余容量が逼迫しており、その確保は大きな課題となっております。そのため、県としましては、リサイクルなどの推進により廃棄物の減量化を図るとともに、公共関与による安心・安全な管理型最終処分場の整備を推進し、循環型社会の形成を図っていきたくと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 3億9000万円の根拠についてお答えいたします。

沖縄アミークスインターナショナルスクール校舎建設費は13億5000万円を確保することとしておりまして、資金内訳は、民間からの募金が6億円、県からの補助金額は3億9000万円、沖縄国際学園設立準備財団の借入額が3億6000万円となっております。

県の補助金の3億9000万円は、建設費全体から募金額と借入額を差し引いた額となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 再質問させていただきます。

まず観光商工関連について、海外向け観光情報誌について何うというこの質問に対して、今新しい情報誌が沖縄コンベンションビューローのほうから出たと。ある企業がいろんな提案を県にするわけですよ。観光商工部に提案したり、コンベンションビューローに提案したりするわけですね、すごくいい提案なんです。その後に、それと類似したものが観光コンベンションビューローからそれが出されるという。そしてこの業者は、提案して後で何も連絡もなく、そのまま別の人たちがその事業をやっているというケースを幾つかちょっと耳にしているんですが、そういうことは事実としてあるのかどうか。

それと、今これは観光の情報雑誌についてなんですが、これは新聞に出たことなので、これにちょっと関連しているんですが、観光関係で中国の観光客が見えたときに、携帯電話のサービスですね、どういうサービスかといいますと、いろんな買い物するときに携帯電話でコールセンターに電話すれば、今この人がやろうとしていることをかわってできるサービスを提案したんですね。この提案した翌年に、これと同じ事業が、また産業振興公社のほうから奨励を受けてやられているんですね。

それは、この企業にコンペを一緒にやってくださいとかという連絡もなく、これは、もともとそういう計画がありましたと言われたらそれまでなんですけれども、一言声をかけるべきじゃないかということも僕は思っているんですね。今、その観光雑誌の問題も全く同じ問題なんです、情報誌の問題も。これをちょっと考えていただきたい。

これは、なぜそういうことを言うかといいますと、この沖縄県の観光関係は、いろんな海外の実務者の人たちからいろんな提案を聞かんといけないわけですよ。その提案をどうやって沖縄県の観光に結びつけるかというときに、こういう提案が、どんどんどんどん自分たちが提案したことをいろんな人たちが展開していくと、これを提案する側もやっていられないということになるんですね。この辺はどういうふうに関後やっていくのか。そしてそういう事実があったのかどうかも答えていただきたいと思っております。

それと、アジア音楽祭と国際映画祭の総括、これはちょっと一まとめにして再質問したいんですが、同じ時期にやったんですね。知事は、先ほど国際映画祭は38万人動員したと言ったんですけども、アジア音楽祭の動員数は言わなかったですね。

○知事（仲井眞弘多君） 7万人。

○玉城 満君 言いました。済みませんでした。

少なかったから僕は言っていないんじゃないかなと思っていました。済みません、7万人でしょう。

これは同時期開催でしたね。これは音楽祭側からかなりやっぱり同時期開催には無理があるんじゃないかと、微妙にクロスフェードするような、そういう開催の工夫をしないといけないと思います。それはちょっと今後考えていただきたいと、イベントとしてね。よろしく。

続きまして、県立郷土劇場についての話なんです。この県立郷土劇場は、劇場をつくるという話も確かにいいことはいんですが、今、県立郷土劇場はなくなりましたね。もし事業を、先ほど知事の答弁で、今後、伝統芸能を中心とした芸能をどんどん予算をかけてやっていきたいというのであれば、やはりこの那覇地区だけでなく、劇場というのはどこかに1カ所つくってしまうわけですよ。そこに集中してしまうんですよ。

僕の県立郷土劇場観というのはどういう考えかといいますと、宮古、八重山、各離島、久米島、そして沖縄本島は北部、中部、南部そういうふうに分けて県立郷土劇場をやっていくというようなやり方があるんじゃないかと。そして、地方の劇場というのは稼働率が意外と若干低いんですね。だから、そういうことも踏まえて、各市町村との連携を深めてやっていただくと、すごく運営しやすくなるんじゃないかなという気がしております。

さて、続きまして美ら島沖縄総体についてなんです。先ほど僕が質問したのは、本当に体制ばっかりですかという意味なんですよ。例えば時間がおくれたり、ああいう社会実験をやっている中で、本当に大丈夫なのかなという素朴な疑問なんです。本当にそういうシミュレーションをなさっているのか、はっきりもう一度答えていただきたいなと思います。

それと、鉄軌道導入の進捗状況について先ほど伺いましたが、これはついこの間、新聞にある市民団体の鉄軌道導入の発表がありましたね。「トラムで未来をつくる会」の、新聞で僕は発表したのを見たんですが、これはかなり細かく積算もされているわけですよ。

県は、鉄軌道導入の調査費も含めたいろんな交通について今進めている中で、こういうものもリンクさせているのかどうか、地域地域が。例えば与那原町とか、そういうところが計画しているものを全然関係なく、県だけの予定をつくらせているのかどうか。これはリンクするべきだと僕は思っているんです。

先ほどのアミークスインターナショナルについてなんですが、これはなぜ3億9000万円という話を聞いたかといいますと、多分これは地元業者が1回目の電気関係の入札だったと思いますが、この電気業者は七千何百万で参加したんですよ。そうしたら、予算が2800万円しかありませんというような、こんなことがありますか。事業は7800万円規模のものを業者に投げておいて、予算は2800万円しかありませんという、そんな事業というのは、これは約3倍ですよ。これは県から技監がアミークスインターナショナルの準備室に出向していて、どういうものをつくり、どういうふうなこれから工事をしていくかというのはもうわかっているじゃないですか。何でそういう事態が起きたか不思議だったんですね。それで、この3億9000万円の根拠は何なんだと。だから、これはひょっとしたらもう一度やり直しになったんじゃないかという話です。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時33分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 再質問にお答えいたします。

まず鉄軌道に関する御意見でございますけれども、鉄軌道につきましては、交通渋滞の緩和、それから環境負荷軽減、観光客、それから県民の移動利便性を向上するというふうな観点から、さまざまな御意見、それから御提言をいただいております、ありがたく思っているところでございます。

今、その各団体もしくは市町村で検討されている考え方とリンクさせるかどうかというふうなことにについては、現時点においてはまだ検討されておりませんが、いただいた貴重な御意見を参考にしながら、今後の公共交通のあり方について検討していきたいと考えております。

それから、アミークスインターナショナル校舎の入札の件でございますけれども、今、御質問のあった件は、電気の第1工区、第2工区の件だというふうに理解をしております。

準備財団の話によりますと、公表予定価格と業者の積算額との乖離が大きかったというふうなことが原因であるとの報告を受けております。このことにつきましては、主に仕様書の内容、特に工区分について発注者の意図がきちんと業者に伝わってなかったことも

起因しているのではないかとということでございました。

その対応につきましては、準備財団としては、仕様書内容の明確化、さらにまた、一部設計士の見直しを行いながら、当初と同様のスキームにて再入札を行うというふうなことでございまして、

ちなみに、電気第1工区、第2工区の再入札につきましては、6月10日に指名通知を行っておりまして、6月25日、本日入札を予定をしております。7月に落札者を決定をして契約を締結をするというふうなことでございまして、

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 玉城議員の再質問で、大会期間中の高速道路無料化に伴う競技会場等への渋滞についてお答えいたします。

高速道路の無料化社会実験については、6月下旬――6月28日――から開始予定となっております。無料化になれば、通勤や観光客の利用が増加し、高速道路入り口付近での交通混雑が予想されることから、高速道路利用者に大会期間中の渋滞緩和への協力をお願いする看板や横断幕の設置について、西日本高速道路株式会社や高速道路の上を横断している市町村道の道路管理者と調整を行っていきたいと考えております。

その他の渋滞対策といたしましては、渋滞情報を発信しております西日本高速道路株式会社等のホームページとリンクを行い、大会参加者、応援団、観客などにリアルタイムの渋滞情報がわかる方法等を検討しているところでございます。

延べ60万人の選手、役員、応援団が参加する高校生最大のスポーツイベントまであと33日でございます。参加されたすべての皆さんにとって、沖縄開催が思い出に残る素晴らしい大会となるよう万全を期していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 再質問にお答えします。

アジア国際音楽祭ですけれども、昨年度の実績としては、まさに国際映画祭と相当の部分重なったということもありまして、ことしは国際映画祭が3月19日か

ら28日、これはもう既に決まっているようです。

それで我々は、アジア国際音楽祭は、18日から20日の3日間の2日ぐらひは重なりますけれども、観光商工部と連携しながらPRをうまくやって、昨年以上にたくさんの人に来ていただきたいと考えております。

それから劇場のあり方なんですけれども、21年度800万円の予算で伝統芸能公演を実施しております。今年度は約2000万円余りの事業費で同じような形の伝統芸能公演を行う予定です。この中で、プロデューサーの配置、それから議員から提言のあったように市町村など会場立地の問題、それから事業収入、そういったもろもろの劇場運営のあり方について検証して、新たな劇場のあり方を検討していききたいというように考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 先ほどの御質問の中で、情報誌関係についての再質問にお答えします。

いろいろ県のほうにおいて、外部や県庁内部から企画・提案があります。提案につきましては一長一短もあり、必ずしも即それが補助事業とつながらないようなものも多数あります。また、先進県等で既に実施しているところも結構ケースとして多いところがあります。

県においては、こういう事業についてはコンペや公募等をやり、審査会で公正に実施して選定しているところでございます。

先ほどの企業提案の事実があったかについては、過去3回、ビューローとして広告を出している事実がございます。

今後につきましては、その企画内容等について、先ほど答弁したとおり相談していききたいということでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時41分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 玉 城 満

会議録署名議員 山 内 末 子

平成22年 6 月28日

平成22年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成22年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

平成22年6月28日（月曜日）午前10時1分開議

議事日程第4号

平成22年6月28日（月曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案、乙第1号議案及び乙第4号議案から乙第16号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案及び乙第4号議案から乙第16号議案まで

- 甲第1号議案 平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）
乙第1号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第4号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第5号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第6号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第7号議案 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第8号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第9号議案 工事請負契約について
乙第10号議案 指定管理者の指定について
乙第11号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
乙第12号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
乙第13号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第14号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について
乙第15号議案 専決処分の承認について
乙第16号議案 専決処分の承認について

出席議員（47名）

議長	高嶺善伸君	12番	吉田勝廣君
副議長	玉城義和君	13番	當山眞市君
1番	上原章君	14番	吉元義彦君
2番	島袋大君	16番	佐喜真淳君
3番	中川京貴君	17番	玉城満君
4番	桑江朝千夫君	18番	仲宗根悟君
5番	平良昭一君	19番	崎山嗣幸君
6番	仲村未央さん	20番	西銘純恵さん
7番	照屋大河君	21番	奥平一夫君
8番	渡久地修君	22番	山内末子さん
9番	瑞慶覧功君	24番	前島明男君
10番	新垣清涼君	25番	新垣良俊君
11番	上里直司君	26番	仲田弘毅君

27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 比 嘉 京 子 さん
 36 番 新 垣 安 弘 君
 37 番 金 城 勉 君

38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

欠 席 議 員（１名）

15 番 座喜味 一 幸 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井真 弘 多 君
 副 知 事 安 里 カツ子 さん
 副 知 事 上 原 良 幸 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君
 企 画 部 長 川 上 好 久 君
 文化環境部長 下 地 寛 君
 福祉保健部長 奥 村 啓 子 さん
 農林水産部長 比 嘉 俊 昭 君
 観光商工部長 勝 目 和 夫 君
 土木建築部長 仲 田 文 昭 君
 企 業 局 長 宮 城 嗣 三 君
 病院事業局長 伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者 米 蔵 博 美 さん
 知 事 公 室 監 饒 平 名 知 成 君
 秘書広報統括監 新 垣 郁 男 君
 総 務 部 監 安次嶺 馨 君
 財政統括監 金 武 正八郎 君
 教育委員会委員 幸 喜 徳 子 さん
 教 育 長 黒 木 慶 英 君
 公安委員会委員 平 良 宗 秀 君
 警察本部長 岩 井 健 一 君
 労働委員会会長 又 吉 春 三 君
 警 務 局 長
 人事委員会会長
 人事務局長
 代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 龍 野 博 基 君
 次 長 新 城 博 君
 参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
 副 参 事 兼 補 佐 平 田 善 則 君

主 査 佐久田 隆 君
 主 査 仲宗根 章 君
 主 査 大 城 佳 美 さん
 主 査 金 城 悦 子 さん

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた教育委員会委員長比嘉梨香さんは、別用務のため本日及び7月1日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に教育委員会委員安次嶺馨君、7月1日の会議に同委員会委員中野吉三郎君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、乙第1号議案及び乙第4号議案から乙第16号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん おはようございます。

日本共産党の玉城ノブ子です。

一般質問を行います。

1、米軍基地問題について。

(1)、菅首相は、日米合意を引き継ぎ、普天間基地の県内移設を推進し、実行することを表明いたしました。名護市辺野古への県内移設の日米合意を県民の頭越しに交わしたことに県民の怒りは頂点に達しています。日米合意では、沖縄の負担軽減に尽力する、鹿児島県徳之島と日米全土に米軍の訓練を分散するとしていますが、負担軽減にはならず基地被害を全国に拡大するだけであることは、嘉手納基地の被害の実態を見ても明らかです。

日米合意直後に行われた県内の世論調査でも普天間基地の県内移設反対84%、無条件撤去が38%、国外移設と合わせると74%になっています。米海兵隊の沖縄配備は必要ないが71%、安保条約を平和友好条約に改めるべきが55%、破棄すべき14%で計69%になっています。県民の意思に逆らう県内移設では解決できません。普天間基地問題の解決の道は、移設条件なしの無条件撤去でしかないということは明らかであります。県民の総意を踏みにじる日米合意の撤回を求めるべきではありませんか。知事の見解を求めます。

(2)、民主党菅政権は、海兵隊は平和を守る抑止力だとして日米合意を押しつけております。沖縄の海兵隊は、米軍の戦争で、殴り込みを任務とする部隊です。イラク戦争やアフガニスタン戦争に出撃し、ファルージャでも女性や子供を含む住民を虐殺し、世界じゅうから非難の声を受けた戦争の部隊です。抑止力の名で押しつけることは許されません。海兵隊の普天間基地は、即時無条件撤去すべきであります。知事の御所見を伺います。

(3)、沖縄の負担軽減と言って本土への訓練移転を拡大するとしています。しかし、全く負担軽減につながっておりません。さらに、大量の外来機が飛来して訓練を行っているからであります。沖縄の負担は減らず、本土の負担はふえる、これがどうして負担軽減でしょうか。2006年の日米合意で負担軽減として嘉手納基地の訓練移転をしましたが、それ以上に世界各地から米軍機がやってきて基地被害が増加しています。その実態について伺います。

(4)、去る12日、F18戦闘攻撃機が、殺傷能力が高く、残虐兵器として世界的に禁止されつつあるクラスター弾1発を装備して離陸するのが確認され、沖縄近海の射爆場で投下した可能性が高いと言われております。久米島漁港からも嘉手納基地周辺自治体からも大

変恐ろしいと不安の声が上がっています。その実態を明らかにさせるとともに、訓練中止を求めるべきではありませんか。

(5)、沖縄に大量の外来機が飛来して頻繁に訓練が行われているのは、訓練のための広大な空域・海域があるからであります。久米島町長は、返還のめどが示されなければ契約更新を拒否する考えを示しております。鳥島、久米島射爆撃場訓練空域・水域の無条件全面返還を改めて要求していくべきであります。知事の御所見を伺います。

2、口蹄疫対策について。

口蹄疫の被害農家及びすべての関係者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。

4月20日に宮崎県で10年ぶりに口蹄疫の疑似家畜が発見されて、処分対象が32万頭以上になると言われております。沖縄県内の家畜市場は、ウイルスの感染を考慮して閉鎖していますが、家畜農家は沖縄にウイルスが上陸したら、家畜農家が壊滅的打撃を受ける、競争中止によりえさ代がかさみ、生活ができない。廃業になるのではと悲痛な声が上がっています。ウイルスを上陸させない水際の防止策と、家畜経営を守るための支援が求められております。

以上、申し上げて質問いたします。

(1)、沖縄へのウイルス侵入を阻止するための万全な防疫対策を実施することについて。

(2)、畜産農家は多額の借金を抱え、飼料高騰の中、販売価格の下落で経営はぎりぎりの状況に置かれています。競争中止による畜産農家損失の全額補償を行い、経営支援対策を実施することについて伺います。

(3)、畜産農家の実態調査を実施し、具体的対策を図ること。

(4)、宮崎県の口蹄疫が拡大した原因の一つとして、初動のおくれが指摘されております。県内でウイルスが侵入したときに、初動で封じ込めるためのマニュアルを策定し、必要な人的資源や機材の投入、土地確保等万全の対策を確保することについて伺います。

3、国保制度について。

高過ぎる国保税を納めることができずに資格証明書あるいは短期証しか発行してもらえない、その短期保険証も更新できずに無保険状態になっても受診を控えて死に至る事件も起きております。全日本民医連が2008年に行った調査で、16都道府県の報告で31人いたことを明らかにしています。社会保障及び国民保険の向上を目的とし、住民に医療を保障するための制度である国民健康保険制度が逆に社会的弱者を医療から排除しています。こんな事態は一刻も放置はできません。

ん。

そこで伺います。

(1)、保険料の滞納実態、短期保険証、資格証明書の発行件数について伺います。

(2)、18歳以下、中学生以下の子供のいる世帯、65歳以上の世帯の短期保険証の発行件数。

(3)、国保法の一部改正が実現し、中学生以下の子供には無条件で6カ月の短期保険証を発行することになりました。7月1日からは18歳以下の子供にも無条件で短期保険証の発行が義務づけられております。しかし実態は、保険証の窓口とめ置きによって中学生以下の子供たちのところに保険証が届いていないことが明らかになっております。同時に、子供以外の被保険者の短期保険証の相当数が窓口にとめ置きされております。保険証の窓口とめ置きの件数、中学生以下、18歳以下のそれぞれの子供たちの保険証の窓口とめ置きの件数について伺います。早急に実態調査を実施し、法の趣旨に基づいて一刻も早く中学生以下、18歳以下の子供たちすべてに保険証が届くようにすべきであります。御所見を伺います。

(4)、国保手帳がなくて医療機関を受診したときに、医療費を払えない人には短期保険証を交付するとの閣議決定がなされておりますが、各市町村の対応について伺います。

ア、国保法第44条の一部負担金減免実施のために、各市町村での条例、要綱、規則の制定を促進する必要があります。その実態と制定促進について伺います。

イ、窓口の減額申請者を世帯主に限定せずに世帯全員に拡大すること、申請要件を緩和し、減免を受けやすくすることについて伺います。

ウ、医療機関への制度の周知を初め、住民が活用しやすいよう広報活動を周知徹底すること。

エ、国の負担金をもとの45%に戻し、国保税の引き下げを実施すること。

オ、県独自の支援を実施することについて伺います。

4、糸満市の産業廃棄物処理施設について。

糸満市真栄里地域の産業廃棄物処理施設に地域住民から、頻繁に異臭がする、気分が悪くなった、めまいがする、夜中に爆発音がする、煙が出る等のたび重なる苦情が出て、潮崎町や真栄里団地周辺の生活環境を悪化させており、真栄里団地自治会、真栄里自治会から産業廃棄物施設の撤去を求める陳情が提出されております。この事業所は、2回にわたり業務停止命令を受けておりますが、地域住民から改善の兆しが見られないとの訴えがあります。

(1)、県はこれまでどのような指導・改善を行ってきたのか伺います。

(2)、この事業所は、2回、70日間の業務停止命令を受けているが、自治会や住民から、全く改善の見通しがない、90日間の取り消しにすべきだとの怒りの声が上がっております。取り消しにできなかったのはなぜでしょうか。

(3)、また周辺は畑と海に面しています。土壌汚染や海水汚染も懸念されております。この事業所は、医療系ごみの熱処理を行っておりますが、異臭がする、めまいがするとの症状は、医療ごみの不完全な処理による有毒ガスの排出が懸念され、地域住民を不安に陥れております。実態調査を行い、市民に明らかにすることとともに、その対策について伺います。

5、豊かな海づくり大会開催について。

糸満市は、漁業の町、ウミンチュの町として長い歴史を誇り、本県水産業の先導的役割を果たしてきました。しかし、水産業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。このような中で、水産資源の維持拡大を図り、環境を守り、「つくり育てる漁業」の発展と、水産業の振興を図ることを目指して、「全国豊かな海づくり大会」を沖縄県復帰40周年記念事業として位置づけ、糸満市での開催を要望しております。知事の御所見を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

玉城ノブ子議員の御質問に答弁いたします。

第1に、米軍基地問題に係る御質問の中で、日米合意の撤回及び普天間飛行場の即時無条件撤去についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。恐縮ですが、1の(1)と(2)が関連いたしておりますので一括してお答えさせていただきます。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県といたしましては、地元の詳細を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そしてどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。

次に、米軍基地問題に係る御質問の中で、鳥島、久米島射爆撃場訓練空域、そして水域の返還についての

御質問にお答えいたします。

鳥島及び久米島射爆撃場の返還並びにホテル・ホテル訓練区域の一部解除につきましては、県民の生活と安全を確保するとともに、漁業の振興や県土の保全を図る観点から、引き続き久米島町、そして漁業関係団体、軍転協とも連携しながら、あらゆる機会を通じて求めていきたいと考えているところでございます。

次に、口蹄疫対策に係る御質問の中で、万全な口蹄疫の侵入防止対策についての御質問にお答えいたします。

沖縄県内の口蹄疫侵入防止対策といたしましては、第1に、県外からの家畜導入の自粛、第2に、農場への立入制限、消毒の徹底、第3に、空港・港湾での靴底消毒や車両タイヤの消毒などを実施いたしております。また、畜産農家に対しましては、畜舎の消毒や異常家畜の早期通報などにつきまして徹底いたしております。さらに、沖縄県口蹄疫防疫対策本部や現地対策本部を設置し、関係機関や団体等と連携をして、口蹄疫侵入防止に係る危機管理体制を強化いたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題につきまして、外来機による基地被害の実態、原因につきましてお答えをいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機の一時配備などにより、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県としましては、これまであらゆる機会をとらえ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し強く要請してきており、引き続き、軍転協や渉外知事会等と連携しながら粘り強く取り組んでまいります。

次に、クラスター弾についての御質問にお答えいたします。

クラスター弾の使用につきましては、県の照会に対し米軍は、「運用上の理由から、詳細については答えられない」と回答しております。

県としましては、世界的な使用禁止の流れの中で、我が国もいわゆる「クラスター弾に関する条約」を批准していることから、米軍によるクラスター弾の使用

はやめるべきであると考えております。

県としましては、クラスター弾の使用に関しては事実の確認ができていないことから、現在米軍に対し、演習・訓練内容の公表を求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 口蹄疫対策についての中で、競り中止に伴う畜産農家への損失の補償と経営安定対策について一括してお答えいたします。

畜産農家は、飼料高騰や畜産物の価格低迷の中、宮崎県の口蹄疫の発生に伴い競りが中止となり、厳しい経営状況にあります。

県としては、このようなことから、家畜保健衛生所等に口蹄疫に関する相談窓口を設置し、農家からの営農相談に対応しているところであります。また、口蹄疫に係る農家などに対する支援としては、家畜の飼料代の補助、生活資金または運転資金の利子助成などに対し、約1億1000万円を予備費で対応しております。

さらに、6月補正予算としては家畜の飼料代の補助、生活資金または運転資金の利子助成、出荷遅延による肉用牛の価格差補てん、新たな輸送ルートの確保のための貨物船コンテナ輸送料の補助などで約8億3600万円を計上し、予備費、補正を合わせまして総額約9億4600万円の支援を考えております。

また、万全な防疫対策に加え、滞留家畜の飼料代助成、出荷遅延による販売価格差の補てん、出荷子牛の月齢等の要件緩和などの農家支援等について、去る6月17日に市町村、JAと連携し、国へ強く要請しているところであります。

同じく口蹄疫侵入に伴う初動防疫対策についてお答えいたします。

本県では、口蹄疫が発生した場合に、発生農場での防疫措置を速やかに完了するため、「沖縄県口蹄疫初動防疫マニュアル」を策定しております。

マニュアルでは、異常家畜の発見から病性決定までの措置、発生農場での殺処分や埋却等の防疫措置、防疫従事者の防疫体制、消毒ポイントの設置等に関する行動や処理手順、関連機材の調達等について定めております。また、口蹄疫の初動防疫に必要な要員の編制や消毒機材等を確保するとともに、埋却地の確保については、県有地の未利用地等について関係機関と連携して取り組んでいるところであります。

次に、豊かな海づくり大会開催の中で、全国豊かな海づくり大会の開催についてお答えいたします。

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の維持培養と海の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、水産業に対する認識を深めることを目的として開催される国民的行事であります。

大会は、大会推進委員会及び開催県の共催で行うことになりますが、式典及び警備などで多くの費用が想定されます。また、開催に当たっては、関係市町村及び関係団体との費用分担割合、開催準備、実施体制など多方面からの検討が必要であります。

県といたしましては、これらの課題の検討を踏まえ、関係市町村、関係団体等と連携し、全国豊かな海づくり大会の開催について検討する必要があると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 国保制度についての御質問の中の、保険料の滞納実態、短期保険証、資格証明書の発行件数とその役割及び年齢構成による短期保険証の発行件数について一括してお答えします。

平成21年6月1日現在における県内市町村国保の滞納世帯は5万335世帯、短期被保険者証の交付世帯は2万5650世帯、被保険者資格証明書の交付世帯は238世帯となっております。

短期被保険者証は、保険料を滞納している世帯主に一般の1年証よりも有効期限の短い保険証を交付するものであり、被保険者資格証明書は、災害その他特別な事情がある場合または公費負担医療の対象者を除き、1年間保険料を滞納している世帯主に交付するものであります。

両証とも国民健康保険制度の維持運営に必要な保険料について、納付相談等の機会をふやす観点から設けられた制度であり、市町村は世帯の生活実態等を把握の上、交付することとなっております。

なお、短期被保険者証につきましては、年齢構成による発行状況は把握しておりません。

次に、保険証の未到達件数、子供たちへの保険証の交付についてお答えします。

国民健康保険制度は、被保険者間の負担の公平を図る観点から、特別な事情がなく保険料を滞納している被保険者に対して、被保険者証の返還及び資格証明書の交付を義務づけております。しかしながら、平成21年4月に国民健康保険法の改正が行われ、資格証明書世帯に属する中学生以下の子供には短期被保険者証が交付されることとなり、県内市町村国保は、平成22年5月末現在、資格証明書22世帯に属する中学生以下の

子供50人に短期被保険者証を交付しております。当該短期被保険者証の交付は、基本的に資格証明書の交付が前提とされていることから、世帯主が窓口を訪れず世帯の状況の把握ができない場合には対応することが困難であります。

県としましては、市町村に対して、対象世帯の生活実態等の把握に努め、適切に対処するよう、今後とも助言してまいりたいと考えております。

なお、被保険者証の未到達件数については、市町村より平成22年5月末現在で2万540件、このうち15歳以下の子供は3959人、18歳以下は5031人との報告を受けております。

次に、医療費の一時払いが困難な場合の短期被保険者証の交付に係る市町村の対応についてお答えします。

国においては、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあるのかを把握し、判断するよう示しております。

県では、市町村にこの旨通知しており、市町村においてはこの方針に基づき適切に対応しているものと考えております。

次に、一部負担金減免要綱等の制定状況と制定促進、減額申請者の拡大と申請要件の緩和及び制度の周知について一括してお答えいたします。

一部負担金減免の要綱等は24市町村で策定されており、平成21年度の実績は34件、410万4000円となっております。一部負担金の減免申請者及び要件につきましては、市町村の要綱等に定められており、要綱等の策定も含め、その取り扱いについては、保険者である市町村が判断するものと考えております。同制度につきましても、市町村の広報誌等において周知が図られているところであります。

次に、国負担金を45%に戻し、国保税の引き下げを要求すること及び県独自の支援についての御質問に一括してお答えをいたします。

国民健康保険制度における公費負担については、平成17年度より新たに都道府県調整交付金が設けられ、国・県合わせて50%の負担割合となっております。また、国保料には、低所得者に対する軽減措置が設けられており、県内の平成21年度実績では全世帯の60%に対し55億5581万円の軽減が図られており、そのうち県は48億5065万3000円を負担しております。

国民健康保険制度は、制度に基づく国・県の公費負担及び被保険者の保険料等を財源として、保険者である市町村の責任により運営されるものであります。したがって、県独自の支援を行うことは困難である

と考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 糸満市の産業廃棄物処理施設に関連して、これまでの指導・改善の経緯についてお答えいたします。

当該事業者は、平成18年6月に産業廃棄物処分業の許可を取得しておりますが、悪臭などの苦情があったことから、これまで南部保健所が立入調査を行い、施設の改善、廃棄物の不適正保管等について指導してきております。しかしながら、改善が見られなかったことから、平成20年5月に熱分解施設等の改善命令、同6月に30日間の事業停止を命じております。さらに、本年3月には焼却施設のふぐあいによる悪臭が発生したことなどから、焼却施設等の改善命令を発し、4月1日から6月9日までの70日間の事業停止を命じております。

県としては、今後とも当該事業場の監視を強化していきたいと考えております。

次に、取り消しについてお答えいたします。

産業廃棄物の不適正処理事案については、産業廃棄物処理法及び沖縄県産業廃棄物行政処分取扱要領に基づき、行政処分を行っております。本年2月に判明した違反行為については、40日間の事業停止処分となりますが、同事業者は過去に30日間の事業停止処分を受けているため、沖縄県産業廃棄物行政処分取扱要領に基づき停止日数を合算し、70日間の事業停止処分としております。

県としては、今後とも法及び要領に基づき厳正に対応していきたいと考えております。

同じく施設周辺の実態調査と対策についてお答えいたします。

県としましては、事業者に対し改善命令を発出し、確実に履行されるよう監視・指導しているところであります。

施設周辺の実態調査については、事業者が行う発生源対策や環境の実態把握などを踏まえ、調査の実施や対応について検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 再質問を行います。

米軍基地問題ですけれども、普天間基地を抱える宜野湾市の伊波市長は、新政権発足直後の昨年10月7日、普天間飛行場問題の早期解決を要請しておりますけれども、その要請文では、日米両政府による1996年

のSACO合意や2006年の在日米軍再編協議の合意で普天間基地の全面返還が決まったものの、県内移設が条件とされたために普天間基地の危険性が放置されてきたと指摘しています。1996年の返還合意時に年2万回であった飛行回数は2003年には3万回と激増し、深夜11時までの飛行やF18戦闘機の頻繁な飛行が始まり、ますます騒音がひどくなり、墜落の危険性が放置されており、市民の生命財産がこれ以上米軍基地に起因した危険にさらされることは許されるものではないと訴えております。普天間基地をどこに移してもその危険性や周辺住民の苦しみは同じであります。マスコミの世論調査でも宜野湾市では76%が無条件撤去を訴えております。普天間問題は移設条件つき解決ではできない、民主党政権の日米合意でも明白です。無条件返還で米軍と本腰を入れた交渉を行うよう政府に強く要求すべきであります。知事の御所見を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 玉城議員の今おっしゃったことは、無条件返還を政府に言いなさいとこういう御質問だったと思うんですが、確かに今、県内も難しい、県外も難しい。いろんな話になってきますと無条件にそのまま返還するか、クローズセよという年来の御主張というのは、それは一つの考えとしてはあり得ないことではないと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 鳥島射爆撃場の問題ですけれども、今度の日米合意の中に鳥島射爆撃場の返還が入っておりません。これはアメリカ側がこれにかわる移設先を要求しているからであります。政府は、移設先を確保してからでないと返還要求もできないということになっているからであります。返還を求めたらかわりの基地を提供する、こんなことでは基地を撤去させることはできません。移設先探しでは、基地を撤去させることはできないということでもあります。これは普天間基地を見ても明白であります。知事は政府に移設先探しをするのではなくて、アメリカに鳥島射爆撃場、訓練空域・水域は無条件で返還せよということを要求すべきであります。知事の所見を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） お答えいたします。

射爆撃場につきましては、まだ交渉中というふうに関心を持って、私も是非公式に聞いているところであります、こ

れは移設条件つきとか何とかというのは無論私どもは申しておりません。射爆撃場、特に久米島周辺の射爆撃場は返してもらいたいということだけを政府に強く言っているところです。

それから訓練水域につきましては、特にホテル・ホテルを中心に漁業との兼ね合いもありますから、これは返してもらいたい。または一部でもいいから戻してもらいたいというようなことを主張しているわけでして、これは今度の日米合意の中身は、まだ我々はきちっとこれは説明を受けていないので何ですが、そういう方向で検討しているということの表現があることは我々も注目をしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 鳥島射爆撃場については、訓練空域・水域の一部の返還だけではこれだけではどうしようもないというのが漁民の皆さん方の訴えなんですよ。だから、鳥島射爆撃場、久米島射爆撃場、訓練空域・水域全域を返還すべきだということを要求しているわけですよ。しかも、今アメリカ側がかわりの訓練をするところがないと返還はできないということを言って条件をつけているわけですよ。こういう条件つきでは、今まで基地が撤去できないということはこれはもう明らかであるわけです。ですから、鳥島射爆撃場、久米島射爆撃場、訓練空域・水域については、無条件で全面撤去せよということを再度やはり強く要求していくべきだというふうに考えますよ。どうですか、知事。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 気持ちは同じですけれども、我々が今その地域の市町村と相談をして一緒になって行動しておりますが、久米島射爆撃場、そして漁業との関連ではホテル・ホテルをとりあえず目標に置いてその一部返還を求めているところです。ですが、全面返還というところまではまだ意見がまとまっておりません。ですから、主張はしておりません。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 鳥島射爆撃場の無条件返還ということについては、知事はこれまで政府に対してこの返還を求めていくということをこの本会議場で何度も答弁しておりますよね。この答弁は先ほどの答弁もそうでしたけれども、いやその答弁はそのとおりだということではないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議員の御主張は御主張として承っておきますが、私どもは鳥島射爆撃場は何も我々が条件つきを言っているわけじゃないんで、それは返してもらいたい。久米島射爆撃場も返してもらいたい。後は政府間でどういう議論があるかは詳しく聞いておりません。私どもが何か条件をつけて返してくださいと言っているわけではありませんよ。これは全面的に返してもらいたいと主張しているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん これは鳥島射爆撃場訓練水域・空域については、全面返還を引き続き知事として要求をしていただきたいということを訴えておきます。

クラスター弾についてなんですけれども、このクラスター弾がどんなに残虐な恐ろしい兵器であるかということを知事、御存じですか。要するに、この親爆弾が空中で爆発すると、数個から数千個の子爆弾がばらまかれてその被害は広範な範囲に及ぶわけです。しかも、このやわらかい畑に落ちると、不発弾になって残ってしまう。イラクやアフガニスタンで、残ったこの不発弾が爆発して多くの子供たちが犠牲になっているんです。それほど非人道的な残虐兵器であるわけなんですよ。今世界的にもそれを使用禁止にしようというのが世界の流れになっているんです。沖縄でこのクラスター弾がもし暴発したり、海や畑に落下することになると、それこそ大惨事になるということになるんですよ。知事、その実態を明らかにせよということで米側にもっと強くやはり迫るべきではありませんか。なぜこの訓練水域の訓練禁止を求めないんでしょうか。直ちに中止せよと、この訓練を中止せよということを米側に求めるべきではありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） お答えいたします。

今議員がおっしゃいましたように、クラスター弾の非人道性というものはこれは確かでございます、そのために国際的な世論によりましていわゆるクラスター弾禁止条約が締結されたという運びと認識しております。

ただ、今議員のおっしゃいました中止を求めるということに関しましては、先ほど御答弁申し上げましたが、県としましては米側がこの使用状況について具体的な説明をしていないところから、その確認を求めた

ところでございますが、その使用については確認されておられません。したがって、その訓練内容の公表を強く求めた次第でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん こんな弱い姿勢ではだめですよ、知事。こんな残虐兵器がこの沖縄の上空を飛び交っている。これが落下したり、爆発したりしたら、もう沖縄の受ける被害というのは本当に大変な事態になることは明らかなんです。なぜ、訓練の実態を明らかにしないのかということをもっと米側に強く要求すべきじゃないですか。知事として米側に対してもっと強い姿勢で臨むべきであるというふうに思いますよ。知事、どうなのでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは議員おっしゃるまでもなく、我々も強い姿勢で求めていると思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん もうこういう姿勢では本当に大変ですね、知事。

もう時間がありませんので、次、国保制度について質問いたします。

ある学校相談員の方から訴えがございました。実は、糸満で長い間学校を休んでいた子供の家庭を訪問したところ、5人の家族全員が風邪で寝込んでいたとのことでありました。この世帯は、短期保険証を更新できずに風邪を引いても病院での受診ができずに、家族全員が風邪で5人の子供たちが全部寝ていたということなんです。この相談員の方が短期保険証の更新で役所に行っても、保険料を納めてないということで更新できないと断られているわけなんです。

これは法の趣旨はそういうことではないと思いますけれども、これは中学生以下、18歳以下の子供たちについてはすべて保険証を交付すべきではありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 中学生以下の子供への国民健康保険証については、原則的には資格証明書の交付世帯ということでございまして、確かに議員のおっしゃる法の趣旨はやはり子供の成長とかそういう人権を守るための制度でございますので、我々としては市町村に対して未交付、窓口に来ない方についてはきめ細かくその状況を把握して、できるだけその把握に努めるようにということを助言しておりますので、そういう意味では今後とも市町村に対してこういう漏れのないような形で指導助言をしていきたいと

思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 厚生労働省から通達が来ているんですね。この通達を見ると、世帯主が当該保険証を受け取りに来ないなど接触がとれない場合はそのような状況を放置することは望ましくないものであることから、時間外や休日等も含め電話連絡を試みるとともに、必要に応じて家庭訪問を実施するなど各保険者の実情に応じて速やかに保険者証を交付できるようきめ細かな対応をすることになっているんです。こういうふうに各市町村に指導していくべきだというふうに思いますが、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 今、おっしゃるとおりの通達は承知しておりまして、当然市町村に対しても周知を図っております。窓口に来られない場合には、おっしゃるように電話とか訪問により可能な限り接触をして、その状況を確認するように指導しておりますが、今後とも引き続きそういう指導助言を強化していきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん おはようございます。

社民・護憲ネットの渡嘉敷喜代子です。

それでは質問いたします。

「美ら海・沖縄に基地はいらない!」と著名なアメリカ人国際政治学者チャルマーズ・ジョンソン氏が、5月6日付でロサンゼルス・タイムスに沖縄問題について投稿しております。

「もう一つの沖縄戦 ～数々の抗議行動にもかかわらず、米国は沖縄の新基地建設計画の実行を主張」と題して投稿された中から、一部抜粋して紹介したいと思います。

「米国は第二次大戦以来世界130ヶ国に700あまりの基地を作ってきたのだが、沖縄の基地ほど悲しい歴史を持つものはまれであろう。1945年、日本は敗戦国だったため当然どこにどのように基地が配置されるかについて何の発言権もなかった。」「沖縄は1879年に日本に併合されるまでは独立王国で、日本は今でも沖縄を、米国がプエルトリコを見るような目で捉えている。沖縄は太平洋戦争中の大規模な戦闘で荒廃しており、米国はただ欲しいままに土地を整地し、村人達の土地を没収したり、強制的にボリビアへ移住させたりしたのだ。」「昨年、鳩山由紀夫氏が日本の総理大臣となったが、彼の率いる民主党は普天間の返還と海兵隊員の沖縄からの完全な撤退を米国に求めるとい

う公約によって選挙に勝ったようなものであった。しかし鳩山首相は今年4日、沖縄を訪れ、県民に対し深く頭を下げて米国の要求を呑むように頼んだのだ。鳩山首相の態度は臆病で卑劣だと思うが、日本をこのような屈辱的な袋小路に追い込んだ米国政府の傲慢さの方が更に遺憾である。」。

以上がチャルマーズ・ジョンソン氏の投稿文の一部ですが、チャルマーズ・ジョンソン氏が指摘するように、日本政府对沖縄県民が基地問題で対峙している。このような状況を「もう一つの沖縄戦」として米国人の目に映っていることは的を射ているのではないのでしょうか。

さて、チャルマーズ・ジョンソン氏が言うように、「もう一つの沖縄戦」が起こっている真ただ中で、知事がどんな立場であるべきかが今問われています。そこで伺います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、4年前知事就任に当たり、特に基地問題の解決についてどのような心づもりがあったのか。振り返ってみて現在、県民の思いに対してどのような立場で対処していくのか、明確にすべきではありませんか。

(2)、菅首相は、日米合意を踏襲することを明言した。知事は、米軍再編を推進してきた立場上、辺野古海域やむなしとの立場なのか。また、日米合意に対する所見を伺います。

(3)、知事は、菅首相との面談で、県民が反対しているので厳しいと伝えたようだが、しかし、協議には応じると言う。面談後、知事は記者団に対して、政府と意見交換しながら方向を見つけていく。政府が責任を持ち解決するのが筋だ。ということは、協議内容によっては辺野古を受け入れるという思いなのか、お尋ねします。

(4)、菅首相は、日本の安全保障上、沖縄の海兵隊が抑止力となっているとして、辺野古回帰を正当化している。知事は、海兵隊の抑止力をどうとらえているのか。

(5)、国の防衛は国の専管事項です。しかし、沖縄に基地がつくられることは沖縄県の最重要課題です。県民が基地建設反対で苦しみ、もがいていることをしり目に、行政の長としての知事が政府の責任で進めることと傍観者であっていいのかどうか、お尋ねします。

2、基地問題について。

(1)、嘉手納飛行場、普天間飛行場の運用について。

ア、6月17日、軍特委で抗議した際、第18航空司令官ロナルド・L・バンクス大佐のコメントによると、訓練のスケジュールを組む権限を持つペンタゴンやハ

ワイの司令部に対して一度も日本政府から騒音被害についての申し入れがなかったということです。県は、嘉手納飛行場の運用改善をどんな手法で、どんなレベルで求めてきたのか。その効果はどうだったのかお尋ねします。

イ、日米合同委員会で合意された深夜・早朝の飛行制限を守れない原因がどこにあるとの認識か。嘉手納、普天間についてお尋ねします。バンクス大佐によると、早朝のフライは訓練ではなく、運用上必要だからやっているんだという答弁でした。

ウ、24時間運用の規定の存在をどう認識しているのか。

エ、嘉手納、普天間の一部訓練が移転されているが、2006年以降の移転訓練と外来機の飛来による沖縄での訓練の状況を伺います。

(2)、クラスター弾の実弾訓練について。

ア、これまで何度訓練され、およそ何個の実弾投下が行われたか、状況を把握しているのかお尋ねします。

イ、オスロ・クラスター弾条約の締約国である日本が、非締約国である米国に対してどのような義務を求めているか伺います。また、県は国に対し米国による訓練の中止を求めたかお尋ねします。

ウ、同条約によると、不発弾を10年以内に除去することが義務づけられているが、どこの国が除去するのかについてもお尋ねします。

3、教育行政について。

(1)、学校図書司書について。

ア、2月議会で知事は、「今よりはもっといい形の改良・改善の方針が出せるように努める」と、大変前向きな答弁がありました。現時点での改善及び検討の進捗状況を伺います。

イ、学校図書館教育の充実に向けてのビジョンや採用の見通しはどうかお尋ねします。

4、勤務管理システムの導入について伺います。

(1)、導入の目的は何か。

(2)、導入のメリットとデメリットについて。

(3)、管理者は職員の時間外勤務命令をどのような手続で行っているのか。

(4)、システムが正しく運用されているか。また、施行後、実施状況の調査をしたことがあるのか。その必要性はないのか。

(5)、システムのデータは今後どのように活用していくのか。その予定はあるか。

(6)、年代別による県職員の病気休職のうち、メンタル疾患に占める割合を伺います。過去5年においてで

す。

以上、質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡嘉敷喜代子議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、基地問題解決に係る4年前の心づもりと申しますか、知事就任に当たっての心づもりであるとか、県民の思いに対してどのような立場で対応していくのかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、「解決力おきなわ」を公約に掲げ、米軍基地の整理縮小、そして日米地位協定の抜本的見直し、基地から派生する事件・事故の根絶、そして普天間飛行場の移設問題の解決促進、跡地利用対策などの実現に向け、知事に就任して以来、全力で取り組んでまいりました。また、総理を初め各大臣との面談など、機会あるごとに米軍基地問題の解決を求めてまいりました。普天間飛行場移設問題につきましては、移設協議会やワーキングチーム会合などにおいて政府と意見交換を重ねてきたところでありますが、昨年9月の新政権発足後は、これらの協議会等は開催されておられません。

県政の最重要課題の一つであります基地問題につきましては、今なお多くの課題が残されており、一朝一夕に解決できるものではございませんが、引き続きあらゆる機会を通じ、公約の実現に向け、日米両政府に対して県民の目に見える形での米軍基地の整理縮小や、基地問題の解決を粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の移設と日米合意についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県としましては、地元の了解を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県としましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そしてどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、政府との協議についての御質問にお答えいたします。

県としましては、地元の了解を経ずに移設案が決定

されたことについて、まことに遺憾であると考えており、菅総理との面談におきましても、このような県の考えを申し上げますとともに、日米合意に至った経緯等の説明を行うよう申し入れたところでございます。

いずれにしましても、この問題の解決に当たっては、政府は頭越しではなく、地元の理解、協力を得なければならないことは当然のことであり、丁寧かつ十分な説明を行うよう強く求めていきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、基地問題に対する行政の長としての対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

この問題の原点であります普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、あらゆる可能性を追求し、行政の責任者として政府に要請するなど問題解決に全力を尽くすことが私の務めであると考えており、傍観者の立場に立ったことはございません。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての中で、海兵隊の抑止力についての御質問にお答えいたします。

政府は、国会答弁において、「抑止力とは、侵略を行えば耐え難い損害を被ることを明白に認識させることにより、侵略を思いとどまらせるという機能を果たすものである」、また、「沖縄に駐留するアメリカ合衆国の海兵隊は、抑止力の重要な要素の一つとして機能していると認識している。」との見解を示しております。

抑止力につきましてはさまざまな意見があり、沖縄県としまして現在、研究を行っているところでございますが、県といたしましては、抑止力の議論にかかわらず、過重な基地負担の軽減やさまざまな事件・事故の防止など、米軍基地問題の解決促進が日米両政府において着実に進められることが重要であると考えております。

次に、基地問題につきまして、嘉手納飛行場の運用改善についての御質問にお答えいたします。

県は、これまで騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、機会あるごとに日米両政府に対し強く要請してきております。特に、政府に対しましては、総理及び関係閣僚等が来県のたびに要請を行っております。また、昨年は2度にわたり知事が訪米し、米国政府等に対し直接要請を行いました。しかし、最

近の嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機の一時的配備などにより、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えない状況にあると考えております。

県といたしましては、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等による基地負担の軽減を粘り強く求めていると考えております。

次に、同じく基地問題につきまして、飛行制限を守れない原因につきましてお答えをいたします。

日米両政府で合意されました嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置では、「午後10時から午前6時までの間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限される。」とされており、米軍は、深夜・早朝の飛行については、運用上必要な最小限のものに制限しているとしております。しかしながら、県としましては、嘉手納飛行場及び普天間飛行場の周辺地域におきまして依然として深夜・早朝に騒音が発生し、周辺住民へ影響を与えており、騒音防止効果が明確にあらわれていない状況にあると考えております。

県としましては、米軍を初め日米両政府におきまして、航空機騒音規制措置の厳格な運用により、騒音の軽減を図るべきであると考えております。

次に、24時間運用の規定についての御質問にお答えいたします。

米軍施設の運用時間につきまして、政府は、照屋寛徳衆議院議員の質問主意書に対し、普天間飛行場が平日午後11時まで、嘉手納飛行場が24時間運用できることについて、日米合同委員会を含め、日米両政府間で合意した事実はなく、嘉手納飛行場及び普天間飛行場に係る米軍の運用については、日米地位協定及び航空機騒音規制措置に基づき適切に行われていると認識していると答弁しております。

また、政府は、社団法人日本航空機操縦士協会発行の運航マニュアルに記載されている米軍施設の運用時間が、具体的に何を意味しており、また、いかなる情報に基づくものであるか等について承知していないと答弁しております。

県としましては、日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用により航空機騒音の軽減を図るよう引き続き求めていく考えでございます。

次に、一部訓練移転と外来機の飛来による訓練の状況についての御質問にお答えいたします。

米軍再編に伴う一部訓練の移転につきましては、防衛省によれば、平成19年3月からことし5月末までの嘉手納飛行場からの訓練移転は10回実施されており、日数は延べ58日間、移転訓練を行ったF15戦闘機の機数は延べ46機となっております。

嘉手納飛行場への外来機の飛来状況については、米軍から公表された情報によれば、岩国、三沢、韓国オサン、グアム、アラスカ及び米本土の基地から多数飛来しております。また、訓練の詳細については、その内容が公表されないことから、把握しておりません。

次に、クラスター弾の訓練状況及び政府の対応について一括してお答えいたします。

クラスター弾の使用につきまして、県の照会に対し米軍は、「運用上の理由から、詳細については答えられない」と回答しており、その状況については把握しておりません。

また、外務省は、米国はクラスター弾に関する条約を締結しておらず、条約上の義務は課されない。我が国も米軍による使用等を禁止する義務を負っていないとの見解を示しております。

県としましては、クラスター弾の使用に関しては事実の確認ができていないことから、現在、演習・訓練内容の公表を求めているところであり、訓練中止は求めておりません。

次に、同じくクラスター弾関連で、条約により不発弾除去を義務づけられる国についての御質問にお答えいたします。

いわゆるクラスター弾禁止条約では、遺棄されたクラスター弾及び不発弾の子弾などのいわゆるクラスター弾残存物が、条約の締約国である自国の管轄または管理のもとにある地域に存在する場合には、できる限り速やかに除去及び廃棄を完了することを締約国に義務づけております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、学校司書の改善状況と学校図書館教育のビジョンについて一括してお答えいたします。

学校図書館は、学習活動を支援する学習情報センターとしての機能とともに、読書活動や読書指導の場であり、創造力を培い豊かな心をはぐくむ読書センターとしての機能を果たすものであると考えております。

各学校においては、この機能を果たすため、学校司書と学校図書館の専門的職務を担当する司書教諭との

連携や、校務分掌で教職員を複数配置することにより、組織的・計画的に図書館業務の円滑な運営を図っているところであります。

これまでの改善等につきましては、臨任職員は司書資格等の有資格者を任用するとともに、昨年度よりすべての特別支援学校に学校司書を配置し、今年度は定時制高校に新たに1名増員し配置いたしました。

今後の学校司書の任用等につきましては、国の動向や他都道府県の取り組み状況等を踏まえ研究してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 勤務管理システムの導入に関する質問のうち、導入の目的についてお答えいたします。

勤務管理システムは、管理職員である所属長が職員の勤務状況を的確に把握し、業務の平準化など適正な勤務管理を推進するとともに、職員全体の意識改革を促すことにより、時間外勤務の縮減や過重労働の防止を図ることを目的に、今年度から知事部局において導入したところであります。

次に、導入によるメリット・デメリットについてお答えいたします。

システム導入により所属長が職員の勤務状況を的確に把握し、業務の平準化、見直し等により時間外勤務の縮減が図られることなどがメリットとして挙げられます。導入当初は操作方法のふなれ等によるトラブルがありましたが、現在は円滑に運用されており、デメリットは特にないものと考えております。

次に、時間外勤務命令の手続についてお答えいたします。

職員が時間外勤務を行う場合は、勤務管理システムにより、あらかじめ具体的な業務内容等を記入して申請し、所属長の承認を受けてから行うこととなっています。

次に、実施後の運用状況の調査についてお答えいたします。

所属長に対しては、時間外勤務の事前命令を徹底するとともに、職員の勤務状況を的確に把握し、システムを適正に運用するよう通知して周知を図っているところであります。システムが導入されてまだ間もないことから、運用状況等に関する調査は行っておりませんが、今後、必要に応じて所属長がシステムを有効に活用しているかどうか調査したいと考えております。

次に、システムで得られたデータの活用についてお

答えいたします。

システム導入により、職員の出退勤時刻や時間外勤務の実績、休暇取得状況等が把握できることから、データを活用して業務の平準化や見直しを図り、適正な勤務管理に努めてまいります。

次に、県職員の年代別の精神性疾患による病気休職者の割合についてお答えいたします。

知事部局における精神性疾患による休職者は、平成17年度の30人から平成21年度は43人となっており、増加傾向にあります。

年代別の割合を平成17年度と平成21年度で比較しますと、20代は16.7%から2.3%、30代は43.3%から58.1%、40代は20.0%から23.3%、50代は20.0%から16.3%となっており、30代の割合が増加している一方、20代の割合が減少しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 教育長、まだ研究段階にあるということには本当にかっかりしました。2月議会でも私は同じ質問をしているんですね。今、教育庁内でもどういうことをやっているのか、そのあたりも見えてこない。そのあたりの答弁ありませんけれども、現在、本務の数がどれだけいるのか。そして来年度の退職者数。そして来年度退職した人たちがまた今回も賃金で採用されるのか、そのあたりをお尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

本年度の本務職員、高等学校においては本務職員24名でございます。臨時的任用職員が14名、非常勤職員が23名、それから特別支援学校においては本務1名、臨時的任用7名、非常勤職員が5名となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 今回、行財政改革での本務職員が、今後、全員引き上げられ賃金だけが残ったときに、学校の図書教育がどういうことになるのかということも皆さんはそのあたり考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 学校においては、図書館業務の機能がしっかりと維持、そして円滑な運営ができるように、学校司書という方と、それから校務分掌で職員が複数配置されております。そして、中には臨任がいりした場合でも連携をとりながら円滑に運営ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 現在、賃金職員からその本務職員に対して仕事の手順から資料の購入、そういう等々までの問い合わせがあって仕事にもならないという状況になっているわけですよ。そして、今、県としては2月議会でもおっしゃっていましたが、本務がやめたときには賃金で補っていくという方針ですよ。そういう状況の中で、本務職員がいなくなったときに、こういう図書館教育が本当に成り立つのかどうかということなんです。教育長、どうお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 学校には平成15年から司書教諭という制度が位置づけられまして、12学級以上の学校にはもう全学校に配置されることになりました。これは専門職の方ですので、その人を中心に、そしてもう一つは、学校の中には校務分掌で何名かの先生方が図書館の係として配置されております。そういう方々と一緒に司書の方が連携をとって、お互いにスムーズな図書館運営ができるものと、そういう形でできるようにまたお互い連携をとりながらやっていただけるものと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 司書教諭は授業があります。そして職務分掌でそこに充てられた人だって授業があるわけですよ。図書館というのは常駐しなければならないんですよ、司書というのは。今、そういう状況にはないと、賃金労働者では。そういう状況にはあるけれども、機能していないのが現状なんです。ですから、プロの司書になる知識だけではなくて、司書の教諭を持っても最低5年以上の経験と努力が必要だと言われている中で、本当に賃金の人たちが1年で首を切られていく。あるいは2年で延長しても切られていく中で、本当に図書教育が成り立つのかどうかということなんです。これは2月議会でも議論しました。教育長は同じような答弁をなさっていますけれども、そういうことも今現在、図書教育が成り立っていないということはもう現実なんですね。

その中で教育長にお尋ねしたいのは、学校の図書教育のビジョンというのが本当にあるのかないのか。そうであるならば、司書の専門性を考えて本来の姿に、定数枠に入れていくというそういう考え方があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 学校図書館は、やはり学

習活動を支援する場であるし、そしてまた、想像力を培い豊かな心をはぐくむ読書指導の場であると認識をしております。

それで、司書教諭を中心に、そして校務分掌の中で担当する複数の職員と、そして学校司書とお互いに連携をとって、やはり図書館の運営ができるように図ってまいりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 知事にお尋ねします。

今、学校司書が県単で賄われているんですよ。そしてその本務職員が退職したときにはすべて賃金で補っていくと、今、行財政改革の中で総務部がそういう計画を立てております。その中で、知事にお尋ねしますが、鳥取県の片山前知事が教育を次のように位置づけております。

教育は人、なのに人にお金をかけない。これが日本の現状。これではとても知を大切にす国家とは言えない。それを変えていく必要があるということで、これまで鳥取県の高校の司書がすべて賃金だったんですね。早速それを2010年には100%正規職員に切りかえられております。

このようにして、やはり知事の政治力、それから政策力が物を言うかと思うんですね。そのあたりをどうお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 渡嘉敷議員のおっしゃっておられることは非常によく理解はできますが、やはり行財政改革の必要性というのもしっかりありまして、そういう中で今おっしゃった教育にどういうふう到我々は力を入れていくかということも改めて検討してみたいと思いますし、特に図書館司書の分野というのは私も大変大事な分野だと思いますし、今、このところがきちっとまだ認知されていないのか、今なお取り上げられていないのか、ちょっと私、まだ十分な知識を持っておりませんが、改めてきょうの御質問を受けて、今、事務職で変えていくというような方針に加え、司書さんの専門知識と教育的な効果も含めて、きちっと検討してまいりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 知事、2月議会でも今よりはいい形にしていきたいと言いながら、知事部局の中でもそういうことが全く検討されてない状況なのかどうか。

先ほど基地問題について知事がおっしゃったように、知事は基地問題を解決するために「解決力おきなわ」という思いでやってきたと言っておりますよね。そして30人学級にしても本当に6年生までやっていこうということがあと何カ月しか残っていない状況ですよ。そういうことで本当に教育にどれだけお金をかけていくのか、1年生、2年生の30人学級にしてもこれは国の予算でやっているわけですから、本当に県として、県の予算・財源でどうしていけばいいのかということを知事のそれも政治力だと思うんですよね。そのあたりをしっかりとやっていただきたいと思います。

そしてもう一つ、来年度からでも、少しだけでもいいですから、2名でも3名でもいいから本務を雇っていくというそういう思いはあるでしょうか。知事、御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の御質問にわかりましたと申し上げたいんですが、今、二、三人でもとおっしゃったんですが、もう一度検討する時間を下さい。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 来年度に向けてしっかりと本務職員を雇っていくという方向で考えていただきたいと思います。

それでは知事に基地問題についてお尋ねしますが、先ほど就任に当たってどういう姿勢で臨んできたかということに対して、「解決力おきなわ」というふうにしてやってきたという答弁ですけれども、本当に今、県民が一体となって基地反対を、県内移設反対をやっているわけですよね。そのことに対して本当に知事は寄り添ってきたんだろうかという思いがしてならないんですね。

そこでお尋ねしますけれども、日米合意の撤回についてですが、私の質問に対しても唐突に決定をされ、どのような経緯で辺野古に戻ってきたのか、合理的な説明をしてほしいということですが、それでは合理的などういう説明ならば知事は納得するということですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の御質問が答えにくい部分があるんですが、基本的にはまず説明を受けて……、受けてないものですから、やはり説明を受けないことには正確に中身がわからぬということですから、受けてからということなんです。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん どうしてどういうことかわからないような言葉を県民に対して発信するんですか。合理的な説明があれば納得するということであれば、その合理的というのは何なのかということを私は聞いているんですよ。

そこで、そういう経緯はともかくとして、現実には辺野古ということが出ているわけですよ。それに対して、じゃ、知事は本当に沖縄の皆さんに、県民に対して「解決力おきなわ」として立ち向かったとするならば、やはり県民に寄り添った形で、行政の長であればやっていくべきではないかという思いがしてならないんですが。よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まだやはり議員のおっしゃる知事の答弁がいかかという点がまだ私、理解できてないんですが、ただ、きちっと説明を受けて、それを踏まえて、これはノーと言うべきか、これは見直しと言うべきか、これは一体どういう経緯で県民に説明できる、説明になっているかは聞いた上で判断するしかないんじゃないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 日米合意の中に辺野古と明記しているわけですよね。その辺野古を受け入れるかどうかということなんです。それをどういう説明があれば知事は納得するんですか。いろいろ振興策も言われていますよね。ホテル・ホテルの一部を返還するとか、そういうものの振興策とのいろいろ話が出てくれば納得すると、辺野古でも構わないということなんです。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） どうも議員は、当然受け入れるものではないかということでの議論で私に質問をやっておられると思うんですが、基本的にはまず聞いた上で、そして辺野古、だって辺野古と全く逆の、180度違うことを、県外だと言った政権でしたから、それがまた県内、しかも辺野古だともへ戻ってきたというのは、一体これはどういう考えで、どういう経緯があったかというのは当然問いたさべきでしょう。それが納得いくか、いかぬかは聞いた上です。で

すから、これは聞いた上で拒否すべきか、前にどなたか議員の御質問に答弁しましたが、あとは追加するのか、訂正するのか、特にこれは辺野古の部分と、あとはやはり基地負担の部分が入っていますが、この基地負担の部分でホテル・ホテルから始まって地位協定の部分にかかわるようなものとか、いろいろいろいろ入っているんですが、これも含めてこの中身がどこまで検討され、どういう内容で、どういう方向で一体基地負担というものにこの政権は取り組もうとしているのか、取り組んできたのかも含めて全体を説明を受けてから、全体を踏まえて県の方角を決めたいと、こういうことです。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 先ほどから言っているように、やはりそういう振興策とかいろいろなホテル・ホテルとか、鳥島は入っていませんよね。そういう状況の中で判断をするという言い方は、それはとてもおかしいと思うんですよ。繰り返しますが、6月15日に菅首相に会ったときに、記者団に対して先ほども言いましたけれども、政府と意見交換しながら方向を見つけていくと。政府が責任を持って解決する筋だと、そういうことを答えました。そして首相は15日の夜、記者団に対して、沖縄との会話が始まったと、もうこれで落とせるということなんです。ですから知事は、説明を聞いてからと、説明を聞くこと自体がもう受け入れてもいいと、状況によって受け入れてもいいというふうにして受け取られているということなんです。どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） それは議員のお考えでしょう。基本的には協議が始まったというような表現もありましたが、ただし、これは全体の説明も何も受けていないので、我々自身として判断もできないので、だからそういうものを受けてからであって、何か判断もできないものを前提に正式な協議を始めるのをわかりましたなんて一言も言っていませんよ。ただし、政府と行政機関同士は絶えず意見は違っても意見交換のパイプと窓口はあけておきましょうという意味で意見交換は我々自身は何も閉ざしませんよという意味であって、何かこれを前提にした協議機関というものをつくることをオーケーしたなんてさらさらありませんから。（発言する者あり）

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○渡嘉敷喜代子さん 5月25日に福島大臣——まだ大臣でした——が来たときに、知事との面談の中で、ともに頑張らしましょうと何度も言ったけれども、知事は同意しませんでしたね。そのことで県民の納得いく形で解決してくださいと、そのことを何度も繰り返していました。私は、県民の納得いく形とはどういうことなんだろうかという思いがしました、そのとき。改めてお尋ねしますが、知事の言う県民の納得いく形とはどういうことですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 納得とはどういうことかと聞かれても、それぞれたくさんの人々のそれぞれのいろんなお考えがあります。そういう中で納得がいくやはり答えは納得がいく答えでしかないと思うんです。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 後ろのほうからわーわー言っている自民党の議員も、やはり県内移設反対なんですよ。これが県民の納得いく形なんですよ。だから、そのあたりでしっかりと知事はやっていただきたいと思います。

それから、2月議会で知事が、私が厳しいということとはどういうことなのかということに対してこんな答弁をしました。「行政実務上のある種の弾力性は残さないと、物事は答えは出ない」と言っております。ここで言う弾力性とは何のことでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時39分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） これは私の考えですが、行政実務と行政責任がある行政機関のまとめ役、長としては、絶対的にこれはノーであるとか、絶対的にイエスであるというようなオール・オア・ナッシング——これは表現として適当かどうか、ちょっともう一回厳密なところ必要なんですが——そういう態度で物事に対応するというのは極めて危険もある。そしていろんな御意見も沖縄の中にもある。いろんなのを踏まえると、現実には非常に厳しいとか難しいということはあるながらも、絶対的なたった1つの答え、判断しか持たないというのは、私ども行政実務上の現実、処理をする中では非常に危険になる可能性すらあると私は思っています。ですから、そういう意味ではぎりぎり

のところでも可能性というのは幾つかの方向に向かって持っておくべきだという意味も含んでおります。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん それではお尋ねしますが、名護市長、宜野湾市長の態度は反対ですよ。彼らにとってその実務上の違いというのは知事との違いはあるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 行政機関の責任者としての点ではほとんど違いはないと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん ほとんど違いがないその宜野湾市長や名護市長は、しっかりと辺野古反対と言っております。そのあたりもやはり知事も県民の気持ちに寄り添っていくことが大切かと思えます。

ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○渡嘉敷喜代子さん 知事公室長にお尋ねしますが、6月17日にバンクス大佐に抗議したときに、非締約国の米国が締約国の日本でクラスター弾の許可、訓練が許されるのかという私の質問に対して、当初は訓練内容は言えませんがと言いましたけれども、そのことに対して答えてきたのが、同盟国としての同盟の目的を守るため訓練しているということではっきり答えております。

そして同じ質問をケビン・ビショップ大佐に投げました。そうすると、訓練の内容は同盟を維持するために合意の中にクラスター弾が含まれていると。そして、これは本当にそうですかと私が念を押しましたら、しばらくたってそうだと答えていましたけれども、その後でしばらくして、確認しないとわからないという答弁でした。ですが、明らかにこれはもうクラスター弾を使用していると、合意の中に入っているかもしれないということで県としてそのあたりの確認をしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 引き続き訓練内容の公表というのを強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 早速、通告をしてありますので、一般質問を行いたいと思います。

最初に、普天間問題について伺いをします。

私は、正直言って去年の9月の政権交代で辺野古基地建設は完全に消えたと思っておりました。私だけではなくて、ひとしく多くの県民がそう信じたと思えます。

しかし、鳩山政権誕生後、耳を疑うような発言が次々と飛び出してきました。官房長官、各大臣から、嘉手納統合案、キャンプ・シュワブ陸上案、勝連沖、辺野古古い打ち方式等、沖縄への基地押しつけの発言でありました。鳩山首相は、それでも「私が決断する」と述べて、あたかもリーダーシップがあるかのように振る舞い、県民を信じ込ませようと躍起になっておりました。最後は、ついに5月28日、沖縄を頭越しに日米合意を優先をして辺野古に回帰させる共同声明を発表しました。県民の怒りはおさまるはずはありません。支持率低下の責任をとり辞職、菅直人政権へと引き継ぎを図りました。この菅直人政権も日米合意を踏襲し、辺野古移設に執念を燃やす態度であります。沖縄県民は、改めて対政府との辺野古基地建設をめぐる攻防を展開することになるだろうというふうに思います。

このような中におきまして、知事は傍観者であってはならないと思います。県民の立場に立ってみずからの意思を決め、沖縄の将来を切り開く施策を打ち出すべきだと思います。

では、次に具体的に知事の見解を伺います。

(1)、菅首相も日米合意を踏襲し、辺野古移設を明確にしております。鳩山前首相は、沖縄県民の頭越しに、しかも県民との約束を裏切り日米合意を優先をしました。この責任と罪は、菅直人新首相も同罪であります。知事の見解を伺います。

(2)、日米共同声明は、8月末までに代替施設の工法や具体的な位置について検討を終えるとしております。知事はこの時期をただ見守るのか。あるいは何らかのアクションを起こすのか伺いたいと思います。

(3)、埋立許可の権限を持つ知事が反対をしたら、政府はどのような手段に出てくると考えているか知事の見解を伺います。

(4)、知事はいまだに県民の声をかりて、辺野古移設は極めて厳しいと繰り返して述べるだけであります。自分の意思を明確にしていない。この知事の腹のうちは、県民だれもが読めずに懐疑的であると思えます。

鳩山首相は責任をとって辞職しながらも、その日米合意はしっかりと菅首相へと引き継いだたかさでありま
す。知事ももしかして辞職をして受け入れを容認して責任をとるつもりなのか、見解を伺いたいと思いま
す。

2、沖縄への核再持ち込みの秘密合意について伺いま
す。

沖縄返還時の1969年、日米首脳会談のさなか、1972
年沖縄の核抜き返還を合意しながら、有事の核再持ち
込みの裏合意である沖縄核密約が結ばれました。米国の
全面占領下にあった当時の沖縄は、1000発以上の核
が配備をされ、世界最大の核兵器基地と言われており
ました。沖縄返還後も国是の非核三原則に反し、核密
約を交わしていたことは、断じて許されることではあ
りません。知事の見解を求めます。

3、消費税10%引き上げについて伺います。

消費税問題が参議院選挙の争点に浮上しておりま
す。民主・自民両党が参議院マニフェスト（政権公
約）を発表し、両党とも消費税当面10%の引き上げを
うたっております。年収200万にも満たない非正規社
員も増大をしております。まずこの人々の生活が成り
立たなくなります。また、価格に転嫁できなくて倒産
する中小零細企業も出てくると思います。特に、沖縄
では県民所得は200万、全国との格差は70%近くあ
り、復帰以来、最下位の状態であります。財源の確保
は、大企業優遇の不公平税制の改正や特別会計の見直
しを図る中から私は始めるべきだと考えます。消費税
の引き上げには断固反対であります。知事の所見を伺
いたいと思います。

再質問は後ほどしたいと思います。よろしくお願いま
します。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 崎山議員の御質問に答弁さ
せていただきます。

まず第1に、普天間飛行場問題に係る御質問の中
で、普天間飛行場移設問題に関する鳩山前総理と菅総
理の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいた
します。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する
県民の声がますます高くなっている中で唐突に行われ
たものであり、県民の間に大きな失望を招いておりま
す。県といたしましては、地元の了解を経ずにこのよ
うな移設案が決定されましたことはまことに遺憾であ
り、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ま
せん。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真
剣に検討をしたのか、そしてどのような経緯で移設先
を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明
を行うべきであると考えております。

次に、同じく普天間基地問題に係る御質問の中で、
代替施設の検討に関する対応についてという御趣旨の
御質問にお答えいたします。

県といたしましては、地元の了解を経ずに移設案が
決定されたことについてまことに遺憾であると考えて
おり、菅総理との面談におきましてもこのような県の
考えを申し上げるとともに、日米合意に至った経緯等
の説明を行うよう申し入れたところであります。いず
れにいたしましても、この問題の解決に当たっては、
政府は頭越しではなく、地元の理解と協力を得なけれ
ばならないことは当然のことであり、丁寧かつ十分な
説明を行うよう強く申し入れているところでありま
す。

次に、普天間基地問題に関連して、普天間飛行場移
設問題に関するスタンスについてという御趣旨の御質
問にお答えいたします。

名護市長選挙や県議会の意見書議決、そして県民大
会など、昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえま
す。現時点におきましては、名護市辺野古への移設案
を受け入れることは極めて厳しいというのが私の考え
でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁
させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間基地問題につ
きまして、埋立許可に反対した場合の政府の対応につ
いての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきまして、今後の政府の
対応といたしましては、8月末までの専門家による代
替施設の位置、配置及び工法に関する検討、日米安全
保障協議委員会での合意等が行われるとされておいま
す。政府から知事に対して埋立承認願書が提出される
のは、これらの手続を経た後となっており、現時点に
おいて知事が埋立承認を行わなかった場合の政府の対
応について想定することは困難であります。

次に、有事の際の沖縄への核持ち込みにつきまして
との御質問にお答えいたします。

いわゆる有事の際の沖縄への核持ち込みに関する密
約につきましては、日米両政府が現時点で有効ではな
いと確認しており、県としましてはいかなる理由があ
るにせよ、沖縄への核持ち込みはあってはならないと

考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 消費税率引き上げについての質問にお答えいたします。

消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引に税を課するもので、他の税と比べ景気変動による影響を受けにくいことから、少子・高齢化がますます進展する中で安定的な歳入確保のため、その役割は重要と考えております。一方で、低所得者ほど重税感が増す逆進性の問題も指摘されているところであります。

現在、消費税につきましては、税制全般の見直しの一環として、引き上げの是非、引き上げの時期、低所得者層の負担軽減などさまざまな観点から国において議論されているところであり、県といたしましては今後の動向を見守っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますが、崎山嗣幸君の再質問は、時間の都合もありますので午後1時に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き崎山嗣幸君の再質問を行います。

崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では、再質問をします。

消費税の件でありますけれども、先ほど総務部長が消費税の逆進性の問題とか、低所得者が打撃を受ける話をされておりました。今後の動向を見守るということの答弁でありましたが、では知事にお伺いをしますけれども、先ほどの理由の中で、全国でも沖縄の県民所得が最下位であるという状況の中において、低所得者が打撃を受ける消費税、しっかり反対すべきではないかと私は言ったんですが、今、県としては動向を見守るということで答えていないんです。やっぱり全国の都道府県の中で真っ先に知事が、県民生活を守るという意味では消費税しっかり反対すべきということを私言うべきではないかと言っているんですが、知事は今参議院選挙の候補者の選対本部長をなされて、この方は消費税反対を言っているんですね。知事とこの方の政策は、本来は一致したほうが私はいいと思うんですが、やっぱり明確にすべきではないかと。今明確にできないのか。また、いずれ政府が10%引き上げを検討していることに関してその時期ではないと思って

いるのかどうか、それを明確にお願いしたいと思えます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時23分休憩

午後1時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の御質問で、消費税について、県民所得が低い沖縄でむしろ反対すべきじゃないかという御趣旨の御質問だと理解していいですか。

消費税議論につきましては、無論私ども知事会でもいろんな議論が各県ございまして、この一、二年相当な議論をしてきたりしております。そして、今の消費税のこの取り分が例えば国と地方自治体で4対1の議論とか、これを2.5対2.5にしろとか消費税をめぐる議論はいろいろあるんですが、この消費税率を上げるというような議論につきましては、今度の民主党政権のマニフェストといいますが、公約の中を見ても議論はきちっと尽くすべきではないかと私は思います。

ですから、今すぐ反対であるとか賛成であるとかということも、無論あり得るかとは思いますが、ただ消費税率については財政の問題もありますし、いろんな形でまず議論をしっかり踏まえたほうがいいのではないかというのが私の意見でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 知事は議論は否定しないということではありますが、でも私先ほどから言っていますように、県民所得が全国最下位である沖縄の米国における27年間の格差の問題とか含めて考えれば、今例えば年金とかあるいは医療とか介護とか子育て支援とかの改革等を具体的に示さないで、これを先行する形で低所得者に対する生活破壊をすることになって私は問題だと言っているわけですが、そういう議論をしていいですよということではなくて、沖縄の現実からするならば、知事はそういうことは把握しているわけですから、私はもう明確に反対すべきではないかということをお話をしました。知事は、議論は否定しないということでもありますから、これ以上は質問をしないこととします。

それから、この返還協定時における核密約の件であります。先ほど又吉公室長は、いかなる理由があっても沖縄への核持ち込みがあってはならないと。そして日米でこれはこの核密約は有効ではないということをお話したという話をしましたが、県が外務大臣に問い合わせをしてきた6月25日の岡田外務大臣から知事あ

ての回答の中におきましては、日本に寄港した米国艦船が核兵器を搭載していたか否かは確固たることを申し上げること困難としているということを私は文書で見ただすけれども、公室長はいかなることがあってもあってはならないということを言っていますが、岡田外務大臣は、これが核兵器を積んで日本に、ホワイト・ビーチに入ってきたかどうか否かについては困難であるということだと受けとめているんですが、そうするとホワイト・ビーチや日本に核兵器が持ち込まれていることに対するこの核密約の件に関しては、知事としては効力がないと、日米が言っているということに関しても、実態はこの核が持ち込まれたかについての実証はどうなんですか、知事、それは。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） お答えいたします。

今議員がおっしゃった岡田外務大臣の発言につきましては、そういう報道があることは承知しております。ただ、3月に出されましたいわゆる密約問題についての調査報告書によれば、この当該有事の際の沖縄への核持ち込みについての密約につきましては、有識者委員会は、外務省内ではこの文書は発見されなかったけれども佐藤元総理宅から合意議事録が発見されたと。長期的な効力については、引き継いだ節がないことから見て否定的に考えざるを得ないということで、いわゆる必ずしも密約は言えないといった形の結論が出ているわけでございます。

したがって、岡田外務大臣の発言にかかわらずこの密約につきましては、日米両国で実際に効果がなかったという結論が出ているということを岡田外務大臣は言ったんだと思いますが、いずれにしても我が国が非核三原則を堅持して持ち込ませないということにつきましては、これは過去においてもあるいは将来においても県としてはあってはならないという答弁をしたところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 これは先ほど公室長が、沖縄へのいかなることがあっても核持ち込みがあってはならないということを明確に言っているわけだから、私はこれはホワイト・ビーチに入ったり、日本に寄港することがあってはならないということを言っていると思うわけですね。このことに関して、言っている限りについて岡田外務大臣が搭載していたか否かはわからんと言っていることに関してを聞いているんですが、であるならば、返還協定時にこの秘密合意がされたことに対するこの核密約に対してはしっかり認めるか、あるいは廃棄をされたのか、無効としているのかについて

の見解を国にお伺いしたのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今の御質問の件につきましては、外務省に対して照会を行っております。6月15日付で文書が返ってきたわけですが、これにつきましては、我が国は非核三原則を堅持しておいて、沖縄への影響はないといった趣旨の説明を受けております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 だから国是が非核三原則を持ちながらもそういう核密約をして、こういうことをホワイト・ビーチや日本にあるいは核を積んで入ったのではないかという疑惑があるわけだから、そこはしっかりと非核三原則にのっとって核密約も否定をして、無効、効力もないということを廃棄すべきだということをやっぱり県としてしっかりしてもらいたいということをお私に要望を申し上げておきたいと思っています。

それから、この普天間基地問題についてでありますけれども、私の質問にほとんど答えてないような感じがしていますが、知事の答弁も一連の普天間基地から辺野古にかけての問題はずっと辺野古移設は極めて厳しいということを述べながら、しかし行政実務上はイエスもノーとも言えないということを言ってみたり、あと普天間の固定化の議論が起るとか、あるいは政府の合理的な説明を受けるとかということで十分わからないところがありますから、順を追って再質問をしていきたいと思っています。

1点目ではありますが、新しい菅直人首相の評価であります。6月25日の代表質問のときに知事の答弁では、菅首相の所信表明で沖縄の米軍基地負担軽減と危険性除去の取り組み、沖縄の経済発展のために全力を尽くすと言っているから、知事は基地問題の解決と経済発展のリーダーシップに期待するということを私は答えていることを聞いたんですが、菅首相は普天間基地を辺野古に移設することの日米合意を実行することということを明言をしているんですね。私は、これに知事は期待をしているのかということをお願いしたいのであります。いかがですか知事。そういうことを知事は発言をしています。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の議員の御質問の中で、

その共同声明の中での辺野古というのは大変厳しい。そして日米両政府のその共同発表の中身についてはきちっと問いただし説明を受けたいという私は言っているわけです。そしてその共同声明の中もいわゆる辺野古の話と、そして後は基地負担の軽減ということであることが書かれておりますし、さらにもととの再編の部分というのはそれは生きていて、それに補完的に今度の分が乗かかるとこういう形になっていますから、再編の部分で8000人のグアム移転であるとか、嘉手納より南の基地の返還というのはこれは我々是として当然基地の整理縮小につながるということで、前から私はこれは是としていますし、さらに今度の共同声明の中の後半部分の基地負担軽減の中には、地位協定につながる環境問題の話とか幾つか――これも正確にちょっと聞いてみないとわからないんですが――評価できるのではないかと思われる項目が幾つかないわけではありません。ただし、辺野古の部分についてはこれは極めて厳しいですよと私は申し上げているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 期待しているということは、知事は今言っている嘉手納以南の部分とか、パッケージということで知事は話された部分については菅首相に期待と評価をするということなんですか。今言われた理由は、それは評価するということなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと御質問の趣旨がよくわからないんですが、いずれにしても再編の部分というのはもともとありますよね。この中でグアムへの移転とかグアム協定書に載っている大体あの項目は、沖縄の基地の整理縮小につながるからこれはこれなりで是とする。そして今度の追加分の中で、基地の負担軽減と言っている中で、例えば環境関係について地位協定に絡みそうなものであるとか、二、三のものについては、例えばホテル・ホテルの一部返還であるとか、これもどこまで厳密かというのはちょっとわかりにくいところがあるんですが、こういうものについては評価できるものもあるかもしれないということで、ここはもうきちっと聞かなきゃわからんということで、ただし、普天間の辺野古への移設というこの部分については180度変わってしまって、一体どういう考えでこういうことになってきたのかも含め、だけどこれは現実には極めて厳しいですよということを申し上げているということです。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 知事は代表質問の答弁の中では、米

軍基地負担軽減と危険性除去を言っているから、これを私は期待するというのが私のメモにあるもんだから、知事はその辺はちゃんと整理して答えられたほうが私はいいと思っています。まあそれはいいでしょう。

それから、摩文仁のときのあの総理大臣の発言がよく取りざたされておりますが、言われたことはアジア・太平洋地域の平和と安定につながってお礼を表したいというのを菅総理大臣が言ったんですが、私は20数万の戦没者の眠る墓前で米軍基地への過重負担を強いるお礼を述べることはとんでもないと思ったんですが、また、横路衆議院議長は、過重な基地負担を沖縄差別だと述べて抑止力を否定をしたんです。両方違った意見を述べたんですが、知事もそのときにはいらしたんです。両者の発言違うんですが、どのように受けとめたのかについて私聞きたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 慰霊の日の菅総理の発言と横路さんのこの発言、正確に厳密には頭に今ありませんけれども、ただおっしゃるように菅総理の話の中で、沖縄にお礼を申し上げるというような趣旨の話というのは、全くぴんと来ないといえますか、文字どおりすんと胸に落ちない表現だなというのが実感でございます。そして、横路さんの話というのは、ある意味で県民の気持ちをかなり酌んだ表現、話に近かったのではないかという印象を持っております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 はい、わかりました。

次、行きます。

又吉公室長が25日の代表質問の答弁の中で、菅総理大臣は沖縄の歴史的な背景、去る大戦、27年間の米軍支配、復帰38年、0.6%のこの狭い沖縄に74%の基地の過重集中、こういう歴史的背景は菅総理に理解を深めていただきたいということで答弁をしているんですが、公室長は菅直人首相の沖縄への理解はどの程度というふうに考えておるのか、答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 菅総理は就任してまだ1カ月未満だということも考えますと、菅総理に私も直接お会いしましたがけれども、御本人は沖縄の負担軽減に全力を尽くすという趣旨の発言をされております。そういう思いは思いとして、これから私どものお話も聞いていただきながらしっかりと理解を深めていただき、しっかり政策に反映していただけるものと、そういう期待を込めて答弁を差し上げたということで

ございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 この菅総理大臣は、かつて海兵隊の抑止力も否定をしているんですけれども、沖縄の海兵隊基地の太平洋地域の訓練基地として使用されており、ハワイ、サイパンに移転してもアジアの軍事バランスに影響しないということを菅総理はかつて話をしたり、あるいはみずからの著書の中についても普天間飛行場の国外移設を述べているんですけれども、しかし最近の記者会見ではこれを見事に修正をしていますけれども、こういう態度を豹変をさせている、この総理大臣。信頼というか信用というのか、今言われている歴史的な背景も含めて、こういうことの見方として、評価として今知事の見解も伺いましたけれども、こういう沖縄の置かれた歴史的な背景というのか、それから海兵隊の抑止力も含めてそういうことを豹変をさせている人でありますけれども、このことに関してどのようにお考えなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今御質問いただいた件につきまして、私の立場でお答えするのは大変困難だと思っておりますが、総理は、やはり総理に就任された総理の立場で発言されているものだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では次、行きます。

知事は、朝のうちの渡嘉敷喜代子議員のほうからもありましたように、知事は辺野古移設に対して極めて厳しいということで態度はそれを繰り返しておりますけれども、私は先ほどの質問の中で、もしかして知事は受け入れ表明をして鳩山前総理と同じ立場をとるのか、責任をとるのかということで聞いたんですが、これはお答えになってなかったんですけれども、懸念されることは冒頭話をされたように、知事の態度が条件によってはということをお聞きしたいというものですから、そういうことを考えているのかということで私は聞いたんですが、それからこの間の代表質問でも知事は同じことをずっと言っていて、鳩山政権が日米共同声明で県民に失望と怒りを与えた、まことに遺憾。政府は県外移設を真剣に検討したのか、どのような過程で辺野古に至ったのか、合理的な説明をすべきだということで知事は繰り返しているんですが、このことは条件によっては受け入れ容認をするつもりなのかということをお聞きしたいんですが、これをまず知事、答弁をお願いします。

それから続いて、共同声明の撤回についても、知事

は至った背景、内容の説明を受けたらもう一度考えたという、県内移設は事実上不可能に近い状況になりつつある。固定化の議論は当然出てくるということですが、これを見てくると知事は辺野古移設反対を強く主張したら普天間が固定化されるから、私はそれは言えないと言っているのか。そうならばなおさら今知事は言うておかないと、政府から知事のほうが責任を私は問われると思うんですが、いかがでしょうか。見解をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議員の最後のこの御質問のところは少しわかりにくいところがあるんですが、基本的に普天間の辺野古移設というのについては何度も繰り返しておりますが、1月24日の名護市長選挙のときまでは私もむしろ移設やむなし派の島袋さんの応援をしっかりとやってきたところですよ。ところがあれから後、そもそも皆さんがおっしゃったように、民主党の公約は県外であるんですよ。悪くても県外ということで、さらに県民大会であるとかいろいろなことがございました。そういう流れの中で、そもそも県外を主張しておられた当時の鳩山総理のこともあって、私もこれは最もいいのはやっぱりそれは県外でしょうというようなことでずっと来たわけですが、それから後とんと変わって行って、また180度変わってもとへ戻ったということですが、これはやっぱりその当時に比べても極めて条件が厳しくなっているということでありまして、それでそういう決めたとしても実際問題はなかなか不可能に近い状況ですよというような趣旨を私は別に申し上げてきているわけでありまして、これを議員がおっしゃるような条件によっては云々というようなことは今全然考えておりません。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 明確に不可能と思うならば、もう明確に県内移設反対と言ったほうがいいと思いますが、あれこれ腹のうちを探られますね、知事は。明確にするほうがいいと思いますが、6月24日の新聞報道で、知事は従来の県内移設容認を完全に否定していないということで、政府がつけ込む余地があるんじゃないかということで、新聞で民主党政府と知事選挙相乗りかということの報道を知事は読まれたのでしょうか。政府と県内移設容認ということで手を結ぶ可能性ということも知事あるんですか、御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の御質問なのかどうかよくわかりませんが、御意見のような気もいたしますが、私は新報の記事を読んでいません。ですから、まずどんなふうにかかれていたかわかりません。さらに、そういう何とかの余地があるとかつけ込まれるとかそういう妙なエクспレッションは私にはよく理解できないところがありまして、今の御質問にはある意味でなかなかお答えはできないし、お答えすべきものかどうか、私も迷っているぐらいのものでございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 最後に、多分知事はこの新聞読んだと思いますけれども、そういうふうに分けられないためにやっぱりしっかり私は意思表示はしたほうがいいと思いますが、最後に、工法、具体的な位置を政府は8月までと言っておりますけれども、この8月というのはもうすぐ直前ではありますが、知事の現行案、従来言われております沖合移動も含めて検討されておりますが、これはそのときの態度と知事の態度は現行案から沖合移動、見解は変わりませんか。沖合移動の案が出ているけれどもという意味です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問は、まず政府から今度の共同声明の中身を聞いてからでないと、そもそも今のままとへ戻ってきてスペックをどうするのなんて話には、我々が今やる理由がないでしょう。ですから全くやりません。

○崎山 嗣幸君 はいどうも、以上です。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 皆さん、こんにちは。

一般質問をいたします。

戦後27年余りにわたって願望し求め続けてきました沖縄の祖国復帰は、本日の午前0時をもってここにまさしく実現をいたしました。県内の復帰の内容を見ると、決して満足できるものではないことも事実ではあります。新生沖縄県の目標は、県民自治を基調とした平和で明るい豊かな県づくりであります。新しい歴史の出発点であります。

これは、38年前の初代沖縄県知事屋良朝苗さんの県民に向けてのメッセージの一端でありますけれども、その中で、県民は、復帰によって日本国民としての地位を回復し、日本国憲法の保護のもとでの生活が営める、そんな思いで復帰を実現しました。

しかし、それは大いなる幻想でありました。そこに

は憲法の保護などなく、県民の命と人権や暮らしは米軍にじゅうりんされ続け、基地問題では日本政府に捨て石にされてきた歴史であります。しかし、ようやく屈辱の歴史に終止符が打たれる、そんな思いで昨年の歴史的な政権交代を迎えた。鳩山政権への期待は大きく膨らみ、沖縄県民の普天間の国外・県外移設の民意実現に大きく踏み出すはずでありました。しかしながら、鳩山首相は、県外・国外を検討した形跡もなく、混迷、迷走を続けたあげく、辺野古移設の日米合意を県民に押しつけ、政権を投げ出して退陣をいたしました。続く菅首相も日米合意を踏襲すると明言をしました。

期待から失望へ、そして怒りへ。県民は、たび重なる日本政府の裏切りと差別を許さない。また、沖縄県以外の基地移転を本土側は望まず、むしろ沖縄に米軍基地を置き続けるよう求めました。またしても沖縄は日本から切り捨てられました。

しかし、沖縄はこれ以上引き下がるわけにはいきません。屋良メッセージの平和で明るい豊かな沖縄を実現するために、どうしても県内の基地をなくしていかなければならないからであります。

以下、質問いたします。

知事の政治姿勢について。

(1)、「最低でも県外」を求めた普天間基地問題で、基地負担のあり方や日米安保の是非が全国の問題として浮上したかに思えたが、多数の国民や首長はそれを拒否した。基地や安保は沖縄に押し込めておけとの国民世論が日米合意を後押しした大きな理由であると考えます。日米地位協定の抜本改定が一向に進まない現状とあわせて、知事はこのような国民世論の動向をどのように受けとめ、今後どのように沖縄の民意を実現していこうとしているのか見解を伺います。

(2)、知事は、県民大会の壇上から、終戦から65年、米軍基地は変わることなく厳然と目の前に座っている。全国で見れば不公平、差別に近い印象すら受けると発言をされています。具体的に知事的心情を伺いたい。

(3)、6月11日の菅総理の所信表明を受け、知事は、負担軽減の中身をもう少し具体的に説明してもらわなければならないと発言をしております。負担軽減の中身によっては日米合意を認めるともとれるが、見解を伺います。

(4)、知事は、県民大会で、「沖縄21世紀ビジョン」をつくった。21世紀は基地のない平和な沖縄を目指すことが基本と述べておられるが、日米が合意する現行案での新基地は、100年耐用の基地であると言われて

いる。新基地建設を認めることと整合性がとれないのではないか、見解を伺います。

代表質問との関連で伺います。

知事は、菅総理との会談で、県民が納得いく解決策を政府が出さなければ進まないと言っています。納得いく解決策とは、県外・国外と理解していいか。

2番目、辺野古地先への移設は到底不可能でありま
す。結局移設が進まないまま普天間が固定化されることが予想されます。この間、知事の発言で、普天間基地の固定化に言及することが多くなっていますが、固定化が解決できれば、辺野古移設に柔軟に対応してもよいのでしょうか、伺います。

3番目、菅総理の、沖縄の負担がアジア・太平洋地域の平和と安定につながってきたことにお礼を表したいとの感謝発言は、沖縄の置かれた65年の苦難と悲しみ、怒りの歴史が嘲笑され、引き続き負担をよろしくと侮辱されたような屈辱感で、今でも怒りが込み上げてまいります。知事は、その発言をどのように受けとめたか。また、米国議会での感謝決議も看過できない。

私は、知事は抗議のメッセージを出すべきではないかと思います。そして、同じく県議会として抗議決議を出すべきと思うが、皆さんいかがでしょうか。

大きい2番目、教育行政について。

(1)、「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」について伺います。

ア、平成15年策定の「幼児教育振興プログラム」の成果と課題を挙げている。数値等を含め具体的に課題として残った理由等を示してください。

イ、沖縄県の公立幼稚園就園率は全国一。しかも日本の中で唯一、5歳児にほぼ公的資金で就学前教育を行っていることになります。そのため、小学校との連携が非常にうまくいっている。このような沖縄の先進的幼稚園教育を教育長はどう認識しているか。また、その先進性を損なうことなく幼児教育振興計画に生かしていくべきと考えるがどうか、見解を伺います。

ウ、幼児教育における重点目標の実効性について伺います。

エ、全国と異なる幼稚園教育（制度）を実践している沖縄において、幼保一元化はどのようなメリットがあり、どのようなデメリットがあるのか伺います。

(2)、教員が一人一人の児童生徒にきめ細かい指導や児童生徒に向き合う時間を十分に確保すべきとして学校現場から声が上がっている。どのような方策が必要か伺います。

(3)、教職員の勤務実態改善策の成果及び20年、21年

における休職者数と精神疾患による休職者数を示してください。

(4)、「子どもの貧困」を教育的視点からどのように教育長は認識しているのか、見解を伺います。

(5)、普天間第二小学校の視察をされたようでありますが、見解を求めます。また、教育長は、PTAなど関係団体と連携をして、児童生徒の命の安全と安心して教育を受ける権利の保障を政府や全国民に訴えるべきではないのか、見解を伺います。

(6)、代表質問との関連質問で、沖縄の中高生の外国、特に台湾への修学旅行について教育長の見解を伺います。

3番目、沖縄県の医療保健と県立病院の現状と課題について伺います。

(1)、新病院事業局長に抱負を聞きます。

ア、沖縄県域の医療・保健の課題について、県立病院の果たすべき役割について。

イ、離島医療の現状と課題、県立病院の果たすべき役割について伺います。

(2)、県立病院の独立行政法人化について病院事業局長の見解を伺います。

4番目、下地島空港及び残地問題について伺います。

(1)、日本航空が下地島空港での5月からの実機訓練の無期限停止を決定いたしました。空港での地上取り扱い業務や航空燃料施設の管理運営などの下請業務の一切を引き受ける下地島空港施設株式会社には、地元採用の130名近い職員の雇用が確保されております。また、訓練による譲与税等の税収の影響もあり、地元では不安が高まっております。当局は、予想される影響と対応についてどのような見解をお持ちか伺います。

(2)、下地島空港の利活用方策について改めて見解を伺います。

(3)、知事就任当時、下地島空港は沖縄経済のエンジンになると発言されているが、今でも同様な考えか見解を伺います。

(4)、下地島空港の利用について、昭和48年の「屋良覚書」、昭和54年の「沖縄県議会附帯決議」及び54年の「西銘確認書」について知事の見解を伺います。これは、特に知事の答弁をお願いしたいと思います。

5番目、代表質問との関連について。

口蹄疫問題について。

家畜競りの来月再開の見通しがついたことに生産農家や関係機関も安堵していると思いますが、再開に向けて不安材料もあるようであります。長引いた競

りの休止による競り価格への影響、そして輸送経路、取引先の問題等々、競りの再開に向けてどのような課題があり、県はどのように対処していくつもりか伺います。

(2)番目、政府の感染経路調査チームによると、車両や人によってウイルスが運ばれた可能性が高いとの見方を示しています。人も感染経路とすれば、空港や港湾での検疫体制の再強化と、特に近隣のアジア諸国でも口蹄疫が広がっていることからすれば、入国管理の強化については必要ではないか伺います。

(3)番目、山田農林水産大臣は24日の記者会見で、埋却地用地の確保がおくれたことが大きな課題と指摘をしています。県は、市町村と連携して埋却地確保を進めていると答弁しているが、どこまで進んでいるのか、どれぐらいの割合進んでいるのか、その辺を伺います。

(4)番目、国際交流、これも代表質問との関連で観光商工部長に伺います。

沖縄から一番近い外国、台湾からの修学旅行についての見解を伺います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平議員の御質問に答弁いたします。

まず知事の政治姿勢の中で、国民世論の動向と沖縄の民意の実現についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

私は、去る5月27日の全国知事会において、全国の知事に対し沖縄の過重な基地負担の現状を訴え、理解を求めたところであります。また、これまで政府への要請や訪米などいろいろな機会をとらえて米軍基地問題の解決促進を訴えてまいりました。しかしながら、沖縄の基地負担の現状に対する理解や我が国の外交、そして安全保障政策のあり方に関する国民議論が十分ではないとの印象を受けております。

沖縄県としましては、今後、シンポジウム等の開催や県の広報媒体の活用等による情報発信を強化するとともに、県民の目に見える形で基地問題の解決が図られるよう、引き続き日米両政府に対し強力に働きかけてまいりたいと考えております。

同じく政治姿勢の中で、県民大会における知事発言に関する具体的な心情についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

戦後65年を経過した現在もなお国土面積の0.6%にすぎない沖縄県に在日米軍専用施設面積の約74%が集

中し、沖縄県民は過重な基地負担を背負い続けております。私は、日米安全保障体制を含む日米同盟関係を否定するものではありませんが、一地域にこれだけの負担を負わせ続ける状態は、本来あってはならないという思いを率直に述べたものでございます。

沖縄県といたしましては、県民の目に見える形で基地問題の解決が図られるよう、日米両政府において強力に取り組むべきであると考えております。

同じく政治姿勢の中で、負担軽減の内容によって日米合意を認めることになるのかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県といたしましても、地元の了解を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そしてどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。

同じく政治姿勢の中で、「沖縄21世紀ビジョン」と普天間飛行場移設問題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

名護市長選挙や県議会の意見書議決、そして県民大会など、昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえ、現時点におきましては、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいというのが私の考えでございます。

次に、沖縄県の医療保健と県立病院の現状と課題についての柱の中で、県立病院の地方独立行政法人化についてという御質問にお答えいたします。

県立病院の役割は、地域において必要とされる医療を持続的・安定的に提供していくことにあります。このため、経営が健全である必要があります。県立病院の地方独立行政法人化につきましては、結論を留保しているところであり、病院経営の健全化を図る上でどのような経営形態が望ましいかという観点から、今後、全適での経営再建の成果に関する検証結果も参考にして最終的な判断をしてまいりたいと考えております。

次に、下地島空港及び残地問題についての御質問の中で、知事就任当時の発言についてという御質問にお答えいたします。

私は、知事就任前の平成18年11月24日、宮古島市で

の記者会見におきまして、下地島空港周辺残地の利用についての私見を申し述べました。下地島は、すぐれた自然景観、そして3000メートル級の空港、広大な公有地の存在に加えて、平成24年度末には伊良部大橋が供用開始を迎えるなど、その利用のポテンシャルは高いとの期待感を表明したものであります。今でも同様な考えでございます。

次に、代表質問との関連についての中で、県民が納得できる答えについての御質問にお答えいたします。

県としましては、県外移設が最も望ましいと考えており、政府は、日米合意に至った経緯等について丁寧かつ十分な説明を行い、県民の納得を得る必要があると考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、「幼児教育振興プログラム」の課題等についてお答えいたします。

本県では、平成15年度に「沖縄県幼児教育振興プログラム」を策定し、これまで幼稚園教育の振興、幼稚園教育活動の充実、教育環境の整備、幼稚園における子育て支援の充実等具体的施策を挙げ、幼児教育の推進を図ってまいりました。その成果として、子育て支援としての預かり保育や幼稚園と小学校との連携、幼稚園教員の資質向上に向けた教員研修の充実などが挙げられます。

しかし、満3歳、満4歳の就園の促進や専任園長や専任教頭等の配置、教育環境整備の充実、市町村における「幼児教育政策プログラム」の策定の促進についての課題が残っております。その要因としましては、公立幼稚園の設置者である市町村における施設・設備や人的配置等の財政面並びに私立幼稚園との共存のあり方等があります。

次に、沖縄の幼稚園教育に対する認識についてお答えいたします。

沖縄の幼稚園は、戦後の米軍統治時代、公立幼稚園が小学校に併設され、義務教育に準ずるものと位置づけられた歴史的背景があり、昭和42年幼稚園教育振興法の制定により5歳児の就園を重点に全小学校に設置されました。そのため、就学前の1年間は幼稚園に入園するという認識が県民に定着し、5歳児の就園率が全国一高い県になっているものと思われま

す。今後とも本県の幼稚園教育のよさを引き継ぎ、子供らしさを十分に発揮し、未来の沖縄を担う人材として

健やかに育つよう質の充実を目指す必要があります。そのため、小学校への円滑な接続を目指し、発達や学びが連続できる環境の整備等、本県の幼児教育の基本方向を示す計画として「幼児教育振興アクションプログラム」を策定いたしました。

県教育委員会としましては、本プログラムを活用し、市町村教育委員会へ「幼児教育政策プログラム」の策定の促進を図り、幼稚園、家庭、地域、行政がともに連携し、幼児教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、幼児教育における重点目標の実効性についてお答えいたします。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。そのため、本県では、目指す幼児像として「伸び伸びと体を使い遊べる子」、「知恵を働かせて環境にかかわるジブンナーな子」等を挙げております。

目指す幼児像の具現化を図るために「教育環境整備」の促進、「幼児教育の質の向上」の促進等5つの重点目標を掲げております。その目標実現のため「幼児教育振興アクションプログラム」では、県や市町村の役割が明らかになるように目標と具体的な取り組みを示しております。

県教育委員会としましては、幼稚園設置者である市町村や幼稚園等のそれぞれの関係機関と相互に連携し、子供たちの健やかな成長を願い、幼児教育の充実に取り組んでいきたいと考えております。

次に、沖縄における幼保一元化についてお答えをいたします。

幼保一元化は、幼稚園と保育所の保育内容が均質化していることなどから、両者の特性を生かしつつ、多様な教育・保育サービスを提供できる柔軟な取り組みを推進するものであります。

公立幼稚園が小学校に併設する本県では、幼稚園を中心として保育所や小学校と連携した多様な幼児教育の展開が図られるものと思われま

す。反面、文部科学省と厚生労働省の2つの省が所轄することによる事務処理の調整やそれぞれの保育内容に合わせた施設・設備、人的配置の課題が考えられます。

次に、生徒に向き合う時間の確保についてお答えいたします。

児童生徒一人一人にきめ細かい指導をするために、教師が子供と向き合う時間を確保することは大変重要なことであります。

県教育委員会としましては、教職員の業務の実態を

把握するために「教職員の勤務の実態や意識に関する調査」を実施し、教職員の多忙化解消に向け、教育委員会における業務の見直し、学校における改善策及び教職員みずからの改善策を推進しているところであります。

また、教師が児童生徒に向き合う時間を十分確保するために、今年度から2年間で全県立学校に負担軽減推進員を配置し、負担軽減検討委員会等の活性化を図っております。

次に、勤務実態改善策の成果及び求職者数等についてお答えいたします。

平成20年度の休職者数は382人で、そのうち精神性疾患は156人、平成21年度は388人で、そのうち精神性疾患は164人となっております。

教職員の勤務実態の改善につきましては、定時退校日やノー部活動日等の設定、会議の精選、報告書の簡素化等を推進するとともに、働きやすい職場づくりを目指して全県立学校に負担軽減検討委員会等を設置し、業務の簡素化に向けて各学校の実情に応じた取り組みを行っているところであります。

具体的な改善策としては、平成22年2月現在、定時退校日を設定したのが県立学校61校、小中学校53校、ノー部活動日を設定したのが県立学校57校、中学校40校となっております。

また、県教育委員会では、報告事項等の見直しや精選を行い、文書の簡素化や電子メールによる発送、指定研修の期間縮減等を行っております。今後とも教職員の勤務実態の改善に向けて取り組んでまいります。

次に、「子どもの貧困」に対する認識についてお答えをいたします。

親の経済的状況によって児童生徒の学習等に影響が生じることは、教育の機会均等や教育水準の維持向上の上から、あってはならないことだと考えております。

そのため、県教育委員会としては、幼児・児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導など、個に応じた指導の充実に努めるとともに、確かな学力など生きる力をはぐくむ教育活動を展開しております。今年度、国においては子ども手当の支給がスタートし、高等学校の授業料の無償化が実施されたところであります。市町村においては、教育の機会均等の立場から、学用品や医療費等の就学援助事業を行っております。

また、県教育委員会としては、国に対し全国都道府県教育長協議会等を通じて就学援助等の充実に要請しております。

次に、学校視察後の見解等についてお答えいたします。

6月9日に普天間第二小学校を視察し、学校長等から墜落事故を想定した避難訓練や基地被害の実態等の説明を受け、改めてその危険性について強く受けとめたところであります。また、学校における米軍機の墜落事故を想定した避難訓練の実施については、子供たちの命や安全を守る立場にある者として大変心を痛めており、避難訓練をせざるを得ないこと自体が問題であると認識しております。

県教育委員会としては、今後どのようなことができるか、関係市町村教育委員会及び関係部局等と情報交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連質問についての御質問で、台湾への修学旅行についてお答えをいたします。

県内の中学校で実施される修学旅行の見学地につきましては、「公立小学校・中学校の修学旅行実施基準」に基づき、原則として九州の範囲内で実施することとなっております。しかしながら、所管の教育委員会において特別な事情があると認めた場合は、見学地の見直しができることとなっております。

修学旅行先の選定に当たっては、特別活動の「旅行・集団宿泊的行事」として学習指導要領に位置づけられていることから、そのねらいを達成するため、生徒の心身の発達に応じた日程や健康・安全を確保するとともに、保護者の経済的な負担等を考慮する必要もあると考えております。

これまで九州圏外に修学旅行地を選定する場合は、当該市町村教育委員会と調整を行ってきたところであり、台湾への修学旅行につきましても、市教育委員会の意見を聞くなど調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院の果たすべき役割についてお答えいたします。

県立病院の役割は、民間医療機関で対応困難な医療の提供、圏域の地域特性や医療機能を踏まえた医療の提供、その他公的医療機関として担う必要がある医療等を提供することにあると考えております。

また、当該役割を踏まえ、県立病院は救急医療や小児、周産期など一般的に不採算と言われる医療で地域の中核となるほか、高度・特殊医療や離島・僻地における一般医療の提供、医療従事者の養成事業等を行っ

てきており、県立病院が本県における地域医療に極めて重要な役割を果たしていると認識しております。

病院事業局としては、今後とも地域に必要な医療提供体制の確保に努めていきたいと考えております。

次に、離島医療の現状、課題及び県立病院の役割についてお答えいたします。

離島地域については、その地理的条件等を踏まえ、可能な限り地域内で完結できる医療体制の充実に努めていく必要があります。県立病院は、離島地域の中核病院として重要な役割を果たしておりますが、その機能を維持するためには、医師の安定的な確保が重要な課題と考えております。

病院事業局としては、医師確保対策として、県立病院の臨床研修による医師養成、大学医局との協力・連携による医師派遣等あらゆる手段を講じて医師の確保に努めております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 下地島空港及び残地問題についての御質問で、日本航空の実機訓練の無期限停止についてお答えいたします。

日本航空は、平成22年1月に会社更生法の適用を申請し、経営再建に向けてパイロットを含む人員削減を実施するため、当面下地島空港での実機訓練を中断すると聞いております。この中断により、県、宮古島市への航空機燃料費と税額の減少などが予測されます。

同じく下地島空港及び残地問題についての御質問で、「屋良覚書」、「沖縄県議会附帯決議」、「西銘確認書」についての見解についてお答えいたします。

下地島空港の利用については、「屋良覚書」、「県議会附帯決議」及び「西銘確認書」の趣旨に踏まえて対応してきたところであり、今後とも同覚書等は尊重されるべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 下地島空港及び残地問題についての御質問の中で、下地島空港の利活用についてお答えいたします。

下地島空港は、国内のパイロット養成のための空港として活用されているところですが、平成24年度末の伊良部大橋の開通により新たな展開が期待されているところであります。

下地島空港の周辺には広大な残地があり、農林水産業の振興、体験滞在型観光を中心とした観光・リゾー

ト産業の振興等により周辺残地の有効活用を図るとともに、これと連携した空港自体のあり方についても検討する必要があります。

下地島空港については、地元宮古島市の意向を踏まえ、市や国、民間航空会社等、関係機関と連携を図りながら有効活用に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 我が会派の代表質問との関連の中で、外国人の入管による防疫体制と空港、港湾での防疫体制についてお答えいたします。

那覇空港の国際線及び那覇港の外国船に対する口蹄疫侵入防止対策としては、国の動物検疫所が旅客の靴底消毒を実施しております。また、那覇空港以外の空港や那覇港以外の港でも、外国からの旅客に対して動物検疫所の指導のもとに施設の管理者等が靴底消毒を実施しております。さらに、那覇空港の国内線及び県内の港湾でも県や関係機関が連携して、靴底消毒や車両タイヤの消毒などを実施しております。

なお、本県では口蹄疫が発生していないことから、衣服等の消毒は実施しておりませんが、引き続き靴底消毒や車両タイヤの消毒を徹底してまいります。

同じく競り再開時の販売価格、船の確保、取引等についてお答えいたします。

沖縄県における子牛は、通常7カ月齢以上から11カ月齢未満で出荷されており、11カ月齢以上の子牛の販売価格は低下傾向にあります。今回、5月及び6月の家畜の競り中止に伴い、11カ月齢以上の子牛が出荷されることから、販売価格が低下するおそれがあります。

また、宮崎県での口蹄疫発生に伴い、一部の購買者や関係機関等から博多港での陸揚げに変更するよう要望があることから、家畜市場開設者であるJA等は船舶会社と調整し、船を確保しているところであります。

購買者については、JAによりますと、通常より参加は少ないものの、競りを早く開催してほしいとの要望が強いと聞いております。

県としては、予備費による口蹄疫防止対策等に加えて、6月補正予算として口蹄疫防止対策、出荷遅延による肉用牛の価格差補てん、新たな輸送ルートの確保のために必要な補助などの支援を行っていく考えであります。

また、家畜の県外出荷の際の口蹄疫防止対策等を行

うため、国の協力のもとで博多、鹿児島港で家畜運搬車両やコンテナ等の消毒の徹底を図ることとしております。

同じく埋却地の確保についてお答えいたします。

口蹄疫が発生した場合、家畜伝染病予防法に基づき、感染拡大を防ぐため疑似患畜等の殺処分と埋却、焼却等が行われます。

埋却地の確保については、農家の所有地や耕作放棄地を含め、県有地や市有地の未利用地について関係機関と連携し取り組んでいるところであります。

なお、埋却地として考えられる土地として、県有未利用地459ヘクタール、耕作放棄地2690ヘクタールあり、現在埋却地に適した土地を絞り込む作業をしているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 我が会派の代表質問との関連の中で、台湾からの修学旅行の受け入れについての御質問にお答えします。

沖縄県としては、修学旅行の誘致を図るため台湾の学校関係者と意見交換を行い、情報収集に努めるとともに、観光庁が台湾で開催する「修学旅行説明会」へ参加し、沖縄修学旅行の魅力を紹介しているところであります。

しかしながら、台湾からの修学旅行の受け入れに当たっては、台湾側から学校間の交流や交流した学生の家でのホームステイなどの要望があることから、今後、県内学校の受け入れの可能性について教育庁などの関係機関と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 我が会派の代表質問との関連質問につきまして、普天間飛行場の固定化と移設容認という御質問にお答えいたします。

県といたしましては、先ほど知事が申し上げたとおり、地元の了解を経ずに辺野古への移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 知事にちょっと御質問させていただきませんが、今回の日米合意を、私は国民世論、つまり県外の本土の皆さんの世論が後押しをしたと、つまり世論がこういう世論づくりをして政府の後押しをした

というふうに考えているんですね。これまでの基地問題が解決をしない、日米協定の抜本的な改定ができない、何十年たってもそれができない。これだけ歴史的に県民が9万人も集まった、いわゆる4・25の集会を開いても何にもできない。これは明らかに差別ではないかと、いわゆる県外の皆さんの差別ではないかということが私の気持ちの根底にあるわけですが、そういう中で、知事は、従前どおりの今答弁をされております。そうではなくて、もっと抜本的に何らかのアクションを起こさなきゃならないというふうに思っているんですね。

そういう意味で、簡単に言いますが、今回のこの日米合意を拒否するという、知事がまずそのアクションを起こすことが一番大事だというふうに思っています。そういう意味では、沖縄にこの過重な負担を押しつけているいわゆる国民世論、あるいは日米両政府に対して、強いアクションを起こしていくという意味で、私は、この日米合意を拒否するという知事の強い姿勢が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議員の今の御示唆といいますか、御提案も非常にいいあれだとは思いますが、先ほどから申し上げていますように、今度の日米合意につきましては、やっぱり余りに180度転換が起こっているという点も踏まえて、その背景、考え、了見も含めてきちっと中身を聞いてから判断したいという、聞いてみたいということは非常に強くありまして、これから後、先ほどから申し上げているように、どういうふうに対応していくかやっていきたいと思っているところです。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 もちろんどういふ変遷で県内に逆戻りしてきたかということを知るのには大事かもしれませんが、けれども、本当に65年間、あるいは復帰38年間、これだけ県民が追い求めてきた基地問題の解決をなかなかできない、ここまで来てもできないということになりますと、シンポジウムを開いたりという話では僕はならないと思うんですね。

そういう意味では、やっぱり県民総意でこれにぶつかっていくという、そういう意味では、知事の強い決意をやっぱり示す必要があると思うんですね。もう一度、知事、その強い決意が示されないかちょっとお聞きします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 強い決意でもって基地問題の解決ないしは改善に努めているつもりでございます

が、今議員のおっしゃる意味で、改めてこの日米共同声明後、強い決意で全面的に拒否するというような、アクションに中身を聞かないまま打って出るというのはいかがなものかというのが私の正直な考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 しかし、結論はもう決まっているわけですね。辺野古へ移設をするということを決定しているわけです。その結論に対して、やっぱり知事はもっと強い姿勢、いわゆる私が言った長いこの基地の歴史の中で、幾らもがいても何も解決できなかったこの現状を打破するには、知事が拒否するというのが一番大事だと思っているんですね。そういう意味では、本当に知事の腰の据わった、やはりきちんと沖縄は一步も引かないという姿勢を見せる必要があると思うんですね。そういう意味で、ぜひ知事、もう少しその辺を検討しながら、知事の強い姿勢を待ちたいと思っています。

もう一つは、下地島空港の覚書の問題なんですけれども、これはやっぱり知事にきちんと答えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） この件につきましては、下地島空港の利用につきましては、「屋良覚書」、そして「県議会附帯決議」及び「西銘確認書」の趣旨を踏まえて対応してきたところでありますが、今後とも覚書等は尊重されるべきであると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 もう一つ詳しくお聞きいたします。

県議会の決議につきましては、自衛隊等軍事利用には絶対に使用させないというふうになっています。それでよろしいですね。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） これにつきましても、今尊重すると申し上げた趣旨に沿って御理解いただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 次は、教育長にお伺いをいたします。

特に、幼稚園教諭の研修の問題なんですけれども、地方の学校には、1クラス1人教諭という形での幼稚園がたくさんございます。その中で、非常に多忙でな

かなか研修に出られない先生方がたくさんいらっしゃる。その辺は確認されましたか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） ちょっと今のところ確認はしておりません。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 皆さんは成果を発表して、今、教育長答弁されましたよね、成果が出ていると。ちゃんと答えてくださいよ、本当にそういうところでも成果があるのかどうか。

これは、やっぱり教諭の資質の向上、きちんとするための研修を確保しなきゃならないというふうな意味で、地方の幼稚園についてもしっかり目配りをしなきゃならないと思うんですね。その辺のちょっと詳しいデータ、数値を出してくださいと私は前もって言ったんですけれども、それ出ていませんけれども、それちょっとお願いできますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それから、御存じのように、市町村の幼稚園教諭は臨時任用がかなり増加をしてきております。新しい先生、いわゆる正規の採用が相当減少している。

賃金や労働条件や世代の空洞化などの問題があると思いますけれども、教育長の所見をお聞かせください。どういうふう to それを改善していくのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金武正八郎君） ただいま奥平議員から御指摘ありました件については、私も承知をしております。幼稚園のほうで臨任の教諭が多いと。待遇の面でも大変厳しいのがあるということは存じております。

それにつきましては、地方交付税措置についてもっと充実するよという形で、私たちは、全国の教育長協議会等にも要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 今回の新しいアクションプログラムの中で、3年保育をすることによって待機児童が何名

ぐらい減るのか、その辺の数値目標というのはあるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金武正八郎君） 待機児童につきましては、保育につきましては、ちょっと数字は把握しておりませんが、現在3歳児で幼稚園に通っているのが17名、21年の基本調査のですね。そして4歳児で1368名、5歳児で1万1744名という形で、5歳児のほうが多くなっております。

これは、先ほど議員からも御指摘がありましたように、本県の幼稚園の特徴である5歳児がやや義務教育的なものであるということはあると思います。3歳児、4歳児につきましては、市町村のほうでは3歳児保育を設置しているところは大変少のうございますので、その辺のところの数字がありますから、今後3歳児、4歳児が、もしできれば5歳児の1万1774名を引いた約1万名の方が対応できるようになると思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 じゃ、続けてお伺いいたします。

幼稚園で預かり保育をしていますし、これからそれを強く求めていきたいというふうに新しいアクションプログラムではなっていますけれども、この保育に適切な施設整備や、あるいは人的な確保、保育内容等が保障できているのか、この実態が、今現在行われているところでも結構ですけれども、どういうふうになっているのかお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 預かり保育につきましては、今現在実施率が54.6%、134園が実施をしております。

その施設・設備につきましては、それぞれいろんな条件等がございますので、私たちとしては市町村のほうに条件を整備していただくよう、またいろんな面で周知を図っているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 今後のことについてなんですけれども、現状のまま、今非常に厳しいんです、この預かり保育の実態というのは。教師も臨任、設備も全然そろっていない。そういう中で、現状のままでいわゆる新しいアクションプログラムで言われている預かり保

育を実施されることで、幼稚園教諭の午後の園内研究や教材研究、それから保育カンファレンス、行事の準備等々必要な時間が確保できずに過重負担になる。翌日の幼児教育、幼稚園教育にも相当な影響が出ると思うんですね。その辺を皆さんはどういうふうにして解決しようとしていらっしゃるんでしょうか。人的な配置も含めてお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

このアクションプログラムでは、重点目標として5つ掲げております。その中で、幼児教育の質の向上の促進という形で、教諭の資質向上及び園運営の充実ということを掲げております。

その中で、教師の資質、専門性の向上を図るためにさまざまな保育経験に応じた基本研修の実施とか、保育技術専門講座の実施とか、そういう形を県として実施をします。

市町村としての役割は、園運営が充実する適切な職員配置を図るようにすること、そして、教員の資質向上に向けて各種研修会を実施することなどを、県の役割と市町村の役割をしっかりと明確にして、こういうふうにして取り組みましようということで方向性を出したものでございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 要は、その市町村の実効性、あるいはアクションプログラムの実効力、これが問われると思います。だから、県は、しっかりとその辺をやっていたきたいと思っています。

次に、幼稚園教諭の専門職としての位置づけ、どんなふうに教育長は考えていらっしゃるかと。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金武正八郎君） 幼児教育は、先ほども申し上げましたように、人格の形成の基礎を培う時期でございます。その時期に子供たちをしっかりとほぐみ、そして見守って、大事な役割をするのが幼稚園教諭だと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） この際、申し上げます。

55分を経過しましたので、これをもって奥平一夫君の質問及び答弁を終了いたします。

休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 質問を行います。

私は、2月議会の代表質問で、「政府・与党の最大の問題点は、移設条件つき返還に固執し、この立場から何の当てもなく普天間基地の移設先探しを行おうとしているところにあります。県外・国外移設論は、移設先を探したが、どこも受け入れるところがなくてだめだったと、結局のところ基地固定化につながるものです。それは基地のたらい回しを押しつけたSAACO合意以来、13年間にわたって普天間基地が動かなかったという事実、那覇軍港は移設条件つきで1974年以来、解決していません。移設によっては解決し得ないことは、復帰後の歴史が証明しています。」と指摘をしております。我が党の指摘どおりの状態となっています。普天間基地の閉鎖・撤去、そして県内移設断念、辺野古新基地建設を許してはなりません。

以上の立場から、質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、4・25県民大会の知事の感想について伺います。

(2)、辺野古に新基地建設を強行する日米共同声明は撤回すべきであります。知事の見解を問うものです。また、日米共同声明を推進する菅民主党政権に対する知事の見解を問うものです。

(3)、普天間基地問題は、移設条件つき返還では解決しない、無条件撤去こそが解決の道であります。世界で最も危険な基地の苦しみに移設する場所など全国のどこにもありません。移設条件つきでは動かなかったことは、先ほど述べたように那覇軍港などの自公政治で証明されています。普天間基地の無条件撤去を日米両政府に求めるべきであります。改めて知事の見解を問います。

(4)、海兵隊は抑止力ではなく海外侵略の侵略力であり、日本・沖縄を守るものではありません。新聞の世論調査で沖縄の世論は米軍基地、普天間基地問題で辺野古移設反対、海兵隊は必要ない、安保条約の見直しが圧倒的県民の総意となっています。沖縄の米軍基地あるがゆえの苦難を解決する道を明確に世論調査の方向は示していると思います。知事の見解を伺います。

(5)、2030年までに米軍基地のない沖縄を実現する知事の決意を改めて伺います。

2、核密約と原潜寄港について。

(1)、日米間の核持ち込み密約問題で、外務省と有識

者委員会報告は、核兵器を積んだ艦船や飛行機の通過や寄港を事前協議の対象としないことを取り決めた文書・討論記録の存在を認めながら、核持ち込みの明確な合意はなかったと密約を否定しております。討論記録を核密約と認定し、破棄を米国に通告して非核三原則の厳正な実行を政府に求めるべきであります。知事の見解を問います。

(2)、「いわゆる「密約」問題について」（照会）として、仲井眞弘多県知事名で岡田克也外務大臣あてに文書で照会を求めた理由と今後の対応について伺います。

次に、高江ヘリパッド建設反対について伺います。

(1)、知事は、高江区民との意見交換とヘリパッド建設予定地を提案をいたしましたら視察をしていただきました。現場での混乱を含めた感想についてお伺いしたいと思います。

(2)、住民生活と貴重な自然ヤンバルの森を守るためにもヘリパッド建設は中止すべきであります。大宜味村議会が「東村高江地区ヘリパッド建設に反対し、北部訓練場の無条件返還を求める意見書」を全会一致で採択しました。これについて知事の見解を伺います。

次に、与那国防空識別圏問題について質問します。

与那国町の半分が台湾の防空識別圏になっている。急患が出た場合に海上保安庁のヘリコプターの出動する場合も防空識別圏の関係で台湾との関係で40分程度もかかる。防空識別圏の撤廃を行うべきである。こういう面で与那国での県政懇談会の中で出ておりましたので、当局の見解と対応を問うものです。

次も与那国関係でございますけれども、離島の妊婦健診の医師派遣について。

(1)、住んでいる島で出産できない離島の現状と、妊婦健診の受診状況と今後の対応と補助助成の状況について伺います。

(2)、与那国町への妊婦健診の県立病院よりの産婦人科医師の派遣と与那国町診療所の医療機器の整備について、当局の見解と対応を問うものです。

6、夜間中学・義務教育未修了者問題について質問します。

(1)、学齢期を過ぎた義務教育未修了者の学ぶ権利を保障しなければなりません。県当局の義務教育未修了者問題に対する現状認識とこれまでの対応の内容と今後の対応についての基本的な見解を伺います。

(2)、珊瑚舎スコーレ夜間中学の果たしている役割と、これまでの実績の評価と今後の具体的な支援と共同について、当局の対応と見解を問うものです。

(3)、公立の夜間中学を1学級設置・運営する場合の

運営費について伺います。

7、保育行政について。

待機児童の解消は、緊急の課題となっています。保育所に入れない待機児は全国で5万人、認可外施設などに預けられている子供や保育所への入所を希望している潜在的な待機児童なども含めると100万人近くになるとされています。日本共産党は待機児童を速やかにゼロにするために、当面1年間で10万人分、3年間で30万人分の保育所を国の責任で整備し、保育士の待遇改善、保育料の負担軽減などの施策を推進することを提案しております。

政府・厚生労働省は、保育所の面積や職員配置などの国の最低基準をなくし、都道府県の条例にゆだねる地方主権改革で規制緩和をねらっています。保育所に対する市町村の義務をなくして、保護者と保育所の直接契約、自己責任にする保育料に応益負担を導入する仕組みに変えることも検討しています。

日本共産党は、保育への公的責任を後退させ、負担増や格差を持ち込む大改悪を中止させ、公的保育を守り充実させるために頑張ってもらいたいと思います。

質問します。

(1)、児童はひとしく保育を受ける権利を有しています。沖縄県の保育行政の現状と課題と今後の具体的な対応について伺います。

(2)、「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」からの提言と沖縄保育所入所待機児童対策特別事業について伺います。

8、消費税増税問題について。

参議院選挙で民主党と自民党が公約で掲げた消費税10%が大きな争点に浮上しております。庶民にずっしりと重い消費税10%、5%の12兆円増となります。平均年収の4人家族世帯で年間16万5000円増で負担増は1世帯34万6000円で1カ月分の給料が吹っ飛んでしまいます。高齢者も母子家庭も容赦なく直撃します。大企業は製品価格に転嫁して1円も負担しません。最悪の不公平税制です。そんな庶民増税の一方で、民主党は大企業の法人税減税を打ち出しました。もとは財界の総本山日本経済団体連合会が4月に政権に求めたことです。現在の40%の法人税実効税率を25%から30%引き下げると主張しました。25%まで引き下げると9兆円減税、減収減税になります。消費税10%で12兆円の国民増税、大企業の法人税減税に9兆円の減税、消費税を10%に増税してもそのほとんどは法人税減税で消えてしまうのです。消費税が導入されて22年間で消費税の税収は総額224兆円になりますが、同時期の法人税の税収は208兆円に上ります。消費税は社会保障

のためと言って増税されておりますが、実態は法人税減税のものです。

消費税問題について、消費税は低所得者ほど負担が重い税金、消費税増税は社会格差をますます拡大させることになり、大企業減税の穴埋めの消費税増税はやめるべきです。軍事費と大企業、大金持ち優遇税制という2つの聖域にメスを入れれば財源はつくれます。

知事の見解を伺います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 前田政明議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、4・25県民大会についての感想という御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る4月25日に開催されました県民大会において9万人という多くの県民が集まったことは、沖縄の過重な基地負担を軽減したいという共通の思いのあらわれであり、政府に対して大きなメッセージになったものと考えております。

同じく政治姿勢の中で、日米共同声明の撤回及び普天間飛行場の無条件撤去についての御質問にお答えいたします。そして恐縮ですが、1の(2)と(3)は関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきます。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県といたしましても、地元の詳細を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そしてどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、2030年までに米軍基地のない沖縄を実現する決意についての御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、これまで政府への要請や全国知事会、そして訪米などあらゆる機会をとらまえて沖縄の過重な基地負担の軽減やさまざまな事件・事故の防止など、米軍基地問題の解決促進を訴えてまいったところでございます。

沖縄県としましては、将来的に国際社会の相互依存

関係が進展をし、より安定した安全保障環境が構築されることを期待しつつ、過重な基地負担の軽減や米軍基地の整理縮小に向けた努力を積み重ねることで、基地のない平和で豊かな沖縄を目指して頑張りたいと考えております。

次に、高江ヘリパッドに係る御質問の中で、高江区民との意見交換とヘリパッド建設予定地の視察に関する御質問にお答えいたします。

私は、去る6月7日に東村高江区の代議員との意見交換を行いますとともに、北部訓練場のヘリパッド移設予定地の視察を行ったところでございます。意見交換では、地域の皆様の率直な御意見やお気持ちを伺うことができたと思っております。今回、いただいたさまざまな御意見等を踏まえまして、地元東村とも連携をとりながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分配慮するよう求めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、与那国防空識別圏に係る御質問にお答えいたします。

政府は、去る6月25日、与那国島上空の防空識別圏を見直し、与那国島西側の我が国領空及びその外側2海里について我が国の防空識別圏に含めることとしたと発表をいたしております。

沖縄県はこれまで与那国島の空域の一部が我が国の防空識別圏外にあることは重大な問題であるとして、その抜本的な解決を累次にわたり政府に対し要請してきたところでございます。国においては、今後とも沖縄県民が安心して生活ができるよう、県土の安全の確保に万全を期してもらいたいと考えているところでございます。

次に、保育行政に係る御質問の中で、沖縄県の保育行政の現状と課題及び今後の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、全国と比べて待機児童が多く、その解決を図ることや認可外保育施設の認可化促進及び入所児童の処遇向上を図ることが重要な課題であると認識いたしております。このため、2つの基金事業を活用した保育所整備や認可化の促進等を図ってまいりました。これらの取り組みの結果、平成21年度は860人の定員増が図られ、平成22年4月1日現在の待機児童数の速報値は1680人で、前年度に比べて208人減少いたしております。

県としましては、今後とも両基金の活用を図りますとともに、「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」の提言を踏まえまして、国及び市町村や関係団体と連携をし、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えて

いるところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢につきまして、米軍基地あるがゆえの苦難の解決についての見解といった御質問にお答えをいたします。

沖縄県といたしましては、日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与しているものと理解しております。しかしながら、広大な米軍基地の存在は、本県の振興開発を進める上で大きな制約となっており、基地に起因するさまざまな事件・事故や環境問題等が県民生活に多大な影響を及ぼしております。県民は、戦後65年間にわたって過重な基地負担を背負ってきており、基地問題の解決を強く望んでおります。

県といたしましては、日米両政府において県民の目に見える形で米軍基地問題の解決が図られる必要があると考えております。

次に、政府による非核三原則の実行について求めるべきではないかといった趣旨の御質問にお答えいたします。

政府は、国会等において今後も非核三原則を堅持すると表明していることから、県としましては、非核三原則の厳正なる実行を改めて求める予定はございません。

次に、いわゆる密約問題についての照会についてにお答えいたします。

沖縄県といたしましては、日常的に原子力潜水艦が寄港している現状等を踏まえ、県民に大きな不安を与えている内容等について、累次、口頭で外務省へ照会等を行ってまいりましたが、改めてその内容を整理し県民に公表する必要があると考え、今般、正式に文書にて照会を行ったものであります。

これについて去る6月25日に外務大臣名で回答がございました。回答の内容といたしましては、過去の実績について確たることを申し上げるのは困難だが、これまで公にされた米国の核政策に基づけば核搭載艦船の我が国への寄港はないと判断している、有事における沖縄への核持ち込みについては仮定の状況について答えることは差し控えるが、菅内閣として非核三原則を堅持する方針に変わりはないとしております。

次に、高江ヘリパッドの建設中止についての御質問にお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドにつきましては、S A C O

最終報告におきまして、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。また、県としましては、国による環境調査の結果や関係する市町村の意向等も踏まえながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分配慮すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 離島における出産及び妊婦健診の状況と今後の対応についてお答えします。

現在、宮古島、石垣島以外の島においては、分娩ができる体制にない状況にあります。

離島における妊婦健診の受診状況は、平成21年度の実績から必要な健診14回のうち、1人当たりの受診回数は、県平均11.5回に対し、離島町村では10.3回となっております。妊婦に対する町村の助成については、11町村が渡航費、滞在費の一部を助成しております。

今後、県は実施主体である市町村の意向も踏まえ、情報提供等を行い、離島における妊婦健診の体制整備について検討していくことといたします。

次に、与那国町への産婦人科医師派遣と診療所の医療機器整備についてお答えします。

与那国町においては、県立八重山病院との委託契約で産婦人科医師による月1回の妊婦健診が行われていました。今年度については町の受け入れ体制に関する課題などもあり、現在、契約は行われていない状況にあると聞いております。そのため、受け入れ体制の課題の一つである妊婦健診に必要な診察台、エコー等の機器について、今年度、地域医療再生臨時特例基金を活用し整備を行うこととしています。

妊婦健診は市町村が実施主体となっていく事業ですが、与那国町の意向も踏まえ、その他の課題についても解決に向けて必要な助言を行っていくこととします。

次に、保育行政の御質問の中の、「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」からの提言と沖縄保育所入所待機児童対策特別事業についてお答えします。

提言書においては、沖縄の現状を踏まえた待機児童の解消に向けて今後考えられる対応の方向性と具体的施策の例が示されております。

沖縄保育所入所待機児童対策特別事業基金について

は、基金の有効活用を図ることや継続の検討等が挙げられております。同基金については、認可外保育施設が利用しやすいように、施設整備費の引き上げや要件を緩和したところであります。県としましては、今後とも市町村と連携し同基金の活用等により待機児童の解消に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは夜間中学・義務教育未修了者問題についての御質問で、義務教育未修了者問題についてお答えいたします。

平成12年度の国勢調査によりますと、義務教育未修了者は約9000人となっております。その中で、戦中戦後の混乱で義務教育を受けられず、学齢期を過ぎた人は約1300人いると思われれます。これまで県教育委員会では、対象となる方々に対して卒業証書の授与や定時制高校の受検資格の特例措置を行ってまいりました。

今後とも、この問題を戦後処理の一環として受けとめ、国や関係部局との情報交換を行ってまいりたいと思います。

次に、珊瑚舎スコーレの役割等についてお答えいたします。

珊瑚舎スコーレ夜間中学は、戦中戦後の混乱期に義務教育を受けることができなかった方々に対し、学びの場を提供しており、重要な役割を果たしていると考えております。なお、具体的な支援につきましては、現在、検討中ではありますが、財政面では、現行の制度上、厳しいものがあると考えております。しかしながら、これらの方々に対し学ぶ機会を提供することは大切なことだと認識をしており、国や関係部局等とどのようなことができるか情報交換をしているところでございます。

次に、1学級設置に係る運営費についてお答えいたします。

公立中学校の施設を夜間に使用し、教頭1名、教諭4名を配置すると想定したときの概算として、人件費、維持管理費等を含めて年間約3700万円が見込まれます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 消費税増税問題に関する質問にお答えいたします。

消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引に税を課するもので、他の税に比べ景気変動による影

響を受けにくいことから、少子・高齢化がますます進展する中で安定的な歳入確保のため、その役割は重要と考えております。一方で、低所得者ほど重税感が増す逆進性の問題も指摘されているところであります。

現在、消費税につきましては、税制全般の見直しの一環として、引き上げの是非、引き上げ時期、低所得者層の負担軽減などさまざまな観点から国において議論されているところであり、県といたしましては今後の動向を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○前田 政明君 答弁漏れ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

質問の途中であります。前田政明君の再質問は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思えます。

20分間休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き前田政明君の再質問を行います。
前田政明君。

○前田 政明君 最初に、与那国町への妊婦健診の医師派遣についてなんですけれども、これはぜひとも与那国町から医師派遣の要請があればこたえていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時53分休憩

午後3時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） それでは与那国町への妊婦健診についてお答えします。

与那国町のこの受け入れ体制に関する課題が解決することと、八重山病院の産婦人科が現在の4人体制から5人体制へ移行した後に妊婦健診の再開を検討すると考えております。現在、5人体制への移行に向け本土の病院と医師の派遣について調整しているが、まだ見通しが立たない状況でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 行きましたら、与那国の方でやはり若い夫婦が二、三世帯ですかね、もう移るというようなこともあって、どうしても与那国――離島全体だと

思えますけれども――そこはぜひ対応を急いでいただきたいと。交通賃含めて大変だということでしたので、よろしくお願いします。

それと、部長、妊婦健診14回が今年度、平成22年度までですよね。これはぜひ続けていくことが必要だと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） この件に関しましては、衛生主管部長会議等を通して国のほうに要望しております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 次に、夜間中学のことなんですけれども、私は戦後処理の問題ではなくて、基本的に義務教育未修了者に対する教育を受ける権利をどうするか。本土では夜間中学というのがあります。それで珊瑚舎スコーレがこの役目を果たしております。ですから教育長、ぜひ現場に行つてこの義務教育未修了者に対する基本的な考え方を、スコーレの星野さんなど含めてお話をしたいと。そこでやはり現実的にこの学んだ方々が私のところにも手紙もまいっておりますけれども、やはり戦後苦しい中で確かに学べなかったと。そして美容師になろうと思ったけれども、試験を受けようと思ったら義務教育が修了していないとだめだということで非常に屈辱的な思いをしたと。そして珊瑚舎スコーレに行っているんだけれども、やはり年間幾らか授業料出ますね。それがなかなか払えないと。そういう面では本土にも夜間中学があるらしいと。だからそういう面でこの珊瑚舎スコーレをもっと支援しながら、本来、義務教育未修了者をどうするかと。私は戦後処理の問題として聞いているんじゃない。戦後処理は戦後処理としてちゃんとやっていただきたいと思うんです。だから、義務教育未修了者に対して、やはり夜間中学をつくらうと思ったら約4000万円ぐらいかかると。そこを教育特区でもいいんですけれども、このNPOのやり方、だからそういう面では皆さんこの間、県議会でも取り上げてきて3つの選択ということで、未修了者が受けるやり方がありますけれども、しかし年配の方、その他同じ境遇の方が集まってやるという面では、私は夜間中学はどうしても必要だと思うんです。だから、そういう面でこの珊瑚舎スコーレが果たしている役割を、皆さん、もう少し具体的にどうなのかということで義務教育の未修了者問題についてどうなのかということの見解を聞いているんです。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

義務教育の未修了者につきましては、平成12年度の

データしかございませんで、それによりますと先ほど申し上げましたように9000名となっております。まず私たちが実態調査を把握するということでやりましたけれども、その後なかなか市町村から調査が難しいということで回答を得て、今どれだけの人が夜間中学を必要としているかというのは把握が今ちょっとできません。しかし、今年度国勢調査の年になっております。それを踏まえてどれだけの義務教育の未修了者がいるのか、それを把握して、夜間中学が必要かどうかも含めて検討をしてみたいと思っております。

それから珊瑚舎スコーレにつきましては、戦後の方々が戦中戦後の混乱で義務教育を受けられなかったということで大変私も残念だと思っておりますけれども、その方々にどういう支援をするかということにつきましても、今国のほうとそれから関係部局とも情報交換をしながら、どういう形でできるのかということをやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 皆さんの資料でも、やはり昭和15年生まれ以前も含めて毎年おられるわけですよ。だから、そのところは抜本的にぜひ考えていただきたい。そういう面で、夜間中学の問題を含めてぜひ教育長、この珊瑚舎スコーレを視察されてその実情そういうのを聞いて、そしていわゆる共同のやり方そういうものを追求していただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 私もこの珊瑚舎スコーレの問題で卒業証書を与えるかどうかについて、前の仲村教育長の時代に一緒に行って珊瑚舎スコーレといろんな情報交換をいたしました。そこで学ぶ人たちの真摯に学ぶ姿を見て大変感動いたしました。そういう形でやっておりますけれども、今回もその件につきましては照屋議員のほうから国のほうで質問がありまして、それを受けまして珊瑚舎スコーレともまたいろんな形で情報交換をしております。星野代表がいろんな形で必要があればそういう形をとって情報交換をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 皆さん、現場に行かれてないですよ。要するに先ほどありました情報交換というのは、今、珊瑚舎スコーレに行ってお話をしてはいたんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 今回はありませんけれども、2年前に私も行って情報交換をしております。今回につきましても、必要があればぜひ伺って情報交換をしたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 では、ぜひよろしくお願いします。

知事、この夜間中学ですね。やはり義務教育を受けなかった方で字が読めないと。それは戦後処理もありますけれども、現在もいろんな事情があるわけですね。そういう面でぜひ今教育委員会も含めて、県としてもこの義務教育未修了者の人間として自分の学ぶ権利を保障するという面では知事もぜひ推進する立場で考えていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 私もよく勉強させていただいて、何とかお役に立てる方向を見つけられるようやってみたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 知事も現場主義ですから、ぜひ知事、珊瑚舎スコーレに行かれますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） すぐ前田議員のあれに、私、乗る部分がありますが、ちょっと教育長とまた相談させてください。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 高江ですけれども、知事、高江に行かれたのに同じ答弁、大宜味村のこの議会決議は本当に今の移設条件つきで大変だと。北部にこのゲリラ訓練場を強化するものになっていると。そういう面ではこれを無条件で撤去してほしいということは大宜味村議会、全会一致で可決しているんですよ。そういう面では同じように必要だと。しかし知事は行かれましたね。私はこれをお配りしているのは、いろいろ見てみて（資料を掲示）やはり今あるところに6カ所も高江を囲むようにこのヘリパッドがつくられたら、これはもうこういう墜落事故は本当に人命にかかわる問題じゃないかと。だからそういう面では、やはり15カ所もこのヘリパッドがまだあるんですよ。それからキャンプ・ハンセンのところでは32カ所ぐらいあるんですよ。あの北部に、合わせると約50カ所ぐらいヘリパッドあるんですよ。それをわざわざ6カ所もつくるというようなことは、私は人道上もやめるべきじゃないかなと思いますけれども、行かれても同じような答弁では変化がないんですけれども、全然感動はなかったんですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） お答えいたします。

先ほど御答弁申し上げたように、やはり県としましてはSACOの合意内容を着実に推進することが現実的な方策だと考えておるわけですが、しかしながらこの移設に当たりましては、平成19年3月に防衛省に対して要請をしております、住民に危険が及ばないように飛行ルートの再検討、変更でありますとか、あるいはできるだけ住宅地から離れた既存のヘリコプター着陸帯の使用を検討する等の運用改善を行うこと。さらに訓練米兵が訓練区域外に出ることがないように訓練区域を明確にするための具体的な措置を講ずることといったことを過去に申し入れているわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 私は、今の態度は本当に情けないと思います。

次、行きます。

基地問題ですけれども、私知事にお聞きしたいのは、知事は平成20年9月5日に「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」というのを述べておりますが、これは基本的に今も変わりませんか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時5分休憩

午後4時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の御質問にお答えいたしますが、基本的にあの中身は、再編は基本的に基地の整理縮小につながるということで進めたほうがいいだろうという趣旨だったと思いますが、そして辺野古への移設はやむなしという内容になっていたと思います。ただ、この辺野古への移設そのものはことしの1月以降、やはり非常に厳しいものがあるという点が基本的な違いだと考えておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 この政府への要望書、平成21年10月のこの前原大臣あての文書も、結局普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するためには、キャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えますというふうになっていきますけれども、知事はその考え方は変わらないんでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時7分休憩

午後4時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の議員の御質問は、昨年の10月に新しい民主党を中心とする内閣、政権ができたときの沖縄担当大臣としての前原大臣が沖縄に見えたときの要望書の中、たくさんの要望があるんですが、その一つに再編のこと、その他再編に係る普天間の移設のことが書かれております。そのときは普天間の一日も早い危険性除去のためには県内移設、辺野古への移設やむなしという趣旨のことが書いてございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 ですから、県議会決議に対する知事が批判した理想論、危険な状態をどうやって早く解消するかということが普天間飛行場の一番の課題ですと、残念ながら云々ということで、そのままでは固定化するというふうなことを書いてありますけれども、要は知事、私もきのういろんな懇談会があって、知事は何を考えているのかと、はっきりさせてほしいと。県内移設反対となぜ言えないのか、県民大会にも出ておきながらなぜ言えないのか、そこを聞いてくれということでのう年配の方から言われまして、だから私は先ほども答弁をした日米同盟は抑止力必要だと、基本的に9月5日の県知事の基本は変わらないんでしょう。要するに、県議会の普天間飛行場の辺野古新基地建設はやるべきじゃないというのは理想論だというような考えは撤回したんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の御質問の御趣旨が、やむなしというのは撤回したのかとこういう御質問だというふうに理解しましたが、基本的には情勢が変わって民主党を中心とした内閣では悪くとも県外というような趣旨のことを言う政権が誕生し、そういう内閣が出てきたという中で、私は1月の名護市長選挙までは何度も申し上げていますが、やむなしということでやってまいりましたが、それから後はもう御存じのような状況が余りにも変化した中で、県内の移設、特に辺野古への移設は名護市長がかわり、現実問題非常に厳しいというふうに言っております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 9月5日の文書では、特に建設位置はできるだけ沖合につくるべきだと考えており、そのために政府に理解を求めているところです。ここのと

ころはどうなんですか。このいわゆる辺野古案に戻りました、微修正。そして若干修正するなら知事は認めますか。これでは沖合に寄せてほしい、環境アセスの見解もそうですよね。だから、あなたはそこは変わったんですか、どうなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） そのスペック的な部分につきましては、いずれにしても今日米両政府が共同声明であいうものを出してきて、あの中に辺野古に戻る話になっているわけでして、それ全体の説明を受けていないものですからその議論には今入れないと私は申し上げているわけですよ。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 政治の世界は結論ですよ、経過は要りませんよ。だから、名護の稲嶺進市長は説明を受けないでしょう。結論が頭越しで県民の願いを踏みにじる。なぜ聞く必要があるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） なぜ聞かないで話ができるんですか。それはあなた自身の考えでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 結論は認めるんですか。日米共同声明、結論はどうなんですか、結論は出ているんですよ。頭越しで1800メートルの滑走路をつくり、それも8月までに決めるんですよ。だから、知事はどうするんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） さっきから答弁しているじゃありませんか。話を聞いて、どうしてその基本が変わったのかも含め、その背景を聞いた上で判断すると言っているんじゃないですか、私の方針を決めると言っているんじゃないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 これだけはっきりしている中で、決まらないこと自体がおかしいですよ、知事。やはり県民大会に出て思いがあると思いますよ。同じ沖縄県民として今一緒に普天間基地は無条件撤去せよ、移設先探しでは場所は見つからないんですよ。だから無条件撤去を求めて今一団となって、やはり移設先探しは結局は場所がないんですよ。だから、無条件で撤去せよというこの立場に知事が立てるかどうかが大変大事なところなんですよ。教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 特に共産党の先生方初め、前田先生は無条件即時撤去というようなことをおっしゃいます。これは論理的には選択肢として否定でき

ませんよ、あり得ないとは言いませんが、この実現可能性というものはやはり実際に持っていくまでのロードマップを考えないと、ただ言うということではできませんが、実現可能性を考えないで言うということは我々行政を持つ者としてはなかなかこれは取り切れないということです。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 ちゃんと言えばフィリピンやエクアドルを含めてあるんですよ。那覇軍港は36年そのままですよ。知事、移設条件つきというのは基地の固定化ですよ。そして我々の税金で基地をつくるということは許されないですよ。無条件撤去の立場で頑張っていたきたいということを述べて終わります。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 皆さん、こんにちは。

初めに所見を述べさせていただきたいと思います。

南アフリカで開催されておりますサッカーワールドカップでは、日本代表が活躍し盛り上がっております。関連して、テレビでは南アフリカの差別の歴史、人種隔離政策（アパルトヘイト）やネルソン・マンデラ氏を中心とした抵抗運動と大統領になるまでのドキュメンタリー番組が放送されておりました。人は、どんなに差別・抑圧されても、貧しくても信念と誇りを持って粘り強く頑張れば、いつかは目的を実現できるんだと感銘を受けました。

かつて私たち沖縄県民も、祖国復帰運動では、全体とはいえないまでも多くの県民が復帰を願い運動に参加し、そして同調しました。そして今日、普天間基地問題で国外・県外移設を求めてより多くの県民が一丸となって日米両政府に強く要求している状況にあります。

代表質問にもありましたが、米軍が沖縄や日本に居座る理由として、駐留経費の日本負担、そして米軍優遇の日米地位協定の存在が挙げられておりましたが、もう一つ大きな原因は、我々ウチナーンチュがおとなしいということにあるのではないかと思います。

基地に勤める友人にアメリカ人の同僚が言ったそうです。もし、日本以外で同じような事件が起きたなら、間違いなく暴動が起きる。沖縄の人はおとなしい。殺されても何も起きない。世界一安全だから沖縄大好きとのこと。本当にウシェーられております。ウチナーンチュはもっと怒るべきです。

沖縄県民を無視した頭越しの日米合意の意味するのは、明らかに沖縄差別にほかなりません。新政権に対する期待は失望に変わりました。しかし、私たちは

絶望するわけにはいきません。沖縄県民が絶望しあきらめることを日米両政府は望んでおります。これから政府のあめとむちによるあからさまな県民分断工作が激しくなるでしょう。県議会全会一致の意見書、4・25県民大会の決議の真価が問われてきます。全国民が見ております。

私は、日本とアメリカ両政府に寄ってたかって差別され続けるくらいなら、沖縄は独立したほうがよいのではないかと思うことがあります。しかし、中には心あるヤマトUNCHUもおります。日本を本当の意味でアメリカから独立した、自立した国にするほうが先なのかとも思います。

参議院議員選挙が迫っております。それぞれの立場で頑張っていることと思いますが、普天間問題に関してはともに力を合わせていきましょう。

質問に入ります。

知事の政治姿勢について。

鳩山前総理は、5月28日の日米共同声明の冒頭発言の結びで、「今後も、この問題の全面的な解決に向けて、命がけで取り組んでまいらなければならないと思っています。」と語ったわずか5日後に総理を辞職してしまいました。命をかけるのであれば、約束を守り「最低でも県外」を貫くのが政治家としてとるべき道だったと思います。議員も直ちにやめるべきだと思います。

伺います。

鳩山総理が辞任した最大の要因は何だと思われますか。

次に、社民党は最後まで沖縄県民の立場に立って頑張ったと県民から評価されています。閣議決定の署名を拒否し罷免され、連立を離れた福島社民党党首をどう評価するか伺います。

次に、現政権が名護市辺野古沿岸推進派と接触しているとのことについて見解を伺います。

次に、普天間基地の県内移設について、アメリカは地元の合意が必要としているが、地元とは沖縄県か名護市か辺野古近隣か、どこを指していると思われるか。

次に、2月定例会でも日米地位協定の改定に関する看板設置について質問をしました。3月の予算特別委員会の中でも委員から、那覇空港への設置を求める提案もありました。これに対し当局は、提言として承っておきたいとの答弁でやる気が見えません。

日米地位協定の抜本的見直しを求める表示板と県議会全会一致の意見書の表示板を県議会前に設置すべきと思うが、見解を伺う。

2、米軍基地問題について。

嘉手納基地の外来機の実態と嘉手納基地所属機の本土への訓練移転の実態を問う。

次に、嘉手納基地の訓練激化により近隣住民に与えている影響について伺う。

次に、三連協並びに各自治体の対応と県の対応について伺う。

米軍関係者の事件等の犯罪が起こるたびに軍人の規律教育の徹底、綱紀粛正が叫ばれているが、減るどころかふえています。軍人・軍属の綱紀粛正の内容と県の対応について伺う。

米軍関係者による事件・事故、不祥事が続いている中、基地外を走行する米軍車両のナンバープレートの不備が目立つが、県警の対応はどうなっているか伺う。

事故が多発し、そのため任意保険の加入が義務づけられているが、許可がおり次第すぐに保険を解約し、払戻金をもらうという悪質なケースが多くトラブルが起きているとのことである。米軍は、抜き打ち検査を行うということだが、米軍関係者の私有車両の任意保険未加入の抜き打ち検査はどこが、いつ、どこで実施するのか伺う。

3、観光行政について。

(1)、台湾・沖縄交流事業について。

代表質問で大城一馬会派長から報告がありましたように、3月末に台湾視察に行っていました。振り返りますと、この1年の間に台湾と沖縄交流事業が大きく前進した感があります。

中華航空の定期便が週11便から3月下旬には1日2往復が復活しました。これも安里副知事が2度にわたり台湾を訪問し要請を行った結果だと思います。おかげさまで会派の視察日程も大変充実し、午後の便でゆったりと帰ることができました。

また、昨年11月から八重山石垣空港と台湾花蓮空港間を週2便、3月からは週3便、台湾復興航空が運航し、6月からは華信航空も週2便運航するとのことでした。これも昨年4月15日の「台湾東部・沖縄八重山諸島観光経済圏 国境交流推進宣言」に見られる国境交流の成果だと思います。さらには、懸案の飛行ルートの改善も県並びに高嶺議長の御尽力により7月29日から運用開始されるとのことです。

11月定例会で改革の会の皆さんからも台湾交流についてたくさんの建設的な質問がなされました。知事もこれから先も台湾の誘客をしっかりとやっていくとおっしゃっておりました。また、琉中親善沖縄県議会議員連盟も2年ぶりに活動を始動しました。これを機

会に沖縄と台湾の関係をさらに発展させていこうではありませんか。

質問します。

ア、平成21年度の台湾入域観光客数と全外国人入域客数に占める割合は。

イ、沖縄から台湾への過去5年間の観光客数は。

ウ、沖縄在住華僑の人口と日本に帰化した人口は。

エ、与那国、石垣空港―台湾間の飛行経路短縮に至る経緯と内容を伺う。

次に(2)、7・28「美ら島沖縄総体2010」について。

本土観光客の約7割がリピーターで占められているとのことで、美ら島総体で訪れる選手、役員の数が3万6000人、そのほか応援等で訪れるお客が約6万人と予想されていることから、リピーターにつながる具体的な取り組みが県の観光商工部に要求されています。

3月の予算特別委員会で委員から提起された観光客のリピーターにつながる取り組みを伺う。

4、中城公園整備事業について。

同事業について、およそ10年の間に4名の議員が6回質問しております。その内容を見ると、事業概要、事業年度、総事業費、総面積が目まぐるしく変わっています。

伺います。

(1)、事業概要の変遷とその要因について。

(2)、事業遂行上の問題は何か。どのように対処しているか。

5、白比川改修事業について。

北谷町を流れる県の二級河川白比川改修事業について、昨年9月定例会で質問し、事業のおくれの原因が米軍施設の移転補償に起因するものであることがわかりました。また、洪水被害に対処するための暫定的な対策について、北谷町と調整の上、その後、地域住民への説明会を開催するとの答弁がありました。基地絡みで防衛局も関係することから、10月下旬に照屋寛徳衆議院議員と一緒に県の河川課と地元北谷町関係者などで会議を開き対応を協議しました。去る6月3日には、北谷町役場で説明会が開かれたとのことです。

伺います。

(1)、説明会の目的は。

(2)、米軍の返還条件(案)と米国防総省の建物におけるテロ対策最低基準について。

(3)、県の対応方針を伺う。

よろしくお願いします。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

[知事 仲井眞弘多君登壇]

○知事(仲井眞弘多君) 瑞慶覧議員の御質問に答弁

をさせていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、鳩山前総理辞任の見解についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

鳩山前総理は、「政治と金」や社会民主党の連立離脱などの問題により辞任されたものと考えております。また、普天間飛行場移設問題について、当初「最低でも県外」と発言されたにもかかわらず、5月28日の日米共同発表で「代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する」とされ、県民に大きな失望を与えたことはまことに遺憾であります。

同じく政治姿勢の中で、福島社民党党首の評価いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

福島党首におかれましては、少子化担当大臣として認可外保育施設の認可化に向けた施設整備上限額の引き上げやスタディ・グループの提言など待機児童対策に大変御尽力されました。感謝いたします。

そして、普天間飛行場移設問題につきましては、三党連立政権で合意された沖縄県民の負担軽減の観点から県外移設によく取り組まれました。

次に、米軍基地問題に関して、嘉手納基地の訓練激化による住民への影響についてという御質問にお答えいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加えて、F22戦闘機の一時配備などにより依然として目に見える形で負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県といたしましては、外来機、そして常駐機にかかわらず米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減を図られるよう、米軍及び日米両政府に対し強く要請したところであります。また、軍転協や渉外知事会など関係機関と連携を図りながら、引き続き基地負担の軽減について日米両政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

同じく米軍基地に係る御質問の中で、米軍の綱紀粛正内容と県の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る6月11日にロブリング在日米軍沖縄地域調整官から、沖縄に駐留する全米軍人について、午前0時から午前5時までの間における基地外の酒類提供施設への出入り禁止、そして巡回パトロール範囲の拡大、新

規配属隊員向け教育の対象範囲の拡大など、米兵による事件・事故の再発防止策が発表されました。

県は、米軍基地に起因する事件・事故は1件たりともあってはならないと考えていることから、当該措置の検証を含め、実効性のある再発防止策が講じられるべきであり、今後、その効果を見きわめてまいりたいと考えているところでございます。

それから白比川改修事業について、県の対応方針いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

白比川の河川改修事業につきましては、平成20年度に用地買収は完了しておりますが、米軍施設の一部返還協議が難航いたしていることから、河川拡幅工事に着手できない状況にあります。このため、県といたしましては、今年度、上流側に暫定的に遊水池を設けるとともに、河道に堆積しました土砂の撤去を行い、浸水被害の軽減を図りたいと考えております。

今後とも地元北谷町の協力を得ながら、早期整備に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢につきまして、現政権と辺野古沿岸推進派との接触についての見解との御質問にお答えいたします。

県としましては、御質問の政府と名護市の方々との面談等については事実関係を承知しておりません。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、地元とはどこを指しているかとの御質問にお答えいたします。

米国政府の意向については承知しておりませんが、地元とは、県・市町村及び区などを指すと理解しております。

次に、県議会前に英字訳の表示板を設置することについてとの御質問にお答えいたします。

本年は、日米地位協定締結50年目という節目の年であることから、県としましては、地位協定見直し等、沖縄の基地問題解決促進のため、情報発信等を強化してまいりたいと考えております。

その一環として、去る6月1日より県民広場に設置されている電光広報塔を活用し、地位協定見直し等について情報発信を行っているところです。また、本県の基地問題に関し、ホームページ等において英語の情報発信を行うことについても内容を充実させていきたいと考えております。

これらの措置により情報発信について一定の効果があるものと考えておりますが、県議会庁舎前に表示板

を設置することは貴重な御提言として承り、県議会事務局とも相談してまいりたいと考えております。

次に、外来機と訓練移転の実態についてとの御質問にお答えいたします。

嘉手納飛行場への外来機の飛来状況については、米軍から公表された情報によれば、岩国、三沢、韓国オサン、グアム、アラスカ及び米本土の基地から多数飛来しております。

米軍再編に伴う一部訓練の移転につきましては、防衛省によれば、平成19年3月からことし5月末までの嘉手納飛行場からの訓練移転は10回実施されており、日数は延べ58日間、移転訓練を行ったF15戦闘機の機数は延べ46機となっております。

次に、三連協など各自治体と県の対応についてとの御質問にお答えいたします。

嘉手納飛行場から派生する諸問題の解決を図るためには、同飛行場の周辺地域の住民や自治体の理解と協力を得ることが不可欠であり、政府は、地元の要望等を受けて日米間で協議し、その実現に努めるべきであります。嘉手納町、沖縄市、北谷町から成るいわゆる三連協が米軍等に対して使用協定締結等についての要請を行っていることは承知しております。

県といたしましては、地元自治体の対応も見守りながら、日米両政府が地元の要望の実現に努めるよう、地元市町村及び軍転協等と連携していきたいと考えております。

次に、任意保険加入状況の抜き打ち検査につきましてお答え申し上げます。

米軍関係者の私有車両の任意保険加入状況の抜き打ち検査について米軍に照会したところ、検査は部隊レベルで実施しているが、その詳細については明らかにできないとのことでありました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 基地外を走行する米軍車両のナンバープレートについてお答えいたします。

自動車の登録及び自動車登録番号標——いわゆるナンバープレートでございますが——の表示につきましては、道路運送車両法で一般に義務づけられているところではありますが、米軍車両につきましては、地位協定10条2項により、合衆国軍隊及び軍用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標または個別の記号を付さなければならないと規定され、さらに地位協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律により、米軍車両については、自動車の登録義務及び

自動車登録番号標の表示義務の適用が除外されているところであります。

したがいまして、ナンバープレートの不備について、警察の取り締まりの対象外となっております。ただし、一般道を通行する米軍車両の車体から番号標が落下する現実のおそれがあるような場合には、道路交通の安全とのかかわりが生じますので、そのような車両の通行を現認した警察官は、当該車両の停止を求め必要な指導を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政について、台湾からの入域観光客数と外国人観光客数に占める割合及び沖縄から台湾への観光客数の5年間の推移について一括してお答えいたします。

平成21年度の台湾から沖縄への入域観光客数は9万9000人となっており、全外国人観光客数24万6200人に対し40.6%となっております。また、沖縄から台湾への観光客数については正式な統計はありませんが、中華航空によると、平成21年度の沖縄から台湾への航空利用者数6万6000人のうち、3割強の約2万人を県民利用と認識しているとのことでございます。

同じく観光行政について、沖縄在住華僑の人口と帰化人口についての御質問にお答えします。

台北駐日経済文化代表処那覇分処及び琉球華僑総会に確認したところ、沖縄在住華僑は推定約2万人であり、そのほとんどが帰化しているとのことでございます。

同じく観光行政の中の、「美ら島沖縄総体2010」における観光分野の取り組みについての御質問にお答えします。

美ら島沖縄総体は、選手、監督及び関係者を含め約3万6000人の来県が見込まれており、県ではさまざまな機会をとらえ、来県者に向けた観光PRを行うこととしております。

具体的には、昨年6月からリハーサル大会として行われている各種競技会において、プログラムへの広告掲載や観光パンフレット等の提供を行っております。また、来県時の歓迎ムードを高めるため、那覇空港ターミナル内での歓迎看板設置や、沖縄産業支援センターでの歓迎懸垂幕の掲出等を行うこととしております。

大会期間中においては、総合開会式会場にブースを出展し、沖縄観光を強力にPRするほか、スポーツ・コンベンションに関するパンフレットを配布して、県

内スポーツ環境のPR等を行う予定としております。

このような取り組みを通して大会の盛り上げに寄与するとともに、参加者・関係者を将来のリピーターにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 観光行政についての御質問の中で、与那国、石垣空港—台湾間の飛行経路短縮に至る経緯と内容についてお答えいたします。

これまで、石垣市町会は、平成21年4月には台湾政府交通部、5月には日本政府の国土交通省や外務省等に対し、経路短縮に係る要請活動を展開してきました。

県としては、産業振興公社台北事務所と連携し、石垣市町会に対して台湾政府への要請活動のサポートや情報提供を行ったほか、国土交通省への働きかけを行ってまいりました。

こうした取り組みの結果、財団法人交流協会と亜東関係協会との間で、平成22年7月末より飛行短縮が実現することが合意されました。短縮の効果としては、石垣—台湾間では約4分、与那国—台湾間で約20分の飛行時間の短縮がされる見込みです。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 中城公園整備事業についての御質問で、事業概要の変遷とその要因についてお答えいたします。

中城公園は、平成8年度に公園面積約88ヘクタールで都市計画決定されており、その後、台グスク地区及び電波観測所跡地を区域に取り入れ、面積を約99ヘクタールに計画変更しております。

整備については、平成9年度に事業認可を受け、その後、幅広い意見を反映させるために設置した「中城公園基本設計検討委員会」の検討結果等を踏まえ、総事業費約425億円、事業期間を平成28年度までとし、鋭意整備に取り組んでいるところであります。

同じく中城公園整備事業についての御質問で、事業遂行上の問題と対処についてお答えいたします。

事業遂行上の問題点としては、旧ホテル跡地と自動車学校の用地補償等の課題があります。旧ホテル跡地については、抵当権が多数設定されていることや、地権者が事業採択前の文化財指定に伴う補償に対して不満があること、また、自動車学校については、移転に伴う代替地の確保が困難であること等から、地権者と

の交渉が難航している状況であります。

現在、中城村、北中城村を交えて定期的に「中城公園整備促進連絡会」を開催し、課題解決に向け地元の協力を得ながら取り組んでいるところであります。

次に、白比川改修事業についての中で、説明会の目的についてお答えいたします。

白比川の河川改修については、左岸の米軍施設側への拡幅が必要であるが、米軍施設の一部返還協議が難航していることから、当面の措置として上流側に遊水池を設置するため、北谷町と地元住民へこれまでの米軍との協議状況の報告と暫定工事に対する理解と協力を得ることを目的として説明会を行ったものであります。

同じく白比川改修事業についての御質問で、米軍の返還条件とテロ対策最低基準についてお答えいたします。

米軍からの返還条件の主な点は、キャンプ瑞慶覧内の福利厚生関連施設を完全な機能をもってキャンプ・ハンセンに移設することです。また、国防総省の建物におけるテロ対策最低基準とは、建物分類ごとに管理境界線から建物までの離隔距離などの基準を定めたものであり、当該施設の離隔距離は45メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 再質問を行います。

まず、知事の政治姿勢の(5)、表示板についてですが、これはこれまで県庁前とか空港前とか、また県議会前といろいろあったんですけれども、県議会の敷地内であれば、これは県議会で意思決定すれば設置は可能なんではないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時53分休憩

午後4時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 電光掲示板ですか、ああいう形でやってもなかなかやはり見ないというのか、県議会前というのは目立つんですね。観光客も多い。やはりそういう中でより具体的に日米地位協定も県議会の意見書も一致した総意ですから、そこはやはり前に目立つところにちゃんと、外国人の観光客もいますのでアピールする必要があるんじゃないかということを思っております。

次に、米軍基地問題について。

綱紀肅正についてですが、教育内容につい

て、県はどういうふうに関与しているか。また、そういった現場も確認しているのか伺います。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） お答えいたします。

教育内容等につきましては、米軍として取り組んでいるところですが、その内容につきましては、米軍あるいは米政府、沖縄県・市町村等が参加しております協力ワーキングチームでその報告を受けることになっております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 確認というか報告、そういったのは具体的にはどういう報告を受けていますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 最近で言いますと、6月に四軍調整官が地域調整事務所で発表いたしましたいわゆる事件・事故の防止策といったものの説明がございます。ただ、県としましては、そういう説明を受けた上で、そういう会議も含めまして、その実効性も含めて確認をしていこうということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 最近、軍属の少年による事件も多いんですけれども、そういった学校関連での指導体制というのはどうなっていますか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 御質問の趣旨が私どもに関連するものですからお答えしますが、ことしからいわゆる向こうのアメリカンスクールというんでしょうか、何校かございますので、その中学校、それから高等学校に対しまして、非行防止教室を実施している最中でありまして、内容的に大変好評でございます。できればまた来年も時期を見て続けていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 次に、米軍車両のナンバープレートの不備についてですが、これは警察の対象ではないということですので、知事公室になると思うんですが、容易に識別させる明確な番号・記号の設置が規定されているとしながら、特例で登録番号表示が適用除外となっているということですが、とてもわかりづらい。普通、私たちはそういう事故とか何かあったら、確認するためにやはりナンバープレートを確認しますね。そういうことでやはり事件・事故というのが結構起きているわけですから、ちゃんと確認できるようなプレート設置を求めていく必要があるんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時58分休憩

午後4時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） お答えいたします。

合衆国軍隊及び軍属用の公用車両に関する日米地位協定第10条2に関しまして、平成8年3月の日米合同委員会で、米軍の公用車両は、日本の公道または私道において運用される際には、番号標をつけることが合意されております。

外務省によりますと、米軍の公用車両が合衆国軍隊の施設及び区域外で番号標をつけずに運用されている場合は、これに違反していることになるとのことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 次に、(6)番の任意保険の抜き打ち検査ですけれども、先ほどこれは明らかにできないと、軍のほうは言っているんですけれども、これは三連協の野国北谷町長と沖縄市長が要請した中であつたと思うんですけれども、明らかにできないなら何も意味がないんじゃないかなと。そういう抜き打ち検査をするとは言っているんですけれども、明らかにしてもらえないと意味がないんじゃないかと思うんですけれどもね。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 平成8年12月のSACO最終報告におきまして、米側は平成9年1月から米軍人・軍属等に任意自動車保険に加入させることを決定したとされております。米軍によりますと、基地内での車両の登録時や納税時などのほか、憲兵隊による臨時のチェックがあり、違反者に対しては降格、罰金等の罰則が科されるとのことであり、実効性はあるものと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 ぜひ報告を求めていると思います。

次に、知事からもわざわざ答弁いただきましたけれども、白比川の改修事業についてですけれども、やはり米軍施設もはらんしたときに一番被害を受けるんですけれども、この今回対象となっている5施設のうち、工事にかかるのは1施設でほんのわずかなんですね。ところが、米軍の要求は、築50年以上もたっている老朽施設をすべてキャンプ・ハンセンに移動するようにと。県の試算では5億円とも言われておりますけれども、本当にこんなばかな話はないと思うんですよ

ね。総事業費17億で、用地費はもう既に10億執行済みで、残り7億。そこで米軍の言いなりになって移転を補償したら2億円しか残らないと。これではちゃんとした工事はできないと思うんですよ。地元住民は、先ほど知事からありましたけれども、暫定的な遊水池による工法はとても不安視しているんですね。やはり本来のあるべき改修を望んでおります。

知事、この問題はもはや県の土木事業の域を超えて、もう政治的なレベルの決着が必要ではないかと思うんですけれども、ぜひ知事、北谷町長と一緒に動いていただきたいというふうをお願いを申し上げます。答弁よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） お答えいたします。

白比川につきましては、議員おっしゃるとおり用地買収はもう済んでおりまして、あとは移転の協議が整ってないということでございますので、県のほうとしましても何とか費用の件もありますけれども、キャンプ瑞慶覧内に移設ができないかという申し入れもしてございます。そういうことで、まだ暫定的ではありませんけれども、遊水池を設けて少しでも浸水被害の軽減に努めたいと考えております。もちろん本格的な改修についても早期にできるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 やはり住民の生命財産にかかわることですので、本当に早く工事をしていただきたいと思います。

次に、観光行政について。

台湾・沖縄交流事業ですけれども、沖縄から先ほど中華航空の大まかなそういった把握ということで報告があつたんですけれども、やはり観光にしる物流、交流にしる、一方通行では続かないと思います。やはりここは対等なそういう関係を築くためには、受け入れだけのそろばんじゃなくて、こちらから出す側もしっかりと把握する必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 正式な統計は今のところございませんけれども、2001年から日本人の出入国についてカードを書く必要がなくて、入国管理所でもやはり日本人の渡航先の行き先というのはきちっと把握できないような状況でございます。その件は御指摘のとおり、台湾との交流をこれから深めていきたいと思っておりますので、数字の把握に努めていきたいと思っ

ております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 7・28美ら島沖縄総体についてですけども、先ほど観光商工部長からありましたけれども、結局のところリピーターにつながるような取り組みというのは感じられないんですね。私は、これはぜひ広げていきたいということで、まず地元でそれをやってもらわないとということで、北谷町で取り組みできないかということで植栽をお願いしたら、そんなに予算のかかるものでもないのやりましょうということになったんですよ。ぜひ議員の皆さんにも、本当に地元で、これは植栽だけじゃなくて別の取り組みでも構いませんので、みんなでリピーターにつながるような取り組みをお願いしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 皆さん、こんにちは。

本日最後です。最後の人が立つと元気になりますよね、もう終わりかということで。参議院選挙もさなかですから一般質問パスしようかと思ったんですが、基地問題で逃げていると思われるから絶対やれとしりをたたかれまして、やることになりました。この間、大変右からも左からも批判されておりますけれども、そういう中でやはり県連の気持ちをよくわかってくれたのは、かつての政権与党の自民党の皆さんでした。優しい言葉をかけていただきました。ということで、きょうはもうこれから自民党席から野次は飛ばないだろうと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

初めに、知事の政治姿勢について伺いいたします。

(1)、知事は、鳩山前政権における普天間基地移設問題への取り組みとその結果についてどのように感じておられるのか伺いいたします。

(2)、菅直人政権の普天間問題に対する方針に知事はどのような姿勢で臨まれるおつもりでしょうか、お聞かせください。

(3)、久米島町の鳥島射爆撃場返還要請については、今後どのような展開になると予想されるでしょうか。この問題の見通しをお伺いいたします。

(4)、嘉手納町が求めている基地使用協定の締結についてはどのような認識を持っておられるのかお聞かせください。

(5)、日米地位協定の改定について、今後の取り組みをどのように考えておられるのか伺いいたします。

次に、公共交通の整備について伺いいたします。

(1)、県が実施した鉄軌道可能性調査の結果を受けて、今後、国には鉄軌道導入に向けた働きかけをどのように進めていくのでしょうか。

(2)、県内における鉄軌道導入のための協議会を立ち上げるべきではないでしょうか。

(3)、南北縦貫鉄道計画とモノレールの延伸との関係はどのように整理されるのか伺います。

3番目に、人材育成と教育の充実について伺いいたします。

(1)、幼稚園における2年保育と3年保育について伺います。

本県の公立幼稚園において2年保育と3年保育の必要性を指摘し求めてまいりましたが、今日までの取り組み状況はどうなっているのか伺いいたします。

(2)、公立高校の授業料が実質無償化されることによる効果と、今後残される家庭の負担にかかわる課題はどのようなことがあるのか伺います。

(3)、中国は今後本県の将来に大きな影響を及ぼす国となる可能性があります、そのことを見据えた人材の育成はされているのでしょうか、伺いいたします。

4番目に、今月17日に東京において経済産業省と沖縄県、米エネルギー省、ハワイ州の4者が沖縄とハワイを拠点に共同で新エネルギーや再生可能エネルギーの研究、開発に取り組むとする覚書が交わされましたが、このことは久米島町が取り組んでいる海洋温度差発電の事業計画にどのような推進効果を期待できるものなのでしょうか。

最後に、県花であるデイゴの害虫被害の状況と対策についてはどのようになっているのか伺いいたします。

いろいろと重なる内容もございますが、通告どおり質問させていただきます。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 新垣安弘議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、鳩山政権の普天間基地問題への取り組みについての所感についての御質問にお答えいたします。

鳩山前総理は2度来県されましたが、普天間飛行場移設問題につきまして、当初「最低でも県外」と発言

されたにもかかわらず、5月28日の日米共同発表で「代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する」とされ、県民に大きな失望を与えたことはまことに遺憾でございます。

次に同じく政治姿勢の中で、菅政権の普天間飛行場移設問題への対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県としましては、地元の了解を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県としましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そしてどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか合理的な説明を行うべきであると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢につきまして、鳥島射爆撃場返還についての御質問にお答えいたします。

鳥島及び久米島射爆撃場の返還並びにホテル・ホテル訓練区域の一部解除につきましては、これまで累次にわたり要請をしております。

鳥島射爆撃場につきましては、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であると考えております。沖縄防衛局においては、鳥島射爆撃場の現状を把握するため、地形図等の作成を実施すると発表しております。

県としましては、引き続き当該空域・水域の一部解除や返還につきまして、久米島町、漁業関係団体、軍転協等とも連携しながら、あらゆる機会を通じ日米両政府に求めていきたいと考えております。

次に、基地使用協定に対する認識についてお答えいたします。

嘉手納飛行場から派生する諸問題の解決を図るためには、同飛行場の周辺地域の住民や自治体の理解と協力を得ることが不可欠であり、政府は地元の要望等を受けて日米間で協議しその実現に努めるべきであります。

県としましては、地元自治体の対応も見守りながら、日米両政府が使用協定締結に努めるよう、地元市

町村等と連携していきたいと考えております。

日米地位協定改定についての今後の取り組みについてお答え申し上げます。

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から50年が経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわなくなっていること等から、沖縄県におきましては、11項目にわたる抜本的な見直しを要請しているところでございます。

昨年、知事が渉外知事会副会長として訪米した際には、米政府機関等から環境問題について前向きに検討したい旨の発言があり、一定の前進があったと考えております。また、菅内閣においても「日米地位協定の改定を提起する」としております。ことしは日米地位協定制定50年の節目の年であり、県としましては、シンポジウムの開催を初めとする情報発信を行うとともに、渉外知事会等とも連携しながら、地位協定の見直しに向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 公共交通の整備についての御質問の中で、鉄軌道導入に向けた国への働きかけについてお答えいたします。

県土の均衡ある発展、交通渋滞の緩和、基地跡地の整備、観光振興、環境負荷の軽減を図るためには、鉄軌道の導入を含めた県内公共交通の基本的なあり方を検討する必要があります。県においては、昨年、中南部都市圏における新たな公共交通システムを調査し、その課題と可能性について整理しております。また、国においても鉄軌道に関する調査が今年度から開始されることとなっております。鉄軌道導入については、県民の利便性が向上する反面、建設コストや維持コスト等の問題もあることから、県では、国が行う調査も参考にしながら、今年度から行う「沖縄県総合交通体系基本計画」の見直しの中でさらなる検討を進めてまいります。

次に、鉄軌道導入のための協議会についてお答えいたします。

県では、今年度から行う「沖縄県総合交通体系基本計画」の見直しの中で、鉄軌道の導入についても検討しておりますが、検討に当たっては外部有識者で構成する委員会を設置し、幅広い知見を取り入れていきたいと考えているところでございます。

次に、鉄軌道導入とモノレールの延伸の関係について

てお答えいたします。

鉄軌道の導入については、県土の均衡ある発展、交通渋滞の緩和、中南部都市圏の都市構造のゆがみを是正し、県土構造再編にもつながる大きな役割が期待されております。一方、モノレールは、自動車等からモノレールへの乗りかえを促進し、那覇都心部における渋滞緩和を図るとともに、沿線区域のまちづくりを支援する役割が求められており、現在その延長が検討されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは人材育成と教育の充実についての御質問で、本県の公立幼稚園における2年保育と3年保育の取り組み状況についてお答えいたします。

幼稚園は、希望する満3歳からの幼児を受け入れることが学校教育法第26条に示されております。3年保育は、就学までの3年間の長期的な見通しを持った教育が図られるため、幼稚園教育要領を踏まえた幼児教育の推進を平成15年度策定の「幼児教育振興プログラム」の中に位置づけ取り組んできました。しかし、2年保育・3年保育の実施率については、本県の歴史的背景や設置者である市町村における施設・設備や人的配置等の財政面並びに私立幼稚園との共存のあり方等の理由により、全国平均に比べ低い状況にあります。

県教育委員会としましては、平成21年度策定の「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」にも位置づけ、今後とも促進を図っていきたいと考えております。また、幼児のふさわしい発達を保障するために、全国都道府県教育長協議会等を通して幼児教育における地方交付税措置の充実や3年保育の機会均等化を図ることを国へ要望しているところであります。

次に、公立高校授業料無償化の効果等についてお答えいたします。

公立高校においては、これまで授業料及び学校徴収金等の保護者負担がありました。そのうち授業料が無償化されたことによって家庭の教育費負担が軽減されるとともに、経済的理由によって就学が困難な生徒にとっては、就学機会の拡充が図られるものと考えております。

次に、中国との交流を見据えた人材育成についてお答えをいたします。

中国は現在、グローバル経済の進展の中で、世界から注目される発展を遂げております。本県では、アジア・太平洋地域の持続的発展に寄与する地域の形成を

目指して国際交流等を推進しているところであります。

県教育委員会としまして、21世紀の国際社会に貢献できる国際性や創造性に富む人材の育成を図るため、中国語を学び、中国文化への理解を深めることは大きな意義があると考えております。県立高等学校においては、中国語を学習している学校が18校あり、中国への短期語学研修の実施や長期留学生を受け入れるなど、中国語の学習や交流を通して中国と沖縄のかけ橋となる人材の育成に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 日米の新エネルギー開発協力の覚書の中の、海洋温度差発電事業計画の推進効果についての御質問にお答えします。

日米両政府、沖縄県、ハワイ州の4者は、6月17日に「クリーン・省エネルギー開発と発展に関するハワイ州・沖縄県のパートナーシップに係る協力覚書」に署名しました。本覚書では、海洋温度差発電について記述されておりませんが、新エネルギー分野における共同研究の可能性等について検討したいと考えております。久米島町では、ことし3月から海洋温度差発電と海洋深層水の複合利用を図る可能性調査に取り組んでおり、ハワイ州においても海洋深層水の取水施設が稼働しているほか、過去には海洋温度差発電の実証試験が行われた実績があります。このような背景を持つ沖縄とハワイが今回の協力覚書を契機に協力していくことで久米島町が実施している調査が深まり、町の取り組みがより進展するものと期待しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） デイゴの害虫被害の中で、デイゴヒメコバチ被害の現状と対策についてお答えします。

デイゴの被害は、デイゴヒメコバチが若い葉や茎に産卵し虫コブを形成するため、成長阻害や開花不良が生じ、被害が著しい場合は立ち枯れることがあります。県内におけるデイゴの被害は、平成17年に石垣市で初めて発生が確認され、現在、県内全域に広がっております。

デイゴヒメコバチの防除については、県森林資源研究センターにおいて、発生数や発生時期等の調査を踏まえ、薬剤散布や薬剤樹幹注入による試験を行い、防除法を確立しております。防除対策については、緊急

雇用創出事業による薬剤散布や薬剤樹幹注入を実施するとともに、寄生している枝の除去を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 知事にお伺いいたします。

先ほど鳩山前政権への御感想と、菅直人政権へどう向き合うかということをお伺いいたしました。両方とも簡単なお答えて、要は県外・国外の期待を高めてそれができない、それに相反する結果を出している、まことに遺憾であるということですね。

私は同じ党に所属する者として、特に鳩山前首相に対しては沖縄県民としてすごく胸の痛い思いがあるんですね。というのは、やはり自民党の政権でもそうだと思うんですが、中央の政界で活躍する人の中で沖縄に思い入れのある人物というのは沖縄にとってやはり大事なんですね、必要なんです。鳩山前首相にしても菅首相にしても、どちらかというと民主党の中では沖縄によく足を運んでよく県連との交流も持たれた方なんですね。そういう意味で結果がこういう結果になって責められている状況でこれは胸が痛いんですが、政治ですから、結果がある意味ですべてだということもあると思います。私自身もこの問題に関しては、さまざまな交渉の中でいろいろと各大臣の発言とかもあって、いろいろありましたけれども、経過が問題ではなくて結果が問題だとそう申し上げてきたんですが、結果が一応こういうふうになっていると。

じゃあその鳩山前総理がもたらした結果は、本当にその日米合意のようなことで終わってしまったのかというと、私は必ずしもそれだけではないと思うんです。これは同じ立場ですから言わせてもらいますが、鳩山政権がこの問題で8カ月間奮闘する中で、その前とその後と何が変わったのかと、変わったものはあると思うんですね。その1つは、自由民主党の県連も県外・国外を今では言うようになっていきます。そして知事も政権前のスタンスと、今の辺野古への移設の問題に対する発言は微妙に違っていると思います。そして県民大会にも参加されました。

ここで一つお伺いしたいんですが、知事が県民大会への参加を決断された理由というのは大きく何が理由だったんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時29分休憩

午後5時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） どうして県民大会へ出たかという御趣旨の御質問だったと思うんですが、基本的にはやはり県民が期待した県外へ、しかも史上初めてかもしれません、政権をとった政党、そして内閣の総理大臣が公約以上の重みで県外へとおっしゃっている。これはもしかすると、そういう方向に物事が推し進められるのではないかという期待は県民にもあったし、私も県内やむなしという立場は1月の終わりごろまでとっておりましたが、これは前に進む可能性あるかもしれないという期待がありました。これはある意味で県民もいろんな思いだったと思うんです。

そういう中で、県議会の全政党支部の先生方が全員で県外へといいますが、幾つかの表現はありましたけれども、そういう思いをなされ、いろんな首長さんがほとんど全員参加された中で私もかなり迷ったのは、サイレントマジョリティーとはいいいませんが、いろんな考えの人が世の中にはやっぱりおられるんで、そういう中で県知事はそのどちらの態度をとるべきかというのは実はかなり悩みましたが、いずれにしても普天間基地につきまとう危険性の除去ということと、やっぱり大幅な基地負担の軽減というのは、あの県民大勢の皆さんと一緒にやってこれはきちっと訴え、そして固定化はとてどもだめですよという特に固定化議論というのは出ていましたから、固定化もだめでこれは政府はしっかりやってもらいたい。そして鳩山さんの政権公約に沿った形でそれは進めてもらいたいという私の思いを申し上げに出席をさせていただきました。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 鳩山前総理が県外・国外を言ったから、いわゆる県民の県外・国外へのその思いに、世論に油を注いで火がついたとそういうふうに思っています。それが全国的な大きな問題となって沖縄のこの基地問題がこれだけずっと全国のメディアでも放送されました。

私ども日米合意はされたんですが、県連としてはこの問題はもう終わったとは思ってはいません。ですから、県外・国外のその旗も主張も県連としてはおろしてはないんです。これは今後この普天間の移設の問題を通して日本の安全保障の問題を国民がどう考えるか、そこを突きつけていく、そういう問題でもあるでしょうし、沖縄に対して全国民がどう向き合うのかとそれを問いかけるそういう問題でもあると思うんです。そういう意味で、本部にも8月に移設先、設置先、そして工法の問題が来るけれども、これはそのままでは無理ですよと、ずっと言い続けています。特に、また知事選が終わるまではこれはだめでしょう

と。そして地元の合意がない限り、辺野古の海を埋めることはまず無理でしょうと、ずっと今言い続けています。そういうことを私どもやっているんですが、ちまたでは政府が知事選挙に向けて、要は政府の意向に沿う知事が欲しいとそういう思いもあって仲井眞知事に期待をかけている節もあるというのが聞かれるんですが、そこら辺知事はどういうふうに思っておられるのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の前半の話というのは、身につまされる話で、私もかなり理解できますし、かなり正直におっしゃっておられて理解できますが、後半のほうはどちらかといえば少し勘ぐりのような印象を受けまして、私のほうではコメントは差し控えたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 民主党も本部と県連とでねじれが生じています。自民党もそうでしょう。民主党本部と自民党が言っていることとはほぼ辺野古に関しては似通っていると、そういう状況ですから、この問題は本当に複雑にこれから推移していくと思うんですが、私ども県民の、沖縄問題というのは各党のあれではなくてやはり党派を超えてやっていくべきことだと思いますので、また頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

時間もありませんので、久米島の温度差発電の件についてお伺いいたします。

知事、東京で調印式されてきたと思うんですが、この新聞記事なんですけどこう書いています。日米両政府は7月にも沖縄・ハワイ両地域に官民合同の視察団を派遣すると。実施計画されている事業を互いに調査し、協力が可能な実証事業の内容を決めると。7月に来るというふうになっているんですね。それが本当にそうなのかということと、あともう一点、これは前の定例会のとき私知事にもお見せしたんですが、いわゆるロッキード社が温度差発電に取り組んでいると、それをハワイと沖縄で展開したいと。沖縄にとっては数千人規模の雇用の創出が期待できると、日本政府への売り込みを始めていると。このロッキード社のこの問題、前にもここで取り上げたんですが、これもあって今回のこの日米のこの間の調印にも至っているんじゃないかという思いもするんですが、そこら辺について知事のちょっと御感想をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 観光商工部でももう少し詳しく聞いている部分があるかと思うんですが、私が聞

き及んでいる分について申し上げますと、確かに今4者で調印はいたしました。そして今こういう時代で、世界じゅうでリニューアブルなエネルギーであるとかクリーンエナジーであるとかいろんな話が出ております。そして油や石炭がここまで上がってくると、代替のエネルギーが開発しやすいという状況にあって、特にアメリカと日本の間ではいろんな技術システムが似通っているというような面もあり、さらにまた環境条件がハワイと沖縄はかなり似ているというような面もあって共同研究が可能だろうとこう言われてきて久しいわけですが、こういう具体的なことにとりあえず取りかかろうと。しかし、さらに具体的にそれぞれの地域でもっと研究開発するターゲットをぎゅーっと絞っていかないと、なかなか言葉だけのただ協力になりますから、そういう意味で政府がその種といいますか、ネタをきちっと拾い上げて意味のある技術開発のテーマを決め、目標を決め、やっていこうということのために6月とか7月とか言っておりましたけれども、議会もありますから七、八月ごろだと私は思うんですが、具体的なこのテーマ設定のために来ることはなっていると私も聞いております。

そういう中で今度は、議員が御紹介のこの海洋温度差発電については前回も私はお話したかもしれませんが、これも昔から言われている技術開発のテーマではありますが、原理的には非常にわかりやすいんですが、実用にするのに非常に手間と暇と難しい部分があるというのは、海の冷たい水と上のほうの温かいものとの間で熱交換をしてそれをタービンに入れて、発電機を回して電気を出すという原理。原理は非常に簡単ですが、なかなかこれを大規模にやるには、海というのはみずからの動きが非常に物すごい動力というかエネルギーを持っているものですから、なかなかそれに耐える構造物がつかれないというのが昔からのあれだったんですが、おっしゃるようにこのロッキード社というのは技術の先端を行っていますから、新しいものを出してきたのか私もよくわかりませんが、いろんなアメリカ系の技術先端企業においてロッキード社、また先日は読谷出身の方でやっぱりそういう分野でかなりの能力者の方が見えておられました。いろんな形で実はこの共同研究が世界に散らばっているウチナンチュも含めてこういう分野で頑張っている人たちの関心と呼び、またいろんな企業が関心を持って参加ないしは提案してくる可能性がありますから、これからの発展はかなりおもしろいものになるのではないかと考えております。また県もいろいろ対応できればと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 知事、ことしに入ってますね今年度かな、久米島町に総務省の緑の分権の調査費、プロジェクトで3000万の調査費がついているんですね。この温度差発電の関係で久米島町に3000万円ついてます。あとロッキード社の温度差発電に関する技術なんですけど、これは佐賀大の上原先生という方の技術を使ってやっているそうです。この深層水の予算に関しては、取水管が物すごく金がかかるらしいんですね、取水管が。その取水管は日本のよりもハワイのをやるととても安くつく、そういうこともあります。そしてもう1点、全国に何カ所か深層水の施設があるんですが、久米島だけはフィルターがほとんど汚れないと、久米島は。そういう点でこれをやるにはどこの地域よりも久米島が一番適しているということは、専門家がそう指摘しているところですから、そこはぜひ町だけに任せないで、この事業をしっかりと久米島に誘致するんだと、プロジェクトをとるんだとそういうふうに県としてももう少し踏み出してもらいたいと思うんですが、もう一度御答弁お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時43分休憩

午後5時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の御紹介いただいている件は、県庁でいいですと企画のほうで深層水の部分、そして観光商工部のほうで発電にかかわるエネルギーの部分ということで少しラップしているところと別であるところがあるらしくて、ちょっとこの2部、場合によっては3部合わせて今のお話、ちょっと整理整頓が要るかもしれません。そういうことで、今企画の話ですと久米島町は久米島町で一生懸命なんですって。だけど、これは深層水の部分であって、深層水を使った発電の話も何かまざっているそうですので、ちょっとこれは整理整頓させていただいて、おっしゃるように久米島は私も若いころ、昔々工業技術院にいたころから、実は久米島というのは海洋温度差発電に最も向いている地域だというのは昔からありました、四、五十年前から。ですから、そういう意味でまたリカバリーしてきたなということと、深層水の部分で既に実績がたっぷりあって、そういうのが一緒になって再び浮上したのだらうと思うんですが、ちょっと詳細、いろんな部署でいろんな話が同時に出ているものですから、少し整理整頓させていただいて、久米島町でいい形で研究開発が進んで結果が出るような方

法というのを考えていきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 公室長にちょっとお伺いします。

使用協定の件で先ほど質問したんですが、実現に努めるということでおっしゃっていましたが、この基地の使用協定、これは騒音防止協定が全然守られないからということで使用協定やってほしいということで要請も出ているんですが、これは本当にこの使用協定というのは締結に持っていけるといいますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御質問の使用協定につきましては、嘉手納町が米国政府と日本政府の間で使用協定を結ぶようにという要望だったと承知しております。したがって、これが持っていける見通しというのは確固たるものはないんですが、県としましては日米地位協定の中の第25条関係だったと思うんですが、市町村の自治体の要望を酌み取る仕組みを日米地位協定の中で書き込んでくれという要望をしております。そういった形で市町村が求めている内容についても政府において酌み取れるように努力していきたいということです。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 本土の例えば自衛隊基地ですと、地元の自治体と政府との間に基地の使用協定を結んだりしているんですよ。沖縄の場合、これは米軍基地ですから、日本政府と米軍との間でやろうとしている。それでも使用協定は軍の活動に制限がつくからということで、恐らく米軍はやる気はない、乗り気はないと。そういう中で、政府はこれだけ普天間の問題で今ある意味苦しい立場に置かれていて、沖縄の負担軽減ということを行っているわけですよ。そういう状況の中で、嘉手納は先ほどもずっと質問がいろいろ出ているように外来機がどんどん来て全然負担軽減になっていないと。そういう今だからこそこの使用協定を本気で政府に取り組みせるといえるのか、そういう意気込みが本当に必要だと思いますし、もう1点、これは日本とアメリカの間の騒音防止協定もそうだし使用協定もそうなんです。そういう点では、自治体が置いていかれているんですよ。だから、そこを例えば自衛隊基地のように地元の自治体と政府との間で何らかの協定を結んで、違反があったときに地元が政府に対して協定違反じゃないかという形で強く訴えられるようなそういう仕組みがつかれないかと思うんですが、それについてちょっとお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） おっしゃる内容は、や

はり地元の声が基地の運用者に対して届く仕組みをという御趣旨だと思いますけれども、先ほど来申し上げておりますように、やはり地位協定の中で今そういう仕組みがない状況でございますので、これは県の地位協定見直しの11項目の中でこれまで申し入れているところございまして、日米両政府においては合同委員会におきまして地元市町村の意向を、そういう仕組みをつくっていただきたいというのが県の考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 知事、久米島の射爆撃場の件なんです、これは24年が契約期限切れだと思うんですね。本来ならば20年間の契約、再契約だと思うんです。恐らく久米島町は今回すんなりは契約に乗らないと思うんです。そういう中でただ県から出したんだけど、結局政府も一たんそれをやると言って引っ込めた。そういう状況でもありますから簡単ではないと思うんですね。ただ、これだけ島の形状が変わるようなことをやっていて年間の借地料が180万円、そういうこともあるんですね。ですから、そういう意味で地元は20年の契約期間を10年にするとかそういう形での交渉がこれから始まってくると思うんですよ。ですから、そこは町任せにしないで、そこら辺の問題をすぐに返還というところまで持っていけなくても、地元の立場に立ってよりよい更新ができるように県としても我が事として取り組んでもらいたいと思うんですが、知事の御見解をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 先ほどの使用協定も含め、県として今の時期にしっかりと取り組んでいくべきだと考えておりますし、取り組みたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 最後に1点、鉄軌道の導入に当たっての協議会の件なんです、例えば那覇の平行滑走路の件だと推進協議会がありますよね。その協議会、先ほど結成されるというお答えだったと思うんですが、いつごろをめどに、どれぐらいの規模で結成される計画なのか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 沖縄県総合交通体系基本計画、これを今年度策定をする予定でございますけれども、この委員会の設置は基本的には大学の先生方、専門知識を持たれるその方々を中心にして今考えてございます。この中に有識者として交通関係の方々とかそういうふうなものを入れて、7月、8月ぐらいまでに立ち上げていきたいというふうに考えております。

○新垣 安弘君 以上です。ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時53分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 玉 城 満

会議録署名議員 山 内 末 子